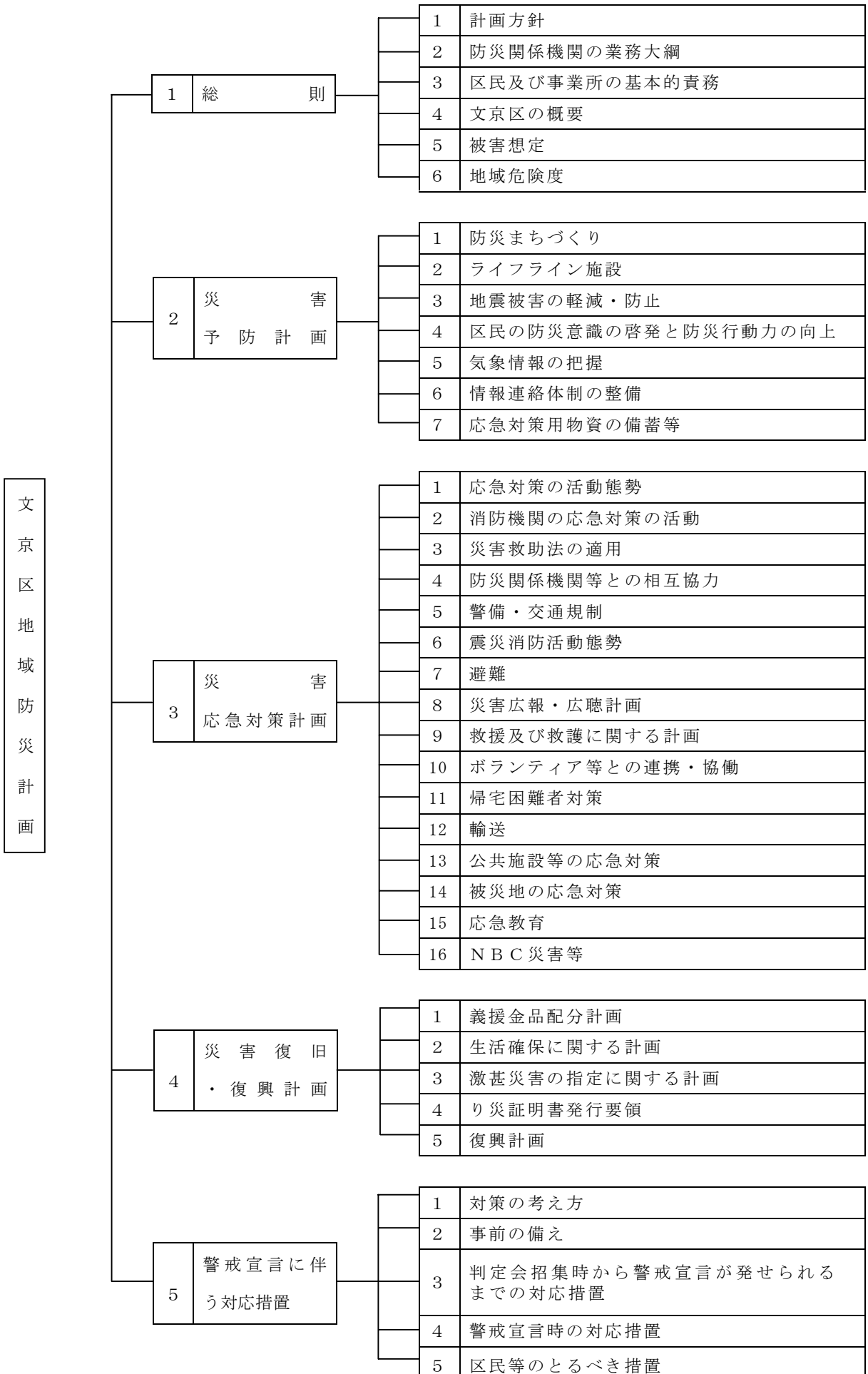


文京区地域防災計画

(平成15年度修正)

文京区防災会議

計 画 の 体 系



地域防災計画 目次

第1編 総則

第1章 計画方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び範囲	1
第3節 計画の目標	1
第4節 計画の修正	1
第5節 他の法令に基づく計画との関係	1
第6節 計画の習熟	1
第2章 防災関係機関の業務大綱	2
第1節 区	2
第2節 都関係機関等	7
第3節 指定公共機関	8
第4節 指定地方公共機関等	9
第5節 公共的団体	9
第3章 区民及び事業所の基本的責務	10
第4章 文京区の概要	11
第1節 地形	11
第2節 面積	11
第3節 人口	11
第5章 被害想定	12
第1節 震災予防・震災応急対策計画の被害想定等	12
第2節 風水害予防・風水害応急対策計画の被害想定等	13
第6章 地域危険度	14

第2編 災害予防計画

第1章 防災まちづくり	15
第1節 基本方針	15
第2節 建造物等の不燃化・耐震化	15
第3節 窓ガラス等の落下防止	17

第4節	がけ・擁壁・ブロック塀の改修	17
第5節	屋外広告物等に対する規制	18
第6節	文化財の防災対策	18
第7節	危険物施設等の保安	19
第8節	公共施設の整備	20
第9節	首都高速道路	22
第10節	都営地下鉄	23
第11節	営団地下鉄	24
第12節	河川等の施設整備	25
第2章	ライフライン施設	27
第1節	基本方針	27
第2節	電気施設	27
第3節	ガス施設	28
第4節	上水道施設	29
第5節	下水道施設	30
第6節	通信施設	32
第3章	地震被害の軽減・防止	33
第1節	基本方針	33
第2節	出火の防止	33
第3節	初期消火体制の強化	36
第4節	火災の拡大防止	38
第5節	救助・救急体制の整備	40
第4章	区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上	42
第1節	基本方針	42
第2節	区民の防災意識の啓発	42
第3節	区民防災組織等の育成強化	43
第4節	総合防災訓練の実施	44
第5節	地域防災訓練の実施	45
第6節	区立学校（園）における安全指導・安全管理	46
第7節	水防訓練の実施	47
第8節	文京区水害ハザードマップ	47
第5章	気象情報の把握	49
第1節	基本方針	49
第2節	気象情報の収集	49
第3節	気象情報の伝達	50

第6章 情報連絡体制の整備	51
第1節 基本方針	51
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制	51
第3節 消防署の通信連絡体制	53
第4節 警察署の通信連絡体制	54
第7章 応急対策用物資の備蓄等	55
第1節 基本方針	55
第2節 飲料水等の確保	55
第3節 食品の確保	56
第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	57
第5節 区の水防応急対策用物資の備蓄	58
第6節 消防署の水防資器材保有状況	58
第7節 警察署の水防資器材保有状況	58

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急対策の活動態勢	59
第1節 区の災害対策本部の活動態勢	59
第2節 区の臨時地震対策本部の活動態勢	60
第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢	62
第4節 監視及び警戒	63
第5節 区の水防活動	63
第6節 本部職員の配置及びサービス	63
第7節 動員態勢の強化	64
第8節 東海地震に対する活動態勢	64
第9節 防災会議の招集	65
第2章 消防機関の応急対策の活動	66
第1節 活動方針	66
第2節 活動態勢	66
第3章 災害救助法の適用	68
第1節 活動方針	68
第2節 活動内容	68
第3節 災害救助法適用手続き	69
第4章 防災関係機関等との相互協力	70

第1節	防災関係機関との協力	70
第2節	自衛隊への災害派遣要請	72
第3節	民間団体等との協力	75
第5章	警備・交通規制	78
第1節	警備	78
第2節	交通規制	78
第6章	震災消防活動態勢	82
第1節	消火活動	82
第2節	救助・救急活動態勢	84
第7章	避難	85
第1節	避難態勢	85
第2節	避難所の開設・運営等	88
第3節	避難場所	90
第8章	災害広報・広聴計画	92
第1節	区の広報・広聴	92
第9章	救援及び救護に関する計画	94
第1節	給水	94
第2節	食品の給与	95
第3節	生活必需品等の給与	96
第4節	医療及び助産	97
第5節	救助・救急活動	100
第6節	保健	100
第7節	防疫及び衛生	101
第8節	災害要援護者	102
第9節	遺体の捜索及び処理	104
第10節	応急住宅対策	108
第11節	労働力の確保	109
第10章	ボランティア等との連携・協働	110
第1節	ボランティア・NPO	110
第11章	帰宅困難者対策	112
第1節	帰宅困難者対策	112

第12章 輸送	114
第1節 輸送車両等の確保	114
第2節 道路障害物除去	117
第13章 公共施設等の応急対策	119
第1節 区施設	119
第2節 電気施設	119
第3節 ガス施設	120
第4節 上水道施設	120
第5節 下水道施設	122
第6節 都営地下鉄施設	123
第7節 営団地下鉄施設	123
第8節 首都高速道路施設	125
第9節 通信施設	125
第10節 郵便局施設	127
第14章 被災地の応急対策	130
第1節 応急危険度判定	130
第2節 がれき処理	133
第3節 土石、竹木等の除去	134
第4節 ごみ処理	134
第5節 し尿処理	135
第15章 応急教育	137
第1節 応急教育方法	137
第2節 学用品の調達及び支給	138
第16章 NBC災害等	140
第1節 NBC災害等に係る対応	140

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 義援金品配分計画	141
第1節 義援金品の配分等	141
第2章 生活確保に関する計画	143
第1節 計画方針	143
第2節 災害弔慰金等の支給等	143
第3節 租税等の徴収猶予及び減免に関する計画	145

第4節	介護保険料、介護サービス利用料の減免等	145
第5節	国民健康保険料の減免等	145
第6節	国民年金保険料の免除	146
第7節	保育所措置費徴収金の減額	146
第8節	融資・融資あっせん計画	146
第3章	激甚災害の指定に関する計画	148
第1節	激甚災害指定の手続	148
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	149
第3節	特別財政援助の交付手続	149
第4章	り災証明書発行要領	150
第1節	り災証明書の発行	150
第2節	証明の範囲	150
第5章	復興計画	151
第1節	復興の基本的考え方	151
第2節	復興計画策定の取り組み	151
第5編 警戒宣言に伴う対応措置		
第1章	対策の考え方	153
第1節	策定の趣旨及び経緯	153
第2節	基本的考え方	153
第3節	前提条件	154
第4節	今後の課題	154
第2章	事前の備え	155
第1節	東海地震に備え、緊急に整備する事業	155
第2節	広報及び教育	157
第3節	事業所に対する指導	161
第4節	防災訓練	162
第3章	判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	166
第1節	解説情報・観測情報発表時の対応	166
第2節	判定会招集連絡報の伝達	167
第3節	活動態勢	168
第4節	判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの広報	170

第5節	混乱防止措置	170
第4章	警戒宣言時の対応措置	173
第1節	活動態勢	173
第2節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	176
第3節	消防・危険物対策	178
第4節	警備・交通対策	182
第5節	公共輸送対策	184
第6節	学校（園）・福祉施設等	185
第7節	電話・電報対策	193
第8節	電気・ガス・上下水道対策	194
第9節	生活物資対策	196
第10節	金融対策	196
第11節	避難対策	197
第12節	救援・救護対策	197
第5章	区民等のとるべき措置	198
第1節	区民のとるべき措置	199
第2節	区民防災組織のとるべき措置	200
第3節	事業所のとるべき措置	200

第 1 編 総 則

第 1 章 計画方針	1
第 2 章 防災機関の業務大綱	2
第 3 章 区民及び事業所の基本的責務	10
第 4 章 文京区の概要	11
第 5 章 被害想定	12
第 6 章 地域危険度	14

第1編 総 則

第1章 計画方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、文京区防災会議が策定する計画であって、区、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び範囲

第1 この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び関係防災機関の処理する事務又は業務を包含する基本的な計画である。

第2 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき区が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3 この計画は、総則、災害予防編、災害応急対策編、災害復旧・復興編、警戒宣言に伴う対応編、資料編より構成される。

第3節 計画の目標

この計画の目標は、地震、洪水、豪雨等の異常な自然現象及び大規模な火災又は爆発等に対処できる態勢の樹立を図るものである。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。各防災機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

区及び各関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

第2章 防災機関の業務大綱

区、都関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

機 関 の 名 称	防 災 事 務 分 掌
-----------	-------------

第1節 区

第1 初動期（初日）

本 部 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置に関すること。 2. 本部の庶務に関すること。 3. 各班との連絡及び調整に関すること。
情 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災行政無線等による情報収集、連絡及び指令伝達に関すること。 2. 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
救 出 ・ 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。 2. 医療、助産及び応急医療救護に関すること。 3. 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
地域活動センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の調査に関すること。 2. 各地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
避 難 所 開 設 班	避難所の開設及び管理並びに避難者の誘導及び収容に関すること。

第2 中期（2日～1週間）

災 対 本 部 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の統括に関すること。 2. 本部の指令及び要請の発議に関すること。 3. 関係防災機関との連絡に関すること。 4. 防災行政無線の管理及び統制に関すること。 5. 被害状況の把握に関すること。 6. 本部長室及び本部会議の庶務に関すること。 7. 他の部との連絡及び調整に関すること。
災 対 情 報 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 2. 本部の指令、要請及び情報の伝達に関すること。 3. 災害対策の予算に関すること。 4. 災害についての広報及び広聴に関すること。 5. 報道機関への連絡に関すること。 6. 災害資料の収集に関すること。 7. 区の区域内の情報収集に関すること。 8. 住民情報システムの被害調査に関すること。

<p>災 対 総 務 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の庶務及び総括に関する事。 2. 他の部との連絡及び調整に関する事。 3. 職員の動員数の把握に関する事。 4. 職員の服務及び食料に関する事。 5. 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 6. 災害時のボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。 7. 男女平等施設、保育施設及び児童施設の連絡及び調整に関する事。 8. 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 9. 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 10. シビックセンターの防災及び維持管理に関する事。 11. シビックセンターの被害調査に関する事。 12. 他の部に属さない事。
<p>災 対 区 民 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。 2. 災証明の発行に関する事。 3. 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握及び報告に関する事。 4. 区民センター、勤労福祉会館、地域活動センター、保養所等所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 5. 住民登録の管理に関する事。 6. 死体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。 7. 救護食料及び物質の調達に関する事。 8. 被災地の環境衛生に関する事。
<p>避 難 所 運 営 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営管理に関する事。 2. 避難所の環境衛生に関する事。 3. 保育施設及び児童施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4. 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。 5. 被災地の環境整備に関する事。 6. 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 7. 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。 8. 生涯学習施設の災害対策及び被害調査に関する事。 9. 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。 10. スポーツ施設の災害対策及び被害調査に関する事。 11. 区立図書館の災害対策及び被害調査に関する事。 12. がけ及び擁壁の応急対策に関する事。 13. 応急仮設住宅の建設に関する事。
<p>医 療 救 護 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産及び応急救護に関する事。 2. 都及び医療機関との連絡及び調整に関する事。 3. 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4. 医療ボランティアの受入れ及び編成に関する事。 5. 防疫及び衛生監視に関する事。 6. 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関する事。 7. 傷病者及び医療スタッフの搬送に関する事。 8. 食品等の衛生に関する事。 9. 飲み水の検査に関する事。
<p>輸 送 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 備蓄物資、救援食料、救援物資及び資材の輸送に関する事。 2. 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。 3. 区有財産の被害調査の統括に関する事。

災 対 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2. 生活必需品等の支給に関すること。 3. 義援金品の配分に関すること。 4. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助金に関すること。 5. 社会福祉団体との連絡に関すること。 6. 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7. 被災者の実態調査に関すること。 8. 生活困窮者の保護及び援助に関すること。 9. 遺体及び行方不明者の捜索及び収容に関すること。 10. 福祉センター及び心身障害者福祉作業所の災害対策及び被害調査に関すること。
災 対 建 築 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。 2. 応急危険度判定に関すること。 3. 建築被害判定調査に関すること。 4. 建築ボランティアの受入れに関すること。
災 対 土 木 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防に係る業務に関すること。 2. 道路、橋梁、公共溝渠等の被害状況調査及び維持に関すること。 3. 緊急道路の啓開に関すること。 4. 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関すること。 5. 飲料水の配送に関すること。 6. 交通安全施設の点検及び被害調査に関すること。
災 対 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設の避難所開設に当たっての連絡及び調整に関すること。 2. 学校及び幼稚園との連絡及び調整に関すること。 3. 児童及び生徒の避難計画に関すること。 4. 東京都教育庁及び文京区教育委員会教育委員との連絡及び調整に関すること。 5. 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関すること。 6. 教育センターの災害対策及び被害調査に関すること。

第3 後期（1週間後～）

災 対 本 部 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の統括に関すること。 2. 本部の指令及び要請の発議に関すること。 3. 関係防災機関との連絡に関すること。 4. 防災行政無線の管理及び統制に関すること。 5. 本部長室及び本部会議の庶務に関すること。 6. 他の部との連絡及び調整に関すること。
災 対 情 報 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧及び復興計画の立案に関すること。 2. 災害救助法の適用による財政措置に関すること。 3. 災害についての広報及び広聴に関すること。 4. 報道機関への連絡に関すること。 5. 災害資料の収集及び記録に関すること。 6. 区内の情報収集に関すること。 7. 区報臨時号の発行に関すること。 8. 被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。 9. 住民情報システムの復旧に関すること。

<p>災 対 総 務 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の庶務及び総括に関する事。 2. 他の部との連絡及び調整に関する事。 3. 職員の動員数の把握に関する事。 4. 職員の服務及び食料に関する事。 5. 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。 6. 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 7. 災害時のボランティア活動の支援に関する事。 8. 男女平等施設、保育施設及び児童施設の復旧に関する事。 9. 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 10. 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 11. シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 12. 他の部に属さない事。
<p>災 対 区 民 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。 2. 災証明の発行に関する事。 3. 義援金品等の受領に関する事。 4. 融資等の支援対策に関する事。 5. 区民センター、地域活動センター、保養所等所管施設の復旧に関する事。 6. 住民登録の管理に関する事。 7. 死体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。
<p>災 対 生 活 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援物資及び救助物資の受入れ、保管及び配分に関する事。 2. 食品及び生活用品の配付に関する事。 3. 商工業関係の融資に関する事。 4. 勤労福祉会館の復旧及び整備に関する事。 5. 被災地の環境衛生に関する事。 6. 義援金、災害弔慰金及び見舞金品の配布に関する事。 7. 高齢者施設の復旧及び整備に関する事。 8. 障害者施設の復旧及び整備に関する事。 9. 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。
<p>避 難 所 運 営 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の運営管理に関する事。 2. 保育施設及び児童施設の復旧及び整備に関する事。 3. 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。 4. 国民年金保険料の免除に関する事。 5. 学校施設の維持管理に関する事。 6. 生涯学習施設の復旧及び整備に関する事。 7. スポーツ施設の復旧及び整備に関する事。 8. 区立図書館の復旧及び整備に関する事。
<p>医 療 救 護 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産救護に関する事。 2. 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関する事。 3. 医療資器材の調達、保管及び輸送に関する事。 4. 食品等の衛生監視に関する事。 5. 被災者の健康管理に関する事。 6. 被災者の栄養管理指導に関する事。 7. 被災者のメンタルヘルスケアに関する事。 8. 保健衛生部の所管する施設の復旧及び整備に関する事。 9. 医療ボランティアの活動の支援に関する事。 10. 被災者の医療相談に関する事。 11. 遺体の身元確認に関する事。 12. 保健所の復旧及び整備に関する事。 13. 飲み水の検査に関する事。 14. 防疫に関する事。

輸 送 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 備蓄物資、救援食料、救援物資及び資材の輸送に関する事。 2. 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。
災 対 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関する事。 2. 社会福祉施設の復旧及び整備に関する事。 3. 生活必需品等の支給に関する事。 4. 被災者の実態調査に関する事。 5. 生活困窮者の保護及び救助に関する事。 6. 遺体及び行方不明者の捜索及び収容に関する事。 7. 福祉センター、心身障害者福祉作業所の復旧及び整備に関する事。
災 害 復 興 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害街区の復興計画に関する事。 2. 復興に伴う防災都市づくりに関する事。 3. 応急仮設住宅の運営管理に関する事。 4. 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関する事。 5. 災害復旧対策の建築工事の指導に関する事。 6. 応急仮設住宅の建設に関する事。 7. 応急危険度判定等のボランティアの活動の支援に関する事。 8. 倒壊建物の解体及び処理に関する事。 9. 復旧建築業務及び災害復旧工事に関する事。
災 対 土 木 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧計画に関する事。 2. 障害物の除去に関する事。 3. がれきの処理に関する事。 4. 道路、橋梁、公共溝渠等土木施設の復旧工事に関する事。 5. 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関する事。 6. 飲料水の配送に関する事。 7. 交通安全施設の応急対策に関する事。
災 対 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設の復旧及び整備に関する事。 2. 避難所の運営管理に当たっての学校との連絡及び調整に関する事。 3. 学校及び幼稚園との連絡及び調整に関する事。 4. 東京都教育庁及び文京区教育委員会教育委員との連絡及び調整に関する事。 5. 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関する事。 6. 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関する事。 7. 教育センターの復旧及び整備に関する事。

〈組織編成（文京区災害対策本部組織図） 資料編 P 34 〉

第2節 都関係機関等

建設局 第一建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路及び橋りょうの保全に関する事。 2 水防について情報を連絡し、資器材及び技術的助言を与える等、その調整に関する事。 3 河川及び道路における障害物の除去に関する事。
交通局 電車部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営地下鉄施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
交通局自動車部	災害時におけるバス車両による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
水道局 中央支所 文京営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。
下水道局 北部第一 管理事務所	下水道施設の保全に関する事。
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 死体の見方（検視）に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 （第五消防方面本部・小石川消防署 本郷消防署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
消防団 （小石川・本郷）	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助・救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防・警戒及び防御に関する事。 3 人命の救出及び応急救護に関する事。 4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関する事。

第3節 指定公共機関

<p>郵便局 (小石川・本郷)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びに日本電信電話(株)等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害地における郵便事業災害特別事務取扱いに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
<p>(株)NTTサービス東京 東京東支店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信・電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
<p>東京電力株式会社 東京支店 大塚支社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力設備等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
<p>東京ガス株式会社 東部支店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設(装置・供給及び製造設備を含む)の安全に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
<p>日本赤十字社 東京都支部 文京区地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急救助、災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の収容に関すること。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
<p>首都高速道路公団 東京第一管理部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第4節 指定地方公共機関等

帝都高速度 交通営団	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京都トラック協会 (文京支部)	災害時における貨物自動車(トラック)による救急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
医師会 (小石川・文京区)	災害時における医療活動の協力に関すること。
歯科医師会 (小石川・文京区)	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
柔道接骨師会 (文京支部)	災害時における応急救護活動の協力に関すること。

第5節 公共的団体

区民防災組織 (町会・自治会)	1 避難誘導、避難所内の世話、業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること。
--------------------	--

第3章 区民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）のが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち平常時から、災害に対する備えを自主的に心がけることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や災害要援護者等への救援活動等（共助）を行い、併せて行政が果たす役割（公助）とが連携を図って、防災への寄与に努めることが求められる。

さらに、事業所においては、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域への社会的貢献、経済活動の維持などの企業の果たす役割を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等防災活動の推進に努めるものとする。

区民及び事業所が震災対策を進めるうえで果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

区 分	基 本 的 責 務
区 民	<p>区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。 <small>（災害対策基本法第7条第2項より）</small></p> <p>区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 <small>（東京都震災対策条例第8条第1項より）</small></p> <p>区民は次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 2 家具の転倒防止 3 出火の防止 4 初期消火に必要な用具の準備 5 飲料水及び食料の確保 6 避難の経路、場所及び方法についての確認 <small>（同条例第8条第2項より）</small> <p>区民は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力すると共に、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。 <small>（同条例第8条第3項より）</small></p>
事 業 所	<p>事業者は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため最大の努力を払わなければならない。 <small>（東京都震災対策条例第9条第1項より）</small></p> <p>事業者は、その事業活動に関して震災を防止するために、事業所に来所する顧客、従事者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 <small>（同条例第9条第2項より）</small></p> <p>事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民との連携及び協力に努めなくてはならない。 <small>（同条例第9条第3項より）</small></p>

第4章 文京区の概要

第1節 地形

当区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。

武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

第2節 面積

11.31km²

第3節 人口

第1 文京区の人口・外国人登録者数

	世帯数	人口	(男)	(女)
住民基本台帳人口	90,285	174,733	84,171	90,562
外国人登録者数	4,686	6,424	3,299	3,125

(平成15年7月1日現在の住民基本台帳調べ)

第2 昼・夜間人口

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口
175,872	342,603	231,728	64,997

(平成12年国勢調査) 年齢不詳の者を含まない。

昼間人口及び夜間人口には、労働力状態不詳のものを含む。

第5章 被害想定

第1節 震災予防・震災応急対策計画の被害想定等

文京区の被害想定に関しては、平成3年9月に東京都防災会議が公表した、「東京における地震被害の想定に関する調査報告」（関東地震の再来を想定）と平成9年8月に東京都防災会議が公表した、「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告」がある。

このため、関東地震の再来を想定した被害想定に加え、東京における直下地震の被害想定を新たな被害想定として位置づけるものとする。

「東京における地震被害の想定に関する調査研究」及び「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告」の概要は、次のとおりである。

区 分		関東大震災再来を想定した被害想定（文京区）	東京直下地震を想定した被害想定（文京区）	参 考		
前提条件	震源地	相模トラフ上	区部直下			
	規模	マグニチュード7.9程度	マグニチュード7.2程度 震度 5強72.3%・6弱27.7%			
	季節・時刻	冬の夕方（午後6時）	冬の平日夕方（午後6時）			
	気象条件	風速6m/秒	晴れ 風速6m/秒			
主な被害想定結果	建 造 物	木 造	全 壊	890 棟	312 棟	
			半 壊	2,083 棟	910 棟	
			計	2,973 棟	1,222 棟	
	建 造 物	非 木 造	全 壊	67 棟	161 棟	
			半 壊	379 棟	192 棟	
			計	446 棟	353 棟	
	建 造 物	合 計	全 壊	957 棟	473 棟	
			半 壊	2,462 棟	1,102 棟	
			計	3,419 棟	1,575 棟	
	火 災	火災件数	18 件	14 件		
		消失面積	3.56 km ²	0.57 km ²	発災後、48	
		消失棟数	12,433 棟	1,481 棟	時間後の数値	
	人 的 被 害 者	死 者	死 者	201 人	51 人	
負 傷 者			重 傷	476 人	225 人	
			軽 傷	3,537 人	2,559 人	
			計	4,013 人	2,784 人	
帰 宅 困 難 者		53,214 人	113,229 人			
避 難 所 生 活 者		34,823 人	6,159 人	発災後、72 時間後の数値		

※ 東京直下地震の被害想定の数値については、4か所の震源設定（区部直下、多摩直下、神奈川県境、埼玉県境）のうち、区で最も大きな被害が発生する「区部直下の地震」を用いる。

第2節 風水害予防・風水害応急対策計画の被害想定等

平成5年8月27日の台風11号及びそれ以前に経験した集中豪雨による被害と、その後に実施された水害対策等に基づき、概ね次の数値を風水害による被害等の最大値とする。

第1 雨量

- 1 総雨量 300mm
- 2 最大1時間降雨量 60mm

第2 最大瞬間風速 25m/s

第3 浸水世帯

- 1 床上浸水 100世帯
- 2 床下浸水 1,000世帯

文京区における過去20年間の水害発生状況

発生年月日	水害原因	降雨量 (mm)		浸水世帯		
		総雨量	最大1時間降雨量	床上	床下	計
S58. 6. 10	集中豪雨	65.0	63.0	692	1,684	2,376
S62. 7. 25	集中豪雨	36.5	34.5	—	13	13
S62. 7. 31	集中豪雨	42.0	34.5	30	675	705
S62. 9. 25	集中豪雨	37.0	24.5	—	6	6
H 1. 8. 1	集中豪雨	225.5	44.0	16	299	315
H 3. 9. 19	台風18号	230.5	45.0	43	581	632
H 4. 12. 8	集中豪雨	41.5	28.5	7	69	76
H 5. 8. 27	台風11号	260.5	52.0	119	675	1,254
H 6. 7. 18	集中豪雨	63.0	54.0	6	303	309
H11. 8. 24	集中豪雨	66.5	37.0	—	28	28
H11. 8. 29	集中豪雨	109.0	62.5	1	37	38
H12. 7. 4	集中豪雨	73.5	58.0	—	4	4
H12. 8. 7	集中豪雨	39.5	36.0	—	5	5
H15. 9. 3	集中豪雨	35.5	34.5 (10分間21.5)	13	—	13

※降雨量については、区内に設置した雨量計より観測した数値

第6章 地域危険度

平成14年12月に東京都が公表した「第5回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は次のとおりである。

第1 調査の目的

東京都震災対策条例では、市街地状況の変化等を考慮して、おおむね5年ごとに地域危険度を測定し、その結果を都民に公表することを定めている。その目的は以下のとおりである。

- 1 地震災害に強いまちづくりの指標とする。
- 2 震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。
- 3 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

第2 調査区域

都内都市計画区域の5,073町丁目を調査対象とした。

第3 調査方法

特定の地震を想定せず、その地域の地震に対する危険性の度合いを建物倒壊、火災、避難の三つの面から測定調査し、地域間で相対的に評価した。

第4 調査の評価

1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにした。

← 危険度高

危険度低 →

ラ ン ク	5	4	3	2	1	計
町丁目数	83	282	803	1,615	2,290	5,073
存在比率	1.64 %	5.56 %	15.83 %	31.83 %	45.14 %	100.00%

文京区は、この測定結果を参考にして地域の実状に即した震災対策の実施、地震に強いまちづくりの推進に努めていく考えです。

〈文京区地域危険度一覧表 資料編 P 79 〉

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 防災まちづくり	15
第 2 章 ライフライン施設	27
第 3 章 地震被害の軽減・防止	33
第 4 章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上	42
第 5 章 気象情報の把握	49
第 6 章 情報連絡体制の整備	51
第 7 章 応急対策用物資の備蓄等	55

第2編 災害予防計画

第1章 防災まちづくり

(都・区・消防署・首都高速道路公団・都交通局・帝都高速度交通営団)

第1節 基本方針

文京区が「安心して住めるまち」「災害に強いまち」であるためには、都市構造の耐震性と耐火性を高めていくことが必要である。そのため、東京都における防災都市づくり推進計画を基本として、延焼遮断帯の整備や延焼遮断帯に囲まれた市街地の改善、区民防災組織の育成など、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な防災対策を推進し、「逃げないですむまち」の形成を図る。

延焼遮断帯については、帯状の都市施設である幹線道路のほか、河川などを骨格とし、沿道建築物の不燃化・耐震化などにより整備を推進する。

また、延焼遮断帯に囲まれた市街地においても、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、細街路の整備や身近なオープンスペース（航空消防活動や消防車両の部隊集結等を考慮したもの）の確保、防災拠点となる公共施設の整備などにより、防災性の向上を図る。

第2節 建造物等の不燃化・耐震化

第1 計画方針

人口と産業の集中による都市の過密化は、都市の安全性について多くの問題を引き起こしている。特に、老朽木造住宅が密集する地域は、同時多発の火災の発生と延焼による被害が拡大する危険性がある。また、木造家屋が密集した地区では、細街路が多く、緊急車両が進入できない場所も見られる。

そのため、木造住宅密集市街地整備促進事業や市街地再開発事業等を活用した共同化などにより、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、細街路の整備やオープンスペースの確保など住環境の改善や防災性の向上を図っていくことが必要である。

第2 現況

- (1) 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令、消防関係法令等に基づく条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するように指導している。また、法令による建築物内の立入検査の実施と、消防用設備、防火避難用設備の維持管理について必要な指導を行っている。
- (2) 避難路である不忍通りの沿道を不燃化促進区域とし、建築費の一部助成による耐火建築物の建築の促進を行っており、対象地域の総建築物の建築面積に占める耐火建築物の建築面積の割合である不燃化率は、次のとおりである。

地 区	不 燃 化 率	備 考
不 忍 通 り 地 区	59.5 %	平成15年3月31日現在
不 忍 通 り 第 二 地 区	58.4 %	平成15年3月31日現在

- (3) 木造住宅密集地区における住環境の改善、良質な住宅供給、防災性の向上を図るため、老

朽木造住宅等の建て替えや道路、広場等の整備を進める「木造住宅密集市街地整備促進事業」を千駄木・向丘地区と大塚五・六丁目地区の二か所で実施している。

第3 事業計画

1 建築物等の不燃化

(1) 都市防災不燃化促進事業

避難場所等の安全性を高めるため、昭和59年度に不燃化促進に関する基礎調査を行った。その結果を踏まえて、「教育の森周辺」23.8haについて、昭和63年度から事業を実施し、平成9年度に終了した。また、不忍通り沿道の両側30mについては、不燃化率70%を目途に不燃化を促進していく。事業区域としては、平成3年度から台東区との区境から六義園までの半周を「不忍通り地区」とし、さらに平成11年度から六義園から目白台二丁目交差点までの残りの半周を「不忍通り第二地区」と指定している。

(2) 区有建築物の不燃化

区有建築物については、準防火地域においても、原則として耐火構造又は準耐火構造とする。また、内装材については、建物機能を配慮しながらも可能な限り不燃又は難燃材を使用する。

2 建築物等の耐震化

(1) 区有建築物

平成7年度において実施した耐震調査の結果に基づき、三次診断または補強方法等の検討を行ったうえ、施設整備との整合性を図りながら、補強工事等を行う。

補強工事等は、危険度の高い施設、避難所などの防災拠点施設等について優先順位をつけて計画的に実施していくものとする。

なお、平成7年度に実施した耐震調査の結果において、補強が必要と判定されたCランクの施設28棟については、平成9年度から平成11年度までの3ヶ年計画で耐震補強工事等を実施した。また、平成11年度に実施したBランク施設の一部、23棟の三次診断の結果、補強が必要と判定された20棟については、平成12年度から平成15年度までの4ヶ年計画で耐震補強工事等を実施していく。

区有建築物は、従前どおり重要度係数を採用した耐震設計により保有耐力の割増を行うものとする。

〈避難所における耐震補強工事進捗状況 資料編 P 43〉

(2) 民間建築物

災害に強いまちづくりのため、平成7年11月から実施した「民間建築物耐震診断費用助成事業」により耐震診断に要する費用の一部を助成し、建築物に関する安全性の確保と耐震化の推進を図るものとする。また、民間建築物耐震調査後の補強工事等を促進するため、住宅修築資金融資あっ旋制度の活用を図る。

3 防災生活圏促進事業

延焼遮断帯で囲まれたブロックを単位として、不燃化の促進や広場の整備などにより防災性の向上を目指す。千駄木・向丘地区において、平成7年度から10年間にわたり、事業地区選定調査、推進計画の作成、防災まちづくり事業を実施していく。

4 木造住宅密集市街地整備促進事業

木造住宅密集市街地整備促進事業を実施している千駄木・向丘地区と大塚五・六丁目地区において、平成8年度及び平成9年度に作成した事業計画に基づき整備を進めていく。

5 市街地再開発事業

現在、再開発事業適地地区について、防災まちづくりの観点から、防災性の向上に資する建物の不燃化、防火施設の整備や土地の共同化により敷地を広く統合し、街路の拡幅や広場などオープンスペースを創出する再開発事業を促進し、老朽木造家屋の解消等住環境整備と連動した安全で快適に暮らせるまちづくりを推進する。

第3節 窓ガラス等の落下防止

第1 計画方針

窓ガラス、ビル外装材などの剥離、落下があった場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるため、建築防災パトロールを強化し、落下の恐れのある建築物の把握に努める。

また、避難の際の危険物となり得るので、窓ガラス等の落下防止に努める。

第2 現況

区では、昭和56年度に実施した土地利用現況調査の結果に基づき、容積率400%以上の地域にある3階建以上の建築物に対して、昭和59年度から平成2年度まで順次、都の委託を受けて窓ガラス等の落下物の実態調査を実施した。この調査結果に基づき、落下する恐れのあるものについては所有者に対し改修等の指導を行っている。

なお、昭和59年度から平成2年度までの窓ガラス等落下物実態調査において、調査対象棟数3,270棟中、落下する恐れのあるものは415棟であり、平成15年5月30日現在の改修棟数は、413棟（改修率99.5%）である。

第3 事業計画

1 民間建築物の改修促進

未改修のものについては、引き続き改修相談の充実や指導の強化を図ることにより、改修を促進し、歩行者等の安全の確保に努める。

2 区有建築物

施設利用者や職員の安全を確保するため、実態調査に基づき、窓ガラス等の飛散防止対策と備品類の転倒防止対策を計画的に実施していくものとする。

また、今後新たに設置する施設については、窓ガラス等の飛散防止対策や備品類等の転倒防止対策を組み入れていくものとする。

第4節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修

第1 計画方針

過去の地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの被害を出している例があり、危険箇所の整備を行う。

第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の指導を行っている。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、傾斜度30度以上、高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地危険箇所とし、調査を実施している。

平成13年度に実施した調査によれば、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12箇所、人工斜面33箇所の計45箇所である。〈急傾斜地危険箇所一覧 資料編 P 80〉

第3 事業計画

がけ・擁壁・ブロック塀は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、正常に維持されなければならない。区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、がけ等整備資金の融資あっ旋利子補給制度、又はブロック塀の改修資金の融資あっ旋利子補給制度、生垣造成助成制度の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進めていくものとする。

なお、豪雨等により、急傾斜地（がけ・擁壁）等の崩壊等による被害が発生する危険があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車等を使用して住民に注意の伝達をする。また、被害が発生し又は拡大するおそれがある場合は、避難勧告等の発令により、人的被害の防止を図る。

第5節 屋外広告物等に対する規制

第1 計画方針

ビルの屋上や壁面に設置されている広告塔、看板等の屋外広告物については、地震等により脱落した場合は、歩行者等に被害を与える恐れがあるので、屋外広告物に対する指導を強化する。

また、沿道に設置された自動販売機等についても、歩行者の安全確保の観点から、転倒防止等の指導を推進する。

第2 現況

広告塔、広告板、装飾灯の設置は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、許可申請時に維持管理の指導を行っている。

区で設置許可している広告塔、広告板、装飾灯数 （平成15年3月現在）

広告塔	広告板	装飾灯
65	2,150	445

第6節 文化財の防災対策

第1 計画方針

- 1 文化財の防災は、文化財保護関係法令及び震災の予防に関する法令等の規定に基き、保存、保護をする。
- 2 文京区の区域内に存在する文化財の防火は、震災からの文化財の保存、保護等に与える影響の大きさに鑑み、文化財の種類、規模、性質等に応じ、被害の程度、態様等を十分予想して取り組むものとする。

第2 現況

(平成15年4月現在)

国指定文化財	16
都指定文化財	33
区指定文化財	73

第3 事業計画

1 普及啓発事業

文化財愛護週間や文化財防火デー（毎年1月26日）等を中心に、文化財管理者や区民に対して、区報ぶんきょう等を通じて防災面からの文化財保護について意識啓発する。

また、文化財調査の際に、彫刻等の転倒防止や絵画等の落下防止策について指導助言に努める。

2 震災に係わる文化財の保護に関する事業

(1) 文化財の管理、修理その他の保存行為及び保護活動を奨励するため、補助金等を交付する事業の一環として、文化財の防災施設の整備事業に対し、一定の補助金を交付する事業を継続する。

3 関係機関等との協力

関係機関の防災に関する事業、活動等を奨励するとともに、関係機関との積極的な連携及び協力を行う。

(1) 東京都教育委員会の「文化財防火デー（毎年1月26日）」の事業保護計画に積極的に協力する。

(2) 文化財の防火のため、消防法に基づく消防用設備を設置し充実を図る。

(3) 文化庁作成の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、文化財の防災に努めていくものとする。

第7節 危険物施設等の保安

第1 計画方針

危険物施設等が被災し危険物等が地域に流出した場合は、少量の危険物等の流出でも人命に致命的な被害をもたらす危険がある。また、通常の消火活動では、危険物等の消火や流出を抑制することは困難であるため、危険物施設等の被災は広域的な大災害になる恐れがある。このため、危険物施設等の安全性の確保を徹底することが必要である。

第2 現況

1 危険物施設等の施設数

区内には、関係法令に規定された危険物、火薬類、放射性物質、毒物劇物等の貯蔵所、取扱所等が下記のとおりある。

(1) 危険物貯蔵施設 (平成15年3月末現在)

危険物貯蔵施設数	179
危険物取扱施設数	78
計	257

(2) 危険物製造所一覧表

〈資料編 P 81〉

(3) 放射性物質関係施設 〈資料編 P 81〉

(4) 毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表 〈資料編 P 81〉

2 危険物施設に対する規制等

(1) 消防法令に基づく規制

危険物施設は、貯蔵又は取り扱う危険物の種類、数量及び施設の態様により、消防法令に基づき、位置、構造、消防設備等の設備に関する規制と、危険物の貯蔵、取扱、運搬等の管理に関する規制が行われている。

(2) 立入検査の実施

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、附属設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

(3) 消防訓練の実施

危険物施設等の関係者は消防関係法令に基づき、当該事業所に自衛消防組織を設置し、消防訓練を実施することとなっている。

(4) 防災意識の啓発

危険物施設の立入検査等の機会などをとらえ、随時、関係者に防災意識の啓発を図っている。

(5) 消防法令の改正

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災での教訓を踏まえて、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年4月26日法律第30号）が行われた。

第3 事業計画

1 関係法令に基づく届出の指導の強化

危険物施設等の現状の把握と立入検査等を円滑に進めるため、危険物施設等管理者の関係法令に基づく届出の指導を強化する。

2 立入検査の推進

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、付属消火設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

3 防災訓練の実施

危険物施設等管理者による自主保安体制の確立を図るために、法令に基づく消防計画の作成や防災訓練の実施を指導する。

4 危険物施設管理者等に対する防災予防意識の啓発等

危険物施設等管理者などに対し、防災意識の啓発と取扱技術等の向上に努める。

第8節 公共施設の整備

第1 計画方針

道路、公園等は、防災上重要な役割を果たしているため、避難路確保や避難場所又は延焼防止空間として常に機能できるよう整備する。

また、細街路事業の意義と重要性について関係権利者の理解と協力を得るため、多様な広報媒体と機会を利用して、区民周知を図っていくものとする。

第2 現況

1 道路の現況（平成15年4月1日現在）

区分	延長	面積	道路率
国道	8,173 m	202,191 m ²	1.79 %
都道	25,615 m	637,255 m ²	5.63 %
区道	169,951 m	997,484 m ²	8.78 %
総計	203,739 m	1,836,930 m ²	16.20 %

2 公園・児童遊園の現況

（平成15年4月1日現在）

区分	園数	面積	
公園	都立	2	158,656.58 m ²
	区立	39	177,343.33 m ²
	小計	41	335,999.91 m ²
児童遊園	65	22,596.37 m ²	
総計	106	358,596.28 m ²	

3 河川の現況（平成15年4月1日現在）

適用河川	延長		コンクリート	石積	コンクリートブロック	その他	計
神田川	4,674.00 m	左岸	2,705.8 m	140.00 m	1,575.00 m	253.20 m	4,674.00 m
		右岸	981.90 m	—	304.00 m	54.10 m	1,340.00 m

4 橋りょうの現況（平成15年4月1日現在）

5 橋の現況（平成15年4月1日現在）

管理区分	橋りょう数	延長
東京都	1	21.40 m
文京区	9	207.60 m
計	10	229.00 m

区分	橋りょう数	延長
国道	1	25.20 m
都道	12	479.76 m
区道	2	52.00 m
計	15	556.51 m

第3 事業計画

1 道路・橋りょうの整備

(1) 道路の整備

避難路や延焼防止機能を確保するため、歩車道の分離や、拡幅及び崖崩れによる危険防止等の対策を講じていくものとする。また、区有施設に接する細街路の未整備箇所については、計画的に整備していくものとする。

道路の側溝、ガードレールその他の付帯施設については、安全な状態を保つよう維持に努め、老朽化又は破損しているものは、逐次整備するとともに、必要個所への設置促進を図っていくものとする。

(2) 橋りょうの整備

神田川については、東京都が平成3年度から護岸整備工事を実施している。これに合わせて橋りょう9橋の拡幅架替を行う。

なお、中ノ橋、小桜橋、西江戸川橋については架替工事が完了し、石切橋は15年度、華水橋は16年度完了予定である。

[架替を予定している橋りょう]

※は架替完了

橋りょう名	管理区分	橋りょう名	管理区分	橋りょう名	管理区分
白鳥橋	東京都	※西江戸川橋	新宿区	かもん掃部橋	文京区
※中ノ橋	新宿区	りゅうけい隆慶橋	新宿区	古川橋	文京区
※小桜橋	新宿区	石切橋	新宿区	はなみず華水橋	文京区

2 公園・緑地の整備

(1) 避難場所・一時集合場所等の機能確保

区内に多く分布する公園や児童遊園は、火災の延焼防止及び遅延効果が期待されるだけでなく、震災後、避難場所あるいは一時集合場所等多様に活用できるスペースとなるため、整備拡充を図っていくものとする。

(2) 擁壁等危険箇所の改修

災害時の倒壊等により、被害の拡大や消防・救援活動に支障をきたすことを防止するため、老朽化した擁壁等危険箇所の改修を推進する。なお、関口二丁目1番地先の江戸川公園擁壁整備工事については、平成13年度より行われ、平成16年度で完了する予定である。

(3) 緑化の促進

緑は火災時の延焼防止効果を有するため、公園等の緑化を促進する。

第9節 首都高速道路

第1 現況

1 道路の現況

名称	区内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速5号池袋線 (都道首都高速5号線)	2.3 km	[上り] 護国寺	[上り] 飯田橋 [下り] 護国寺	上り 4箇所 下り 4箇所	上り 3箇所 下り 1箇所
計	2.3 km	—	—	—	—

2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様は、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

第2 事業計画

1 事業計画の概要

(1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架等の技術基準につい

て」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(2) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

2 実施計画の内容

(1) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

具体的には鋼製支承を變形性能に優れたゴム支承に取替える事業を平成8年度から9ヶ年計画で実施中であり、平成14年度末現在、約90%の進捗率となっている。また、橋げたの移動制御装置についても同時に設置している。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(2) 道路構造物、管理施設等の常時点検

(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

(4) お客様の安全確保

お客様の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

ア お客様への情報伝達の充実

イ 避難・誘導施設の整備

第10節 都営地下鉄

第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、利用者の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性や情報連絡態勢の整備に努める必要がある。

第2 現況

1 路線の延長等

区内の都営地下鉄の設置路線は約6kmであり、駅舎が6駅ある。

2 線路等の耐震・耐火等

地上建築物、トンネル、電車線路及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅舎は、変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等が設置している。車両は、火災に対して安全性の高い材料の使用に努めている。

3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けており、万一に備えて蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池によ

る照明を設置している。

6 韓国の地下鉄列車火災事故（平成15年2月18日）を踏まえた対応

(1) 緊急点検・強化点検の実施

車内、駅構内の巡回強化や車両消火器の異常の有無について緊急点検や車両ドアロックや駅の排煙設備など防災設備全般の機能点検を実施し、今後も継続する。

(2) 消防署及び関東運輸局による査察・点検実施

各駅所管の消防署及び関東運輸局による火災対策設備等の査察・点検が実施された。

(3) 各駅における自衛消防訓練及び消防署との合同訓練の実施

春の火災予防運動期間中、全駅で緊急マニュアルに従った自衛消防訓練を実施した。

(4) 地下鉄利用者に対する地下鉄火災対策の案内

地下鉄利用者に対して、ホームページに「地下鉄火災対策に関するQ&A」欄を設け、地下鉄火災に関する疑問に回答している。また、各駅に防災施設や車両・駅からの避難方法について解説したポスターを掲出している。今後も地下鉄車両事故の原因究明を踏まえて、必要な対策をとっていく。

第3 事業計画

1 保守点検の実施

環境条件の変化等によって生ずる危険箇所を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

2 施設の補修、補強

線路構造物、電気施設、車両等の補修、補強を推進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- (1)非常招集訓練
- (2)情報伝達訓練
- (3)救出救護訓練
- (4)避難誘導訓練
- (5)その他必要な訓練

第11節 営団地下鉄

第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性を高めるとともに利用者の避難誘導等の安全性を確保する必要がある。

第2 現況

1 路線の延長等

区内の営団地下鉄の設置路線は約14kmであり、駅舎が13駅ある。

2 線路等の耐震・耐火等地上建築物、トンネル、電車線路及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅舎は、変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等が設置している。車両は、火災に対して安全性の高い材料の使用に努めている。

3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けており、万一に備えて蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池で照明できる灯具を設置している。

6 列車火災対策及び構内火災対策についての対応（「異常時取扱マニュアル」及び「内規」の定めによる。）

(1) 点検について

指定業者が定期的に設備を点検し所轄消防署に届け出る。

用具・器具の点検（月2回）、非常食品点検（月1回）

(2) 訓練について

各種運動期間中、マニュアルに沿った訓練を実施している。

「地域防災ネットワーク」を活用した訓練を実施している。

(3) 啓蒙宣伝について

「メトロニュース」に防災時に対する案内を提出している。

第3 事業計画

1 保守点検の実施

環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

2 施設の補修、補強

路線構造物、電気施設、車両等の補修、補強を促進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- ・非常招集訓練・情報伝達訓練・救出救護訓練・避難誘導訓練・災害想定訓練（大地震）
- ・その他必要な訓練

第12節 河川等の施設整備

第1 計画方針

平成元年5月、東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会により策定された「神田川流域の総合的な治水対策暫定計画」等に基づき、総合的な治水対策事業を実施する。

第2 現況

1 神田川整備状況

神田川は、三鷹市の井の頭池に源を発し、善福寺川、妙正寺川を合流し、新宿、豊島、文京の区境を錯綜しながら東流し、JR水道橋駅付近で日本橋川を分派して、台東区柳橋先で隅田川に注いでおり、流路延長は、24.6km、流域面積は105 km²である。区内の延長は、4.7 kmで、区の92%がその流域である。

都の中小河川改修事業として、神田川沿いの4箇所を整備が進められていた分水路は完成し、現在は、河道拡幅等の整備工事を進めている。また、環状7号線の地下約40m(土被り)に内径12.5mのトンネルを調節池とする「神田川・環状七号線地下調節池」工事を進めている。

「神田川・環状7号線地下調節池」の工事進捗状況は、第1期工事(延長約2.0km、貯留量約24万 m^3)がすでに完成し、平成9年4月から供用を開始している。あわせて現在行っている第2期工事(延長約2.5km、貯留量約30万 m^3)の完成により、合計54万 m^3 の量を貯留することができるようになる。この第2期工事については、平成7年度より行っており、平成17年度末の供用開始を目途に工事実施している。(施設全体の完成は平成19年度の見込み)

2 下水道整備状況

文京区内における下水道幹線はほぼ完了した。今後は地域ごとに整備していく。

3 雨水流出抑制施設整備

(1) 区道の透水性舗装の実施

区道の舗装を透水性にして雨水を地中に浸透させる。

(2) 透水性雨水樹設置

道路の雨水樹を透水性にして雨水を地下に浸透させる。

(3) 透水性地下埋管の整備

雨水浸透管を地下に埋設し、雨水を地下に浸透させる。

(4) 公園等の整備

公園・児童遊園の縁石等を嵩上げするとともに雨水を一時貯留する施設を設置している。

(5) 民間施設等に対する協力要請

民間施設の建設計画に際し、「中高層建物等の建設に関する指導要綱」等に基づき、貯留・浸透施設を設置していくよう協力要請している。

(6) 都の雨水流出抑制整備

都の所管する施設は、「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、雨水流出抑制施設の整備を行っている。

第3 事業計画

1 基本計画

治水水準は、100mm/hの降雨に対処することを目標とする。

2 長期計画

概ね75mm/hの降雨に対処できるように河川及び下水道を整備する。同時に、雨水流出抑制施設をほぼ100%完成させ10mm/h程度の降雨を受け持つようにし、長期計画全体で85mm/hの降雨に対処することを目標とする。

3 暫定計画

概ね50mm/hの降雨に対処することを目標とする。

第2章 ライフライン施設 (東京電力・東京ガス・都水道局・下水道局・NTT東日本)

第1節 基本方針

区民の生活は、電気、ガス、情報通信等のシステムに大きく依存しており、一時的、局所的な障害が発生しても、その影響は多方面に及び、被害が連鎖的に拡大する危険性がある。このため、ライフラインの防災性を高め、震災時の被害の規模を最小限にとどめることに努める。

第2節 電気施設

第1 計画方針

電気施設の耐震性の強化など被害の規模を最小限にとどめるように万全の予防措置を講ずる。

第2 現況

1 変電設備

機器の耐震設計は、震度6～7（水平加速度0.5G）及び屋外鉄構の耐震設計は5～7（水平加速度0.255G～0.5G）としている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

2 送配電設備

(1) 送配電設備の地中線（ケーブル埋設）については、油槽台設計について建設基準法による耐震設計を行っている。

(2) 配電設備の架空線については、震度6（水平震度0.5G）の地震に対応しており、概ね区内全般の地域に送電可能な設備となっている。また、地中線（ケーブル埋設）については、強震程度の地震に充分耐え得る設備となっている。

(3) 巡視調査

電気設備に関する技術基準に適合するように定期的に当社工作物の点検巡視（災害発生の際の恐れがある場合には特別の巡視）を行い、一般需要家の屋内配線などは、4年に1回調査し、不良箇所の発見・摘出に努めている。

第3 事業計画

1 変電設備、送配電設備

設備の更新、新設のときは、耐震性を確保し被害の軽減に努める。

2 巡視調査

送配電設備等の巡視点検調査を定期又は必要に応じて随時に行い、不良箇所の発見と需要家への通知及び未改修の需要家の改修促進を図る。

3 施設防災訓練

情報連絡訓練、復旧訓練、非常呼集訓練を年1回全社的規模で実施する。

4 復旧用資材器材の点検整備

復旧用資材器材の点検整備は随時実施し、常に使用可能の状態にしておく。

5 防災知識の普及

「電気安全週間」、「安全衛生週間」などの機会をとらえて、ポスター、パンフレット等を配付するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等で大地震のときの電気施設及び電気使用者のとるべき措置等について周知する。

第3節 ガス施設

第1 計画方針

ガス施設の耐震性の強化など被害の規模を最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するように努める。

第2 現況

1 ガス導管

ガス導管を圧力別にブロック化ができるように無線遠隔操作による遮断装置又は感震自動遮断装置、手動遮断装置等を設置するとともに、区間内ガス放散設備を設置している。

2 地震計

主要施設に地震計を設置し、加速度値等をテレメーターにより収集するシステムを整備している。

3 無線設備

主要施設との相互通信、各種データの電送、遠隔操作のための無線設備を設置している。

4 点検整備

ガス施設の点検は、定期又は必要に応じて、随時、実施している。

第3 事業計画

1 ガス導管

地震時の地盤の動きに追従できる溶接接合鋼管、メカニカル継手、可とう性配管、ポリエチレン管等を使用し、導管の耐震性の強化を図る。

2 ブロック化の実施

二次災害の発生防止と早期復旧対策を確立するため、導管網をガス供給停止地域とガス供給継続地域とに分離できるようブロック化を実施する。

3 無線通信設備の拡充

供給センター、ガバナーステーション等の主要施設間の通信手段の確保、復旧時の情報収集及び連絡手段の確保として、移動無線設備を拡充する。

4 一般需要家の安全対策

家庭用の需要家に対し、地震発生時等に自動的にガスを遮断することができるようにガスメーターにマイコン制御器を組み込んだ安全システムの装置の取付けを促進する。

5 地下街・地下室等の需要家の安全対策

地下街・地下室等でガスを使用する需要家に対し、遮断装置の設備及びガス漏れをおこさないための設備、都市ガス警報装置、緊急遮断装置等の安全システムの設置促進を図る。

6 点検整備

ガス施設の点検は、所定の基準で行い、異常が発見された場合は速やかに修理を行い、常にガス施設の安全確保を図る。

7 施設防災訓練

情報連絡訓練、復旧訓練、非常呼集訓練を年1回、全社的規模で実施する。

8 復旧用資材器材の点検整備

復旧用資材器材の点検整備は随時実施し、常に使用可能の状態にしておく。

9 防災知識の普及

防災訓練などの機会をとらえて、ポスター、パンフレット等を配付するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等で大地震のときのガス施設及びガス使用者のとるべき措置等について周知する。

第4節 上水道施設

第1 計画方針

「東京都水道局震災対策事業計画」は、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保する。

- ・施設の耐震性強化
- ・震災時の応急給水に必要な施設整備

を図ることを目的としている。

第2 現況

1 給水所等の確保水量

通常の給水が困難な場合でも、次のとおり給水拠点（給水所・応急給水槽）に飲料水が確保されているので、最低必要量の飲料水（1人1日当たり3ℓ）は充足されている。

文京区及びその周辺の給水拠点と確保水量（平成15年4月現在）

	給 水 拠 点	確 保 水 量 (m ³)
区 内	本郷給水所	20,000
	教育の森公園内応急給水槽	1,500
千代田区	東郷元帥記念公園内応急給水槽	1,500
	日比谷公園内応急給水槽	1,500
新 宿 区	淀橋給水所	24,000
	鶴巻南公園内応急給水槽	1,500
	百人町ふれあい公園内応急給水槽	1,500
台 東 区	上野恩賜公園内応急給水槽	1,500
北 区	滝野川公園内応急給水槽	1,500
荒 川 区	日暮里公園内応急給水槽	1,500

2 応急給水用資器材の整備

震災時における応急給水活動を迅速・的確に実施するため、応急給水用資器材の整備を図っている。

水道局給水所、営業所に配備してある応急給水活用資器材の主なものは、次のとおりである。

給 水 所	給水タンク 1 m ³ (基)	角型容器 (個)		応急給水栓 (基)	ホース (本) 5~20 m
		3 m ³	2 m ³		
本郷給水所	5	2	1	10	7

営業所	給水タンク 1 m ³ (基)	角型容器 (個)		応急給水栓 (基)	ホース (本) 5~20 m
		20 ℓ	10 ℓ		
文京営業所	2	80	100	4	4
中央・千代田 営業所	4	150	100	4	4
豊島営業所	4	150	100	4	4
台東営業所	2	80	100	4	4
北営業所	3	80	100	4	4

第3 事業計画

1 施設の耐震性強化

(1) 浄水施設の整備

文京区内の水道水は、金町、東村山、三郷、朝霞等の各浄水場から送水されているが、これら浄水場の構造物は、耐震設計に基づき建設されており、その機能に重大な支障をきたすことはないと考えられる。

(2) 配水管の整備補強

配水管は、文京区内に約300,200mが埋設されており、その中には埋設年度の古いもの、材質・継手などの耐震性が低いものなどがある。そこで、これら耐震性の低い管を耐震性の高いダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替えている。

(3) 給水装置のステンレス化

給水管については、材質・配管形態が多岐にわたっており、過去の地震例などから破損等が発生することが予想される。このため、震災及び漏水防止対策の一環として配水管布設替工事等に合わせて、従来の給水管を材質・継手ともに耐震性の高いステンレス管に取り替えている。

2 飲料水の確保対策

水道施設の耐震性強化を極力図ったとしても、管路については、ある程度の被害は避けられないと想定している。このため、都では震災時に飲料水が確保できるよう、給水拠点の整備を実施している。(前ページ参照)

給水拠点としては、配水池を有する浄水場や給水所を活用するほか、避難場所もしくはその周辺に応急給水槽を設置している。応急給水槽は、鉄筋コンクリートづくりで容量は1,500m³を標準とし、給水槽、ポンプ、自家発電設備等からなる地下式構造物であり、配水本管の水と入れ替わることによって、常時新鮮な飲料水を確保する。また、都立学校(文京高等学校等)の地下には、小規模応急給水槽(100m³)も設置している。

第5節 下水道施設

第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため下水道の施設の耐震性の強化など、被害の規

模を最小限にとどめるように努める。

第2 現況

1 安全化対策

経年変化等により安全性の低下した施設の再構築を進めるとともに、震災時における下水道施設の機能の確保を図るために、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ次のような安全化対策を推進していくものとする。

(1) 緊急点検箇所への補強策の推進

既存施設の機能を保持し、震災災害を最小限にするため、テレビカメラ等による機能調査、精密点検調査及び耐震診断に基づき、補強・改良及び更新工事を行う。

(2) 新耐震基準による施設整備の推進

現行の耐震基準に基づき、液状化の程度や施設の重要度に応じた施設整備を推進する。なお、国等の耐震基準の結果に基づき、適切な処理を行う。

(3) 施設間のシステム強化による施設整備の方針

各施設間の耐震性向上のために、ループ化や多重化等機能をバックアップする施設の整備を図る。

2 整備計画

1の安全化対策に基づき、経年変化等により安全性の低下した施設の再構築を進めるとともに、次のような震災時における下水道機能の確保策を図る。

(1) 機能調査、精密点検調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。

(2) 現行の耐震基準に基づき液状化の程度の重要度に応じた施設の整備を推進する。

(3) 各施設間の耐震性向上のために、ループ化や多重化等機能をバックアップする施設の整備を図る。

3 管の延長等

(1) 管渠施設

幹線 47,179m

枝線 267,748m 計 314,927m

(2) 普及率 100%

第3 事業計画

1 施設整備

処理場、ポンプ所等の下水道施設の整備、改善に努める。

2 管の整備

老朽管の取替え、接続部の改修、補修の容易な構造とするなどの耐震性の向上に努める。

また、平成15年度内に避難所のうち千駄木小学校をはじめ7校の避難所において、下水道局管理部分の下水管の耐震工事を実施する予定である。

3 点検調査

既設管の調査を定期又は必要に応じて随時行い不良箇所の発見摘出に努める。

4 応急復旧資器材の整備

管等の損壊等に備えた応急復旧資器材の整備に努める。

5 防災訓練

非常時に手動運転が可能となるよう各種の訓練を実施する。

第6節 通信施設

第1 計画方針

通信の途絶は、社会経済活動を混乱させるばかりでなく、災害時の応急対策活動の阻害要因となるので、電信電話施設の耐震性の強化など、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

第2 現況

建物は、耐震耐火構造である。各階に消火栓、消火器を設置するなど維持管理に努めている。

第3 事業計画

1 耐震性の強化等

耐震、耐火性のある共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進する。

2 架空ケーブルの地下化

架空ケーブルは、地震による第二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

3 ケーブルの安全化

公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルート安全化と回線の分散使用を図る。

4 主要設備の倒壊防止

交換設備、電力設備その他N T Tビルの主要設備の倒壊を防止するための措置を実施する。

5 点検整備

ケーブル等調査を定期又は必要に応じて随時行い不良箇所が発見摘出に努める。

6 応急復旧資機材の整備

ケーブルの損壊等に備えた応急復旧資機材の整備に努める。

7 防災訓練

非常時に的確な対応がとれるよう防災訓練を実施する。

第3章 地震被害の軽減・防止（消防署）

第1節 基本方針

阪神・淡路大震災では、家屋や建物の被害が 512,882棟（全壊 104,906棟）、火災 285件、死者 6,433人、負傷者43,792人に及んでいる。

（平成14年12月26日現在、総務省消防庁災害対策本部、第106報）

地震による被害は、家屋の倒壊等に加えて、火災等の被害も甚大になると考えられている。したがって人命の安全を確保するための対策を重点として、出火防止、初期消火、火災の拡大防止、救助救急の各対策を基本とし、総合的に推進し被害の軽減・防止に対処していくものとする。

第2節 出火の防止

第1 計画方針

地震による複雑な出火機構と火気使用設備・器具及び危険物、化学薬品等の膨大な出火要因から判断して、相当数の出火が予想される。

このような状況において、あらゆる方策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討して、順次その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、区民に対する防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、震災時における出火をできる限り防止する。

第2 現況

現在、区内では膨大な数の火気使用設備・器具等が使用されており、平成3年9月に東京都が公表した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」の被害想定によれば、文京区で発生する火災の18件のうち、消防隊等による消火件数は11件、延焼不拡大件数6件、延焼火災1件となる。

また、平成9年8月に公表した「東京都における直下地震の被害想定に関する調査報告書」によれば文京区で発生する火災の14件のうち、消防隊等による消火件数は10件、延焼不拡大件数2件、延焼火災2件となる。 〈被害想定 第1編 第5章 第1節 P 12〉

第3 事業計画

1 火気使用設備・器具等の安全化

現在、区内では相当な数の火気使用設備・器具等が使用されており、また、昭和62年3月に火災予防審議会から答申された「地震時における地域別の出火危険予測と対策」の中でも指摘されているように、地震時にこれらの火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等各種安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検、整備についても指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

区内の石油等の危険物施設は、貯蔵所等の施設（少量危険物貯蔵取扱所を含む）が約 800ある。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察

や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後とも、これらの施設に対しては、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。

放射性物質を貯蔵又は取扱う事業所については、東京都火災予防条例第59条に基づき、消防活動上必要な事項を届け出させる。さらに、これら事業所の立入検査では、防災設備の維持管理及び防災訓練の実施等については指導を強化し、災害予防活動の推進を図る。

3 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 地震時における危険物、化学薬品等からの出火は、宮城県沖地震の例を見ても、出火原因の中で大きな比率を占めている。

東京消防庁では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約 6,000種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。

また、昭和62年3月火災予防審議会から答申された「地震における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施しこれらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査を行うことにより、個別的具体的な安全対策を推進している。

主な指導事項	<ol style="list-style-type: none">1 化学薬品容器の転倒落下防止措置2 化学薬品収納棚の転倒防止措置3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置4 化学薬品等収納場所の整理整頓5 初期消火資器材の整理
--------	---

(2) 電気設備等の安全化

現在、区内に設置されている変電設備、自家発電設備、蓄電池設備は年々増加の傾向にある。これらの設備は、火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけているところである。

また、これらの設備は、産業及び生活等の基礎となるライフラインの一つとしても重要な位置を占めている。

このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に推進するとともに、現在、関係各機関において検討が行われている安全対策基準に関与し、その検討結果に基づく対策の推進を図るなど、出火防止等の安全対策を強化する。

4 出火防止のための査察指導

地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い病院や不特定多数の顧客等の出入りする物品販売店舗、飲食店等の防火対象物及び工場、作業所等で多数の火気を使用する対象物に対し、重点的に立入検査を実施する。この場合、火気使用設備・器具等の固定や当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置及び火災時における従業員の対応要領についても

指導する。あわせて、その他の事業所及び一般住宅等についても、防火診断を通じて同様の指導を行い、地震時の出火防止対策を徹底する。

5 危険物等輸送の安全化

- (1) タンクローリーについては、走行中のものを対象とした一斉検査を年一回以上実施するとともに、随時常置場所への立入検査を行い、構造、整備等についてチェックし、法令基準に適合するよう指導を強化する。
- (2) 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例第10条に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

6 高層建築物の安全化（平成15年4月1日現在）

文京区においても、現在、高層建築物（高さが、31メートルを超える建築物をいう。）が現在、402棟あり、そのうち20階建以上の高層建築物は9棟ある。

高層建築物一覧表（20階建以上） 平成15年4月1日現在（消防署調査）

階 層	20 階	21 階	23 階	26 階	27 階	43 階	合 計
棟 数	2	2	2	1	1	1	9

これら高層建築物は、耐震性、防災施設等について特別な配慮がなされているが、地震時には、家具等の転倒、建物の揺れにもとづく不安感などによるパニックの発生及び火災発生時の避難や消防活動などの面からみて、その対応は、極めて困難が予想される。

このため、消防署においては、関係事業所等に対して、次の対策を指導していく。

(1) 火災予防対策

- ア 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- イ 火気使用場所の環境設備及び可燃性物品の転倒防止対策の推進
- ウ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- エ 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(2) 避難対策（混乱防止対策）

- ア 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- イ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ウ ショーケース、看板等の転倒、落下防止
- エ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- オ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

(3) 防火管理対策

- ア 従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ウ 防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備

オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

カ 実践的かつ定期的な訓練の実施

(4) 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

7 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりが自助（自らの生命は自らが守る）・共助（自分たちのまちは、自分たちで守る）の考え方の理念に立った出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教室を推進する。

[出火防止に関する備えの主な指導事項]

- (1) 消火器の設置、風呂の水の汲み置きやバケツの備えなどの消火準備の徹底
- (2) 対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (3) 家具類の転倒、日用品の落下防止措置の徹底
- (4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (5) カーテンなどの防災製品の普及
- (6) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底

[出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項]

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さな地震でも「地震、火を消せ！！」と声をかけあい火を消す習慣の徹底
- (3) 地震時、火を消す3度のチャンス（①グラッときたとき ②大揺れがやんだとき ③燃えはじめたとき）の徹底
- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の措置の徹底。
- (5) ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底。

第3節 初期消火体制の強化

第1 計画方針

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の防止を図るとともに初期消火が出火元で行なわれることが重要である。このため、家庭・事業所及び地域における自主消火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により区民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、家庭に対して、消火器の設置や水バケツの備え等について積極的に普及を図っていくものとする。

第2 現況

- 1 区は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制の強化を図るため、街頭と主要道路に消火器を設置するとともに、火災危険度や世帯数を勘案の上、区民防災組織に対して、大型消火器を配備している。

消火器の設置状況

平成15年7月現在

種 類	型 式	数 量
車両用消火器（昭和53年度開始）	10型	786本
街頭用消火器（昭和47年度開始）	10型	2,373本
大型消火器（昭和60年度開始）	50型	417本
合 計		3,576本

- 2 家庭や事業所をはじめ、地域や区民一人ひとりの防災行動力を高めるため、各種防災訓練等を実施して、消火器の使用方法や出火防止、初期消火、応急救護などに関する知識、技術の普及を図っている。

第3 事業計画

1 消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるように、対震措置の設置についてさらに指導するとともに、過去の地震被害調査等を参考に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に破壊されないよう地震時における消防用設備等の確実な機能確保を図るよう指導を強化する。

また、いわゆる災害要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図っていく。

2 大型消火器の配備

道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域等については、消防署や区民防災組織と協議し、大型消火器を配備していくものとする。

3 可搬式動力ポンプの支給

同時多発的な火災に対する初期消火活動体制の強化を図るため、消防署や区民防災組織と協議し、区民防災組織に対して可搬式動力ポンプを支給する。

なお、支給にあたっては、道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域、操作隊の編成や訓練体制、ポンプ設置場所の確保等を考慮するものとする。

〔町会・自治会に設置されている可搬式動力ポンプ数〕 (平成15年4月1日現在)

消 防 署 管 内	可搬式動力ポンプ (C級)	可搬式動力ポンプ (D級)	スタンドパイプ
小石川消防署	1	2	0
本郷消防署	0	2	1

可搬式動力ポンプ (C級)・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分あたり350ℓ以上の放水が可能 (町会で独自に購入)

可搬式動力ポンプ (D級)・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分あたり224ℓ以上の放水が可能 (区で支給)

スタンドパイプ・・・消火栓に直接結合して放水する消火器具 (町会独自で購入)

4 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに

に初期消火が重要である。

このため、消火器等を家庭や事業所等が設置するよう啓発する。

5 区民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 区民の防災意識及び防災行動力を調査し、初期消火等の防災行動力の実態を把握して、その結果を訓練等に反映させ、的確に災害に対応できるよう、初歩から実践へと段階的に体験できるよう訓練を進める。

また、地域防災体制づくりを進め、いわゆる災害要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導などを通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制の強化を図る。

また、事業所相互間の協力体制及び区民防災組織等との連携を深めるとともに、保有する資器材を活用し地域との協力体制づくりを推進する。

第4節 火災の拡大防止

第1 計画方針

現在の都市構造においては、様々な出火防止策及び初期消火の徹底を図っても、なお、相当数の延焼火災の発生が予想される。したがって、被害が予想される区域については、人命の安全確保を重点とした消防体制を進めることが重要である。特に、地域における防災訓練体制、消防活動体制の整備強化、装備資器材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

第2 現況

平常時の消防力を震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の様態に応じた計画を樹立し、有事即応体制を図っているが、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するには、資機材等の増強整備が必要である。

第3 事業計画

1 消防活動体制の整備強化

文京区内の常備の消防力は、次の表のとおりである。これらの消防力を、震災時においても最大限有効活用するため、各種計画に基づく訓練の徹底に努め、有事即応体制の確立を図っている。

(1) 消防署 (平成15年4月1日現在)

	署員	ポンプ車	救急車	特殊 災害 対策車	はしご車	指揮隊車 指揮車 救援車 広報車等	合計
小石川消防署	165	6	2	0	1	8	17
本郷消防署	165	4	2	1	1	9	17

(2) 消防団（平成15年4月1日現在）

	団員	分団数	可搬式動力ポンプ (B級)	可搬式動力ポンプ (D級)	可搬ポンプ積載車	合計
小石川消防団	200	6	8	0	1	9
本郷消防団	200	6	7	1	1	9

可搬式動力ポンプ（B級）・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分あたり1,200ℓ以上の放水が可能

可搬式動力ポンプ（D級）・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分あたり224ℓ以上の放水が可能（区で支給）

可搬ポンプ積載車・・・軽四輪自動車をベースに赤色警光灯及び電子サイレンを装備し、緊急走行を可能とした車両で、4名乗車、後部には可搬式動力ポンプ本体やホース等を積載した機動力のある車両

2 装備資機（器）材の整備強化

地震時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、地震被害の態様に対応した装備資機（器）材を整備する。

3 消防水利の整備

消防署では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び建物の基礎ばりを利用した地中ばりの水槽等の設置に努める。

また、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等を確保するよう働きかけるとともに雨水貯留施設や親水公園など他用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設等）の開発・確保など多角的な方策による消防水利の確保に努める。

4 消防団体制の強化

文京区における消防団は、2団12分団で団員数は400名である。消防団は震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行い、また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護の技術指導を行うなど地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。

このため、消防団活動の拠点として、当面、各団1棟の消防団地域活動センターを整備し、防災コミュニティ活動の推進と震災時における消防団情報活動態勢の強化を図る。

5 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらに道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となる恐れがある。したがって、消防活動路を確保するため、次の対策の推進を図る。

(1) 消防力の整備とあわせて、道路障害物除去用特殊資機材の検討や、特殊車両の運転技術者

の養成を図る。

(2) 消防活動に必要な幹線道路の拡張、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

6 消防活動困難区域の解消

震災時には、路面の損壊や道路周辺、建物等の倒壊により消防車両等の通行が著しく阻害されることが予想される。

このため、消防水利の整備、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団体制の整備等の施策を推進する。

7 地域防災体制の確立

地震被害の軽減を図るためには、大地震発生時の災害に対する地域の対応力、すなわち災害の発生拡大を抑制する地域の防災力を向上させる体制の確立が必要である。

したがって、地域防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 事業所と区民防災組織等との連携体制

地震時における火災等の災害から地域社会を守るためには、地域の区民防災組織ばかりではなく、事業所の自衛消防組織を含めた地域ぐるみの対応が期待される。

事業所の自衛消防組織は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。

したがって、地域防災の充実を図るため、地域の区民防災組織等と事業所の自衛消防組織とが互いに協力して連携できる体制を整備する。

なお、自衛消防組織の設置が義務づけられていない小規模事業所については、地域の防災区民組織の一員として活動するように指導する。

(2) 災害要援護者（高齢者・障害者）に対する地域協力体制の整備

災害要援護者（高齢者・障害者）は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、ねたきりやひとり暮らしの高齢者等の近隣住民並びに民生委員や緊急通報システム協力員の支援・協力を進めるとともに社会福祉施設等に対する区民防災組織の協力体制づくりを推進する。

(3) 防災訓練の実施

地域の防災行動力を効果的に発揮するには、消防署をはじめとして消防団、災害時支援ボランティア、事業所の自衛消防組織及び区民の防災組織等の各組織の協力が欠かせない。このため、各組織が連携した防災訓練を反復、継続的に実施するよう指導する。

第5節 救助・救急体制の整備

第1 計画方針

震災時には、広域局地的に多くの救助救急事象の発生が予想される。このため、震災時における初動体制を確立し、関係機関が連携を密にし、救助救急活動の万全を期さなければならない。したがって、より高度な知識・技術、救助隊員の育成に努めるとともに、必要資器材を整備し、迅速、円滑な人命救助体制の充実強化を図る。また、普遍的または集中的に発生することが予想される救急救護事象に対処するため医療機関との連携のもとに一貫性のある救急救護体制を確立する。

第2 現況

地震時に多発する救助救急事象に対処するため、整備計画に基づく救助救急資機（器）材の増強等により救助・救急体制の強化を図っている。また、消防活動計画に基づき救急隊等により応急手当、重症者の搬送等の救急活動を実施するための体制整備と区民による地域の自主救護活動に関する知識技術の普及を図っている。

第3 事業計画

1 救助資機（器）材の活用

消防署の可搬式ウィンチ、エンジンカッター、油圧式救助器具、簡易救助器具等の救助資機（器）材を有効活用する。

2 救急体制の整備

- (1) 救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図り、震災により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- (2) 重度傷病者の救命率を高めるため、救急救命士の育成及び高度救急資機（器）材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- (3) 現場救護所における応急救護資機（器）材等を有効活用する。
- (4) 傷病者の搬送を効率的に行うため、災害救急情報システム等を活用し、医療情報収集体制を強化する。

3 区民の自主救護能力の向上

(1) 応急救護知識及び技術の普及

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象が多発する恐れがあることから、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、消防団、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、区民防災組織の救出救護班員及び一般区民に対して、応急救護知識及び技術に関する普及・啓発活動を積極的に推進する。なお、一定以上の応急手当技能を有する区民に対してその技能を認定し、区民の応急救護に関する意識高揚と技術の向上を図る。

(2) 消防団の救護活動能力の向上

消防団の応急救護資機材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図るとともに、地域住民への応急救護知識や技術を習得させるための指導力向上の教育訓練を行う。

また、新たに簡易救出器具を配備し、消防団の救助能力の向上を図る。

第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（各機関）

第1節 基本方針

災害から区民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関は各種の防災対策を実施しているが、同時多発的な地震の被害に的確に対処するには、区民一人ひとりの災害に対する生活環境への配慮や防災関係機関と区民との連携が欠かせない。このため、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という区民の防災意識の啓発と、実際の地震のときに適切な対応がとれるような区民の防災行動力の向上に努める。

第2節 区民の防災意識の啓発

第1 計画方針

区民一人ひとりが、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、自分の生命や財産を地震から守れるように防災意識を啓発する。

第2 現況

防災広報等を通じて、地震や火災の発生原因や実態、災害を防ぐための生活環境への配慮、区民防災組織の活動、防災関係機関の活動等について正しい知識や理解を持っている区民が多くなってきたが、さらに防災意識の啓発を進める必要がある。

このため、区民の防災行動力をより一層向上させるため、従来から実施している防災教室（地震・煙体験訓練等）に加えて、防災パンフレット（地震や都市型水害等の防災対策の掲載）の作成、地元の大学等教育機関と連携した講演会等の開催、インターネットの活用など、多種多様な方法で、地震や火災、水害等の災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

また、区民の防災意識を啓発し、日頃の備えを強化するため、区民要望の多い防災用品を指定し、割引価格で区民にあっ旋する事業を平成8年1月から実施している。

第3 事業計画

1 区

(1) 区報「ぶんきょう」や啓発用印刷物による意識啓発

区民防災組織、学校、社会教育団体、事業所等に対して、備蓄の推進、家具の転倒防止等生活環境への配慮、救出・救護活動、地域との協力連携等を促すため、区報やパンフレット等により周知を図る。

(2) 防災教育用機材等の貸出し

地震体験車、煙体験ハウス、防災教育用のビデオテープを区民へ貸出して、防災知識の向上を図る。

(3) 防災訓練や防災の集いの実施

初期消火訓練や応急救護訓練等の防災行動力を身につける訓練を体験することを通じて、区の防災意識を啓発する。

(4) 区主催の各種イベント等での防災意識の啓発

多くの区民が集うイベント等の場所で、地震体験車や煙体験ハウス等を利用して防災意識を啓発する。

2 消防署

(1) 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象として「働く消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、区民に対しては町会・自治会を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。

(2) 応急救護知識及び技術の普及

区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより自主救護能力の向上を図る。

(3) 区民を対象とした組織の育成

女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図りそれぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

(4) 事業所防災意識の高揚

事業所における被害の軽減を図るには管理権限者や防火管理者に対し、その重要性を認識させる必要があり、防火管理者資格講習や消防計画作成時の機会及び実務講習会等を通して防災意識の高揚を図る。

(5) 東京消防庁災害時支援ボランティア（小石川消防ボランティア、本郷消防ボランティア）の育成

ア 地震時における消防の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を持ったボランティア活動の協力が得られれば、より迅速な消防活動が期待できる。このため、東京消防庁災害時支援ボランティアの育成指導を図る。

イ 東京消防庁災害時支援ボランティアを広く一般から募集し、登録するとともに教育訓練や研修等を行う。

ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア（小石川消防ボランティア、本郷消防ボランティア）は、震災時に小石川消防署及び本郷消防署が実施する応急及び復旧活動の範囲内で、応急救護活動、災害情報提供活動、消火及び救助・救出活動の支援並びに消防用設備等の機能確保・危険物施設等の安全確保・火災調査の支援を行う。

第3節 区民防災組織等の育成強化

第1 計画方針

区民防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、組織の強化、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、災害要援護者の救助救援、住民の避難誘導、炊きだし等があげられるが、特に初動期における応急活動への期待は大きい。

地震により同時多発的な災害が発生した場合は、防災関係機関の災害対策活動と区民の組織的な災害対策活動の連携が欠かせないので、地域住民の連帯意識に基づき結成された区民防災組織を育成して地域の防災行動力を高める。

第2 現況

区内の全町会、自治会が区民防災組織として結成されており、自主的な訓練を実施したり、防災関係機関が主催する訓練等に参加し、地域住民の防災意識の啓発や防災行動力の向上に努めている。

また、区民防災組織の防災行動力の向上を図るため、平成7年度に区民防災組織の役割に応じた救出・救護・避難等の活動に要する防災資器材を支給した。

第3 事業計画

1 区報「ぶんきょう」や「防災パンフレット」等による意識啓発

日頃から地震の際の正しい心構え等の印刷物を区民防災組織等に配付する。

2 防災教育用機材等の貸出し

地震体験車、煙体験ハウス、防災教育用のビデオテープを区民防災組織に貸出し、区民防災組織の活動を援助する。

3 防災訓練や防災の集いの実施

災害時における区民の助け合いや区民防災組織と防災関係機関との災害情報の伝達方法など、区民防災組織の役割や活動を内容とした防災訓練や防災の集い等を開催して区民防災組織を育成する。

4 区民防災組織への支援

区民防災組織の地域での防災活動を援助するため、区は区民防災組織に消火器及び防災資器材格納庫を貸与しており、それらの保守整備を継続する。また、区民防災組織に支給してきた防災資器材は、平成7年度に支給した救出・救護等の資器材をもって概ね充足したので、今後は支給した防災資器材の維持に努めるとともに、消防署や消防団等と連携して、防災資器材を活用した訓練等によりきめ細かな指導・助言を行っていくものとする。

5 区民防災組織等への活動助成

区は平成9年度より防災訓練を自主的に実施する区民防災組織に対し費用の一定割合で助成金の交付を行っている。さらに平成15年度からは、防災意識の啓発と防災行動力の充実を図るため、幼稚園・小学校・中学校のPTA及び文京区青少年対策地区委員等についても新たに助成対象とした。

6 防災リーダーの育成

区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要である。区では、一般区民や区民防災組織の防災担当者等を対象として、地域の防災リーダーとなるべき人材を育成する。

具体的には、防災に関する知識・技術の習得と消火・救出訓練などの実践的な行動力の体得を目的とした講習会を実施して防災リーダーの育成を図る。

7 事業所のとるべき措置

事業所は、その社会的責任を果たすため、次の対策等を図っていくものとする。

(1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用行動マニュアルの整備など事業活動の継続対策

(2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、来客の安全確保対策

(3) 地域活動への参加や区民防災組織等との協力関係の確立など地域社会における安全確保対策

第4節 総合防災訓練の実施

第1 計画方針

防災意識の啓発と実際の災害時に区民、区民防災組織及び防災関係機関が協力して災害対策

活動が円滑にできるよう総合的で実践的な防災訓練を実施する。

第2 現況

区内の7避難場所のうち4避難場所を選定し、その内、毎年一つの避難場所を総合防災訓練の会場とし、住民と防災関係機関が一体となった総合的な防災訓練を実施している。

第3 事業計画

区民防災組織、区民、事業所、区、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、公共機関等できるだけ多くの防災関係機関等の参加を促進し、実効性のある総合的で有機的な訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容と防災意識の高揚を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

- 1 実施時期 原則として8月30日～9月5日（「防災週間」）に実施する。
- 2 実施場所 東京大学農学部グラウンド、教育の森公園、六義公園運動場、小石川運動場を持ち回りで行う。
- 3 参加機関 区、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、公共機関等が連携して訓練に参加する。
- 4 訓練内容 予知対応型訓練と発災対応型訓練等を実施するが、細則的事項はその都度、区が防災関係機関と協議しながら定める。

第5節 地域防災訓練の実施

第1 計画方針

地域の実情に応じた防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を促進する。

第2 現況

区内の各地域における区民の防災意識と防災行動力の向上のために、地域の実情に応じた防災訓練が、区民防災組織や防災関係機関の主催により実施されている。

第3 事業計画

1 防災関係機関の防災訓練

地域の実情に応じた防災訓練等を今後も継続して実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図る必要がある。防災訓練の実施に際しては、防災に関心の高い区民ばかりでなく、様々な区民が参加できるよう訓練内容に工夫をこらして計画する。初期消火訓練、救出救助訓練、災害要援護者救助訓練、応急救護訓練等の防災訓練項目と内容については、その都度、防災関係機関が協議して実施する。

2 区民防災組織主催の防災訓練

区民防災組織が自主的に主催する街角等で行う防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるので、防災関係機関は区民防災組織の自主的な訓練に積極的に協力し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。

3 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者や危険物取扱者が、実効性ある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けてお

くことが必要である。

第6節 区立学校（園）における安全指導・安全管理

第1 計画方針

- 1 区内の幼児、児童・生徒に火災や地震等における災害から、自らの生命を守るのに必要な事柄についての理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身につけさせる。
- 2 地震等により被害を生ずる恐れのある学校環境や災害発生時に必要な消防、避難並びに救助のための施設設備について、整備並びに適切な管理を行う。

第2 区立学校における現況

1 防災計画の立案と実施

各学校（園）長は、学校（園）の立地条件などを考慮したうえ、地震等の災害時における施設管理、教職員の任務分担等を定めた学校防災計画を策定している。また、安全管理体制を整え、安全管理の計画を作成するとともに安全指導及び避難訓練を教育課程の中に位置付けている。

2 安全管理

学校（園）長は、各学校（園）において、安全指導担当（生活指導）を分掌として設置し、計画的に安全管理を実施している。

3 避難訓練

消防法第8条ならびに東京都の「非常災害における児童・生徒の安全確保について」〔教指管発第457号（昭和40年12月4日）〕、「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について（通知）」〔49教指管発第559号（昭和50年3月8日）〕に基づき、避難訓練を年間を通じて教育課程の中に位置づけて計画的に実施している。各学校（園）において、原則として月1回以上実施している。実施時刻を授業中と休憩時間中に大別するとともに、多様な事態を想定するなど、各学校（園）の実態を考慮に入れるとともに、発達段階に応じて指導の充実に努めている。

4 安全指導

東京都の「学校における緊急時の避難対策および安全指導の充実にについて」〔48教指管発第585号（昭和49年3月30日）〕に基づき、各学校（園）において、安全指導に関する全体的な計画を作成し、その内容として「災害時における安全」について指導を計画的に行っている。

第3 区立学校における事業計画

1 学校の防災計画の充実

平成9年に示された「文京区立学校防災計画検討委員会報告書」に基づき、各学校（園）の防災計画の充実に努めるとともに、区教育委員会は、区・防災関係機関・区民防災組織等との連携が図れるよう企画、連絡、調整に努めるものとする。

2 学校の防災計画の周知

学校の防災計画について、教職員への周知・徹底するとともに、必要な事項に関しては幼児・児童・生徒等に十分理解させ、保護者や地域の人々に対し連絡を密にする。特に、幼児・児童・生徒等の避難場所、保護者等への引き渡しの方法などを明らかにする。

3 学校施設・設備の安全管理の充実

校舎内外の施設・設備の安全点検の充実を図る。戸棚、靴箱、体育用具等の転倒防止掲示板、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。特に、薬品類や火気の管理に格段の配慮をする。

4 避難訓練等の安全指導の充実

年間を通じて教育課程の中に適切に位置づけ計画的に実施するとともに、多様な事態を想定して指導の充実を図る。

5 教職員の研修の充実と、安全管理・指導体制の強化

教職員の任務分担及び指導の具体的な内容についての研修や訓練を充実し、組織的かつ的確な活動ができるようにする。

第7節 水防訓練の実施

第1 計画方針

水防法及び東京都地域防災計画等に基づき、河川の溢水、堤防の決壊による氾濫等に的確に対処するため、水防工法の習熟等の訓練を、区、消防機関等が連携して実施する。

第2 現況

1 訓練の実施時期

原則として、毎年台風上陸時期の前に行う。

2 参加機関

区、消防署（小石川、本郷）、消防団（小石川、本郷）その他

3 訓練項目

(1) 水防工法訓練 (2) 水防本部運営訓練 (3) 情報通信訓練 (4) 参集編成訓練
(5) 救助訓練 (6) 救急訓練 (7) その他

4 事業計画

(1) 水防活動を円滑に実施できるよう水防工法の習熟等の訓練を充実する。
(2) 防災関係機関が連携した訓練の充実を図る。

第8節 文京区水害ハザードマップ

第1 計画方針

都市型水害に対処し、被害を最小限にとどめるには、これまでの治水事業の着実な推進や組織的な水防活動に加え、住民一人ひとりが水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えておく必要がある。そのためには、水害防止に関わる様々な情報をあらかじめ住民に周知しておくことが重要である。

第2 現況

近年、全国で河川及び下水道の整備水準を大きく上回る豪雨による浸水被害が多発している。特に、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間雨量114mm）の降雨実績を基に作成した文京区水害ハザードマップでは、神田川沿いや千川通り沿いの一部で2mを越す浸水が予想されている。今後とも、文京区水害ハザードマップを区民に広く公表し、危険性を認識してもらうとともに、出水時の迅速な避難行動に役立ててもらうため、一層の周知と水防意識の

啓発を図っていく。

第3 事業計画

- ① 区報、CATVを利用した周知
- ② 区のホームページでの公表（アドレス：<http://www.city.bunkyo.tokyo.jp/>）
- ③ 避難所運営訓練等や出前講座などでの周知

第5章 気象情報の把握

第1節 基本方針

文京区及び周辺の降雨量、気象警報等の各種気象情報を把握し、的確な災害対策態勢を編成するように努める。

第2節 気象情報の収集

第1 計画方針

区は、防災センターに整備してある情報関連機器等を有効に活用し、気象情報を収集、分析し、的確な災害対策が実施できるように努める。

第2 現況

1 降雨量の把握

区内に設置した5箇所の雨量計の観測データ及び中野区等との協定に基づく神田川上流区の雨量計の観測データを防災センターの情報機器が常時把握している。

2 神田川の水位の把握

区内の神田川の護岸に設置した4箇所の水位計の観測データ及び中野区等との協定に基づく神田川上流区の水位計の観測データを防災センターの情報機器が常時把握している。

3 神田川付近のサイレンの吹鳴

中之橋及び一休橋付近に設置した水位計が、異常水位となったときはサイレンが吹鳴する。

(1) サイレン吹鳴水位とサイレン設置場所

水位計設置場所	護岸天端下距離		サイレン設置場所
	警戒	危険	
中之橋(水道1-3)	約2.2m		小桜橋付近、白鳥橋付近、隆慶橋付近
一休橋(関口1-24)	約3.6m	約2.1m	水道寿会館、関口一丁目児童遊園、古川橋付近

(2) サイレン吹鳴時間

中之橋系統

警戒 10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。

(サイレンが吹鳴した後、30分経過しても、警戒水位を超えている場合は再度サイレンが吹鳴する。)

一休橋系統

警戒 10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。

危険 20秒吹鳴、10秒休み、20秒吹鳴の動作を5分間継続する。

4 下水の溢水の把握

区内に設置した4箇所の下水溢水センサーにより、下水の溢水の有無を防災センターの情報機器が常時把握している。

5 気象警報の把握

大雨警報、洪水警報等が発令された場合は、都及びNTTは、その内容を防災センターに連

絡することとなっている。また、勤務時間外は宿直員が連絡を受けた後、宿直者は防災関係者に連絡する。

6 気象警報等の発令基準

〈気象庁が行う注意報、警報等の種類、及び発表基準 資料編 P 83〉

7 気象予報の把握

気象情報サービス会社等から各種の気象予報等を入手している。

8 水防警報の把握

水防法第10条の6第3項の規定に基づき、都知事は神田川に関する水防警報を発したときは、区等の水防に関する機関に通知することとなっている。

第3 事業計画

雨量計及び水位計等の観測設備、防災センターの情報機器等の設備の保守点検に努め、常に観測機器が良好の状態で機能するように努める。

第3節 気象情報の伝達

第1 計画方針

防災センターが把握した気象情報を災害対策活動等に活用する。

〈気象警報・通報指示系統図 資料編 P 86〉

第2 現況

1 防災関係機関との連絡

把握した気象情報を、必要と認められる地域活動センターや防災機関等に伝達する。

また、一般電話及び携帯電話による連絡が困難な場合は、整備してある防災無線や無線FAX等を使用する。

2 休日、夜間の連絡体制

気象情報提供会社から「区内又は神田川上流区域の降雨予報に異常があるとき」又は、「気象注意報・警報発令」などの連絡があった場合は、可能な限り1の体制と同様の体制をとる。

3 有線テレビ河川情報送信システムの導入

大雨等の警報発令時に「文京区民チャンネル(5ch)」画面の本編を縮小させ、L字に空いたスペース上に文字等の情報を表示し、区民に対し水害に対する注意を喚起する。

表示内容

(1) 文京区域内の大雨あるいは洪水警報

(2) 区内4箇所(神田川)の水位の状況

4 インターネットによる神田川水位情報等の検討

区内の神田川水位情報や降雨量をインターネットで公表し、区民に河川・水位情報をリアルタイムに提供できないかについて、東京都建設局で行っている「東京都水防災総合情報システム」との連携など多角的に検討を行っていく。

第3 事業計画

防災センターで把握した気象情報を総合的に判断し、的確な災害対策活動がとれるように情報機器の取扱等に習熟できるように訓練に努める。

第6章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

第1節 基本方針

各防災関係機関等がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、各防災関係機関等が緊密に連携し、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、被災住民等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するには、被災住民等に的確な情報の提供や連絡が欠かせない。このため、迅速正確な情報の収集、分析、伝達できるように各防災関係機関等の通信連絡体制の整備に努める必要がある。

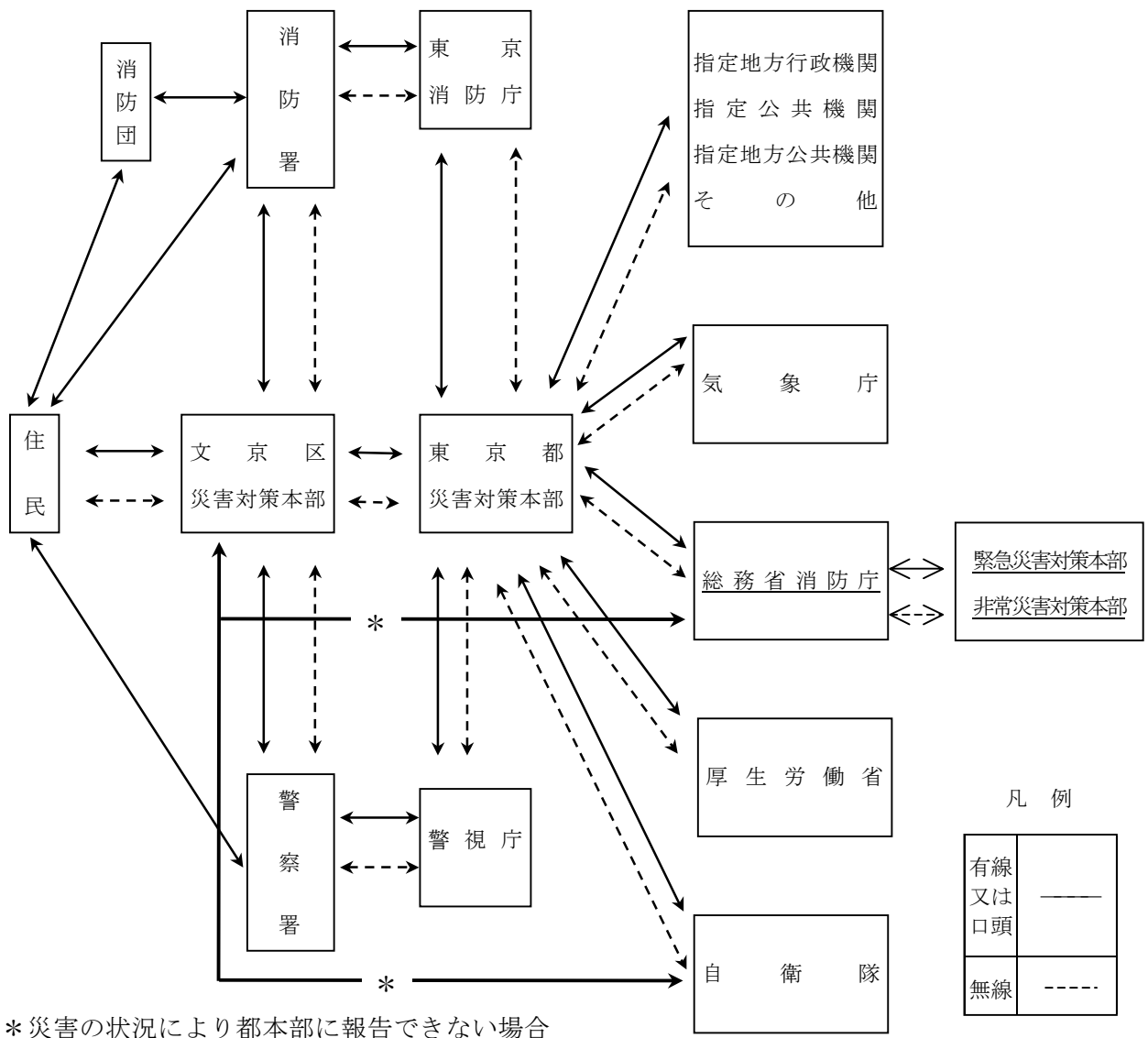
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

第1 計画方針

区は各防災関係機関等の情報連絡体制の拠点として、シビックセンター15階の防災センターを中心とした情報連絡体制を整備する。

第2 現況

1 通信連絡系統図



2 情報の収集伝達機器の整備

通常のNTT回線のほかにNTTの優先電話、携帯電話、東京都防災行政無線、地域防災無線、移動系無線、固定系無線、屋上高所カメラ、地震計等の機器を整備している。

3 防災情報システムの整備

災害に対する効果的な活動を支援するために、平成6年12月より防災情報システムを運用している。しかし、現行のシステムは、急速に進展しているIT化に対応したものとはなっていない。そのために、今後、災害時の各種防災情報の収集及び提供等についてIT化を視野に入れたシステムの構築を検討する。このことにより災害情報を区民、防災関係機関（消防や警察、ライフライン等）との間で相互に情報の共有化を図ることが可能となり、災害時の初動対応への連携強化を図ることができる。

4 固定系無線機の子局の設置場所

- (1) 区民に災害情報等を広域的に伝達する目的で設置している。
- (2) シビックセンター内に設置している計測震度計の測定値（震度5強）に基づき、自動放送システムで地震の発生を区民に周知する。

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	88箇所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	294箇所	町会、医師会、消防署、警察署、学校、幼稚園等

〈屋外スピーカー設置場所一覧表 資料編 P 37 〉

5 地域防災無線の子局の設置場所

区と防災関係機関とが相互に災害情報等を連絡する目的で設置している。
なお、平成7年度から避難所となる区立小中学校に新たに設置した。

設置形態	設置数 (台)	設置場所
半固定型	56	地域活動センター、区立小中学校、消防署、警察署、東京電力、東京ガス等
可搬型	7	区役所
携帯型	35	区役所（6台）、地域活動センター（27台）、防災職員住宅（2台）
車載型	20	区所有車

〈区災害対策本部を中心とする無線系統図 資料編 P 36 〉

6 地震計ネットワーク・震度分布即時把握システムの活用

東京都は、都内の各区市町村に計測震度計を設置してネットワーク化を図ることにより、地震発生直後の広域的な地震被害の分布状況を即時に把握し、激甚な被害地を特定して、防災機関の迅速な初動対応が可能な体制を確立するため、「地震計ネットワーク・震度分布即時把握システム」を構築している。

また、東京消防庁設置の計測震度計により計測したデータについても、東京消防庁で集計後、東京都防災センターに送信され、地震計ネットワークシステムに取り込まれている。

文京区は、平成9年10月、シビックセンター地下4階に計測震度計を設置し、ケーブル配線によりシビックセンター15階防災センター内の処理部・震度表示装置と接続するとともに、東京都防災センターと通信回線（防災行政無線・NTT回線）を介して接続している。

さらに、大地震（震度5強以上）発生時に文京区防災行政無線（固定系無線機）と接続し「地震発生・警報放送」を自動的に一斉放送する。

第3 事業計画

1 情報連絡窓口の一本化

(1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び各防災関係機関に情報受発の総括者としての連絡責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。

(2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

2 発災直後における地域の被害状況等の情報を早期に収集し、情報連絡体制を強化するため、地域活動センターを地域の情報拠点とする。

3 通信機器の習熟

(1) 区及び防災関係機関等は、平常時において定期又は必要に応じて随時に情報通信機器の操作を関係職員に訓練するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成する。

(2) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。

(3) 区は、機器操作担当職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

4 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

第3節 消防署の通信連絡体制

第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための連絡体制の充実を図る。

第2 現況

大地震発生時等においては、警防本部（本部庁舎）、方面隊本部（消防方面本部）、署隊本部（消防署）に、それぞれ指揮本部を設置し、消防部隊の活動及び避難者の安全確保等に必要なる各種災害情報の収集、分析並びに伝達を行うための災害救急情報管理システム等の整備を図

っている。

第3 事業計画

1 (署所) 端末装置等の活用

各種端末装置、携帯無線機及び受令機を活用し、迅速な情報収集を実施する。

2 無線機の活用、情報収集伝達に関する教育訓練を推進し、消防団情報連絡体制の強化を図るとともに、区民防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア等を含めた情報収集ネットワークを構築する。

第4節 警察署の通信連絡体制

1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための体制の充実に努める。

2 現況

大震災発生時には、最高警備本部（警視庁本部）、方面警備本部（方面本部）、現場警備本部（警察署）が設置されることになっており、情報収集と伝達体制も無線通信を主体として系統的に行われる。

警察署にあつては、警ら用無線自動車の車載無線機、携帯無線機、無線受令機を主体として、これに有線電話を手段として情報の伝達をする。

3 事業計画

(1) 各種無線機の整備

情報収集伝達並びに現場活動に必要な各種無線の整備を図る。

(2) 有線、無線以外の伝達手段を確保する。

(3) 電源の確保

通常を送電が停止した場合に備えて、自家発電を維持し機器の増強を図る。

第7章 応急対策用物資の備蓄等

第1節 基本方針

建物の倒壊、焼失又はライフラインに障害が発生した場合は、水や食料等の調達が困難になる恐れがある。被災者の生命維持と人心の安定を図るために、震災直後の生活物資等の確保と整備に努める。

第2節 飲料水等の確保

第1 計画方針

災害時に停電や管路の破損等により一時的な断水は避けられないものと想定されるので飲料水の給水基準を1日1人当たり3ℓとして、被災者の飲料用の水等を確保する。

第2 現況

1 水の確保

(1) 水道局の給水拠点（給水所・応急給水槽）による水の確保

〈文京区及びその周辺の給水拠点の確保水量 同編第2章第4節 P 29 〉

(2) 区の備蓄倉庫でのペットボトルによる水の確保（乳幼児粉ミルク用、高齢者おかげ用）

(3) 区設貯水槽（容量40m³の貯水槽31か所・容量20m³の貯水槽1か所）による水の確保

〈区設貯水槽一覧表 資料編 P 68 〉

(4) 区の井戸による水の確保

公園等に井戸が12か所設置してある。

〈区有井戸一覧表 資料編 P 71 〉

(5) 民間の井戸所有者との協定による水の確保

区内の138箇所の井戸を防災協定井戸として協定を締結している。

〈協定井戸一覧表（民間） 資料編 P 69 〉

〈協定井戸一覧表（東京都豆腐商工組合文京支部・

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部） 資料編 P 71 〉

(6) 区立小・中学校の高架水槽・受水槽・プール・井戸による水の確保

(7) その他の水の確保

ア 家庭内の備蓄等

イ 民間建築物の受水槽

2 給水活動に使用する給水器材の整備状況

(1) 水道局の給水器材

〈応急給水用資器材の整備 同編第2章第4節 P 29 〉

(2) 区の給水器材

備蓄倉庫にウォーターバルーン（折り畳み式水槽）、飲料水用ろ過機、給水タンク、給水袋、ポリバケツ等を備蓄している。また、避難所（学校併設備蓄倉庫）に飲料水用ろ過機を備蓄している。

〈備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 資料編 P 48 〉

〈学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 資料編 P 52 〉

第3 事業計画

1 給水量の確保

水道施設の復旧までの飲料用の水の最低必要量は、給水拠点に確保されている。水道局により給水所等の施設の維持管理を行う。

2 水質の維持

貯水槽や井戸の一部には、飲料に適さない水質の水があるので、貯水槽の清掃等を行うとともに、原則として生活用水として使用する。

3 給水器材の点検整備

給水器材が災害時に使用できるように点検整備を行う。

4 防災協定井戸の拡大

身近な水を確保するため、未協定の手動式ポンプ井戸や電動式ポンプ井戸の所有者の協力を得て、防災協定井戸の拡大を図る。

5 区民への周知

家庭等での最低3日分（1日1人あたり3ℓ）の水の確保や水道局等の水の確保状況等については、防災訓練や防災講習会、パンフレット等を利用して周知を行う。

〈協定井戸一覧表（民間） 資料編 P 69 〉

〈協定井戸一覧表（東京都豆腐商工組合文京支部・

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部） 資料編 P 71 〉

第3節 食品の確保

第1 計画方針

災害時における食品の確保の考え方は、次のとおりである。

- (1) 都区の役割分担 1日目 区の備蓄 2・3日目 東京都の備蓄・調達
- (2) 区は、道路の障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日以降は、都と協力し、原則として米飯による炊き出し等を実施するとともに、食品確保の方策の一つとして、弁当、パン等の調達体制についても整えていくものとする。

第2 現況

1 食品の備蓄等の状況

区は、主食及び副食等を備蓄倉庫及び避難所となる学校に分散して備蓄している。

〈備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 資料編 P 48 〉

〈学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 資料編 P 52 〉

2 食品調達協定

- (1) 米穀 「災害時における米穀供給に関する協定」に基づき、現物を調達する。
- (2) 麺類 「災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定」に基づき、現物を調達する。
- (3) 燃料 「災害時における灯油及び固形燃料等の供給に関する協定」に基づき、現物を調達する。

3 区内調達が困難なときの要請先

- (1) 米穀 東京都福祉局

(2) 副食品 東京都産業労働局

(3) 調整粉乳 東京都健康局

第3 事業計画

1 食品（非常食）の備蓄

区として、主食及び副食を現在の想定避難所生活者数（35,000人）の3食分を最低基準として備蓄する。

(1) 主食 サバイバルフーズ（クラッカー）・インスタント米

(2) 副食 サバイバルフーズ（シチュー）

2 備蓄食品の点検整備

備蓄食品の品質と良好な保管体制を確保するよう点検整備を行う。

3 炊き出し資器材の拡充と点検整備

炊き出し資器材として、避難所（学校併設備蓄倉庫）に釜等を備蓄するとともに、炊きだし資器材が災害時に使用できるように点検整備を行う。

4 区民等への周知

家庭等には通常数日分の食品があるので、電気等の燃料が少ない場合でも調理しやすい食品の備蓄を促進するとともに、事業所等にも食品等の自主的な備蓄の推進について協力を依頼する。また、区の備蓄状況等について、防災訓練やパンフレット等を利用して周知を図る。

第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

第1 計画方針

建物の倒壊や火災のため一時的に避難所であり災者が生活する場合や災害復旧作業等に備えて、生活必需品、応急対策用資器材等を確保する。

第2 現況

1 生活必需品の備蓄状況

都区役割分担に基づき、生活必需品については、主として都が対応することとなっているが、都からの調達が遅れた場合などを考慮して区が一部備蓄している。

〈備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 資料編 P 48〉

〈学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 資料編 P 52〉

2 応急対策用資器材の備蓄状況

(1) 区の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

(3) 警察署の備蓄状況

〈応急対策用資器材備蓄保有状況 資料編 P 65〉

3 救護資器材、医療資器材等の備蓄状況

(1) 区の備蓄状況

(2) 医師会の備蓄状況

(3) 消防署の備蓄状況

〈応急対策用資器材備蓄保有状況 資料編 P 65〉

〈災害用医療資器材等の整備状況 資料編 P 76〉

第3 事業計画

1 生活用品等の分散備蓄及び点検整備

区は、道路障害物除去が整い都からの調達品がくるまでの間、り災者の避難生活を維持するための生活用品等を避難所及び備蓄倉庫に分散備蓄するとともに、生活用品等がいつでも使用可能となるよう点検整備を行う。

2 区民への周知等

家庭や事業所等で行う生活用品等の備蓄、区備蓄の生活用品等の確保状況等について、防災訓練やパンフレット等を利用して周知等を行う。

第5節 区の水防応急対策用物資の備蓄

第1 計画方針

水防管理者はその管内における水防を十分に果たせるよう、水防用具、資材及び設備を準備し実態に応じて機能的な配分ができるよう備蓄する。

第2 現況

1 水防倉庫及び備蓄資材 〈水防用備蓄資器材一覧表 資料編 P 62〉

2 水害対策用土のう堆積数及び場所 〈水害対策用土のう堆積場所一覧表 資料編 P 64〉

第3 事業計画

水防用資器材及び水害対策用土のうについては常に必要数を確保し、緊急の場合に対処できるよう整備点検に努める。

第6節 消防署の水防資器材保有状況 〈警察・消防・水防資器材備蓄保有状況 資料編 P 65〉

第7節 警察署の水防資器材保有状況 〈警察・消防・水防資器材備蓄保有状況 資料編 P 65〉

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 応急対策の活動態勢	59
第 2 章 消防機関の応急対策の活動	66
第 3 章 災害救助法の適用	68
第 4 章 防災関係機関等との相互協力	70
第 5 章 警備・交通規制	78
第 6 章 震災消防活動態勢	82
第 7 章 避難	85
第 8 章 災害広報・広聴計画	92
第 9 章 救援及び救護に関する計画	94
第 10 章 ボランティア等との連携・協働	110
第 11 章 帰宅困難者対策	112
第 12 章 輸送	114
第 13 章 公共施設等の応急対策	119
第 14 章 被災地の応急対策	130
第 15 章 応急教育	137
第 16 章 N B C 災害等	140

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急対策の活動態勢（区）

第1節 区の災害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、区の地域並びに住民の生命、財産を災害から保護するため、区は、防災関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び住民等の協力を得て、必要な態勢を確立し災害対策の実施に努める。

第2 活動内容

1 災害対策本部の設置

区長は、災害救助法の基準に達する程度の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、本部の部員（以下「本部員」という。）の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、区長にその設置を要請することができる。

2 本部の設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 区内防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

3 本部の掲示

本部を設置した場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区災害対策本部」の掲示を行う。

4 本部の廃止

本部長は、区の地域において、災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の廃止等の通知は、上記2に準じて処理する。

〈文京区災害対策本部条例 資料編 P 4〉

〈文京区災害対策本部条例施行規則 資料編 P 4〉

第3 本部の組織及び運営

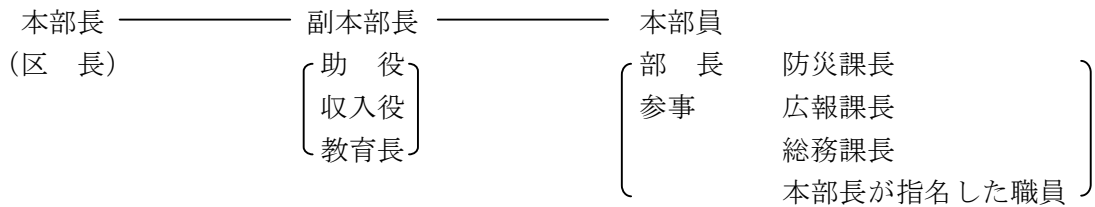
1 本部の組織

- (1) 本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- (2) 本部の組織編成及び部の業務分掌

〈組織編成（文京区災害対策本部組織図） 資料編 P 34〉

2 本部長室の組織及び運営

- (1) 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。



(2) 本部長等の職務

ア 本部長（区長）

本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（助役、収入役、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

ウ 部長（部長）

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

エ 本部員（本部を構成する部長等）

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

(3) 本部長の代理

本部長に事故のあるときは、副本部長（助役、収入役、教育長）、災対本部事務局長（総務部長）以下、災害対策本部組織の部長順にその職務を代理する。

(4) 本部長室の運営

本部長室は、次の事項について災害対策本部の基本方針を審議策定する。

- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- イ 応急措置に関すること。
- ウ 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- エ 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- オ 避難の勧告又は指示に関すること。
- カ 災害救助法の適用の要請に関すること。
- キ 警戒区域の設定の要請に関すること。
- ク 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ケ 東京都知事に対する応援等の要請に関すること。
- コ 被災者の救出に関すること。
- サ 応急公用負担等に関すること。
- シ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ス 部長会議の招集に関すること。
- セ 災害時相互援助協定締結自治体等に対する応援の要請に関すること。
- ソ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

3 災害対策本部の組織編成の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めた場合は、組織の変更及び各部の人員を増減することができる。

第2節 区の臨時地震対策本部の活動態勢

第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に大地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため臨時地震対策本部（以下「震対本部」という。）を設置する。

第2 活動内容

1 震対本部の設置

臨時地震対策本部長〔区長〕（以下「震対本部長」という。）は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に区内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合は、初期における事態に迅速に対処するため、震対本部を設置する。

〈文京区臨時災害対策本部要領 資料編 P 6〉

2 震対本部の設置の通知

震対本部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 区内防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

3 震対本部の掲示

震対本部が設置された場合、防災センターに「文京区臨時地震対策本部」を掲示する。

4 震対本部の組織及び運営

(1) 本部の組織編成及び班の業務分掌

本部は、本部長室並びに本部班、情報班、救出・救護班、地域活動センター班、避難所開設班をもって構成する。

〈組織編成（文京区災害対策本部組織図） 資料編 P 34〉

(2) 本部長室の組織及び運営

ア 本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び必要な編成員（班長・副班長）をもって構成する。

イ 本部長等の職務

① 本部長（区長）

本部の事務を統括し、編成員を指揮監督する。

② 副本部長（助役、収入役、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

③ 班長

本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

④ 副班長

班長を補佐し、その職務を代理する。

ウ 本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針について審議策定する。

- ① 情報班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定する。
 - ② 応急対策方針に基づき、各班に指示を行うこと。
- (3) 上記に掲げるもののほか、震对本部の重要な災害対策に関すること。

5 震对本部の編成員

(1) 編成員の指定

区長は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、次に掲げる職員を本部の編成員を予め指定する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員は除く。

- ア 管理職 区内居住者及び本庁舎又は地域活動センターから5 km以内の居住者
- イ 一般職員 区内居住者及び本庁舎又は地域活動センターから4 km以内の居住者
- ウ 上記に掲げるもののほか、震对本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

(2) 編成員の配備

編成員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認のうえ、速やかに予め指定した場所に直接参集して震对本部の職務に従事しなければならない。

- ア 文京区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 気象業務法に基づく地震防災対策強化地域判定会の招集があったことを知ったとき、又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令があったことを知ったとき。
- ウ 上記に掲げるもののほか、本部長から参集の指示があったとき。

(3) 編成員以外の職員の配備

編成員以外の職員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認のうえ、速やかに本庁舎に参集して震对本部の職務に従事しなければならない。

- ア 文京区で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 上記に掲げるもののほか、本部長から参集の指示があったとき。

6 震对本部の廃止

- (1) 震对本部長は、被害の状況等を勘案の上、震对本部の配備を不要と認めたととき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に水害が発生した場合又は水害の発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため文京区臨時災害対策本部要領に基づき、臨時水害対策本部（以下「水对本部」という。）を設置する。

第2 活動内容

1 水对本部の設置

大雨警報又は洪水警報等の発令があったとき、台風、集中豪雨等による風水害の発生の恐れがあるとき又は水害の発生があったときは、総務部長の招集に基づき、総務部長、区民部長及び土木部長は協議を行い、必要があると認めるときは水对本部を設置する。

2 水对本部の設置の通知

震災応急対策計画に準ずる

3 水对本部の掲示

震災応急対策計画に準ずる

4 水对本部の組織

水对本部は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、総務部長、区民部長及び土木部長をもって構成される水对本部室と、それぞれの部長が予め指名した総務部、区民部及び土木部の職員とで編成される。

5 水对本部の廃止

震災応急対策計画に準ずる

第4節 監視及び警戒

第1 活動方針

台風や集中豪雨等により水害の発生する恐れのある場合は、災害対策本部又は水对本部は、降雨量や神田川水位の変化等の気象情報を的確に収集し、状況の把握に努める。

第2 活動態勢

1 監視

災害対策本部又は水对本部が設置されたときは、防災センターの情報機器等で区内及び上流区の降雨量及び神田川の水位を監視し、随時に防災関係機関に状況を連絡する。

2 警戒

神田川の護岸の状況等を把握するため職員を現地に派遣し、区の災害対策本部等と連絡をとりながら警戒を行う。

第5節 区の水防活動

第1 河川等の監視、警戒により、異常又は水防上危険であると認められる箇所があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。

第2 事態に応じて機動的な配慮ができるよう備蓄資器材等の調達及び配置を行う。

第3 水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第4 洪水による著しい危険が切迫しているときは、区は必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。

第5 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し警察官の出動を求める。

第6 河川施設の決壊、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、区は直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方建設局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互の連絡を取る。

第7 区長は、水防終了後3日以内に水防各箇所毎に水防実施状況報告を、とりまとめて都知事に報告する。

〈水防活動報告表様式 資料編 P 94〉

第6節 本部職員の配置及び服務

第1 職員の配置等

1 本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、本部を設置したときは、非常配備

の命令を発し、災害対策に従事する職員を配備する。

- 2 部長は、予め部の分掌事務を遂行するため、非常事態に対する本部の事務に従事すべき職員の名簿を備えておかなければならない。
- 3 部長は、非常配備の命令を受けたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。
 - (1) 各部の分掌事務に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
 - (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
 - (3) その他非常事態に応ずるために必要な職員配置の措置等を講ずること。
- 4 災害対策業務を遂行するため、流動的な職員配置が必要な場合は、災対本部事務局長が職員の割当を発議し、災害対策本部が決定する。災対総務部長は、その決定に基づき職員の配置を行う。
- 5 本部連絡員
本部連絡員は、災害対策本部長が部所属の課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を行うものとする。

第2 職員の服務

- 1 職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の命令があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡をとること。
 - (5) 大雨、洪水、地震等の非常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合においては、「文京区臨時災害対策本部要領」に基づき、参集しなければならない。
- 2 職員は、自らの言動によって、区民に不安を与え、区民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすような行為は厳に慎まなければならない。

第7節 動員態勢の強化

第1 災害時における応急対策に関する協力態勢を確立する。

- 1 文京区地域振興サービス公社との「災害時における応急対策に関する協定」

区は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、平成8年3月に文京区地域振興サービス公社との間に協定を締結している。

- 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成12年6月に文京区福祉協議会との間に協定を締結している。

第2 防災用職員住宅の整備

災害発生時における情報の収集・連絡、災害対策本部設置の準備、防災関係機関との連絡調整等、初動態勢の要員確保を図るための防災用職員住宅が平成12年2月に2戸完成した。

第8節 東海地震に対する活動態勢

第5編 警戒宣言に伴う対応措置

判定会議招集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備に基づく態勢のとおり

〈文京区判定会議招集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱 資料編 P 14〉

第9節 防災会議の招集

防災会議の会長は、区の地域に災害が発生した場合において、又は災害が発生する恐れのある場合等において、当該災害に係る災害応急対策等に関し、各防災関係機関等相互の連絡調整を図る必要があると認めるときは、防災会議を招集する。また、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

〈文京区防災会議条例 資料編 P 1〉

〈文京区防災会議運営規程 資料編 P 2〉

〈文京区防災会議委員名簿 資料編 P 3〉

第2章 消防機関の応急対策の活動

第1節 活動方針

洪水、高潮、内水はんらん、暴風雨、豪雨等により大規模な水害の発生の危険があるとき、又は発生したときは、区の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水害の軽減に努める。

第2節 活動態勢

第1 水防態勢

警防本部長、第五消防方面本部長、消防署長は、気象情報その他により水災の発生する恐れのあるときは、水防態勢を発令して関係機関と密接な連絡を行い情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

第2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 た る 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資機材の点検整備 2 関係機関との連絡、情報の収集 3 水防施設、その他の火災危険箇所の管理状況の確認 4 庁舎施設の防護、非常用機材、照明の準備 5 救命ボート小隊の編成 6 団員の出動態勢の確立
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面本部及び署隊本部機能の強化 2 水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 関係機関等への職員派遣 4 監視警戒及び必要な広報の実施 5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化 2 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員 3 水防小隊及び広報監視警戒の増強 4 監視警戒及び広報の強化 5 関係機関等への職員の派遣の強化
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期の水防作業を行うために、交替制の確立並びに資機材、燃料、食料の準備 2 全水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 応援態勢、又は応援受入態勢の確立 4 当番の職員並びに勤務時間外の全職員及び全消防団員の動員

第3 活動内容

- 1 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤して水防作業を行う。
- 2 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し必要な措置を求める。
- 3 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。
- 4 水防のため、やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 5 河川施設の決壊、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方建設局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互の連絡を取り、氾濫による被害が拡大しないように努める。

第3章 災害救助法の適用（区・都）

第1節 活動方針

災害救助法による救助は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体の協力により応急的に必要な救助を行う。

被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として実施するものであるから、大地震が発生した場合は、被害情報を収集して災害救助法が適用されるかを速やかに判断し、法の要件に該当するときは適切な措置を行う。

第2節 活動内容

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、文京区における基準は、次のとおりである。

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- 1 区の区域内の住家が滅失した世帯の数が、100世帯以上であること。
- 2 都の区域内で滅失した住家が2,500世帯以上で、かつ当区の区域内で滅失した住家が50世帯以上であるとき。
- 3 都の区域内で滅失した住家が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生し、災害を受けた者の救護が著しく困難である等、特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

第2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、次のいずれかをもって住家滅失一世帯とみなす。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 全壊（全焼、流失） | 1世帯 |
| 2 半壊（半焼） | 2世帯 |
| 3 床上浸水、土砂のたい積等 | 3世帯 |

第3 住家の滅失等の認定

- 1 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- 2 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの、全壊・半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のも。又は土砂、

材木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

第4 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が、しゃ断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法適用手続き

第1 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- 1 災害発生時の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 法の適用を要請する理由
- 4 法の適用を必要とする機関
- 5 既にとった救助措置及び今後の救助措置
- 6 その他必要な事項

第2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告して、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法が適用された場合は、「東京都地域防災計画」（震災編）により必要な災害報告書を作成する。

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 資料編 P 17 〉

第4章 防災関係機関等との相互協力（各機関）

第1節 防災関係機関との協力

第1 活動方針

災害時においては、各機関がそれぞれの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。

このため、防災関係機関との連携協力により、被災していない他区や公共的団体、民間の協力を得て、災害対策を強化・充実していく必要がある。

※公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤婦人奉仕団、商工会議所、町会連合会、商店連合会、生活協同組合等をいう。

第2 活動内容

1 防災関係機関等の相互情報交換

(1) 資料の提供及び交換

区、都関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

(2) 協力態勢の確立

防災関係機関等は、平素から法令やこの計画の定めるところに従って協議を行うとともに、災害時において、地域防災無線や災害時優先電話による情報連絡のほか、防災関係機関相互の職員派遣等により情報の共有化に努め、他機関との円滑な協力態勢を確立するものとする。

2 応急措置の要請要領

区長は、都知事に応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めるとき、又は指定地方行政機関、他府県等の応援のあつ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

(1) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 被災者の他地区への移送要請

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由 | (イ) 移送を必要とする被災者の数 |
| (ウ) 希望する移送先 | (エ) 被災者の収容を要する期間 |
| (オ) その他必要な事項 | |

イ 都各部局への応急措置の実施又は応援の要請

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (ア) 災害の状況及び応援を求める理由 | (イ) 応援を希望する機関名 |
| (ウ) 応援を希望する人員、物資等 | (エ) 応援を必要とする場所、期間 |
| (オ) 応援を必要とする活動内容 | (カ) その他必要な事項 |

(2) 指定地方行政機関、他府県等の応援のあつ旋を求める場合

ア 指定地方行政機関又は他府県の応援要請のあつ旋を求める場合

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| (ア) 災害状況及び応援のあつ旋を求める理由 | (イ) 応援を希望する機関名 |
| (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 | |
| (エ) 応援を必要とする場所、機関 | (オ) 応援を必要とする活動内容 |

(カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関又は他府県等の職員の派遣のあっ旋を求める場合

(災害対策基本法第30条、災害対策基本法施行令第16条、地方自治法第252条の17)

(ア) 派遣のあっ旋を求める理由 (イ) 派遣にあっ旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする機関 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他参考となるべき事項

(3) 日本放送協会又は民放各社に放送の依頼の斡旋を求める場合

ア 放送要請の理由 イ 放送事項

ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項

3 特別区間の相互支援協力体制

平成8年2月16日に締結、発効した「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、大規模な地震等の災害に対して、23区が連携して効果的な協力・支援活動を実施していくものとする。

また、平成9年8月1日に締結、発効した「災害時における大型汎用電子計算機の相互支援体制に関する協定」に基づき、地震等の災害により大型汎用電子計算機の運用が不可能になった場合における大型汎用電子計算機の利用について相互支援を実施していくものとする。

4 他自治体との相互応援協力体制

(1) 茨城県石岡市との災害時における相互応援に関する協定

平成8年8月8日に締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

(2) 新潟県北魚沼郡湯之谷村との災害時における相互応援に関する協定

平成8年8月23日に締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

5 指定地方公共機関等との協力

災害時において、他機関との円滑な協力が得られるよう、協定の締結等により協力体制の確立に努めるものとする。

(1) 小石川医師会及び文京区医師会との協定

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、昭和51年12月に小石川医師会及び文京区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償等について定めている。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72 〉

(2) 小石川歯科医師会並びに文京区歯科医師会との協定

災害時において、迅速かつ適切な歯科医療救護活動を行うため、平成8年11月5日に小石川歯科医師会並びに文京区歯科医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償等について定めている。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72 〉

(3) 文京区薬剤師会との協定

災害時において、医療救護活動及び避難所生活に必要な医薬品等の確保のため、平成8年11月5日に文京区薬剤師会と「災害時における救護活動についての協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続き、業務及び費用弁償等について定めている。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

(4) 柔道接骨師会文京支部との協定

災害時において、迅速な応急救護活動を行うため、平成12年6月に柔道接骨師会文京支部と「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」を締結し、応急救護班の派遣手続き、業務及び費用弁償について定めている。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

(5) 郵便局との覚書

災害時において、相互間の協力により必要な対応を円滑に遂行するため、平成9年10月31日に小石川郵便局並びに本郷郵便局と「文京区と郵便局との災害地における相互協力に関する覚書」を締結し、郵便局所有車両の使用や相互の施設の一時的な占有、被災情報等の相互提供等について定めている。

(6) 東京都トラック協会文京支部との協定

災害時において、救援物資や資器材の輸送等災害対策に必要な貨物自動車の供給を円滑に行うため、昭和55年10月に東京都トラック協会文京支部と「災害応急対策用貨物自動車供給協定」を締結し、協力体制を確立している。

(7) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部との協定

災害時において、緊急輸送の手段を強化するため、平成8年3月に赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結し、協力体制を確立している。

6 派遣職員の待遇及び経費の負担

災害応急対策及び災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて文京区に派遣された職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び文京区職員の給与に関する条例第28条の2の定めるところによる。

7 防災関係機関相互の協力

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

第2節 自衛隊への災害派遣要請

第1 活動方針

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を都知事に要求するものとする。(自衛隊法第83条)

第2 活動内容

災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。

(1) 要請先

都知事

(2) 要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。

ア 災害状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、航空機等の概要

エ 派遣を希望する区域、活動内容

オ その他参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をするいとまが無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

[連絡先及び担任部隊]

陸上自衛隊練馬駐屯地 所在地 練馬区北町4-1-1 代表電話 (3933) 1161

部 隊 名 等 (駐屯地・基地名)	連 絡 責 任 者	
	課 業 時 間 内	課 業 時 間 外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長 (都防災無線) 434 - 611	司令部当直長 (都防災無線) 434 - 615
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令

(4) 自衛隊仮宿泊予定地

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。自衛隊の仮宿泊予定地については、一応下記のとおりとするが、災害規模によっては他の施設への変更を検討する。

施 設 名	所 在 地	収容可能人数	炊飯施設有無
礫川小学校	小石川2-13-2	200名	有
旧元町小学校	本郷1-1-19	200名	有

(5) 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避 難 を 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 火 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道 路 又 は 水 路 の 害 物 除 去	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応 急 医 療、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3節 民間団体等との協力

第1 活動方針

区及び防災関係機関は、民間団体、公共的団体、住民の自発的な防災組織等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

※防災組織とは、住民の自発的な住民防災組織、施設及び事業所の防災組織をいう。

第2 活動内容

1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務及び方法などを定めている。 〈文京区協定一覧表 資料編 P 101〉

(1) 文京区災害対策建設協力会との協定

地震等による道路の損壊の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、昭和54年2月に文京区災害対策建設協力会（文京区建設業協会・文京区設備建設業協会・文京区電設協力会）と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、建設資機材と労力の提供、費用負担等について定めている。

(2) 東京都米穀小売商業組合文京支部との協定

被災者に対する給食に必要な応急用米穀を確保するため、昭和54年12月に東京都米穀小売商業組合文京支部と「災害時における米穀供給に関する協定」を締結し、米穀の提供等について定めている。

(3) 東京都麺類協同組合小石川支部、本富士支部及び駒込支部との協定

被災者に対する応急給食（麺類等の提供）を確保するため、昭和55年4月に東京都麺類協同組合小石川支部、本富士支部及び駒込支部と「災害時における応急給食（麺類等の提供）に関する協定」を締結し、協力の内容等について定めている。

(4) 東京都燃料小売商業組合小石川支部及び本郷支部との協定

災害時における区民生活に必要な燃料の供給を確保するため、東京都燃料小売商業組合小石川支部及び本郷支部と「災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定」を締結し、業務の内容等について定めている。

(5) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部との協定

災害時における輸送体制を強化するため、平成8年3月7日に赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結し、車両の供給等について定めている。

(6) 東京都石油商業組合文京支部との協定

緊急車両等の燃料及び区民の生活を確保するため、平成8年10月31日に東京都石油商業組合文京支部と「災害時における石油類等の供給に関する協定」を締結し、石油類の供給、費用負担等について定めている。

(7) 東京都印刷工業組合文京支部との協定

文京区のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、フォークリフト等作業資器材及び操作員の提供を求めため、平成8年11月6日に東京都印刷工業組合文京支部と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、災害応急対策業務の協力要請について定めている。

(8) 東京都製本工業組合文京支部並びに東京都製本工業組合本郷支部との協定

文京区のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、フォークリフト等作業資器材及び操作員の提供を求めため、平成8年11月6日に東京都製本工業組合文京支部並びに東京都製本工業組合本郷支部と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害応急対策業務の協力要請について定めている。

(9) 商工組合東京医療機器協会（旧：東京医科器械商業組合）との協定

医療救護活動や避難所に必要な医療機器等（医療機器・衛生材料・福祉用補装用具等）の調達が必要となった場合に、医療機器等の供給を求めため、平成9年1月13日に商工組合東京医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、医療機器等の供給、費用負担等について定めている。

(10) 東京都豆腐商工組合文京支部との協定

災害時に井戸水を生活用水等として確保するため、平成10年4月14日に東京都豆腐商工組合文京支部と「災害時における井戸の使用に関する協定」を締結し、井戸の使用等について定めている。

(11) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部との協定

災害時に井戸水を生活用水等として確保するため、平成10年4月15日に東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部と「災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定」を締結し、井戸の使用等について定めている。

(12) 社団法人東京都柔道接骨師会文京支部との協定

災害時の応急救護活動について、平成12年6月22日に社団法人東京都柔道接骨師会文京支部と「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」を締結し、負傷者に対する応急救護及び応急救護に必要な衛生材料等の提供について定めている。

(13) 災害時における特別法律相談に関する協定

災害時の被災者相談活動のため、平成13年3月26日に文京法曹会と「災害時における特別法律相談に関する協定」を締結し、弁護士の派遣手続き、業務及び費用弁償等について定めている。

(14) 東京都管工事工業協同組合文京支部との協定

災害時において、応急対策活動に必要な施設の復旧及び必要な仮設施設の設置のため、平成13年8月1日に東京都管工事工業協同組合文京支部と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結し、協力活動体制を確立している。

(15) 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

災害時において、死亡した者の遺体の安置に必要な施設の提供及び遺体の収容・安置に必要な資機材及び消耗品の提供等のため、平成13年8月1日に全東京葬祭業連合会並びに全日本冠婚葬祭互助協会と「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」を締結し、協力活動体制を確立している。

(16) 東海リース株式会社との協定

避難所生活に必要な仮設トイレを確保するため、平成14年12月2日に東海リース株式会社と「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」を締結し、仮設トイレの調達について定めている。

2 公共的団体及び自発的な防災組織との協力

公共的団体及び自発的な防災組織との協力体制の確立

区は、災害時における応急活動を迅速かつ適切に実施できるよう、公共的団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、住民の隣保共助の精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予・警報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ り災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に協力すること。

第5章 警備・交通規制（警察署）

第1節 警備

第1 活動方針

平素から関係機関との連絡を密に保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、予想される被害の実情に即した計画準備の万全を図る。

- 1 大震火災の発生に際しては、速やかに警視庁の全組織を動員し、総力を挙げて区民の生命身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取り締まりその他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の確保を図る。
- 2 人命の保護を第一とし、このために必要な被災者の避難誘導、負傷者等の救出、救護及び交通処理の適正を期するとともに、関係機関の行う防災活動に協力する。
- 3 大震災が発生した場合とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。

第2 活動内容

- 1 大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害の実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 死体の見分（検視）
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

2 警備態勢

- (1) 警備本部の設置

大震災が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、方面本部、警察署にそれぞれ警備本部を設置して、指揮態勢を確立する。

- (2) 警備要員の措置

ア 大震災の発生を知ったとき、勤務中の交番等の警備要員は、交番等に残留して担当区域内の警戒に当たり、その他の警備要員はそれぞれの所属に参集して所定の任務に従事する。

イ 東京都（島部を除く）に、震度6弱以上の地震の発生を知った警備要員は、直ちに自所属に参集する。

第2節 交通規制

第1 活動方針

大震災発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として、次のような交通規制を実施する。

第2 活動内容

- 1 交通情報の収集、規制

- (1) 道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、交通規制の内容について広報の徹底を期する。
- (2) 被災地及びその周辺に危険箇所等の表示を行う。なお、必要に応じて局地的な通行禁止、

一方通行等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

2 大地震発生時の交通規制

(1) 第一次規制（大震災発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとるものとする。

ア 都県境及び国道16号線における規制 ----- 国道16号線以東の都県境では車両の流入，流出とも通行禁止、国道16号線以西から都心方向への車両は、進入禁止とする。

イ 通行禁止区域 ----- 多摩川、国道 246号線及び環状 7 号線の内側区域を、全面車両通行禁止とする。

ウ 緊急交通路 ----- 避難者及び緊急通行車両用の37路線（区内 3 路線：目白通り、川越街道、中仙道）は、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

エ 交通視察重点路線 ----- 第二次交通規制に備えて、9 路線（区内なし）について、道路状況の視察・点検を実施する。

(2) 第二次規制

被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施するものとする。この場合、第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除する。

都心部に被害が集中している場合の規制措置については次のとおりとする。

ア 通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

(ア) 下町区域 ----- 外堀通り、昌平橋通り、不忍通り、尾竹橋通り及び荒川放水路の内側

(イ) 環状 5 号線内側区域 ----- 環状 5 号線、尾竹橋通り及び荒川放水路の内側

(ウ) 環状 6 号線内側区域 ----- 環状 6 号線、中仙道、環状 7 号線及び荒川放水路の内側

(エ) 環状 7 号線内側区域 ----- 環状 7 号線の内側

(オ) 環状 8 号線内側区域 ----- 多摩川、国道 246号線、環状 8 号線、笹目通り及び都県境の内側

イ 都心地区指定路線の視察

都心地区の36路線（区内 3 路線：言問通り、不忍通り、本郷通り）を視察する。

ウ 緊急交通路の追加指定

先に視察した交通視察重点 9 路線と都心地区指定36路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

エ 広域交通規制を必要とする場合の規制措置

(ア) 高速自動車国道

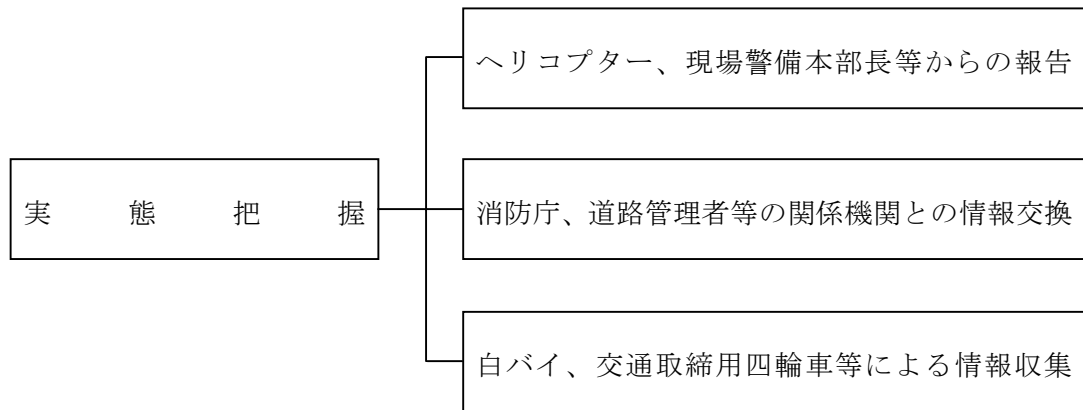
- ・ 東名高速道路 ----- 厚木インターチェンジ
- ・ 中央自動車道 ----- 相模湖インターチェンジ
- ・ 関越自動車道 ----- 川越インターチェンジ
- ・ 東北自動車道 ----- 岩槻インターチェンジ
- ・ 常磐自動車道 ----- 柏インターチェンジ
- ・ 東関東自動車道 --- 千葉北インターチェンジ

(イ) 一般道路

国道16号線以内への車両の流入規制に必要な地点

3 緊急交通路の実態把握

緊急交通路、う回路の交通実態を、次により、的確な把握に努めるものとする。



4 運転者に対する広報

交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車により活発な現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行うものとする。

- (1) 家族との連絡、避難等には、車両を使用しない。
- (2) 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路をさけ、道路の左側端に寄せて停車すること。
- (3) 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させること。ただし、高速道路上に走行中の場合は、
 - ア あわてずに減速した後、右車線を緊急通行車両用の通行車線として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを切る。
 - イ カーラジオなどで、地震情報や交通情報を聞いて状況把握をする。
 - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - エ ラジオ、文字情報板等による警察、日本道路公団等からの指示、案内又は誘導を待つて行動する。

の4大原則を守ること。

- (4) 通行禁止区域内又は緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、
 - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとする。
 - ウ 窓を閉めドアはロックしない。
 - エ 貴重品を車内に残さない。

の4大鉄則を守ること。

5 交通処理要員

災害の最も大きい現場地域での措置は次の点に留意して実施する。

(1) 昼間の場合

災害現場にある数多くの車両を整理し、派生的な混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速

に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。

ア 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ、避難路の確保を図る。主要道路では各車両を道路の左側に駐車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。裏通りの車両は、主要道路優先の原則に従って、主要道路に出さないようにする。

イ 被害軽微な郊外地域では、車両の混雑状況等により、一部一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地域から離れるように整理する。

(2) 夜間の場合

通行車両数は減少するが、道路上の障害が十分に把握できないため、避難誘導には相当の困難が伴うので、次の措置を迅速に行う。

ア 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難するに適した主要交差点に警察官を重点的に配置する。

イ 避難者の不安動揺を静めるため、照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理、避難誘導に当たる。

6 緊急輸送車両の確認及び交通規制対象除外車両の確認手続き

(1) 災害対策基本法に規定する緊急車両の確認は、次により行うものとする。

ア 届出済証の交付を受けてる車両の確認

届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略する。

イ 届け出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査をし確認を行う。

ウ 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付措置をとる。

(2) 交通規制除外車両の認定手続

申請を受理した場合、通行の必要を認め、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさないと認めた場合においては、除外標章及び交通規制対象除外車両通行証明書の交付措置をとる。緊急車両としての確認を受けた車両の使用者から標章、証明書の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせた上、標章等の再交付を行うものとする。

7 緊急通行車両の事前届出について

警視庁では、災害発生時に緊急通行車両であることの確認事務を行うが、阪神・淡路大震災の経験からも、災害時には確認のための膨大な事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想される。また、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うために、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務処理を省力化、効率化必要とされることから、緊急通行車両等の事前届出制度を設けるものである。

第6章 震災消防活動態勢（消防署）

第1節 消火活動

第1 活動方針

消防署は、地震等による火災、その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防署の有する全機能をあげて、火災の拡大防止及び災害による被災者の救出救護等にあたる。

第2 活動内容

1 地震発生時の活動態勢

消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、震災に即応できる体制を確保している。震災時には、署隊本部機能を強化し、震災活動態勢の中核とする。

2 配備動員態勢

項目	活動態勢
(1) 震災配備態勢	(1) 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 前(1)のいずれかの地域における地震の被害情况等により、警防本部長が必要と認めたとき。
(2) 震災非常配備態勢	(1) 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 前(1)のいずれかに地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
(3) 非常招集	(1) 震災配備態勢が発令されたときは、震災に関する情報収集及び震災活動の準備、活動体制の強化を図るために、所要の人員を確保する。
(4) 部隊編成	(1) 震災配備態勢発令時には、管轄区域内の情報収集、出火防止等の広報等及び部隊の増強を図る。 (2) 震災非常配備態勢発令時には、前(1)ほか、特殊車隊の編成、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

3 消防活動

項 目	内 容
消 防 活 動 の 本 質	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主眼に活動する。
部 隊 運 用 の 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 2 延焼シミュレーションシステムを参考に、効率的な部隊運用を図る。
情 報 収 集 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 署隊本部は、所定の計画に基づき 119番情報、参集職（団）員情報など積極的な情報収集を行う。 2 災害情報救急支援システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
防 火 活 動 の 団 体 活 動	<p>消防団は、地域に密着した防災機関として住民に対して、出火防止、初期消火、救出救護及び応急救護の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消火活動等に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止 発災と同時に付近の住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う 2 情報活動 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。 3 消防活動 建物等の消火活動あるいは救出救護活動を、消防団独自若しくは消防署隊と協力して行う。 4 消防署隊への応援 消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。 5 救出救護 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 6 避難場所の防護等 避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関との連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第2節 救助・救急活動態勢

第1 活動方針

災害時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関との連絡・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第2 活動内容

- (1) 救助・救急活動はポンプ隊等も救急隊と連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）等に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援消防ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者の搬送は、医師（医師不在の場合は救急救命士等）のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、区民防災組織等と連携し、救助・救急の万全を期する。

第7章 避難（区・警察署・消防署）

第1節 避難態勢

第1 活動方針

災害時において、被災者の生命、身体等の安全を確保し、人的被害を最小限に止めるため、区と防災関係機関等が連携し、避難に必要な態勢等の整備を図るものとする。

なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。

(1) 避難場所（広域避難場所）

大震火災時のふく射熱やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する場所（六義園、東京大学、後樂園一帯、お茶の水女子大学一帯、教育の森公園一帯、護国寺一帯、小石川植物園）をいう。

(2) 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者を一時的に受け入れ保護するために開設する区立の小・中学校等をいう。

(3) 一時（いつとき）集合場所

避難するために、一時的に集合する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園等をいう。

第2 活動内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 避難勧告及び指示の基準

地震により同時多発の火災が延焼拡大等した場合、また、都市水害による災害が発生し、人命への危険性が著しく高まった場合など、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

避難のための勧告及び指示の基準は、原則として次のような場合である。

ア 大地震時、同時多発の火災が拡大するおそれがあるとき。

イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。

ウ 危険物の流出拡散、又は爆発するおそれがあるとき。

エ 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。

オ 地すべり、山・がけ崩れ、擁壁等の倒壊により著しい危険が切迫しているとき。

カ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。

キ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低地・地下空間等への急激な浸水危険があるとき。

ク その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき。

(2) 勧告又は指示の発令

ア 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長および消防署長と協議のうえ、避難対象地域及び避難先を定めて、避難の勧告又は指示をする。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

イ 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が避難の勧告又は指示をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合には、警察官は直ちにその旨区に通知するものとする。

ウ 消防署

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が急速で人命に危険が著しく切迫していると認めた場合は、住民等に避難の勧告又は指示をする。この場合には、直ちにその旨区長に連絡するものとする。

2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会）単位に集団の形成を図るため、関係各機関又は町会役員等の協力を得ながら、避難所となる区立小学校等に誘導するものとする。

また、避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難所等への直接避難の方法について想定しておくものとする。

(1) 各機関の分担

ア 区

(ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所等の施設の管理責任者と連絡を密にして支障をきたさないようにする。

(イ) 保育園は、災害の状況に応じ園長以下各担任保母を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。

(ウ) 児童館は、災害の状況に応じ職員を中心として、来館児を安全に避難誘導するよう努める。

イ 区教育委員会

学校（園）は、災害の状況に応じ学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

ウ 警察署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、避難誘導する。なお、病人、高齢者、障害者等の災害要援護者は優先して避難させるものとする。

(イ) 誘導する場合は、危険箇所には標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等により事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器具を活用し、安全を期するものとする。

(ウ) 火災等の規模や態様等により、できるかぎり部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。

エ 消防署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁等の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる避難方向についての情報を区、警察署等の関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。

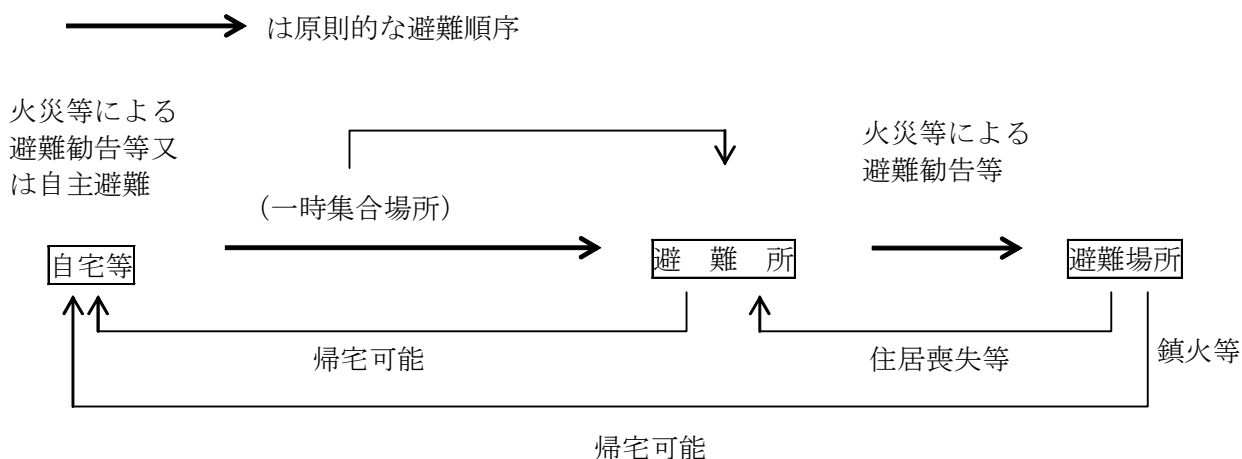
3 避難方式

震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣の人、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小中学校へ避難する。

その後、延焼拡大等により当該避難所が危険になったときは、避難場所又は他の避難所へ移動する。

《基本的な避難パターン》



なお、文京区における避難方式は、前記の「基本的な避難パターン」を原則とするが、地域の実情や発災時の状況に応じて、避難場所へ直接避難し、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図るなどの避難の方法も想定しておくものとする。

4 一時（いつとき）集合場所

避難の勧告又は指示が出された場合、区民防災組織等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成して避難する方式が有効である。このため、区民防災組織等が決めた身近な公園等に一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として一時集合場所がある。

一時集合場所に集合した住民は、ここで災害の拡大状況等を見ながら、区民防災組織のリーダーや警察官等防災関係機関の誘導により避難所等への避難を行う。

区内の一時集合場所

一時集合場所	所在地	所管署
東京学芸大学教育学部附属幼稚園竹早園舎・竹早小学校・竹早中学校	小石川4-2	富坂警察署
竹早公園	小石川5-9	〃
宮下公園	千石4-23	〃
最高裁判所書記官研修所	白山2-36	〃
国家公務員共済組合連合会目白運動場	目白台1-20	大塚警察署
東京カテドラル聖堂	関口3-16	〃
お茶の水公園	湯島1-4	本富士警察署
壱岐坂通り	本郷2-22附近	〃
本郷通り	本郷3-15附近	〃
動坂公園	本駒込4-18	駒込警察署
駒込高等学校	千駄木5-6	〃
向丘高等学校	向丘1-11	〃

第2節 避難所の開設・運営等

第1 活動方針

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について一時的に収容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、応急的な食料等の配布などの保護を行う。

避難所は、原則として、区立小・中学校に設置するとともに、避難所機能の強化を図っていくものとする。また、被災状況等必要に応じてその他の公共施設等に設置するが、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資材の調達等により野外に受入れ施設を開設する。

第2 活動内容

1 避難所の指定等

(1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難所は、原則として町会又は学区を単位として設置する。

イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。

ウ 避難所の収容基準

長期避難 居室 3.3 m²当たり 2人

一時避難 居室 3.3 m²当たり 4人

(2) 参集した区職員と避難所となる学校の教職員は、協力して、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整えるとともに、開設状況等を災害対策本部に連絡する。

〈基本的な避難所開設の流れ 資料編 P 38〉

2 避難所の開設

(1) 発災直後から被災者が避難所に集まることを想定して、あらかじめ直接避難所に参集する職員を指定するとともに、参集職員に避難所となる学校の開門方法等を周知しておくものとする。

(2) 参集した区職員と避難所となる学校の教職員は、協力して、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整えるとともに、開設状況等を災害対策本部に連絡する。

〈基本的な避難所開設の流れ 資料編 P 38 〉

(3) 避難所には、管理責任者を置くものとする。

(4) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等関係機関に連絡するとともに東京都災害情報システム（D I S）への入力により都へ報告する。

(5) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けるものとする。

(6) 被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。

(7) 避難所生活の状況に応じて、高齢者、障害者、病弱者等の災害要援護者に対し、介護など必要なサービスを提供するため、区有施設や社会福祉施設等を二次的な避難施設として活用するよう努めるものとする。

(8) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資材の調達等により野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者等を優先して収容する。

(1) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

(2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。

〈避難所にあてる学校施設一覧表 資料編 P 41 〉

4 避難所の運営

災害時における避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、管理運営方法を定めておく必要がある。

(1) 区は、避難所開設の迅速化と管理運営の円滑化を図るため、文京区職員行動マニュアルの「避難及び避難所の運営・管理」指針に基づき、効果的な展開活動を展開する。

(2) 災害時の避難所運営の混乱を最小限に留め、避難所開設から運営まで円滑な避難所業務を遂行するために、区では、平成10年度から避難所運営の中心となる区民防災組織、学校関係職員及び区職員等で避難所運営訓練を行っている。同訓練での知識・過去の災害の教訓を参考に、I Tの活用など社会情勢を視野に入れた、文京区独自の避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営に係る業務の更なる迅速化及び共通化を図る。

- (3) 学校は、避難所の管理運営について協力する。また、学校長は、区及び区教育委員会と協議のうえ、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所における教職員の役割分担や初動態勢等についても定めておくものとする。
- (4) 区職員、学校教職員、区民防災組織（町会）等と協力・連携して、避難所運営本部を組織し、各々の役割分担や協力体制の確立に努めるものとする。
- (5) 乳幼児、高齢者、障害者、病弱者等の災害要援護者に対しては、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努めるものとする。
- (6) 避難所においては、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

〈『避難所運営本部』組織図 資料編 P 39〉

〈避難所運営本部の事務分掌 資料編 P 40〉

5 被災者の他地区への移送

- (1) 区において、避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。
また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉局）に移送を要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。
- (3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

第3節 避難場所

第1 活動方針

避難場所は、主として、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条第1項に基づき、東京都が指定している。指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としている。

避難場所の運営については、原則として避難場所所在の区が行うが、二以上の区の避難住民が利用する避難場所の運営については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、共同の現地本部の設置等により対処するものとする。

第2 活動内容

1 避難場所の地区割当等

(1) 避難場所の指定の考え方

ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

ウ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、さらに周辺市街地から

の大震災時のふく射熱に対して安全性を考慮した避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(2) 避難場所の地区割当

大震災時の避難場所の地区割当は、下記のとおりである。

六義園、東京大学、後樂園一帯、お茶の水女子大学一帯、教育の森公園一帯、護国寺一帯、小石川植物園の7か所である。

〈避難場所及び割当地区 資料編 P 44〉

2 避難場所の運営

避難場所の運営については、次のとおりである。

避難場所では、避難住民の安全を保持し、人心の安定を図るため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。

(1) 区は、警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。

(2) 食事等の提供については、乳幼児のミルク等緊急に給食の必要があるものを除いて、原則として、避難所において行うものとする。

ただし、避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、避難場所近接の避難所や備蓄倉庫から食料等を調達し、配付する。又は避難者を延焼のおそれのない避難所へ誘導して食事等の提供を行うものとする。

第8章 災害広報・広聴計画（区・各機関）

第1節 区の広報・広聴

第1 活動方針

地震発生時には、被災住民等に対し、災害や生活に関する情報を提供することが重要である。

このため、区は、防災関係機関等と緊密な連絡を保ち、適切かつ速やかな情報提供等の広報活動を行う。また、被災者等からのさまざまな相談や要望等に応ずることは、無用の混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようになる。これに対応するため、区は広聴活動を行う。

第2 活動内容

1 主たる広報広聴事項は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 災害情報の収集及び区の防災体制 | (2) 区の応急復旧対策 |
| (3) 避難誘導、その他注意事項 | (4) 交通機関運行状況 |
| (5) 区民の志気、相互扶助精神の高揚方策 | (6) 災害に関する要望、苦情、相談等 |
| (7) その他必要な事項 | |

2 区民への広報

(1) 広報車及び防災行政無線による広報

区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、危険箇所が予想される地域に重点的に広報車を出動させるとともに、防災関係機関等に連絡し防災行政無線やケーブルテレビ放送を通じ区内へ広報する。

広報車は車両に設置されている地域防災行政無線を使用し、本部と緊密な連絡をとり、情報に適した効果的な広報活動を展開する。

なお、余震等がおさまったときは、広報車により、被災地を巡回し、住民の動向又は要望事項の把握に努め、救護措置への万全を期する。

(2) 区報ぶんきょう臨時号や広報チラシの早期発行体制を確立する。

(3) インターネットを活用した広報

区ではIT化社会での災害時対応として、文京区災害対策本部が収集した災害情報等をインターネットを活用し迅速に提供できるように体制を整える。

(4) 文京区民チャンネル（東京ケーブルネットワークテレビ）による広報

災害時において、早期に東京ケーブルネットワーク（株）と連携して、文京区災害対策本部が収集した災害情報や地域に密着したきめ細かな生活関連情報等の番組を作成し、文京区民チャンネルを活用して情報提供を行う。

3 報道機関への対応

シビックセンター内にプレスルーム（記者会見場）を開設するとともに、災害対策本部会議の直後及び定時の記者発表、公式情報の掲示や報道機関への送付などを行う。

4 広報写真及びケーブルテレビ映像収録

災害発生時における被災地の状況を写真及びテレビ映像収録し、復旧対策・広報活動の資料として活用する。写真撮影は、原則として広報車に同乗して取材する。

5 臨時被災者相談所の設置等

避難所等に臨時被災者相談所を設置し、相談及び広報広聴活動を行う。

生活相談・要望等を聴取し、速やかに各関係部等に連絡して、早期解決に努力する。
また、専門家による巡回相談等相談体制の整備を図る。

6 外国人への対応

都生活文化局が災害時に設置する「外国人災害時情報センター」から提供される外国語による災害情報や同センターより派遣される語学ボランティアなどを活用し、日本語が分からない外国人に対して災害情報を広報する。

第9章 救援及び救護に関する計画（各機関）

第1節 給水（区・都水道局）

第1 活動方針

災害時の応急給水は、給水所、応急給水槽などの給水拠点で行うこととするが、発災後数日の緊急、混乱時の給水状況については、道路障害物除去作業の進捗状況等の関係で水の運搬が困難な場合が想定されるため、避難所となる学校にある水を可能な限り使用する。

また、避難所においては水の制限利用やろ過機の使用による水の確保に努める。

第2 活動内容

1 情報の収集

区及び水道局等の防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う給水施設等の被害、断水地域等の把握に努める。

2 都区の役割分担

給水は、都区の役割分担に基づき、次のとおり行う。

(1) 本郷給水所における給水については、都は、応急給水に必要な資器材等の設営を行う。区は、被災者への応急給水を行う。

(2) 教育の森公園内応急給水槽及び滝野川公園内の応急給水槽における給水については、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」に基づき、都が給水施設の維持管理を行い、区が応急給水に必要な資器材の設営及び被災者への応急給水活動を行う。

(3) 都は、復旧に長時間を要すると予想される断水地域、多量の水を必要とする大規模な医療機関及び仮設住宅に対しては、状況に応じて応急仮配管を行い、仮設給水栓の設置による給水を実施する。

(4) 都は、後方医療機関となる医療施設及び福祉施設等について、区等から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合は、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。

(5) 区設貯水槽等からの給水は、区が行う。

3 給水基準

生命維持に必要な飲料水の給水基準（1日1人当たり3ℓ）を基に被害の規模や水道施設の復旧状況等を勘案して段階的応急給水を実施する。

4 給水方法

(1) 給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。

(2) 給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。

(3) 被災状況等により、きめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援体制等給水体制の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることを検討する。

(4) 給水場所は原則として、区内の給水拠点である本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる学校とする。

(5) 給水態勢は、教育の森公園内応急給水槽での給水活動及び車両による給水班のほか交替要員を含めて、給水活動の拡充を図る。

(6) 給水拠点である本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽、滝野川公園内応急給水槽から

- 給水場所への道路障害物除去が確保される必要がある。道路障害物除去及び組織体制の確立がなされるまでの間、又は給水対象、給水予定量等が増加した場合は適宜班編成を調整する。
- (7) 給水にあたっては、他区や他都市の応援職員、区民防災組織、ボランティア等の協力を得ていく。
- (8) 区設貯水槽及び防災協定井戸には、飲料に適さない水質のものがあるので、原則として生活用水とする。ただし、煮沸やろ過により飲料水として使用可能なものはその旨表示する。

第2節 食品の給与（区・都福祉局）

第1 活動方針

災害の発生によって、食品流通機構は一時的に麻痺状態をきたすことが予想されるので、日常の食料を欠くに至った被災者に対して、速やかに食料の配付ができるよう、平時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に万全を期すよう計画する。

また、食品給与における都区の役割分担は、下記第2の2のとおりとする。

第2 活動内容

1 情報の収集

区及び防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う建物の倒壊や火災の被害状況、避難場所に避難した人数、避難所に収容した人数等の把握に努める。

2 都区の役割分担

- (1) 区は、被災住民の1日分の食料を給与する。
- (2) 都は、被災住民の2日目以降の食料を都の備蓄及び調達する食料で給与する。
- (3) 都は、道路障害物除去が本格化する3日目以降は原則として米飯による炊き出しを実施する。

3 調達方法

- (1) 区は、災害時において区が実施する被災者に対する食品の給与のための調達（備蓄を含む）体制を整備しておくものとする。
- (2) 調達について、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の数量や調達先その他必要な措置を講じておくものとする。
- (3) 区は、災害救助法適用後、炊き出し等の食品の給与の必要が生じたとき、状況により食品の調達を都福祉局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、区が現地調達する。
- (4) 都の2日以降の給与が間に合わない場合は、区が米穀又は麺類の調達協定に基づき食品等の調達により対応する。

4 食品給与の配布基準

- (1) かゆは、乳児、病弱者用とする。
- (2) クラッカーは、1人1食6枚を目安とする。
- (3) 缶詰は、1人1日1缶とする。
- (4) 粉乳は、乳児1人1日150gとする。
- (5) 水のペットボトルは、調整粉乳用とする。

5 食品配布方法

(1) 食品の給与は、区が実施する。

(2) 食品の配布は、原則として避難所で行うものとする。

また、区が対象地域、配分の範囲、配分の順序、配分内容及び予定量、配分資器材、配分従事人員、調達備蓄倉庫、調達協定先、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。

(3) 炊き出しについては、文京区赤十字婦人奉仕団、区民防災組織、ボランティア、避難者の協力を求め実施する。

(4) 区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の配布が困難な場合、区長は、炊き出し等について都知事に応援要請する。

6 災害時における食品の集積地

文京区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、次の施設を食品集積地に指定する。

(1) 文京ビックセンター 文京区春日 1-16-21

(2) 文京スポーツセンター 文京区大塚 3-29-2

(3) 総合体育館 文京区湯島 4-7-13

7 食品の輸送

食品の輸送に関しては、「第12章 輸送」に基づき実施する。

第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉局）

第1 活動方針

都区役割分担により、災害救助法が適用されたときは、都が生活必需品等を供給することとなっているが、都が行うまでの間、区の備蓄分を区民に対して供給するものである。

第2 活動内容

1 調達品目

(1) 肌着（即時調達） (2) 毛布（備蓄） (3) 手拭い（備蓄） (4) ゴザ又はマット（備蓄）

その他、必要に応じて、日用品、食器、光熱材料等を供給する。

なお、肌着については、区では備蓄していないため、調達するものとする。

2 調達方法

(1) 都知事の指示を受け、指定業者より必要な品目について、区が調達する。

(2) 通信途絶等緊急の場合は、区において必要な品目を定め、直接業者から調達し、都知事に報告する。

(3) 予定していない品目及び業者だけでは調達できない場合は、その都度業者を選定し購入する。

(4) 区の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都（福祉局）に要請をする。

なお、災害救助法が適用されたときは、原則として都（福祉局）に対して手配方を要請する。

〈被災直後に必要な品目の調達（予定）一覧表 資料編 P 66〉

3 生活必需品の配布基準

被災世帯にに対する生活必需品の配布、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるためのものである。

生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によりこの基準によりがたい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

4 生活必需品の配布

配布計画は、次の事項を考慮し、事前に定めておくものとする。

- (1) 配布対象者
- (2) 配布方法
- (3) 配布に際しての民間協力
- (4) 配布場所
- (5) 関係書類（給与簿・交付申請書・交付通知書・受領書）

5 災害時における生活必需品の集積地

食品給与の集積地と同じく、次の施設を集積地に指定する。

- (1) 文京ビックセンター 文京区春日 1-16-21
- (2) 文京スポーツセンター 文京区大塚 3-29-2
- (3) 総合体育館 文京区湯島 4-7-13

6 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送に関しては、「第12章 輸送」に基づき実施する。

第4節 医療及び助産（区・都健康局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道接骨師会）

第1 活動方針

震災時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、医療、助産救護の迅速的確な行動を明らかにし、併せて保健衛生対策の事務処理方策を強化し、被災救護の万全を図るものとする。

第2 活動内容

1 被害情報等の収集・伝達

区は、管内の医療機関及び医療救護班、歯科医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会及び柔道接骨師会文京支部の協力を得て、人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び医院等）の被害状況等について把握し、広報車やCATV、防災行政無線、掲示板等を活用して地域住民に周知する。同時に被害状況に応じて都健康局に報告する。

2 医療救護所の設置

医療救護所は、原則として避難所となる区立小中学校に設置し、保健室等を活用する。また、災害現場や避難場所などにおける救護所については、被災状況や避難状況に応じて設置する。

3 医療救護班等の編成

区は、「災害時の医療救護活動についての協定」（医師会）「災害時の歯科医療救護活動についての協定」（歯科医師会）、「災害時の救護活動についての協定」（薬剤師会）、「災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定」（柔道接骨師会）に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会・柔道接骨師会の協力を得て医療救護班等を編成し、避難所等に設置する医療救護所に派遣する。

また、区において医療救護活動が困難な場合には、都災害対策本部に対し医療救護の派遣の要請を行い、後方支援態勢の確立を依頼する。また、区は、他自治体からの医療応援者の受入・調整は災対医療救護部が行うとともに、医療ボランティアの受入・調整については、災対医

療救護部がボランティア担当部門と協力し、受入を実施する。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

4 医療救護活動

- (1) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、小石川医師会、文京区医師会及び柔道接骨師会文京支部に速やかに連絡し、出動を要請する。

なお、災害の状況から多数傷病者が発生し、消防署が緊急に医療救護班を災害現場等に派遣する必要があると思慮した場合には、直接小石川医師会、文京区医師会及び柔道接骨師会文京支部に連絡し、出動を要請することができる。ただし、この場合には直ちに消防署から区へ連絡するものとする。

- (2) 区より要請を受けた小石川医師会、文京区医師会及び柔道接骨師会文京支部は、医療救護班を編成し、医療救護所等において、次の医療救護活動を実施するものとする。ただし、救護班を出動させるいとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、医院等において医療救護活動を実施することができるものとする。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

- (3) 災害により歯科医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の歯科医療活動についての協定」に基づき小石川歯科医師会及び文京区歯科医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた小石川歯科医師会、文京区歯科医師会は、歯科医療救護班を編成し医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施する。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

- (4) 医療救護所等における調剤、服薬指導及び医療品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、区は「災害時における救護活動についての協定」に基づき、文京区薬剤師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた文京区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、医療救護所等において、救護活動を実施する。

〈災害時医療救護班編成計画 資料編 P 72〉

- (5) 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行うものとする。

5 助産救護活動

- (1) 災害時における助産救護活動は、一時的には、災対医療救護部の医療救護班が救護所等において行うが、必要があると認めるときは、区は小石川医師会並びに文京区医師会の会長に速やかに連絡し、出動を要請する。

- (2) 両医師会長は、区長より助産救護の要請を受けたときは、医療救護班を編成派遣し、医療救護部と連絡をとり、助産救護を実施する。

- (3) 助産救護の内容は、次のとおりとする。

ア 分娩の介助 イ 分娩前後の処置 ウ 衛生材料の支給

6 医療資器材等の備蓄及び調達

- (1) 医療救護及び助産救護活動においては、現有資器材・医薬品等を優先的に使用するものと

し、不足が生じる場合は、下記により調達する。

〈災害用医療資器材等の整備状況 資料編 P 76 〉

調達順序は次のとおりとする。

ア 現有資器材・医薬品

イ 都健康局よりの補給分

ウ 文京区薬剤師会及び商工組合東京医療機器協会との協定に基づく供給

(2) 医療助産救護活動に際して、血液が必要な場合、区は都健康局に要請する。都は日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団との密接な連絡のもとに供給を実施する。

〈血液製剤の確保 資料編 P 78 〉

7 医療スタッフの搬送

区は、派遣する医療スタッフについて医師会等と協議し、搬送体制を確立するよう努めるものとする。

8 傷病者の輸送

(1) 救護所等の責任者は、医療及び助産の介助を行った者のうち病院又は診療所、医院に収容する必要があると認めるときは、次により処置する。

ア 東京消防庁救急隊（119番）に輸送を要請する。

イ 医療救護班又は助産救護班が使用している自動車により輸送する。

ウ 救護所等の責任者は、輸送収容に万全を期し難いと認めたとき、区に配車を要請する。

(2) 区は、上記（1）のウにより配車の要請を受けたときは、輸送部の中から緊急輸送班を編成し、派遣するものとする。

第5節 救助・救急活動（消防署・警察署）

第1 活動方針

地震等の災害により多数の傷病者が発生した場合、消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区・災対医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、救助・救急活動の万全を図るものとする。

第2 活動内容

項目	対応措置
救助・救急活動	<ol style="list-style-type: none">1 活動の原則 救助・救急活動は、救急処置を要する重症者を最優先とする。2 出場の原則 救助・救急を伴う場合は、つとめて救急隊と他隊が連携して出場し、救助の伴わない場合は救急隊のみ出動するものとする。3 現場と東京都、文京区、医療機関、警察その他関係者との連絡を図り傷病者の効率的な救護等にあたる。
救急処置	<ol style="list-style-type: none">1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。2 救護所、仮設病院等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の基に行う。
多数傷病者発生時の活動	<ol style="list-style-type: none">1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置する。 救助隊と医療救護班とが密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区民防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど連携し効率的な活動を行うものとする。

第3 区民の自主救出・救助活動能力の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、多数の建物の倒壊が予想され、地域住民による救出活動も必要となる。このため、区民防災組織の救出・救護班及び一般区民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

2 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の傷病者に対応するためには、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、区民に対し応急救護知識及び技術を防災訓練等で普及することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第6節 保健（区・都健康局）

第1 活動方針

避難所や被災した家屋等での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅医養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。このため、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア等を実施する。

第2 活動内容

1 保健活動

(1) 保健師班の編成

区及び都は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健師班の活動内容

ア 避難所における健康相談

イ 地域における巡回健康相談

ウ その他必要な保健活動

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによりストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、都は、巡回精神相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 難病患者や人口透析患者等への対応

平常時から難病患者や人口透析患者等特殊疾病患者の情報把握を行うとともに、災害時において受診可能な病院等の情報収集と患者への情報提供や医療資器材の確保に努める。

第7節 防疫及び衛生（区・都健康局）

第1 活動方針

災害地における伝染病の発生及び蔓延を防止するため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症の媒体となるそ族昆虫の駆除を行い、あわせて災害時における飲食物や調理器具等に起因する危害発生の阻止に努め、人心の安定を図るものとする。

第2 活動内容

1 防疫活動

(1) 消毒班の編成

区は、被災者の防疫活動を実施するため消毒班を編成する。

(2) 消毒班の業務

区の消毒班は、次の業務を実施する。

ア 被災者に対する衛生活動

保健所防疫班と協力して、避難所内の被災者及びその他一般被災者に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

イ 避難所の消毒

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者の協力を得て適時実施する。

ウ 浸水家屋等の消毒

浸水家屋、下水その他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して自主的に消毒するよう指導する。

エ 飲料水（井戸水）の消毒

被災井戸の通報を受けたときは、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。以降直接消毒するか、又は消毒薬を住民に配布して自主的に行うよう指導する。

オ 都その他関係防災機関と密接な連携をとり、防疫活動に協力するものとする。

(3) 防疫活動

ア 医療救護部長は、避難所設置の通報を受けたとき、若しくは災害の状況により消毒班の派遣が必要と認めた場合は、消毒班を編成し派遣する。

イ 消毒班の活動は、主として避難所、浸水家屋及び被災井戸等を巡回して作業を行う。

(4) 区長は、検病調査、感染症患者の隔離等の防疫班の能力では、実施困難な防疫活動の必要を認めた場合、又は消毒班のみでは消毒その他の活動が十分実施できないと認めた場合は、保健所を通じ都知事に協力を要請する。

2 衛生活動

(1) 災害地の飲食による食中毒を防止するための食品衛生監視、被災者の給食施設の栄養指導等の衛生活動について、区長は、必要があると認めた場合、保健所を通じ都知事に対して、その実施方を要請する。

(2) 医療救護部長は、都が実施する衛生活動に協力するものとする。

3 防疫・衛生活動に必要な資材の整備等は次のとおりである。

(1) 防疫活動に必要な資器材は、区（保健衛生部）の現有する資材、薬品等を優先的に使用するものとする。

(2) 区の保有する薬品等が不足したときは、災対医療救護部において調達等により補給するものとする。

第8節 災害要援護者（高齢者・障害者）（区・都福祉局）

第1 活動方針

災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。

しかし、ねたきりやひとり暮らしの高齢者、身体障害者、知的発達障害者、精神障害者、乳幼児、傷病者などの災害要援護者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易なことではなく環境の整備や支援等が必要である。

第2 活動内容

1 防災知識の普及・啓発

(1) 災害要援護者（高齢者・障害者）防災行動マニュアルの配付

区は、寝たきりの高齢者、身体障害者、知的発達障害者など災害要援護者やその介護者を対象に、災害時における災害要援護者の安全確保と防災知識等の普及啓発を図るため、平成6年11月に「文京区災害要援護者（高齢者・障害者）防災行動マニュアル」を作成し、配付した。また、このマニュアルの内容を録音したテープを視覚障害者に配付した。

(2) 防災訓練の充実

総合防災訓練などの実施にあたっては、区民防災組織等を中心とした地域との協力連携による災害要援護者救助訓練を実施し、防災行動力の向上に努めていくものとする。

2 社会福祉施設等の防災対策

(1) 社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、文京区立特別養護老人ホーム大塚みどりの郷（大塚高齢者在宅サービスセンターを含む）、同くすのきの郷（くすのき高齢者在宅サービスセンター及びシルバーピアおおつかを含む）、同白山の郷（千駄木高齢者在宅サービスセンターを含む）及び同千駄木の郷（白山高齢者在宅サービスセンターを含む）において、地元町会との災害応援協力協定を活用し、火災、震災またはその他の災害が発生した場合に、入所又は通所している高齢者等の身体的被害を最小限に防止するため、車椅子あるいは背負いにより避難誘導するとともに、介護の協力にあたるものとする。

(2) 食料等備蓄物資の充実

ア 区立及び私立保育園

保育園に乳幼児を通園させている保護者は、災害時には速やかに園児を引き取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引き取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間の食料等を備蓄する。

イ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、日常生活全般にわたって介護を必要とする高齢者が入所しており、避難所への移動も困難であると想定されるので、当該施設で生活を維持するために必要な食料等を備蓄する。

ウ 福祉センター

福祉センターは心身障害者等の通所施設であり、一般交通機関を利用することが困難な肢体不自由者等については車椅子用昇降装置のついたマイクロバスで送迎をしている。災害時において、交通機関や道路状況の混乱により家族の引き取りが遅れる場合を想定し、家族が迎えにくるまでの間の食料等を備蓄する。

3 災害時における対策

災害時において、火災の同時多発や交通機関の混乱等により、応急対策活動は著しく困難な場合や制約を伴うことが予想される。

このため、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 災害要援護者（高齢者・障害者）対策部門の設置

災害時において、区は、防災関係機関、区民防災組織、地域住民、福祉ボランティア等の協力を得て、災害要援護者のために必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害要援護者に対応する災害要援護者対策部門を設置し、支援サービス等必要な対策及び調整を行うものとする。

(2) 安否確認や介護等の体制整備

ア 民生・児童委員協議会の協力を得て、災害要援護者（高齢者・障害者）の安否確認及び情報収集、福祉需要への対応等を行う。

イ 文京区心身障害福祉団体連合会に対して、災害要援護者（高齢者・障害者）における会

員同士の安否確認方法等を平常時より組織的に検討するよう要請する。

ウ 福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）の確保

(ア) 平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループとの間での災害時における福祉活動について検討を行う。

(イ) 平常時から福祉ボランティアを確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等に呼びかけを推進する。

(3) 二次避難所の活用

ア 要介護者等の収容については、ケースに応じて、区内の福祉施設（特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンター等）や他自治体の福祉施設へ移送する。

イ 特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンターを重度障害者等の二次避難所として使用する場合は想定されるので、同施設を運営委託している社会福祉法人との間で応急業務の協力に関する協定の締結を検討する。

(4) 仮設住宅

ア 都は、仮設住宅を建設する際、必要に応じて高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

イ 区は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき災害要援護者の優先に努めるものとする。

4 外国人に対する情報提供

災害時には、東京都が設置している「語学ボランティア制度」等を活用して、外国人への災害、行政、生活関連情報等の翻訳、通訳等を行うものとする。

第9節 遺体の搜索及び処理（区・警視庁・都総務局・都健康局）

第1 活動方針

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都及び関係機関との連絡を密にして、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る

第2 活動内容

1 遺体及び行方不明者の搜索・収容等

(1) 区

ア 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、区が都、警察等の協力の下に作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じて、実施するものとする。

また、遺体の安置・保管及び火葬に付す際に必要なドライアイス・棺等の物品については、「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日冠婚葬祭互助協会に災害応急対策業務の協力依頼を行ない、確保に努めるものとする。

イ 必要帳票等の整備

遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (7) 救助実施記録日計票
- (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 遺体の捜索状況記録簿
- (エ) 死体の捜索用関係支出証拠書類

ウ 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区は、遺体収容所の管理者等に連絡の上、作業員の雇上げ又は、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

エ 遺体の収容等

(7) 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに遺体収容所を避難所と区役所に開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められる時は、都及び関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

(イ) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受付、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立するものとする。

- a 遺体の収容については、区は火葬許可書を発行する。
- b 棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。
- c 家族その他より遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票によって整理の上引き渡す。

(2) 都

ア 総務局

区が行う遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

イ 警察

(7) 警察活動に付随して、区の実施する遺体の捜索に協力する。

(イ) 身元不明者に対しては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の発見に努める。

2 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

また、都及び区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう警察等関係機関と連携体制を確立する。

(1) 区

区は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

(2) 警察

- ア 検視班を遺体収容所に派遣する。
- イ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則に基づき、迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。検視場所は原則として現地とする。
- ウ 遺体の見分・検視終了後は身元確実なものについては、直ちに遺族等に引き渡し、身元不明者のものについては、区に引き継ぐことになる。

(3) 都

都は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

なお、都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

3 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬体制の確立

区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日本冠婚葬祭互助組合に協力要請を行い、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

(2) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

イ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(3) 火葬の方法

ア 火葬に付する場合は、災害遺体送付兼焼骨処理票を作成し、火葬場に送付する。

イ 遺骨及び遺留品は、氏名札及び遺留品処理票を付し保管所に送付する。

ウ 遺骨の引取りを希望する者があるときは、災害遺体送付兼焼骨処理票によって整理の上引き渡す。

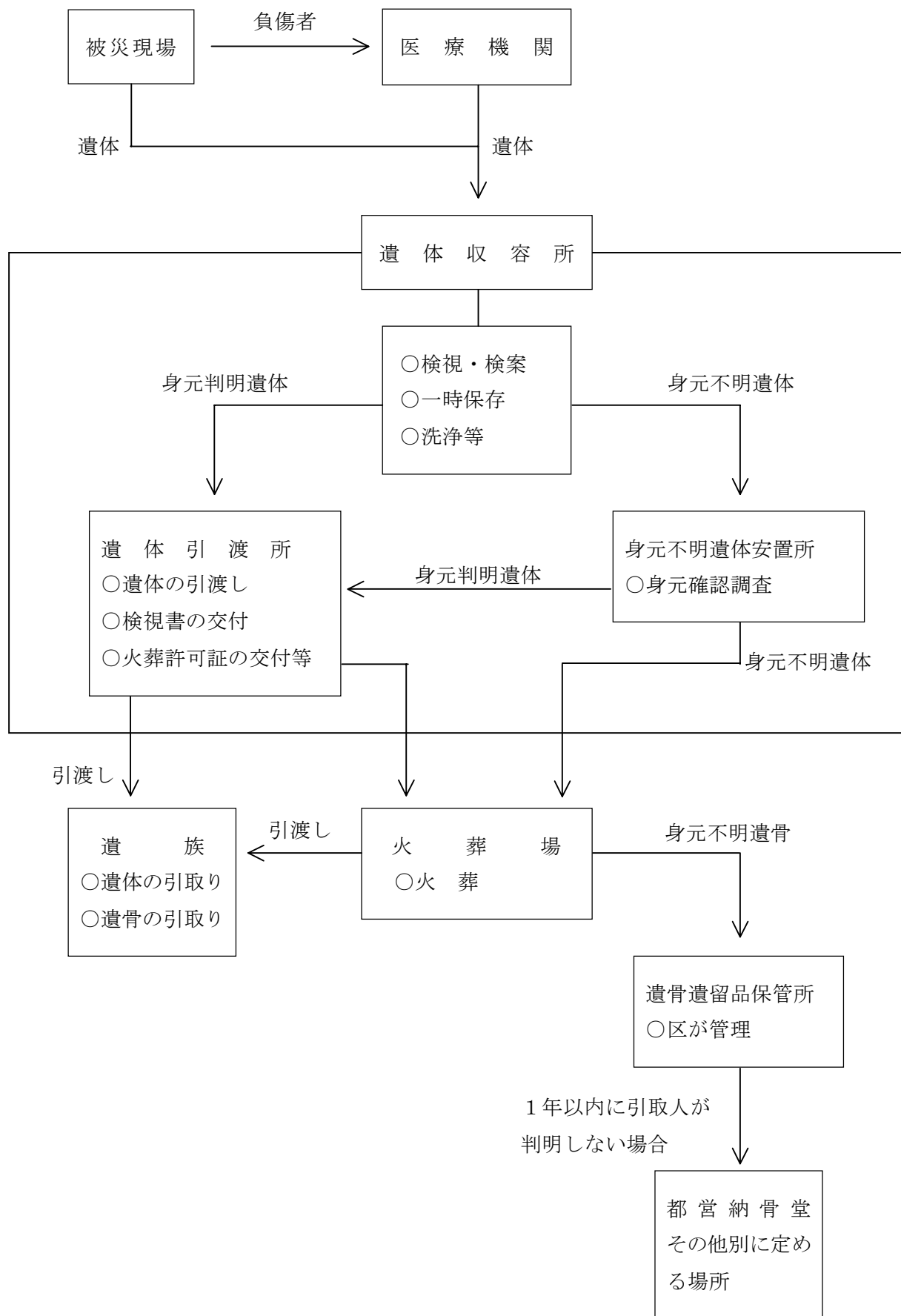
4 戸籍手続

死亡届の受付及び火葬許可書の交付等の事務は、区民部戸籍住民課が行う。

5 身元不明遺体の取扱い

区は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を保管した場合は、1年以内に引取り人が判明しないときは、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

6 遺体取扱いの流れ



第10節 応急住宅対策（区・都住宅局）

第1 活動方針

応急仮設住宅の建設による一時的な住宅の供給、公営住宅の空き家や民間賃貸住宅の借り上げ等による既存住宅のストックの活用、被害住宅の応急修理、入居者の選考等について必要な計画を樹立し、あわせて建設予定地をあらかじめ選定しておくものとする。

第2 活動内容

1 応急仮設住宅の建設

災害のため住宅が滅失又は破損し、避難所閉鎖後も、居住する住家を得られない者を収容するため、応急仮設住宅を設置する。

(1) 建設主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

(2) 建設用地の選定

区はあらかじめ次の点を考慮のうえ、応急仮設住宅の建設用地を定めておくものとする。

ア 接道及び用地の整備状況

イ ライフラインの状況

ウ 避難所・避難場所としての利用の有無

都は予定された建設用地の中から選定する。用地の選定に当たっては、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

区は、常に最新の建設予定用地の状況を把握し、年1回都に報告する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 災害救助法適用後は区長が必要であると認めた場合、直ちに都知事に要請する。

イ 設置開始時期及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定める。

ウ 建物の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

(4) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てる。割当に際しては、原則として区内に建設した住宅を区に割当てるが、それだけでは所要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村間で融通を行う。住宅の割当てを受けた場合、区は被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区が行う。また、入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

2 一般被災住宅の応急修理

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救

助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合は、区において実施するものとする。

(2) 修理の対象

修理の対象は災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができないもので、自己の資力で、応急修理をすることができないものとする。

(3) 修理の基準、戸数及び期間

国の基準による。期間は原則として、災害発生日から1か月以内に完了する。

(4) 修理の方法

ア 災害救助法適用後、区長が必要であると認めた場合は、直ちに都知事に実施を要請する。

イ 災害救助法適用前その他、区が実施する場合、現物をもって行う。

(5) 修理住宅の選定

修理住宅の選定は、区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が選定を行う。

第11節 労働力の確保（区・東京労働局）

第1 活動方針

災害時においては、膨大な労務が必要となるが、労働力の確保については、区職員及び他団体等との協定・協力のみでは必ずしも十分ではない。労働力の不足を補い、救助作業等の円滑な活動の推進を図るため、公共職業安定所（労働出張所）を通じ労働力の確保に努める。

第2 活動内容

1 雇用方法

労働者の雇用は、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇用する。

2 労働者の確保手続

(1) 労働者の確保の要請

ア 区は、所要人員を一括して東京労働局に労務供給（労働者の確保または求職者の紹介）の要請をする。

イ 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由のうえ、公共職業安定所（労働出張所）に連絡する。

ウ 連絡を受けた公共職業安定所（労働出張所）は、速やかに職業紹介を行い、要請人員を確保し、労働者を所内に待機させる。

(2) 労働者の引渡し

区は、労務確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、公共職業安定所（労働出張所）において公共職業安定所職員の立ち合いのもとに、労働者の引渡しを受ける。

また、区は、作業終了後において、労働者を公共職業安定所（労働出張所）又は交通機関までの輸送することについて協力する。

(3) 賃金の支払い

賃金は、都に準じて定め、就労現場において作業終了後に直ちに支払うものとする。

第10章 ボランティア等との連携・協働（区・都生活文化局・消防署・警察署）

第1節 ボランティア・NPO

第1 活動方針

柔軟性・きめ細かさといった特徴を持つボランティアや民間非営利団体（以下「NPO」という。）などの区民活動は、行政とは異なる立場から被災者の救済や被害拡大の防止に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在である。また、ボランティア・NPO活動は、被災者の救援・救護、建築物の応急危険度判定、避難所の管理運営支援、救援物資の保管や運搬、災害要援護者の介護等多種多様にわたっており、被災者の生活の安定と再建を図るうえで、重要な役割を担っている。

今後は、都をはじめとする防災関係機関等と連携協力体制を構築し、効果的な災害応急対策の実施を図っていくものとする。

第2 活動内容

1 広域的なボランティアの受入体制

都は区内の「東京都総合技術教育センター（本郷一丁目）」をはじめとする14箇所を広域ボランティア活動拠点と位置づけ、災害時には被害状況や交通機関の復旧状況を勘案して広域ボランティア活動拠点を開設する。

広域ボランティア活動拠点の運営は都職員及び東京ボランティア・市民活動センターを通じて派遣されたボランティアコーディネーターが中心となってい、区からの要請に基づき人数等の決定及び派遣をする。

(1) ボランティア担当部門

区は災害対策本部にボランティア担当部門を設置し、区とボランティアとの協力・連携に関する調整等の業務を行う。

ア 都災害対策本部内のボランティア部に対し、ボランティア等の派遣要請

イ ボランティア募集及び受付、避難所等への派遣

ウ ボランティア（団体）との連絡調整

エ ボランティア活動への条件整備

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティア（建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、関係する専門部所が所管する。

(3) ボランティアの募集及び受付方法、避難所におけるボランティアの活動内容等について、マニュアル等を作成する。

2 区ボランティア活動拠点の開設

災害時、区は、文京区民センター内にボランティアの活動拠点を開設し、原則として、ボランティア（団体）が自主的に管理・運営する。また、活動拠点における業務はおおむね次のとおりである。

(1) ボランティア募集及び受付（区との共同）

(2) ボランティアの派遣等需給調整

- (3) ボランティア（団体）間の連絡調整
- (4) 都の広域ボランティア活動拠点からのボランティアの受入れ
- (5) 区等との連絡調整

3 ボランティアの育成支援

- (1) 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターや他区と連携して、ボランティア意識の啓発やボランティアコーディネーターの育成等を推進していくものとする。
- (2) 東京都防災ボランティアは、一定の知識や経験、資格を必要とする分野のボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の応急危険度判定員や道路等公共土木施設の応急復旧を支援する東京都建設防災ボランティア、そして、被災外国人を支援する語学ボランティアがある。今後、活動対象の種類を拡大していくことに伴い、区としても区民の積極的な活動参加を呼びかけていくものとする。
- (3) 東京消防庁災害時支援ボランティアは、地震時における消防隊の現場活動を支援する登録ボランティアである。

消防署は、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動を得るため、事前に消防署に登録した小石川・本郷各消防ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。

第11章 帰宅困難者対策

第1節 帰宅困難者対策

第1 活動方針

大規模な地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者、買物客等が多数発生し、大きな混乱が予測される。

しかしながら、この帰宅困難者への対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。

このため、都を中心に帰宅困難者対策について検討している「震災時における昼間都民対策検討委員会」の報告を基本に、この課題に関連する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身が、その責務と役割を明確にし、おのおのが分担して的確な対策を実施していくものとする。

第2 帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成9年8月に公表した「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、東京都全体で371万人が発生すると推計している。文京区においては、11万3千人の帰宅困難者の発生が想定されている。

第3 基本原則

1 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。即ち、企業、学校など組織のあるところは、発生時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については安全確保の観点に留意して一時にターミナル等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させるものとする。

2 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、個々の対応には限界がある。このため、この課題に関する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確し、分担して的確に対策を実施するものとする。

3 相互連携体制の構築

多岐にわたる分野に課題が及んでおり、行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が相互に連携・協力するしくみづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第4 活動内容

1 安否確認手段の確保

- (1) 個人の安否確認手段として、日本電信電話が運用開始する「災害用伝言ダイヤル」の普及・啓発を図る。
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる安否情報など放送メディア等の活用促進を図る。

2 徒歩帰宅支援対象道路の選定

都では徒歩帰宅支援の対象道路として主要幹線道路16路線を選定した。区では川越街道（春

日通り)、中仙道(17号線)及び蔵前橋通りが該当するため、今後、沿線の避難所を選定し帰宅困難者のために、都の整備方針に合わせて区の施設を整備して行く。

3 救護対策の検討

帰宅途中で救護を必要となった人への救護対策を検討する。

4 区民、事業所等への啓発

区民、事業所等においては、家族、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底及び集客施設の場合は買い物客等の保護対策充実の啓発を図る。

また、震災時における昼間都民対策として都では帰宅困難者心得10カ条を作成した。区ではこの心得の普及を図る。

帰宅困難者心得 10カ条

外出中に地震が起きてもあわてないように、次のようなことを心がけましょう。

- 1 あわてず騒がず、状況確認
- 2 携帯ラジオをポケットに
- 3 つくっておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- 5 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- 6 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- 7 安否確認、NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
- 10 声を掛け合い、助け合おう

第12章 輸送（区・都財務局・都建設局・国関東地方建設局）

第1節 輸送車両等の確保

第1 活動方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。この計画は、区が災害応急対策活動を実施するに際して必要とする輸送車両等の調達、配車及びヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定について定める。

第2 活動内容

1 車両の調達

(1) 庁有車

区所有の車両については、災対輸送部が統括し、有効活用を図る。

〈庁有車車種別配置一覧 資料編 P 67〉

(2) 乗用車・貨物自動車

区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、「災害応急対策用貨物自動車供給協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達する。また、平成8年3月赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部との間に「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結して、車両の確保を図っている。

なお、調達数に不足を生じる場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

2 配車

(1) 配車方針

配車に当たっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

[優先順位の考え方]

ア 情報収集・救出救護人員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療人員や応急医療用資器材の輸送

イ 避難所開設人員の輸送、道路障害物除去作業要員の巡回輸送

ウ 災害要援護者の移送、備蓄物資・救援物資の輸送

(2) 配車手続き

各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時を明記のうえ、災対輸送部に請求する。

(3) 車両の待機

ア 災害の発生の恐れのあるとき、災対輸送部は、東京都トラック協会文京支部との協定に基づき、その状況に応じ、35台の範囲内で、東京都トラック協会文京支部所属の会社に待機させることができる。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部においても、協定に基づき、その状況に応じ、32台の範囲内で赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部所属の会社等に待機させることができる。

イ 各部において、待機車両を必要とするときは、災対輸送部に請求し、当該部用として待機させ又は確保することができる。

ウ 雇上げ料金

乗用車・貨物自動車の使用料は、平常時の契約料金を準用する。

(4) 人員及び救助物資等の輸送計画

ア 人員輸送

事前に避難勧告等が発せられた場合、いわゆる災害要援護者の自主的避難促進のため、都交通局に対し協力を求め、都バスの出動を要請して緊急輸送する。

イ 救助物資等の輸送

(ア) 水防用資器材は災対土木部が輸送する。

(イ) 食品・生活必需品は、災対輸送部門が輸送する。

(ウ) その他応急対策用物資・資材は、各部おのおのの業務にしたがい、現地まで輸送する。

(5) 緊急物資の輸送

震災により、区内に被害が発生した場合は、区は避難所（区立小中学校）へ避難した被災者救援のための緊急物資、救護所への医薬品、あるいは応急復旧に必要な資材等の輸送手段を確保し、これらの活動が円滑に行われるようにしなければならない。

そのために、区所有のトラックをまず必要な場所に派遣して物資輸送にあたらせるが、不足する場合は、協定に基づき東京都トラック協会文京支部のトラックにおいて東京都から支給される物資を物資集積所（文京シビックセンター・文京スポーツセンター・文京総合体育館）等に搬送し、搬送された物資を赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部の赤帽軽自動車搬送計画に基づき、物資集積所から区内全避難所（32箇所）等に物資搬送を行う。

赤帽軽自動車搬送計画とは、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と区の間で協議を行い作成したもので、災害時において円滑な緊急物資搬送を目指す計画である。

なお、同計画の中では事前に赤帽組合の軽自動車を避難所及び地区ごとに指定し、指定された避難所への搬送が困難な場合には地区内で相互に補完することができるようにした。

ア 災害時に緊急輸送を必要とする物資

(ア) 被災者救援用食料、水、生活必需品

(イ) 応急医療用医薬品

(ウ) 応急復旧資器材

(エ) その他必要な資器材

〈備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 資料編 P 48〉

〈学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 資料編 P 52〉

3 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

(1) 災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるので、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地について周辺状況等を勘案のうえ選定し、関係機関との調整を図った。

(2) 区内のヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧 (平成15年4月末現在)

名 称	所 在 地	管 理 者	着陸展開面 (M) × (M)	離着陸予定 機関	着陸可能機種
区立小石川運動場	後楽1-8-23	区	80 × 50	陸上自衛隊	小 型
区立三中グラウンド	春日1-9-31	区	110 × 110	陸上自衛隊	大 型
東京大学サッカー場	弥生1-1-1	同 大	100 × 40	東京消防庁	全 機 種
				警 視 庁	全 機 種
				陸上自衛隊	中 型
東京大学農学部 グラウンド	本郷7-3-1	同 大	40 × 80	東京消防庁	全 機 種
				警 視 庁	全 機 種
				陸上自衛隊	中 型
国家公務員共済 目白運動場	目白台1-20-2	国家公務員 共済組合連合会	40 × 80	警 視 庁	全 機 種
				陸上自衛隊	中 型
教育の森公園 自由広場	大塚3-29	区	40 × 80	東京消防庁	全 機 種
				陸上自衛隊	小 型

災害時臨時離着陸場とは災害が発生した時に必要な警戒車両を配置して使用する離着陸場である。

(3) 文京区内のヘリコプター緊急離発着場等設置対象物一覧表

(平成15年4月末現在)

名 称	所 在	設 置 種 別
東京ドームホテル	文京区後楽 1-3-61	緊急救助スペース
住宅金融公庫本店	文京区後楽 1-4-10	緊急救助スペース
後楽森ビル	文京区後楽 1-4-14	緊急救助スペース
住友不動産後楽園ビル	文京区小石川 1-4-2	緊急救助スペース
エルージュ小石川	文京区小石川 1-17-1	緊急救助スペース
文京シビックセンター	文京区春日 1-16-21	緊急離発着場
東 洋 大 学	文京区白山 5-28-20	緊急救助スペース
講 談 社 新 社 屋	文京区音羽 2-2-1	緊急救助スペース
日火江戸川橋ビル第1	文京区関口 1-45-15	緊急救助スペース
フォーシーズンホテル	文京区関口 2-10-8	緊急救助スペース
東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7-3-1	緊急離発着場
順天堂大学附属順天堂医院新本館	文京区本郷 3-1-3	緊急離発着場
サンマーケティングプラザ	文京区本郷 3-10-15	緊急救助スペース
東京医科歯科大学附属病院	文京区湯島 1-5-45	緊急離発着場
文京グリーンコートセンターオフィス	文京区本駒込 2-28-8	緊急救助スペース
文京グリーンコートビル本駒込B	文京区本駒込 2-28-8	緊急救助スペース

緊急離発着場等とは、必要な設備、資器材等が設備されており、常に使用できる離発着場である。その中でも、屋上の表示が(H)の場合はヘリコプターが、直接着陸できる。

(R)の場合は、ヘリコプターが、着陸できないので空中(ホバリング)で止まりホイストで吊り上げたりして救助等をする。

4 水上輸送

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸と同様に、あらかじめ災害時に河川を利用した緊急物資の輸送や区民の避難等の機能を果たすため、神田川市兵衛河岸（後楽一丁目：水道橋上流左岸）が防災船着場として平成14年10月に整備された。

第2節 道路障害物除去

第1 活動方針

災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これら道路の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施する。

第2 活動計画

1 緊急道路障害物除去路線の選定

(1) 都

選定基準

- ① 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ② 緊急輸送ネットワークの路線
- ③ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ④ 上記①～③は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

(2) 区

ア 選定基準

東京都の選定路線に連結した道路で、備蓄倉庫、避難所、給水拠点、救急病院等を結ぶ路線

イ 選定路線

区	30路線	6.64km
---	------	--------

2 緊急道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

第3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、都及び国が路線別に分担を決めて実施する。

区の緊急道路障害物除去路線については、区が文京区災害対策建設協力会との協定により実施する。

1 機関別分担路線

実施主体	路線区分	路線数	延長 (km)
区	区道等	33	7.24
都	区道	7	2.20
	都道	13	21.20
国	国道	2	8.17
首都高速道公団	都道（首都高速道路）	1	2.30
合計	—	56	41.11

2 作業の分担

(1) 各実施機関は、緊急道路障害物除去作業にあたっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を決め、作業の効率化を図るものとする。

(2) 都が分担する緊急道路障害物除去作業については、建設業協会との協定に基づき委託実施する。

作業の実施にあたっては、都建設局第一建設事務所長の指示によるものとする。

(3) 区の緊急道路障害物除去路線については、文京区災害対策建設協力会との協定に基づき委託実施する。

作業の実施にあたっては、災対土木部長の指示によるものとする。

緊急道路障害物除去作業に必要な資器材は、文京区災害対策建設協力会保有の建設機械、資器材及び区が備蓄する資器材を使用する。

(4) 首都高速道路公団は、残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

第13章 公共施設等の応急対策（各機関）

第1節 区施設

第1 活動方針

区施設の機能及び人命安全確保を図るため、区有施設が被災した時、直ちにこれに対処できる態勢の整備を図り、かつ各施設の管理者は、自主的な災害活動を行い被害の軽減を図るものとする。

第2 活動内容

- 1 各施設の責任者は、施設内の一般区民及び児童等の安全の確保と施設の被害を最小限に止めるため、被災情報等を収集し、防災計画に基づいた避難行動、消火活動等を的確に行うものとする。
- 2 施設責任者は、防災計画に基づき自衛防災組織を編成し、それぞれの分担を指揮する。
- 3 緊急時には関係機関への臨機な措置を要請する。
- 4 災害により被害を受けたときは、直ちにその被害の内容等を災害対策本部に報告する。

第2節 電気施設

第1 活動方針

災害により電気施設に被害があった場合は、速やかな応急復旧を行うとともに、公衆の電気災害等の二次災害の発生を防止する。

第2 活動内容

- 1 配電、送電通信等の設備において、工事実施中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完了するか、補強又は応急処置を講ずる。
- 2 社内及び請負会社の社員による所定の非常態勢を迅速に編成して活動を開始する。
- 3 工具、車両、船艇の手持資材等を手配し、復旧工事に支障のないように努める。
- 4 社員及び復旧応援隊作業者は、予め所定の腕章付け、また、連絡作業者には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- 5 需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続する。
- 6 警察、消防機関等から送電の停止の要請があった場合、又は浸水、建物倒壊等により、送電することがかえって危険であり事故を誘発する恐れがあるときは送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を行う。
- 7 感電防止、漏電等による出火を防止するため次の事項を広報活動する。
 - (1) 垂れ下がった電線には絶対触らない。
 - (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用する。
 - (3) 外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切る。
- 8 電力施設の被害状況、復旧予定時間等について広報車等により直接当該地域に周知するとともに、広範囲にわたるときは、区役所、警察署等の協力を得る。
- 9 区民からの電話等による事故通報や復旧見通しなどの照会に適切に対応するため、受付処理体制を確立する。

第3節 ガス施設

第1 活動方針

災害によりガス施設に被害があった場合は、速やかな応急復旧を行うとともに、ガス火災やガス中毒等の二次災害の発生を防止する。

第2 活動内容

- 1 官公庁、報道機関及び社内各事業所などからの被災状況等の情報収集を行う。
- 2 製造所の製造量、送出量の調整又は停止を行う。
- 3 製圧所の受入量、送出量の調整又は停止を行う。
- 4 製造所、製圧所高圧ラインの状況に応じたガスの放散を行う。
- 5 ガス施設又は需要家の被害状況による供給の地域遮断を行う。
- 6 導管損傷箇所のガス流出の阻止を行う。
- 7 被災状況及び措置に関する関係機関への周知を行う。
- 8 被災状況及び措置に関する住民への周知を関係機関等の協力を得ながら行う。
- 9 その他、現場状況及び被害状況に応じた適切な措置を行う。

第4節 上水道施設

第1 活動方針

「東京都水道局震災応急対策計画」は、地震発生後の社会的混乱の中で都民の飲料水を確保するため、水道局が組織する給水対策本部の業務を明確にし、発災時の水道施設の復旧や応急給水等の活動が迅速・的確に行えるようにすることを目的に策定したものである。

第2 活動内容

1 災害時の活動態勢

(1) 給水対策本部の設置

大地震の発生や警戒宣言の発令に伴い、都に災害対策本部が設置された場合、都水道局は必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、直ちに給水対策本部を設置する。

給水対策本部は、水道施設の復旧及び応急給水に万全を期するため情報連絡態勢を確立して、組織的な諸活動を推進するものである。

(2) 関係会社等の動員及び資器材の調達活動

地震発生後の関係会社等の動員、工事用資器材等の確保に万全を期すため、復旧作業や応急給水の基本態勢に必要な関係会社(協会等の団体を含む)に対し、あらかじめ協力要請を行っている。

また、復旧に必要な管・弁類の材料は、当局の事業所の保有材を使用するほか、関係会社やメーカー等からの緊急調達により対応する。

(3) 相互応援に関する協定等の締結

大規模な地震等による災害が発生し、被災都県、市独自では十分に応急対策が実施できないとき、友愛的精神に基づき相互に救援協力し被災都県、市の応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するための協定等を締結している。

2 情報連絡活動

応急対策を効率良く推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であ

り、このことから情報連絡の手段、時期、内容等をあらかじめ定めている。

情報収集は、水道局震災情報収集システムを使用するほか、その他の通信手段として一般加入電話が使用できない場合、通信の疎通状況を勘案して水運用専用電話、防災行政無線、業務用移動無線を用いる。

3 復旧活動

災害発生時には、水道施設の被害についての情報の収集、分析を通して有効適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

送配水施設の復旧の優先順位は、第一次重要路線、第二次重要路線、配水小管重要路線(ポンプ所、応急給水施設、避難所に至る管路)順とし、より効果的に給水可能区域の拡大を図るよう復旧を進める。復旧作業は、あらかじめ協力要請を行っている、請負単価契約会社等により実施し、復旧材料については当局材料を使用するほか、材料メーカー等により調達する。

給水装置については、応急措置を原則として、請負単価契約業者や指定給水装置工事事業者の協力を得て、公道内の復旧は配水小管の復旧及び通水と並行して行う。また、宅地内の復旧は医療施設、福祉施設、避難所等を優先して行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

4 応急給水活動

地震によって水道施設が被害を受けた場合は、施設の復旧に全力を挙げるとともに、給水拠点(応急給水槽や浄水場・給水所)を活用して応急給水を行う。

(1) 震災時の応急給水の方法

ア 給水拠点での応急給水

給水所、応急給水槽を給水拠点として応急給水を行う。

イ 医療機関等への応急給水

後方医療機関となる病院及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、区から都災害対策本部を通じ緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(2) 給水拠点での水道局と区の役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び被災者への応急給水を行う。

給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材等の設置を、区は被災者への応急給水を行う。

(3) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1人1日3リットルを基準とする。

(4) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に係わる計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、区において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

5 広報活動

震災発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点を周知させるため、水道局の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

営業所では、所管区域を対象として、路上広報を行うほか、区の協力を得て、防災無線により行う。

6 訓練

応急対策諸活動を円滑に実施するため、訓練を実施して、職員個々の役割等について、周知徹底を図る。

(1) 総合防災訓練（水道局本局と事業所が一体となって行う訓練）

本部運営訓練・非常参集訓練、通信連絡訓練

(2) 個別訓練（事業所ごとの訓練）

保安点検訓練、応急給水訓練、復旧訓練

第5節 下水道施設

第1 活動方針

震災時における下水道の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

第2 活動内容

1 震災時の活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い下水施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

2 応急対策

(1) 下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、発動発電機、空気圧縮機、排水ポンプ、コンクリートブレイカー、土のう袋等の資機材を芝浦水処理センター内に、備蓄している。

また、ポンプ所・処理場においては緊急用資機材を各所に備蓄する。

(2) 応急措置

ア ポンプ所・処理場において、停電のためのポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによって運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

イ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急処置を実施する。

ウ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補強を行わせる。

3 復旧対策

(1) ポンプ所・処理場

ポンプ所・処理場は、耐震構造になっており主要な機能の確保万全を期しているが、仮に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置を検討する。

これらと並行して各施設の損傷箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い被害の程度に応じ応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、榘・取付管の復旧を行う。

第6節 都営地下鉄施設

第1 活動方針

地震等による災害に対しては、直ちに非常配備態勢をとり、交通局災害対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧にあたる。

第2 活動内容

- 1 運輸指令所（高島平運輸指令区・光が丘運輸指令区）に設置してある地震計が、震度5以上を感知したとき、運輸指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、当該課長及び関係所属長へ通報する。

その後の運転再開にあたっては、関係各管理所長と相互の連絡を密にし、管理所長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後運転規制を解除する。

- 2 全線運転中止の場合は、直ちに自動車営業所に連絡するとともに、振替又は代替を求め旅客輸送確保に努める。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに非常運転計画により旅客輸送に万全を期する。
- 3 ざい道内、特に駅間に列車が停止し運転不能の場合は、直ちに最寄り駅より救援を出し、旅客の避難誘導にあたり安全確保に努める。

4 浸水に対する処置

- (1) 地下高速電車車両は、志村車両検修場・木場車両検修場に退避させる。
- (2) 地下鉄各駅出入口には、止水板をはめ、土のうを築き浸水を防止する。
- (3) 通風口には、自動浸水防止装置又は浸水防止用の鉄ぶたをする。
- (4) 高島平に設置してある風速計の異常風速又は気象、水象の非常情報を受報したときは、直ちに運輸指令所長は、情報の収集、及び相互の連絡を密にするとともに当該課長（部長）に報告する。

5 災害応急復旧計画

災害施設の復旧については、三田線電気管理所長、大江戸線電気管理所長、志村保線管理所長、木場保線管理所長は早急に被害状況を確認し、交通局（災害対策部対策課）に報告するとともに、比較的軽微な損傷については、管轄出張所の保有する維持補修材をもって直ちに復旧に努める。

第7節 営団地下鉄施設

第1 活動方針

災害が発生した場合、災害・事故等対策本部規定に定める災害及び事故等の種別により対策

本部を設置し、営団の全機能を上げて旅客の安全確保に努める。

第2 活動内容

1 初動措置

(1) 列車の措置

ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。

イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

(3) 火災発生の措置

火災が発生した場合には、消防署、警察署へ通報するとともに、初期消火に努める。

また、火災発生の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

(4) 停電の措置

ア 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

また、ガスタービン発電機を地下に初めて採用した。

イ 列車内停電の場合には、自動的に列車車載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

2 風水害時の応急処置

(1) 活動態勢

風水害等により、災害の発生又はその恐れがある場合は、災害・事故等対策本部規定の定めるところにより、災害及び事故等の種別により対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

(2) 情報連絡体制

ア 気象庁、東京都その他関係機関と密接な連絡をとり、情報の収集と伝達を行う。

イ 通信連絡は、誘導無線装置、指令電話、鉄道電話及びNTT加入電話を使用する。

ウ 異常気象に対しては、主要箇所には風速計、風速監視装置、時雨量警報器を設置し、状況把握に万全を期している。

(3) 浸水時等の対応

駅出入口からの浸水には、止水板及び防潮扉により、換気口は浸水防止機により浸水に対処する。万一、トンネル内に浸水した場合には、排水ポンプにより排水する。

(4) 非常時の運転

災害時に運行不能となった場合の列車の運行方法は、状況に応じて折り返し運転、振替輸

送、他交通機関による代替え輸送を行う。

3 旅客に対する避難誘導計画

責任者は、正確な情報判断のもと職員を指揮して、次により旅客の避難誘導に当たる。

第8節 首都高速道路施設

第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は、一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、公団は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。
- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第9節 通信施設

第1 活動方針

災害により電気通信設備に被害があった場合は、速やか応急復旧を行うと共に、通信の途絶による社会的混乱の発生を防止する。

第2 活動内容

1 震災時の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行い重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、文京区災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

(2) 社員の動員計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定め、この計画に従い関連グループ会社等と情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

ア 災害対策本部要員の非常収集

イ 社員の非常配置

ウ 社員の非常収集方法

エ 事業所相互間の応援

2 応急対策

(1) NTTの通信設備が被災し、電話をつなぐ交換機などが被災した場合は、上部機関から配備される非常用交換機と電力を供給する移動電源車により電話回線の復旧に当たる。

また、NTTビル間につなぐケーブルが被災した場合は、上部機関から応急ケーブルや非常用移動電源車などを配備し通信を確保する。

ア 上部機関から配備される災害対策機器

- (ア) 非常用交換機
- (イ) 非常用移動無線車
- (ウ) 移動電源車
- (エ) デジタル衛星車載車
- (オ) ポータブル衛星通信装置
- (カ) 応急ケーブル等

(2) 災害時に利用できる臨時電話、電報受付場所

ア 災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合も含む）は、文京区立小中学校等に配備されている災害用特設公衆電話を使用すると共にNTTビルの窓口、災害対策本部、避難所等に臨時電話、電報受付場所を設定する。

イ 災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。

(3) 電気通信設備等の点検

地震による災害が発生し、又は発生す恐れがある場合は、次の設備及び資器材の点検を行う。

ア 電気通信設備の巡回・点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、設備

ウ 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

エ 災害時措置計画及び施設記録等の点検、確認

3 復旧対策

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧は、次により実施する。

(1) 災害復旧工事の種類

ア 応急復旧工事

- (ア) 設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状回復までの間、維持に必要な補強、設備工事

イ 現状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の形態に復旧する工事

ウ 本復旧工事

- (ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- (イ) 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

(2) 災害復旧工事の計画、実施

設備の被災の程度及び通信に対する社会的要請等を考慮し、サービス回復を優先する応急復旧工事及び現状復旧工事により通信の回復を図る。

(3) 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位を定めておき、その順位に従って実施する。

4 広報・広聴活動

(1) 通信途絶、利用制限の広報及び復旧時の広報

地震災害等による通信の途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・チラシ・交換機よる知案内（トーキ案内）・お客様窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

ア 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況

イ 通信途絶又は利用制限の状況

ウ 通信途絶又は利用制限をした理由

エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段

オ 利用者に協力をお願いする事項

カ その他必要な事項

(2) 災害時に注意していただきたい事項

ア 重要通信が優先となる。

災害が発生すると電話が殺到し、交換機はラッシュ状態になり、電話がかかりにくくなる。防災機関等が行う救助・復旧活動のため電話電報の利用を制限することがある。

イ 受話器の外れを確かめる。

地震で受話器が外れたままだと、電話をつなぐ交換機はマヒ状態になり、かかってきた電話も話し中の状態でつながらない。外れている受話器を元に戻す。

また、停電時には、コードレスホンなどの多機能電話は、利用になれない場合があるので注意する。

第10節 郵便局施設

第1 活動方針

1 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常災害応急対策として、次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動

(2) 郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保

(3) 要員配置・被災職員の援護等

(4) 応急用事業品の調達、輸送災害応急対策等

(5) 被災した郵便局舎・設備等の復旧

(6) その他

2 職員の動向

郵便局長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、所属職員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておくものとする。

3 情報連絡等連携の確保

郵便局は、災害時における必要な対応を円滑に遂行するため、「文京区と郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、文京区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 活動内容

1 基本方針

(1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局のお客様に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

2 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び区民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災世帯1世帯当たり、はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す手紙、はがき等の料金免除を実施する。

ウ 被災地あての救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

エ 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

(2) 為替貯金関係

ア 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便為替の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替（通常払い込みで通常振替）の料金免除を実施する。

イ 為替貯金業務の非常取扱い

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付等を実施する。

ウ 災害ボランティア口座の開設

非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便振替口座の預り金をNGOへ配分

することを総務大臣に委託できる。

(3) 簡易保険関係

被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

(4) 郵便局所有車両の貸出

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、郵便局の所有する車両（四輪車・自動二輪車・自転車等）を緊急連絡用車両として貸し出しを行う。

(5) 郵便局施設の貸出

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、郵便局の所有又は管理する施設（予備室・会議室等）を一時的に避難所、物資集積所等として貸し出しを行う。

(5) 臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、避難所等に臨時に郵便差出箱を設置する。

(6) 安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否については、文京区との情報を密にして、可能な限り対応する。

第14章 被災地の応急対策

第1節 応急危険度判定（区・都都市計画局）

第1 活動方針

大規模な地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。

第2 活動計画

1 応急危険度判定体制の整備

大規模な地震による被災建築物の安全性を確認するためには、被災地の行政職員のみで対応することは不可能であり、他の自治体や民間建築士等の専門家の協力を得ながら確認作業を行うための応急危険度判定体制を整備する必要がある。なお、都は、平成7年度から、建築士等を対象に応急危険度判定を行う防災ボランティアの養成及び登録制度を設けている。

2 応急危険度判定員の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請など応急危険度判定が円滑に実施できるよう判定員の確保を図る。

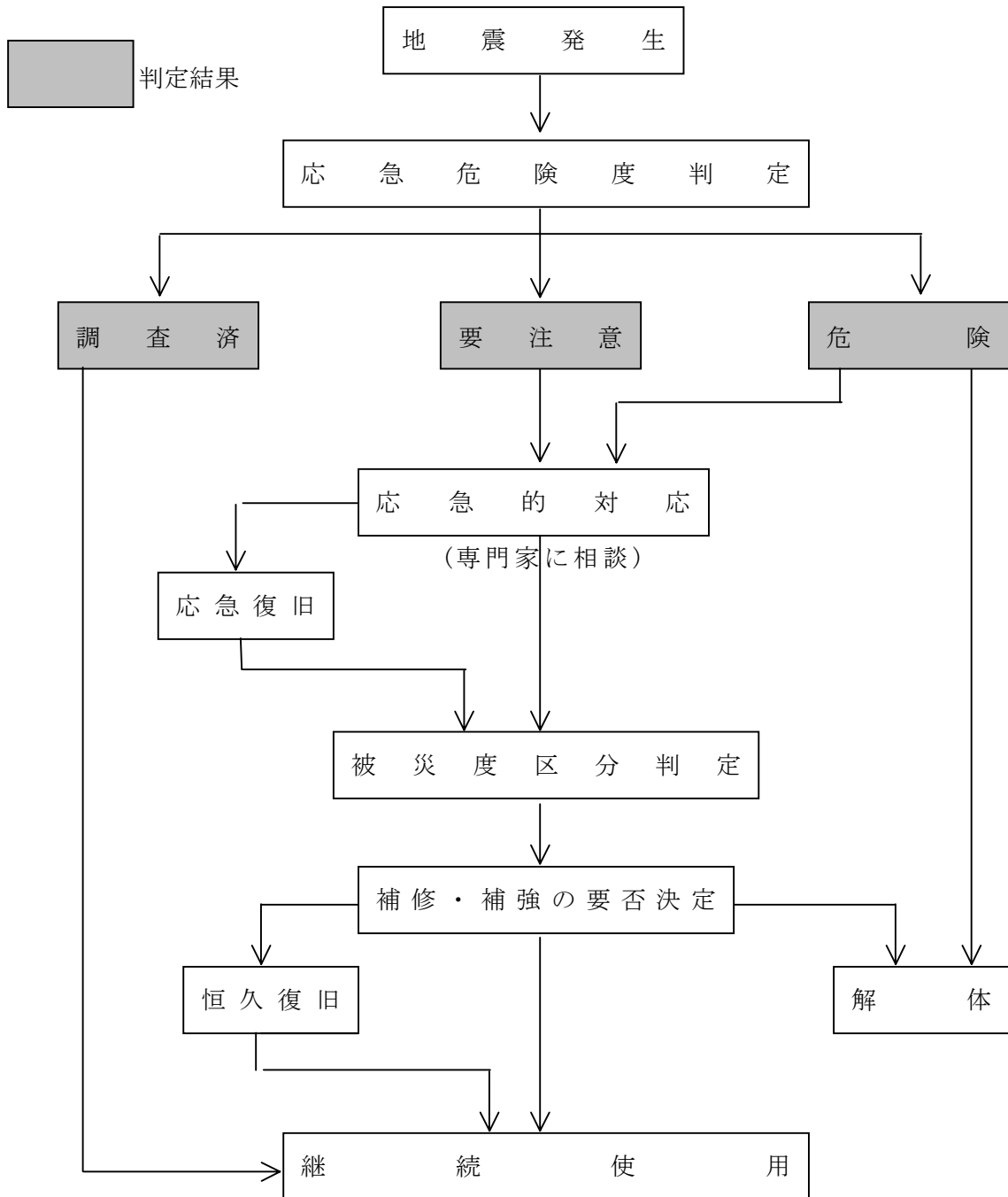
3 応急危険度判定の対象建築物と判定実施主体

区は、都、他自治体及び防災ボランティア等と協力して、区災害対策本部が災害の状況に応じて決定した要判定地区内の被害を受けた建築物の応急危険度判定を実施する。

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (消防署、警察署、病院、学校等) 〔東京都震災対策条例第17条 重要建築物〕	都区市町村の責任で実施
②	公共の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施
③	民間の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
④	民間の戸建て住宅 〔東京都震災対策条例第15条 一般建築物〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
⑤	民間の事業所 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施

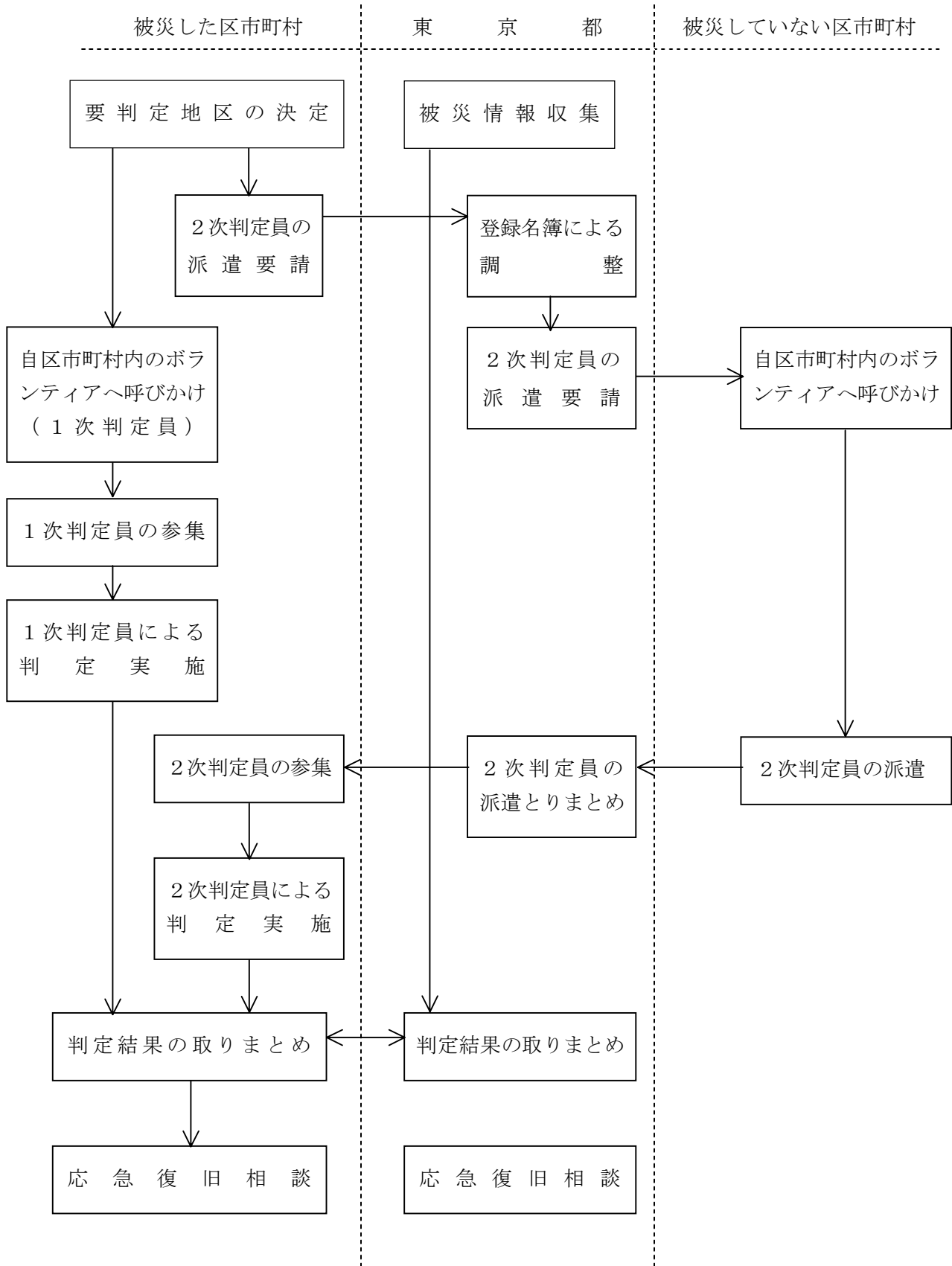
4 建築物の被災度判定フロー

(東京都「防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定講習会テキスト」より)



- (注) ・ 応急危険度判定 地震直後に被災建築物の危険度を判定する。
・ 被災度区分判定 応急危険度判定後、建築物の被災程度を判定し、復旧等の指針とする。

5 防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順



- (注)
- ・ 1次判定員 被災した区市町村内に在住又は在勤の判定員で活動可能な者
 - ・ 2次判定員 都の要請により被災していない区市町村から出動する判定員

第2節 がれき処理

第1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等」（以下「がれき」と言う。）を適正に処理する。

第2 活動計画

1 がれき処理対策臨時組織の設置

「がれき」処理範囲決定後、速やかに東京二十三区清掃協議会に「がれき処理対策調整本部」を被害のあった区に「がれき処理対策班」を区に設置する。

臨時組織の概要

	がれき処理対策調整本部	がれき処理対策班
設置場所	東京二十三区清掃協議会	区役所
構成	区 東京二十三区清掃協議会 東京二十三区清掃一部事務組合	区
主な業務内容	①区部全体の「がれき」発生量の集計 ②有害物質処理指針の調整 ③都との連絡調整等	①被害状況の把握、「がれき」発生量の予測 ②緊急車両「障害物除去がれき」（区道）の受入 ③「がれき」処理に関するコスト計算 ④「がれき」対象範囲の決定 ⑤「がれき」処理計画の策定 ⑥解体、撤去受付準備、設置 ⑦第一、第二仮置場の確保、管理・解体、撤去作業発注

2 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

がれき処理対策本部は、発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第3編第12章第2節参照）により収集した「がれき」を、各地の「がれき」仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

3 「がれき」の撤去及び建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、区の「がれき処理対策班」において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様な事務を行う。

「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は次のとおりである。

(1) 受付事務

区の対策班は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。

申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かど

うか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、区の対策班は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出した「がれき」については、区の対策班の指示する仮置場に搬入する。

4 「がれき」の仮置場の設置

建物の解体等により発生したがれきの積替えによる輸送効率の向上と分別の徹底等を図るため、積替え用地として使用する仮置場を、都の対策本部が区の対策班と連携して設置する。

第3節 土石、竹木等の除去

第1 活動方針

災害救助法施行令第9条にいう「災害によって住民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」について実施する。

第2 活動計画

1 除去対策

住家に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

実施対象は半壊、床上浸水家屋のうち、障害物除去の急を要するものを選定して実施する。

2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、上記1（除去対策）に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。

第4節 ごみ処理

第1 活動方針

災害により排出される、ごみの収集処理を速やかに行い、区内の環境保全と住民生活の環境衛生浄化の早期達成を図るものとする。

第2 活動内容

1 活動体制

文京清掃事務所は、本郷支所及び播磨坂清掃事務所を統括し、管理係は、機材の調達及び庶

務事務を担当し、作業係は被災現場の廃棄物の収集処理作業に努める。

2 ごみ処理

- (1) 災害が落ちついた時点から文京清掃事務所で被害場所の収集作業を重点的に行う。
なお、この収集作業は開始時から10日間を限度とし、以降は平常作業と並行して行う。
- (2) 搬入先は、東京二十三区清掃一部事務組合の破砕施設、清掃工場及び中央防波堤外側埋立処分場等とする。
- (3) 清掃工場等への一時的大量搬入が困難な場合、環境保全に支障の無い範囲内で、公有地等に一時的に積み置きする。なお、その場合には、環境衛生の確保を図るため、区が消毒作業を行うものとする。
- (4) 被害が大きく、現有能力ではその処理に長期間を要すると判断した場合は、関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。
- (5) 災害時におけるごみについても、分別の徹底を図るため平常時から周知していくものとする。
- (6) 災害時におけるごみの収集体制等の情報提供を防災行政無線や広報車を活用して効果的に広報する。

文京清掃事務所現有体制 (平成15年4月1日現在)

職 員 数	事 務	24人
	技 能 I	107人
	自 動 車 運 転	27人
	自 動 車 整 備	2人
	再 任 用	3人
	嘱 託 員	22人
	小 計	185人
車 両 台 数	小 型 プ レ ス 車	20台
	軽 小 型 車	7台
	連 絡 車	2台
	指 導 車	3台
	小 計	32台
計画処理量 (日量)		61t

第5節 し尿処理

第1 活動方針

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

第2 活動内容

1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、区の備蓄する組立トイレ及び区と東海リース株式会社との間に「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき仮設トイレを使用する。なお、

協定に基づく仮設トイレについては直接下水道施設を活用するが、区の備蓄する組立トイレで貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きよを加えていく）への投入により処理する。

2 し尿処理方法等

- (1) 災害が落ちついた時点から板橋東清掃事務所に収集委託する。
- (2) 避難所となる学校トイレについては、できる限り下水道機能を活用する。なお、断水時にはトイレ用水として、プール、井戸等の水を使用する。
- (3) 避難所及び避難場所等に設置した仮設トイレ等の場所を板橋東清掃事務所に通報し、処理を依頼する。また必要により、都に他自治体等への応援要請を依頼する。
- (4) 平常時から風呂水や汲み置き等水の確保を図るよう意識啓発を行っていくものとする。また、災害時には、トイレ用水の節約や民間協定井戸等の利用などにより、対応していくものとする。

第15章 応急教育（区・都教育委員会）

第1節 応急教育方法

第1 活動方針

区立学校（園）（以下「区立学校等」という。）の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保ならびに教育活動の継続について万全を期し、学校教育の目標達成を図る。また、私立学校にあつては、応急教育方法及び授業料の減免について、本計画に準じて各学校が活動するよう助言・指導する。

第2 活動内容

1 事前準備

- (1) 学校（園）長（以下「学校長等」という。）は、学校（園）の立地条件や地域の実情、幼児・児童・生徒の実態等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てておくものとする。
- (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 幼児・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練等に幼児・児童・生徒も参加協力する。
 - イ 在校（園）中や休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者と連絡体制を整備する。
 - ウ 登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - エ 教育委員会、区、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - オ 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制、役割分担等について、区、教育委員会等と協議のうえ、計画を作成する。
 - カ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、学校医等との連携を図る。

2 災害時の態勢

- (1) 学校長等は、幼児・児童・生徒が在校（園）中や、休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、幼児・児童・生徒を校（園）内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。

なお、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な場合に備え、校（園）舎内残留等の保護と安全確保を図るため、保護計画を作成する。
- (2) 学校長等は、災害の規模、幼児・児童・生徒や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、区教育委員会へ連絡するとともに、災害対策に協力、学校の管理維持に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。
- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（園）等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した臨時の教育体制をつくるなど応急

の指導を行う。また、避難所となっている場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。

(5) 学校長等は、応急教育の実施にあたって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(6) 教育委員会は、学校長に災害対策本部長の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の態勢

(1) 教育委員会は、被災学校（園）ごとに職員、指導主事の分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

(2) 教育委員会及び学校（園）長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

(3) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、職員の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。

ア 幼児・児童・生徒の被災状況と安否確認

イ 職員の被災状況

ウ 教材、教具等の備品の被害状況

エ 保健指導

オ 生活指導

カ 幼児・児童・生徒の訪問指導

この結果については、教育委員会指導室あて報告する。

(4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）へ収容可能の幼児・児童・生徒を収容し、指導する。また、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、心のケア対策にも十分留意するよう努めるものとする。

(5) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

(6) 疎開した幼児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどして、上記(4)に準じた指導を行うよう努める。

(7) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急の授業の再開に努める。

(8) 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。その時期については、早急に保護者に連絡する。

第2節 学用品の調達及び支給

第1 給与の対象

災害等により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合その他区長が特に認めた場合は、区において行う。また、災害救助法が適用された場合は、都が実施し、区はこれに協力するものとする。

第2 給与の期間

教科書については、災害発生の日から1ヵ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長できるようになっている。

第3 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分まで業務を行う。

第4 費用の限度

1 教科書

児童及び生徒に対して支給する教科書（教材を含む）の実費

2 文房具及び通学用品

小・中学校児童、生徒一人当たりの金額は、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）の直近の改正で定める額による。

第16章 NBC災害等（区・関係機関）

第1節 NBC災害等に係る対応

第1 活動方針

核物質、生物剤又は化学剤による災害（以下「NBC災害」という）等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。

第2 活動内容

NBC災害等の被害を最小限に留めるため、防災関係機関が連携して応急対策を行う。そのために、区は消防署を始めとする防災関係機関と緊密な情報連絡体制を整えておく。

なお、文京保健所においては「文京区健康危機管理マニュアル」等に基づき、健康危機に対する初動態勢を確保する。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第 1 章 義援金品配分計画	141
第 2 章 生活確保に関する計画	143
第 3 章 激甚災害の指定に関する計画	148
第 4 章 り災証明書発行要領	150
第 5 章 復興計画	151

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 義援金品配分計画

第1節 義援金品の配分等

第1 活動方針

区民、都民、他道府県民及び企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都等で構成する義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管等について総合的な計画を定める。

第2 活動内容

1 義援金品募集配分委員会

(1) 義援金品を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に「義援金品募集配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

ア 被災区市町村への義援金品の配分計画の策定

イ 義援金品の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

ア 東京都

イ 区市町村

ウ 日本赤十字社

エ その他関係機関

(4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

2 義援金品の受付・募集

(1) 義援金品の受付・募集については、次のとおりとする。

義援金品については、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行なうか否かを検討し決定する。なお、義援品を募集する場合は、備蓄物資の状況等を勘案したうえで、品目を指定して募集する。

ア 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

イ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書に代えることができるものとする。

ウ 受領した義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は委員会に送金するものとする。ただし、寄託者により用途が特定されている義援金の取扱については、別途協議する。

3 義援金品の保管及び配分

(1) 義援金

ア 寄託者より受領した義援金については、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

イ 区は、委員会から送金された義援金を、委員会で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

ウ 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

(2) 義援品

直接受領した義援品及び都、日赤等から送付された義援品については、区で定める配分計画に基づき被災者に配分する。

第2章 生活確保に関する計画

第1節 計画方針

災害時には、家財や住居等を喪失するなど、数多くの方が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。区は都、防災関係機関等と連携、協力して、災害により被害を受けた区民が、その痛手より速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めるところにより、被災者の生活確保を図るものとする。

第2節 災害弔慰金の支給等（災害弔慰金の支給等に関する法律 平成3年9月26日改正）

第1 基本方針

文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、地震等の災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うことにより、区民の福祉及び生活の安定に資することとする。

第2 災害弔慰金の支給

1 対象となる災害（昭和49年1月31日 厚生省第88号 厚生事務次官通知）

- (1) 1つの区市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合
- (3) (1)、(2)とは同等と認められる特別の事情がある場合で厚生労働大臣が定めたもの

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 2分の1 都 4分の1 区 4分の1

4 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母

5 支給額

(1) 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円

(2) その以外の場合 250万円

(3) 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその災害障害見舞金の額を控除する。

第3 災害障害見舞金

1 対象となる災害

第2 災害弔慰金の支給 1 対象となる災害と同様である。

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 2分の1 都 4分の1 区 4分の1

4 支給対象

5 見舞金額

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 障害者1人につき主たる生計者の場合 | 250万円 |
| (2) その以外の場合 | 125万円 |

第4 災害援護資金の貸付

1 貸付対象となる災害

- (1) 区内において災害救助法が適用された場合。
(2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合。

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 3分の2 都 3分の1

4 貸付対象

災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。

- | | | | |
|------------|------------------------|----------|-------|
| (1) 1人世帯 | 220万円 | (2) 2人世帯 | 430万円 |
| (3) 3人世帯 | 620万円 | (4) 4人世帯 | 730万円 |
| (5) 5人以上世帯 | 730万円に1人増す毎に30万円を加算した額 | | |

（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和

5 貸付金額〔ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の額〕

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 世帯主の1カ月以上の負傷 | 150万円 |
| (2) 家財等の損害 | |
| ア 家財の3分の1以上の損害 | 150万円 |
| イ 住居の半壊 | 170万円（250万円） |
| ウ 住居の全壊 | 250万円（350万円） |
| エ 住居の全体が滅失又は流失 | 350万円 |
| (3) 前記(1)と(2)の重複の場合 | |
| ア (1)+(2)のアの重複 | 250万円 |
| イ (1)+(2)のイの重複 | 270万円（350万円） |
| ウ (1)+(2)のウの重複 | 350万円 |

6 据置期間、償還、利率等

(1) 償還期間

10年〔据置期間はそのうち3年（特別の事情がある場合は、5年）〕

(2) 償還方法

年賦又は半年賦

(3) 貸付利率

延滞の場合を除き、年3%（据置期間中は無利子）

第3節 租税等の徴収猶予及び減免に関する計画

第1 基本方針

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずるものとする。

第2 期限の延長

災害により納税義務者が、期限内に申告その他書類の提出又は区税の納付若しくは納入することができないと認められる時は、次の方法により災害がおさまったあと2月以内に限り当該期限を延長する。

- 1 災害が広範囲にわたる場合、区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。
- 2 その他の場合、災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者の申請により、区長が期日を指定する。

第3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむお得不い理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

第4 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等、被害を受けた場合は滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等、適切な措置を講ずる。

第5 減免等

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(1) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

第4節 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

第1 減免

災害により財産に一定以上の損害を受け、保険料を納付することまたは介護サービス費の本人負担金を支払うことが困難と認められるときは、申請に基づき減免を行う。

第2 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が、介護保険料を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき6か月を限度として徴収を猶予する。

第5節 国民健康保険料の減免等

第1 減免

災害等により、生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

第2 徴収等猶予

災害等により、財産に損害をうけた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと

認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。

第6節 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）またはその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査のうえ、社会保険事務所に送付し、社会保険事務所長が免除の認定をする。

第7節 保育所措置費徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、「文京区児童福祉法施行細則」に基づき、その損失の程度に応じて減額する。

第8節 融資・融資あっせん計画

第1 応急小口資金（文京区社会福祉協議会）

1 目的

区内に3か月以上居住している低所得者及び母子世帯に対し、応急小口資金を融資することによってその生活安定と更生意欲を助長する。

2 貸付限度

貸付額は、10万円以内とする。ただし、災害等特別の場合は20万円とすることができる。

3 償還方法

貸付を受けた月の翌々月から10か月以内とする。ただし、特別の場合は20か月以内とする。

4 申込方法

申込書に民生委員の意見を付して社会福祉協議会に申し込む。

第2 生活福祉資金（文京区社会福祉協議会）

生活福祉資金貸付規定に基づき低所得者のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付を受けることによって困窮から自立更生できる世帯。

1 貸付限度

貸付額は、150万円以内とする。

2 貸付条件

- (1) 据置期間 1年以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 年3%（据置期間は無利子）（平成15年4月1日現在）
- (4) 保証人 次の各号に定める資格を有する連帯保証人1人以上

ア 原則として都内に居住し、その世帯の更生に熱意のある者

イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者

3 償還方法

月賦

4 申込方法

生活福祉資金貸付要綱（平2.10.1付福福地発第294号。東京都知事通知）及び「社会福祉協

議会の行う事業の補助に関する条例」により官公署の発行するり災証明を添付し、民生委員を通じて、文京区社会福祉協議会へ申し込む。

第3 災害緊急事業資金融資

中小企業者のうち災害により事業用資産に被害を受け、今後の事業活動にも多大な影響を及ぼすと予測される者が、事業活動の正常化を図るための資金融資である。

- 1 資 格 区長が、一定地域における広範囲な非常災害であり本資金の適用が必要であると認定した者
- 2 限 度 額 500万円
- 3 利 子 年 0.6%（本人負担） 年 1.6%（区負担）（平成15年4月1日現在）

第4 被災者生活再建支援金（平成15年4月1日現在）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

- 1 根拠法令 被災者生活再建支援法
- 2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行う。）
- 3 対象となる自然（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）災害

①区市町村又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害は発生した区市町村の区域に係る自然災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害）

②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

4 支給要件等

居住する住宅が、全壊・全焼・全流出した世帯、又はこれと同様の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

区分	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	複数世帯単数（単身）世帯
①	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円
②	500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	50万円	37.5万円
③	700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	50万円	37.5万円

※要援護世帯は、重度の知的障害者世帯、1級の精神障害者世帯、1、2級の身体障害者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯など、規則に定める世帯をいう。

5 支給対象となる経費

「通常経費」と「特別経費」とに区分されており、支給限度額に応じて、各経費に充てることができる金額が異なる。

通常経費	①生活に通常必要な物品の購入費又は修理費（電子レンジ、電気掃除機、たんす、食器戸棚、自転車など20品目） ②住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
特別経費	①被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費（冷暖房、ストーブ、防寒服、ベビーベッド、学習机、眼鏡、補聴器など） ②住居を移転するための交通費 ③住宅を賃貸する場合の礼金など ④自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費

第3章 激甚災害の指定に関する計画（区）

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置について定めている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものである。

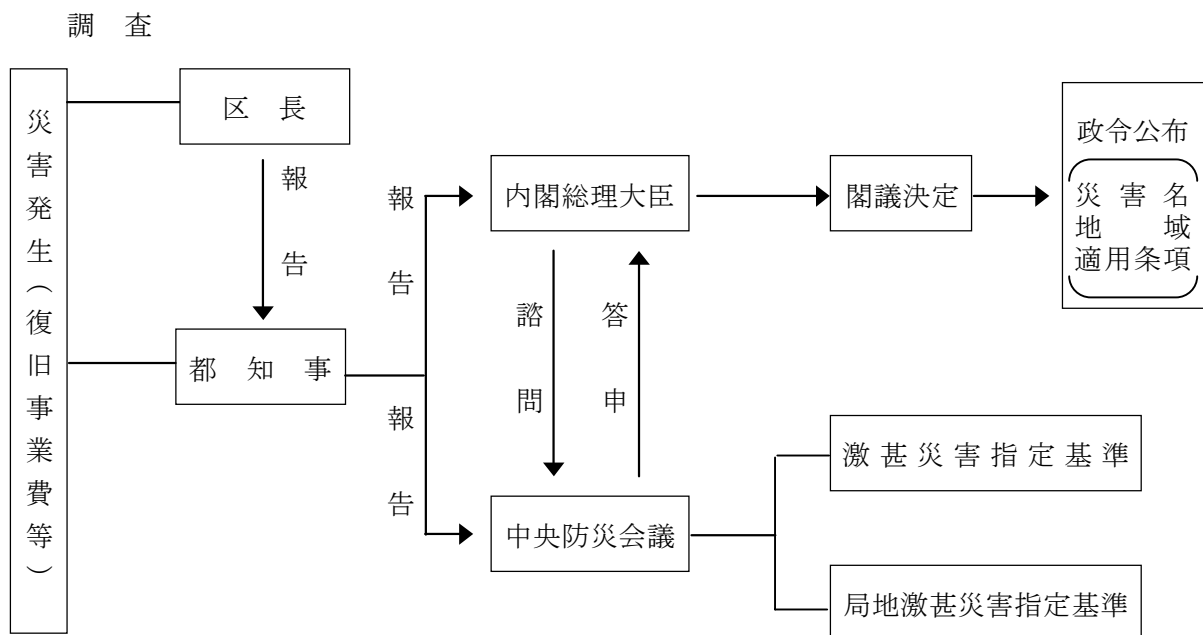
第1節 激甚災害指定の手続

区長は、大規模な災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。

内閣総理大臣は、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。この手続を図示すると次のとおりである。



注） 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

第1 区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を行わせるものとする。

また、局地激甚災害の指定については、1月から12月までの間に発生した災害について、関係部課に必要な調査を翌年当初において行わせるものとする。

第2 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 特別財政援助の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出するものとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 激甚災害指定基準 | 〈資料編 P 21 〉 |
| 2 局地激甚災害指定基準 | 〈資料編 P 22 〉 |
| 3 激甚法に定める事業及び関係局 | 〈資料編 P 23 〉 |

第 4 章 り災証明書発行要領

地震、風水害等により、被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合、当該災害によって被災したという証明が必要であるので、区においては、被災世帯に対してり災証明書を発行する。

第 1 節 り災証明書の発行

第 1 発行所管

災対区民部（区民課及び各地域活動センター）及び各消防署

第 2 災対区民部（区民課及び各地域活動センター）は、区内のり災者名簿を備え付け、その名簿（名簿により確認できない者は、申請者の立証資料）等によって、り災者の申請により発行する。

また、消防署長は、焼損状況の調査等に基づき、火災によるり災証明を発行する。

第 3 証明手数料

事件の特殊性により、免除とする。

第 2 節 証明の範囲

第 1 災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害で、次の事項について証明する。

1 住家、住家以外の建造物の被害

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| (1) 全壊（焼） | (2) 流 失 | (3) 半壊（焼） | (4) 床上浸水 |
| (5) 床下浸水 | (6) 水 損 | | |

2 人的被害

- | | | |
|---------|----------|---------|
| (1) 死 亡 | (2) 行方不明 | (3) 負 傷 |
|---------|----------|---------|

第 2 被害程度の判定基準については、資料編による。ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は東京消防庁が定める。

〈り災証明申請書 資料編 P 99〉

第 5 章 復興計画

阪神・淡路大震災は、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備えて、震災予防や震災後の応急対策の充実強化だけでなく、震災復興を迅速かつ円滑に推進するために、あらかじめ都市復興及び生活復興の方針や対応策を準備しておくことの重要性を教訓として提起したところである。

本章では、復興計画の基本的な考え方と復興計画推進のための課題について定めるものである。

第 1 節 復興の基本的考え方

第 1 都市復興

震災後のまちづくりは復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインなどの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図るなどの都市改造を実施し被災を繰り返さない都市づくりを行うものである。

第 2 生活復興

被災者のくらしを一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「くらしの再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しいくらしのスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

第 2 節 復興計画策定の取り組み

震災後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

東京都は、迅速かつ計画的な復興を図るために、予め震災後の復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことが重要であるとの認識から、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」を策定した。

また、平成15年3月には震災後の都市復興の進め方についてまとめた「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合した「震災復興マニュアル」を策定し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」に再編成した。これにより住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

震災復興では、都・区の緊密な連携や適切な役割分担が重要となるため、区においても、都のマニュアルを踏まえ、区独自のマニュアルを策定していくものである。

第 1 都市復興

大震災が発生した場合の市街地復興の枠組みを示す復興整備条例の制定に着手するとともに、文京区において、被災直後から円滑に復興に取り組むための手順等について取りまとめた、都市復興マニュアルを策定する。

なお、「震災復興グランドデザイン」は、都市復興マニュアルの中に、地域復興計画のモデルプランとして組み込むものとする。

第 2 生活復興

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用などくらしの分野に係る復興について、区民が一日も早く従前の生活を取り戻すことができるよう、文京区における「生活復興マニュアル」を策定する。

第 5 編 警戒宣言に伴う対応措置

第 1 章 対策の考え方	153
第 2 章 事前の備え	155
第 3 章 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの 対応措置	166
第 4 章 警戒宣言時の対応措置	173
第 5 章 区民等のとるべき措置	198

第5編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨及び経緯

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じる恐れがある震度6弱以上とされる地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。この折、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱、地域によっては震度5強程度と予想されるところから、強化地域としての指定はなかった。

平成13年12月中央防災会議において、東海地震に関する想定震源域が見直される報告がなされたことから、平成14年4月24日付内閣府告示第12号によって新たに1都96市町村が指定され、都下では新島村、神津島村及び三宅村が津波被害による強化地域に指定された。このため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施を義務付けられ、平成14年10月、東京都地域防災計画付編「警戒宣言に伴う対応措置」を改め震災編第5部「東海地震災害事前対策」を策定した。

一方、文京区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、文京区には、大規模地震対策特別措置法に基づく、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的には、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、文京区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、文京区防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

〈震度5の弱及び強の地震の被害状況等の程度 資料編 P 87〉

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

第1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本とし、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止措置、及び東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

第2 本計画は、原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

第3 東海地震に係る予防対策は、文京区地域防災計画の「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」で対処するものとする。

第4 東京都の地域は、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導及び協力要請で対応するものとする。

第5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後の本計画の実施に際しても、十分配慮する。

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとる。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から、対策の優先度を配慮する。
- (3) 区及び各関係防災機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第3節 前提条件

本計画にあたっては、次に掲げる前提条件をおいた。

第1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発表した震度分布予想によると、文京区地域の予想震度は、おおむね震度5強程度である。

第2 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として、最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、地震予知に係る対応措置は、震災対策上、初めてのことであり、具体化に至らない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、より充実した計画に改めていくものとする。

〈気象庁震度階級関連解説表 資料編 P 91〉

第 2 章 事前の備え

第 1 節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、文京区地域防災計画震災編の災害予防計画に基づき実施しているが、特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとする。

第 1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

1 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 内 容
区	<p>防災行政無線の整備</p> <p>災害時における情報の一元的収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した「文京区防災センター」を、文京シビックセンター15階に開設した。</p> <p>現在、都及び警察・消防の各署とは、相互通信を目的としたファクシミリとともに無線網が確立されている。</p> <p>また、無線機によって、災害の状況を瞬時に把握する災害情報伝達や、それらの情報を区民に的確に伝達するために、同報系無線を設置している</p>

2 被害発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

第 1 ブロック塀等の倒壊防止

(1) 指導の強化

震度 5 強程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生する恐れがある。

区では、ブロック塀等の倒壊に対する安全確保について、区広報、パンフレット及び会議、打合せ会等を通じ、住民及び建築関係業者等に P R を図った。

今後は、建築確認の指導を強化する一方、既存のブロック塀や、石塀についても早急に安全対策の実行をあげられるよう、国の対策基準等を取り入れながら補強方法を含めた指導基準の検討を行い、指導強化を図る。

(2) 助成による改善促進

ア 危険度の高いブロック塀等の改善を促進するため、改善資金の貸付を実施している。

イ 危険度の高いブロック塀等の設置に替え、安全と環境保全を図るため、生垣設置に対する苗木の無償の支給を実施している。

また、緑地推進地域を指定し、生垣工事・ブロック塀の取り壊しなどの助成を行っている。

2 落下物の防止

(1) 窓ガラス等の落下物の防止

地震時は、ビルの窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想される。このため、落下物実態調査を基に、今後も指導を行っていく。

また、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」により網入ガラスの使用等破損ガラスの落下による事故を防止する措置を講ずるよう指導している。

(2) 屋外広告物の規制

広告物管理者及び業者に対して、届出の際に工作物の設置管理、点検等について指導している。

3 がけ・擁壁等対策

がけ・擁壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため確認申請時等に、指導を行っている。

また、がけに関する指導用パンフレット等で、区民へ周知している。

4 庁舎施設対策（区）

(1) 本庁舎及び地域活動センター等の建築物に付随する施設物及び庁舎内の什器類その他の物件の倒壊、転倒、落下について検査し、予防措置を講ずる。

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置等について作動状況の検査をし、予防措置を講ずる。

(3) 地震発生時の混乱の防止、来庁区民、職員等の安全を図るため、職員による自衛消防隊で対応する。

(4) 医薬品の整備、毒物、劇物及び放射性物質の安全管理を図る。

(5) 非常用食料、飲料水、医薬品の備蓄を図る。

(6) 防災資器材の整備を図る。

5 消防対策（消防署）

警戒宣言が発せられた場合、都民に迅速かつ正確な情報を伝達する必要がある。このため、発生時の被害軽減と即時対応を強化するために必要な各種資器材を整備している。

6 交通施設対策（都営地下鉄）

(1) 線路及び駅構内の諸施設を定期的に点検し、物件の倒壊、転倒、落下について検査、地震による被害の軽減対策を図る。

(2) 地下鉄利用者の安全を確保するため、出入口、階段、ホールの巡回と障害物の除去、自駅に適した避難誘導方法について体制を整える。

7 通信施設対策（東日本電信電話）

(1) 通信網の信頼性向上対策

市外中継線、市内中継線の伝送路が被災した場合でも全面的に通信が途絶することのないよう伝送路を複数ルートに分散する。

(2) 長時間停電対策

発災時には商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源を確保するために自己発電に必要な燃料の備蓄を増すほか、蓄電池の整備、携帯用発動発電機の増備などを行う。

(3) 各種災害対策用機器の配備

発災時における防災関係機関等の重要通信の確保と迅速な復旧に備え、各種の災害対策用

機器を配備する。

8 水道施設対策（水道局）

(1) 水道施設の耐震強化

東京都水道局震災対策（昭和53年～57年）に基づき、水道施設全般にわたる耐震強化対策の計画的な推進を図る。

(2) 作業計画の策定

ア 保守点検要領等の作成

東海地震の警戒宣言発令に伴って実施すべき保安点検や応急措置の具体的な要領を事業所及び施設ごとに定める。

イ 応急対策資器材の準備

水の確保及び応急復旧等に即座に対応できるよう、必要な資器材の調達計画を策定する。

9 清掃対策（区）

消火、救急活動及び避難のため道路の横に設置してあるゴミ集積所の点検を定期的に行い、不適當な場所については、当該住民と話し合い改善していくものとする。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民が地震に関する知識を修得するとともに、理解を一層深める必要がある。

区及び防災関係機関は、平常時から、あらゆる機会をとらえて、区民が東海地震に対する正確な知識に基づき、これに対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について広報、教育、意識啓発及び指導を行うものとする。

第1 広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

1 広報の基本的な流れ

広報の基本的な流れは、(1)平常時(2)判定会招集後から警戒宣言が発せられるまで(3)警戒宣言が発せられた時から発災までの3つに区分し、広報する。

2 広報の内容

- (1) 東海地震について
- (2) 警戒宣言の内容について
- (3) 東京の予想震度及び被害程度について
- (4) 区民のとるべき措置
- (5) 事業所のとるべき措置
- (6) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置

3 防災関係機関が行う主な広報

(1) 平常時

ア 区

- (ア) 食料の備蓄及び非常用品の確認 (イ) ブロック塀、石塀、門柱等の点検補強

(ウ) 家具の転倒防止 (エ) 家族との打合せ

(オ) ごみのない、清潔な町づくり

震災の被害をできるだけ小さくするため、住民が以下の点を守るよう、ちらし、はりがみ等で協力を求める。

(a) ゴミは決められた日に、決められた場所へ容器又は、東京都認定の袋で出す。

(b) ゴミ容器は、収集が終わったら速やかに片づける。

(c) 粗大ゴミは、不在等止むを得ない場合以外は、路上に出さないで玄関付近の敷地内に出す。

イ 警察署

区民等のとるべき措置について交通安全講習会等機会をとらえて広報を実施し、防災思想の普及を図る。

広報映画「大震災と車」(警視庁作成)等

ウ 消防署

警戒宣言のしくみ、発令時の規制内容、発災に関して火災発生の未然防止と人命安全を図るために防災訓練、防火の集い、各種研究会及び講習会等を実施し、防災思想の普及を図る。

エ 都営地下鉄

警戒宣言発令時の駅等の混乱防止を図るため、交通局ニュース「とえいこうつう」、駅舎内、車内吊りのポスター等にて発災時の列車運行措置のお知らせ等に併せ利用者への要望を掲載し協力を求める。

オ 営団地下鉄

警戒宣言発令に伴う駅等の混乱防止を図るため、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の働きかけを行う。

カ 東日本電信電話

警戒宣言時においては、電話はかなりふくそうし、混乱することが予想される。この場合には、防災関係等の重要通信を確保するため、一般の電話の利用を制限する。このことを基本に、区民が常日頃心掛けておくべきこととして次の広報を行う。

(ア) 家族間、職場間の情報伝達方法をあらかじめ決めておく。

(イ) 緊急時の連絡先の電話番号はあらかじめ調べてメモをしておく。

(ウ) 電話が使えなくなった場合の連絡方法をあらかじめ決めておく。

(エ) 緑色及び灰色の公衆電話について、近所の設置場所を確かめておく。

(2) 判定会招集から警戒宣言発令まで

ア 区

情報に注意、冷静な行動、自動車、電話などの利用の自粛、家庭での心得

イ 警察署

(ア) ラジオ、テレビ等から正しい情報の入手

(イ) 交通規制の内容

(ウ) 自動車利用の自粛

(エ) スーパーマーケット等における買い急ぎや預貯金払戻しの自粛

ウ 消防署

判定会の招集にあわせ、情報を収集し、活動態勢の万全を図る。

エ 東日本電信電話

- (ア) 家族、学校、職場などへの電話による連絡問い合わせはさし控える。
- (イ) 情報はラジオ、テレビから得る。
- (ウ) 電話をかけようとして受話器を上げたとき、発信音がない場合や、混雑の案内があった場合、また話し中のときは、続けてダイヤルしないでしばらく見合わせる。
- (エ) 100番通話や電報も見合わせる。
- (オ) 電話がかかりにくくなったら、緊急の用件は緑色または黄色の公衆電話を利用する。
- (カ) 話は手短かにする。

(3) 警戒宣言発令から発災まで

ア 区

火気に注意、水のくみおき、消火器、医薬品等の確認、生活関連物資の買い急ぎを控える、所有者及び管理者は、ブロック塀、石塀や門柱を点検し、危険箇所は、ロープを張るなど、付近に寄らないような措置をとる。

イ 警察署

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛
- (ウ) 必要により避難準備

ウ 消防署

- (ア) デマなどに惑わされないように、公共機関の信頼できる情報を得る。
- (イ) 火を使う場合は、最小限に止め、いつでも消せるようにする。
- (ウ) 消火の備えを確認する。
不十分な場合は風呂、バケツなどに水を汲んでおく。
- (エ) 防災用品等を確認する。
- (オ) 非常持出品がそろっているか確認する。
- (カ) 身体の不自由な人がいる家庭では、背負いひも等を準備する。
- (キ) 家具類の転倒、落下防止措置を行う。
ガラス戸や窓ガラスは、粘着テープなどで貼り、割れても飛散しないようにする。
- (ク) 避難経路の確認をする。
- (ケ) 近隣との協力態勢の確認をする。
- (コ) 区民防災組織等の任務の確認をする。

エ 東日本電信電話

- (ア) 電話の異常ふくそうによる混乱防止（異常時電話利用の自粛、回線のふくそうと規制の内容）
- (イ) 家族間、職場間などの情報連絡は、あらかじめ決めてある伝達方法で行う。
- (ウ) 地震が発生した場合は、揺れが収まったら受話機がはずれたままになっていないか確かめる。

オ その他の広報

- (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報（電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容、警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法等）
- (イ) 生活関連物資取扱店の営業等の広報
- (ウ) 預金引出しなどによる混乱防止のための広報（金融機関の営業状況と急いで引出しをする必要のないこと。）
- (エ) 電気・ガス等の使用上の注意

4 広報の手段

- (1) 広域的広報
 - テレビ、ラジオ、新聞等
- (2) 地域的広報
 - 防災行政無線、広報車、広報紙、講習会等

5 広報の方法

- (1) 防災行政無線の同報系無線による放送
- (2) 「区報ぶんきょう」をはじめ各種印刷物等により防災知識の普及を図る。
- (3) 映画、ビデオによる広報
 - 「東海地震対策」について、区民ニュースなどでとりあげ、防災思想の普及を図る。
- (4) 防災訓練、座談会、講習会等で防災思想の普及啓発を図る。
- (5) 区民防災組織等を通じての広報

第2 教育指導

1 児童（園児）生徒等に対する教育

- (1) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項の周知
 - イ 教職員の職務分担を明確にする。
 - ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
 - エ 児童（園児）生徒の下校時等の安全措置、特に交通事情、道路事情等を十分に把握する。
 - オ 学校に残留する児童生徒の保護方法、宿泊する場合も考慮する。
 - カ その他の防災措置

2 教育指導方法

- (1) 小・中学校における学習資料「地震と安全」の学習
- (2) 講習会、研修会を開催する。
- (3) 児童（園児）全員保護者に引き渡し完了後の教職員の時差退勤の方法。

3 自動車運転者に対する教育

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

- (1) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項
 - イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
 - ウ 自動車運転者のとるべき措置
 - エ その他の防災措置
- (2) 教育指導の方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習

ウ 自動車教習所における教育指導 エ その他交通安全講習会時の講習

4 都営地下鉄

地震に関する知識を獲得し、防災に携わる職員としての役割、行動内容の理解を図るとともに警戒宣言時における対応措置の円滑を期するため、次の教育を行う。

- (1) 警戒宣言の意義、性格並びにこれに基づきとられる国、地方公共団体及び防災機関の措置概要
- (2) 東海地震の規模及び予想震度並びに当該地震が発生した場合に予想される施設又は事業の影響、被害等
- (3) 警戒宣言が発令された場合に従業員の果たす役割及び具体的行動内容
- (4) 地域防災計画の内容

第3節 事業所に対する指導（消防署・区保健衛生部）

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止策については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所等の対応に関して、消防計画の作成等対策を樹立するよう指導する。

第1 対象事業所

- 1 消防法第8条及び東京都火災予防条例第55条3に該当する事業所
- 2 東京都震災対策条例第10条に該当する事業所

第2 指導内容

- 1 消防計画に定める下記事項について指導する。
 - (1) 警戒宣言発令時における事業所の営業の継続または自粛等に関すること。
 - (2) 警戒宣言及び地震予知情報などの伝達及び情報収集に関すること。
 - (3) 火気の取扱の中止等出火防止措置に関すること。
 - (4) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
 - (5) 従業員の時差退社に関すること。
 - (6) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
 - (7) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
 - (8) 防火対象物の各種施設と消防用設備の点検に関すること。
 - (9) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
 - (10) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。
- 2 予防規程（危険物施設）に定める下記の事項について指導する。
 - (1) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
 - (2) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
 - (3) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置、その他の措置に関すること。
 - (4) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
 - (5) 危険物等にかかる施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
 - (6) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
 - (7) 消火のための設備の点検、その他の措置に関すること。
 - (8) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。

(9) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。

(10) 地域住民に対する広報に関すること。

(11) その他地震防災上必要な措置に関すること。

第3 指導方法

- 1 印刷物等広報媒体による指導
- 2 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- 3 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- 4 その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4 病院に対する指導

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における下記の対応措置について指導する。

- 1 毒物、劇物及び放射性物質の安全管理
- 2 落下、転倒等による施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施
- 3 警戒宣言発令時、地震予知情報の収集、伝達

第4節 防災訓練

区及び関係機関は、警戒宣言発令時における防災活動の円滑を期すため、情報伝達態勢に重点を置いた訓練を実施する。

第1 文京区総合防災訓練

区は、原則として毎年防災週間（8月30日～9月5日）に関係防災機関及び区民と協力して、文京区総合防災訓練を実施しているが、この訓練は発災時及び判定会招集時、警戒宣言が発せられた場合の措置を含めた訓練であり、今後も実施するものとする。

1 参加機関

- | | | | |
|-------------|-----------------|---------|---------|
| (1) 区 | (2) 警察署 | (3) 消防署 | (4) 消防団 |
| (5) 地方公共機関等 | (6) 災害時支援ボランティア | (7) 区民 | |

2 訓練項目

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 職員参集訓練 | (2) 災害対策本部準備及び設置訓練 |
| (3) 警戒宣言時の伝達、広報、通信訓練 | (4) 道路交通対策訓練 |
| (5) 学校、保育園、幼稚園の対策訓練 | |

第2 非常無線通信訓練（区）

災害時、有線通信が不能または利用することが著しく困難な場合における無線通信の円滑な運用を図るため、無線機の操作等非常無線通信に関する訓練を実施する。

防災訓練時に通信訓練を行っているほか、定期的に都と区を結ぶ防災行政無線及び区と区の施設を結ぶ防災行政無線の通信訓練。

第3 地域防災訓練（防災教室等）

区民及び事業所と区、警察署、消防署等が密接な連携を図りながら実施していく。

訓練事項

- | | | |
|--------------|------------|-----------------|
| (1) 本部運用訓練 | (2) 初期消火訓練 | (3) 情報伝達訓練 |
| (4) 応急救護訓練 | (5) 避難誘導訓練 | (6) 地震体験（起震車）訓練 |
| (7) 煙体験ハウス訓練 | (8) その他の訓練 | |

第4 警備、交通規制訓練（警察署）

警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関及び区民の協力を得て総合的訓練を行う。

1 参加機関

- (1) 区及び関係防災機関 (2) 区民及び各事業所

2 訓練項目

- (1) 部隊の招集、編成訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）
(3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練
(6) 多数の人が集まる場所における整理誘導訓練

3 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第5 消防訓練（消防署）

警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。

1 参加機関等

- (1) 消防職員 (2) 消防団員 (3) 災害時支援ボランティア
(4) 区民及び事業所 (5) 関係防災機関

2 訓練項目

- (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練
(3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練
(5) 通信運用訓練 (6) 震災署隊本部等運営訓練
(7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 防災関係機関と連携した訓練
(9) 住民及び事業所と連携した訓練 (10) 住民及び防災関係機関の総合訓練

3 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第6 交通機関防災訓練

1 都営地下鉄

警戒宣言発令時及び地震発生時に生ずる混乱及び被害を予測し、各事業所の実情に即した方法で次の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 情報伝達訓練 (2) 広報及び旅客誘導案内訓練
(3) 緊急点検等応急措置訓練 (4) 非常措置訓練
(5) 各担当業務に必要な訓練

2 営団地下鉄

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 非常招集訓練 (2) 情報収集訓練
(3) 旅客誘導案内訓練 (4) 担当業務に必要な訓練

また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。

第7 電信電話防災訓練（NTTグループ）

地震発生後の措置とともに、警戒宣言発令下等における措置について毎年1回以上防災訓練を実施する。警戒宣言時の措置について実施する主な訓練内容は次のとおりである。

1 準備警戒業務

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 警戒宣言時情報の伝達 | (2) 地震災害警戒本部等の設置 |
| (3) 工事中施設に対する安全措置 | (4) 重要資料類の確認と防災措置 |
| (5) 食料、医薬品、資金等の確保 | (6) 応急復旧体制確立のための措置 |

2 重要通信確保等の業務

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 通信そ通状況の監視と把握 | (2) ふくそう発生時の諸措置 |
| (3) 非常、緊急電報及び非常緊急通話の確保 | (4) 緑色及び灰色の公衆電話からの通信確保 |
| (5) 広報活動 | (6) データ通信設備の運転及び保守 |

3 その他の業務等

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 職員対策 | (2) 営業窓口における顧客応対 |
| (3) 区が主催する防災訓練に参加する。 | |

第8 水道局防災訓練

1 訓練内容

- (1) 警戒宣言時に、発災に備えて設置する本部設営等の訓練
- (2) 緊急連絡、職員の参集及び配置等職員の動員訓練
- (3) 連絡系統の習熟及び無線統制時の通信連絡方法の訓練
- (4) 警戒宣言時に行う水道施設の保安点検及び応急措置等の訓練

2 訓練方法

訓練は、計画所管部（本局）と実施所管部（事業所）が一体となって実施する総合訓練と、各事業所ごとに実施する個別訓練とに分け、次の要領で実施する。

- (1) 定期の訓練は、年1回程度実施する。なお、訓練は職員の分担を決めたうえで行うものとする。
- (2) 随時の訓練は、職員に異動があった時及び施設の新設や運転方法に変更があったときなど必要に応じて実施する。

第9 下水道局防災訓練

1 訓練内容

(1) 情報連絡訓練

業務用無線、ファクシミリによる参集状況及び被害状況等の連絡訓練

(2) 発災対応型訓練

ア 管路施設の災害対応訓練

地震により被害が発生したことを想定し、巡視隊による災害発生時の調査及び応急対応訓練

イ 高潮防潮扉開閉操作訓練

地震による津波の被害発生を想定し、高潮防潮扉の開閉操作及びそれらの指示・命令等一連の訓練

ウ 通報連絡訓練

業務用無線及びファクシミリによる通報連絡訓練

エ 停電対応訓練

震災時における停電を想定し、機場の機能確保に必要な設備の操作及び応急処置の訓練

2 訓練方法

訓練は、本局と事業所が一体となって、職務分担を決め、情報連絡訓練及び発災対応型訓練を実施する。

第10 東京電力防災訓練

- 1 区が主催する防災訓練へ参加する。
- 2 地震を想定して、非常災害対策本部を設置し、情報連絡訓練、復旧訓練（机上）を全社的規模で実施する。
- 3 緊急連絡時の職員動員訓練を実施する。
- 4 配電線事故を想定した、早期復旧訓練を実施する。

第11 東京ガス防災訓練

当所防災訓練計画書により行うが、以下の点に留意する。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
- 2 非常体制の確立に関すること。
- 3 工事の中断等に関すること。
- 4 保安設備等の点検に関すること。
- 5 資器材等の点検に関すること。
- 6 導管管理事業所との連携に関すること。
- 7 緊急措置（ブロック化、放散、通話テスト等の模擬訓練）に関すること。
- 8 警戒解除宣言に係る措置に関すること。

第3章 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が開催され、それが大規模な地震に結びつくかどうか判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本章においては、判定会招集にともなう社会的混乱を防止する観点から必要に応じ、実施すべき措置について定めるものとする。

【平成16年1月からの対応】

迅速な防災対応の必要性や最近の科学的見地により前兆的なすべり現象による変化に沿った現象の観測が可能になったことを鑑み、準備行動開始の意思決定等の迅速対応を強化するため「東海地震注意情報」が、発令されることとなった。平成16年1月以降は職員参集などの事前準備行動の開始時期を「判定会招集連絡報」から「東海地震注意情報」に置き換えることとする。

従前の対応	最近の科学的見地	平成16年1月からの対応
《地震予知情報》 ●警戒宣言 ●災害対策本部設置 ●防災応急対策	同 左	《東海地震予知情報》 ●警戒宣言 ●災害対策本部設置 ●防災応急対策
《判定会招集連絡報》 ●職員参集 ●救助・消火・医療関係等の活動準備 ●住民に対する広報	同 左 迅速な対応の必要性	《東海地震注意情報》 ●職員参集 ●救助・消火・医療関係等の活動準備 ●住民に対する広報
《観測情報》 ●情報収集連絡体制	《観測情報》 高レベル・・・前兆の現象 ----- 低レベル	
《解説情報》 ●平常時と同じ	同 左	《東海地震観測情報》 ●情報収集連絡体制

●・・・主な防災対応

※危険度は表中の上段が高く、下段が低い

第1節 解説情報（平成15年12月までの対応）・観測情報発表時の対応

第1 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢

気象庁から、「東海地域の地震・地殻活動に関する情報」として、解説情報又は観測情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢をとる。

情報の種類	情報の内容	防災対応
解説情報	気象庁として、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断した現象及び長期的な視点等から評価・解析した地震・地殻活動等に関する解説	平常時と同じ
観測情報	判定会招集には至っていないが、気象庁として、観測データの推移を見守らなければその原因等の評価が行えない現象が発生した場合にその事実を発表するもの	情報収集連絡体制

第2 観測情報発表時の情報活動等

区は情報監視態勢をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、次節「判定会招集連絡報の伝達」に準じて伝達を行う。

第2節 判定会招集連絡報の伝達

判定会の招集が決定された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは判定会招集連絡報の伝達に関し必要な事項を定める。

第1 関係機関への伝達系統

判定会招集連絡報の伝達経路及び伝達方法は次頁のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

〈判定会招集・警戒宣言発令連絡報の伝達系統図 資料編 P 82〉

第2 伝達体制

1 区

- (1) 総務部防災課は、判定会招集連絡報の通報を受けたときは、無線・有線を活用し区各部・教育委員会、防災関係機関に伝達する。
- (2) 区各部長は、伝達を受けたときは、部内継送表により部内各課、所管施設に伝達する。
- (3) 福祉部は、伝達を受けたときは、継送表により区立保育園、児童館及び学童保育クラブに伝達する。
- (4) 教育委員会は、伝達を受けたときは、継送表により区立の各学校（園）長及び所管施設に伝達する。
- (5) 伝達の内容は次のとおりとする。

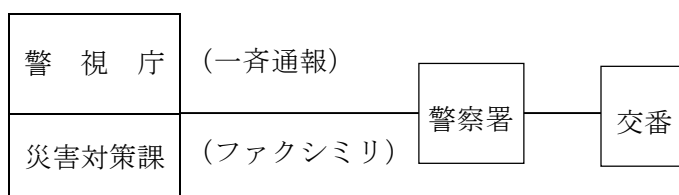
「ただいま東京都から東海地震に関する予知情報として判定会が招集された旨連絡がありました。各部局、並びに防災機関におかれては、あらかじめ定めた伝達系統に基づき速やかに伝達を行うとともに併せて警戒宣言が発せられた場合、迅速に必要な措置がとれるようはかられたい。

なお、判定会の結果については、引き続き連絡するので、情報については十分注意をされたい。」

2 警察署

- (1) 伝達方法・経路

警視庁から一斉通報、ファクシミリにより警察署に伝達される。



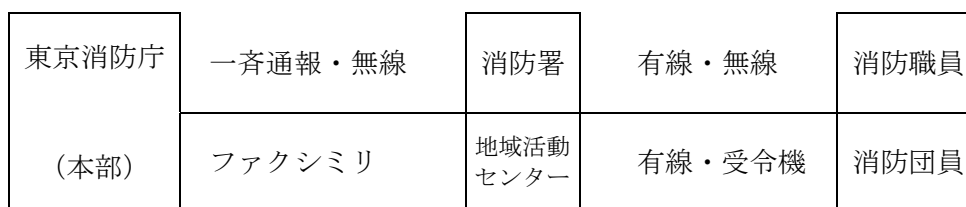
(2) 伝達事項

- ・ 判定会が招集されたこと。
- ・ 直ちに招集に応じ警備体制を取ること。

3 消防署

(1) 伝達方法・経路

東京消防庁（本部）から判定会招集連絡報を受けた場合は、直ちに一斉通報、消防無線その他の手段により、次の経路で消防署、消防職員及び消防団員に伝達する。



(2) 伝達事項

震災警戒第2態勢が発令されたこと。

4 都建設局第一建設事務所

ア 第一建設事務所より、各工区あて無線にて、「警戒宣言に伴う対応措置」を連絡し周知する。

イ 夜間・休日等の伝達は組織網を利用して継送電話で連絡する。

5 都営地下鉄

判定会招集連絡報を受けたときは、下記の伝達経路により、事業電話及び加入電話による。

(1) 伝達時期

利用者に伝達する時期は、報道機関による報道開始後とし一斉に行う。その語も随時伝達する。

(2) 主な伝達内容

- ・ 判定会の収集情報
- ・ 判定会の結論
- ・ 混乱防止のための協力要請
- ・ 警戒宣言時の運行方針等

第3節 活動態勢

判定会招集連絡報を受けた場合は、区及び関係防災機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

第1 区

1 災害対策本部の設置準備

区は判定会招集連絡報を受けた場合は直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

なお、休日、夜間等の勤務時間外において、判定会の招集及び警戒宣言の発令があったとき、区の初動態勢は文京区臨時災害対策本部要領で対応するものとする。

2 職員態勢

職員態勢は、文京区判定会招集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱による。

3 判定会招集時の所掌事務

本部が設置されるまでのあいだ、総務部防災課が各部課、防災関係機関の協力を得て次の所掌事務を行う。

- (1) 判定会招集連絡報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のための広報
- (3) 都及び関係防災機関との連絡

第2 警察署

- 1 判定会招集連絡報を受けた時点で、警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。
- 2 職員は、判定会招集に基づく招集命令を受けたとき又は判定会招集の事実を知ったときは、あらかじめ定められた場所に参加する。(全職員)

第3 消防署

判定会招集連絡報を受けた場合は、平時の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

- 1 震災警戒態勢の発令
- 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 〈第2編第3章第4節第3 P 38、P39 参照〉
- 3 署隊本部機能及び活動態勢の強化
 - (1) 小石川消防署隊本部
 - (2) 本郷消防署隊本部
- 4 消防活動部隊の編成
- 5 関係機関からの情報収集体制の確立
- 6 震災消防活動計画、対策資料の準備
- 7 相互協力

区及び関係機関等に職員を派遣し、相互に情報交換等協力態勢を確立する。

第4 都営地下鉄

判定会招集連絡報を災害対策本部等から受けた場合、直ちに局内部課及び各事務所の長に伝達し、伝達の対象となる職員に対して周知を図る。

なお、退庁後及び休日等の勤務時間外においては、電話、電報、伝令等の方法をもって連絡する。

第5 営団地下鉄

判定会招集連絡報の通報を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。

第6 東日本電信電話

判定会が招集された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実

施する態勢をとる。

- 1 通話量等通信疎通状況の監視
- 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視
- 3 ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置
- 5 電話利用の自粛等広報活動

第7 東京電力

判定会招集時は次の準備態勢をとる。

- 1 情報の収集、連絡
- 2 非常災害対策本・支部との連絡
- 3 広報（お客様、マスコミ対応等）
- 4 非常災害対策要員に対する支援（食料、寝具の調達等）
- 5 その他非常災害対策に関する事項

第8 水道局

判定会が招集された場合は、第1～第2非常配備態勢に指名されている職員は、直ちに所属に参集を開始する。

第9 首都高速道路公団

判定会招集報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。

第4節 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会がデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

しかし、区内で混乱発生の恐れが予測される場合は、区及び各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁等）へ依頼し、必要な情報等を住民に広報する。

第1 放送機関の態勢

判定会招集連絡報を受けた時点から職員の緊急動員を行い、速やかに非常配備に移行できる準備態勢をとる。

第2 放送内容

テレビ、ラジオの平常番組を中断し、地震関係の放送を開始することとしている。

その主な内容は次のとおりである。

- 1 判定会の機能の解説
- 2 強化地域、観測データの解説
- 3 混乱防止呼びかけ
- 4 家庭、職場での心得及び防災知識の紹介

第5節 混乱防止措置

判定会招集連絡報により種々の混乱の発生の恐れのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための対応措置、防災機関は次のとおりである。

第1 区

1 対応措置の内容

- (1) 都から混乱防止に必要な情報を入手する。
- (2) 混乱発生が予想される地区、発生した地区に広報する。
- (3) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。
- (4) その他の必要事項。

第2 警察署

1 駅等の警備

- (1) 判定会招集の決定後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅、混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
- (2) 鉄道機関
 - ア 都営地下鉄三田線各駅
 - イ 都営地下鉄大江戸線各駅
 - ウ 営団地下鉄千代田線各駅
 - エ 営団地下鉄丸ノ内線各駅
 - オ 営団地下鉄有楽町線各駅
 - カ 営団地下鉄南北線各駅

第3 都営地下鉄

混乱による二次災害の防止及び輸送に対する安全の確保を図るため、関係箇所と密接な連絡を行い、利用客の動向を把握し、次により混乱防止措置を行う。

1 災害対策本部交通局電車部で行う措置

- (1) 迅速かつ的確な情報提供
- (2) 各駅の混雑、規制状況等の把握
- (3) 列車の運転状況等の把握
- (4) 職員の配置状況の把握及び調整
- (5) 他機関（警察等）との情報交換及び連絡調整
- (6) 混雑の状況に応じた運行量の調整及び運行中止の決定
- (7) 対策課を通じ利用者への協力要請
- (8) その他必要な措置

2 駅で行う措置

- (1) 管理所警戒本部の設置
- (2) 規制措置の実施（出入口、改札等の入場制限）
- (3) 旅客の誘導案内
- (4) 警備、警戒要領（混乱時の警察官と係員の緊密な連携）
- (5) 報告及び応援要請
- (6) 負傷者の救護
- (7) 広報活動
- (8) 連絡駅及び合築ビルとの協力体制

3 乗務員による措置

情報の提供

状況の報告と協力方の要請

第4 営団地下鉄

職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。

第5 東日本電信電話

判定会招集の報道に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本とし、次により措置する。

- 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。
- 2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関、緑色及び灰色の公衆電話等からの通話は確保する。
- 3 防災関係機関等の非常、緊急電報及び非常、緊急通話は最優先に確保する。

第4章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は気象庁長官から地震予知情報の報告をうけた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに強化地域に係る県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

これを受けた県知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

第1 区

1 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

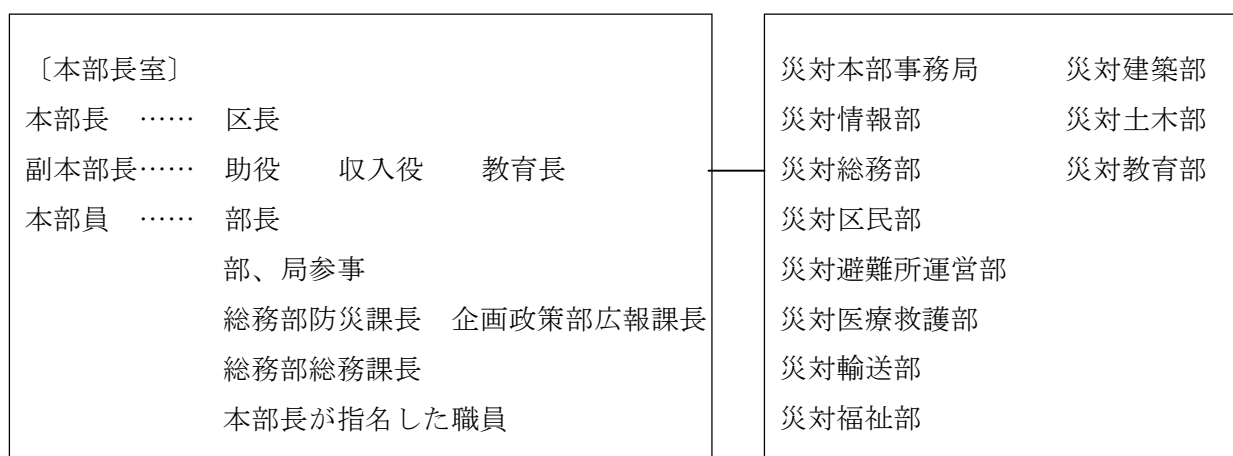
2 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、シビックセンター16階庁議室（災害対策本部室）とする。

3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、文京区災害対策本部条例及び同施行規則によるが、その概要は次のとおりである。

文京区災害対策本部の組織



4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及調達準備体制の決定
- (4) 防災機関の業務に関する連絡調整
- (5) 住民への情報提供

5 配備態勢

警戒宣言発令時における本部職員の配備態勢は、文京区判定会招集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱によるものとする。

第2 警察署

- 1 現場警備本部を次の警察署内に設置する。
富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署
- 2 職員の動員
警戒宣言発令時には、全職員を動員し防災対策を講じる。
- 3 相互協力

第3 消防署、消防団

- 1 次の消防署に設置してある署隊本部の機能を強化する。
小石川消防署、本郷消防署
- 2 職団員の配備
警戒宣言発令時には、全消防職員、全消防団員を配備し、震災に対処する態勢を確保する。
- 3 相互協力
区及び関係機関等に職員を派遣し、相互に情報交換等協力態勢を確立する。

第4 都営地下鉄

警戒宣言時における職員の配備態勢（電車部）は原則として第2非常配備態勢とし、本局に災害対策本部交通局を設置し、発災に備えて次の措置を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 旅客に対する協力要請と混乱防止
- 3 職員の確保
- 4 あらかじめ指定した箇所の特別巡回の実施
- 5 必要により作業の中止及び施設物の補修措置
- 6 防災、緊急用品、設備機器等の点検整備
- 7 その他の必要事項

第5 首都高速道路公団

警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資器材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。

第6 東日本電信電話

- 1 警戒本部設置
警戒宣言の発令に伴い、文京支店に警戒本部を設置し地震災害の未然防止、防災関係機関等の重要通信の確保及び災害が発生した場合の被害の軽減策など、地震防災応急対策を実施する。
- 2 職員の動員数
 - (1) 判定会招集時
可能な限り平常業務を継続することを基本に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。
 - (2) 警戒宣言時

応急対策業務実施のため、平常業務のうち顧客サービスに直接関係しないもの及び屋外における工事を中断することを原則に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。

第7 水道局

警戒宣言発令後は、速やかに局内に「給水対策本部」を設置するとともに、発災までの時間を利用して

- ・水道施設の保安点検の強化
- ・工事中の現場における応急措置
- ・発災後の応急対策の準備
- ・住民への広報

等の措置に全力をあげて対処することとする。

1 水道施設の保安点検の強化

警戒宣言発令後の水道施設の保安点検は、予め定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。特に以下のことについては配慮する。

- (1) 日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、原則として搬入を行わない。
- (2) 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲みおきに対処しうるよう送配水圧を調整する。

2 工事中の現場における応急措置等

- (1) 工事は一時中止して安全措置を講ずる。また掘削を伴う工事で、速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。
- (2) 当局施設が他企業の工事現場内にある場合については、安全性を相互で確認するとともに必要に応じ、安全措置を講ずる。

3 発災後の応急対策に対する準備

(1) 水の確保関係

- ア 水の確保のための職員の動員態勢及び職務分担の確認
- イ 水の確保用資器財の点検、整備
- ウ 業者等必要な要員の配置計画
- エ その他必要なこと

(2) 応急復旧関係

- ア 応急復旧のための職員の動員態勢及び職務分担の確認
- イ 応急復旧用資器財の点検、整備
- ウ 業者等必要な要員の応急要請と配置計画及び必要な資器材の調達
- エ その他必要なこと

第8 東京電力

警戒宣言発令に伴い、非常災害対策本部を設置する。本部の構成は情報班、復旧班、資材班、給電班、厚生班、総務班、発電班（火力発電所のみ）とし、業務分掌は定められた内容で各班が実行する。

- 1 給電班は本店本部のみとし、店所本部においては給電班の業務のうち本（支）部長指令の伝達、受理は店所本部の情報班が行う。
- 2 要員数、職制等の関連で資材班、厚生班、総務班をそれぞれ設置できない第一線機関等にあつては、前掲の3班をまとめて事務班とすることができる。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が、警戒宣言・地震予知情報を、迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

第1 警戒宣言等の伝達

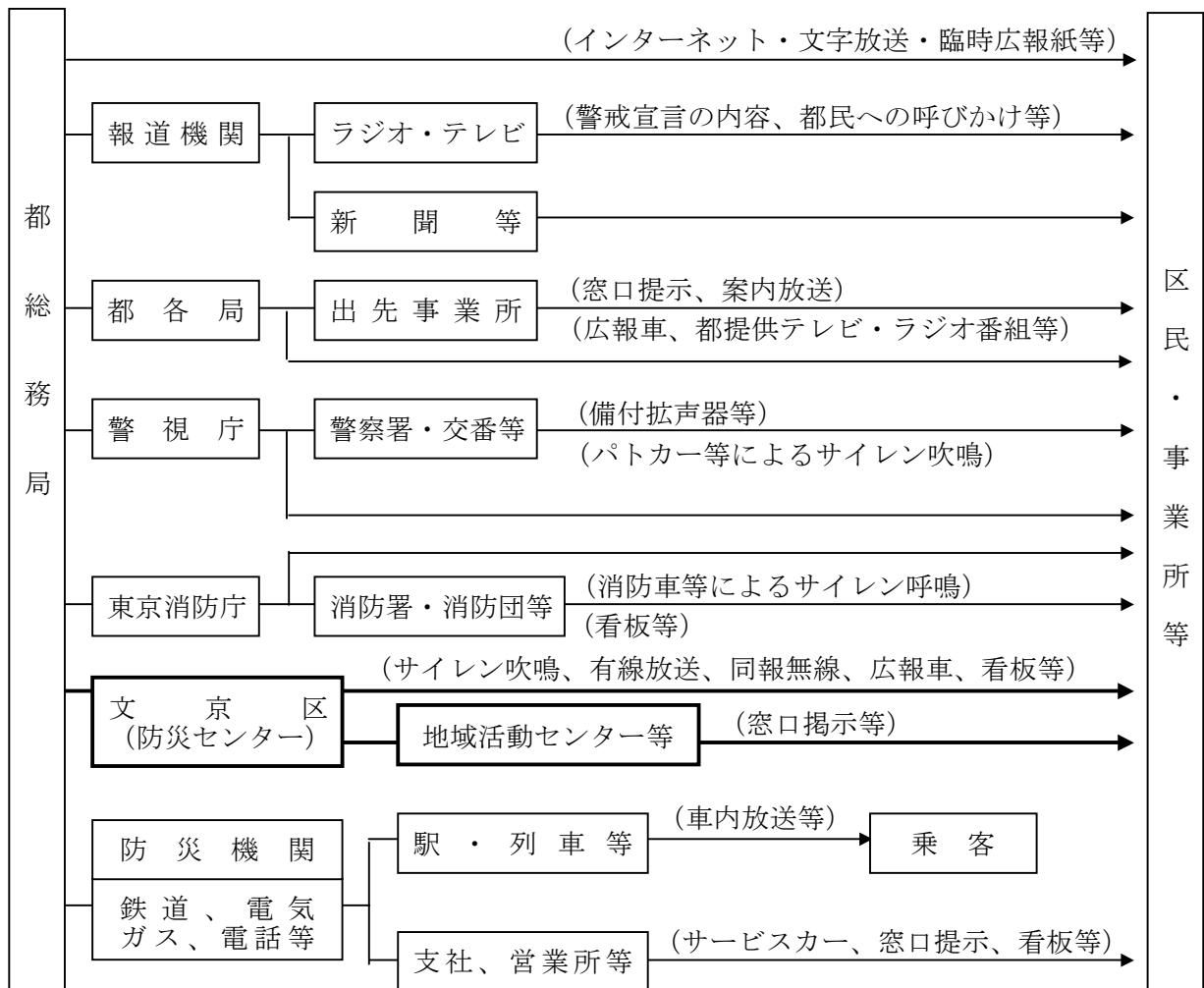
1 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 防災関係機関の情報伝達系統は判定会招集連絡報の伝達系統を準用する。

〈判定会招集・警戒宣言発令連絡報の伝達系統図 資料編 P82 〉

(2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び手段は次のとおりである。



2 伝達態勢（区）

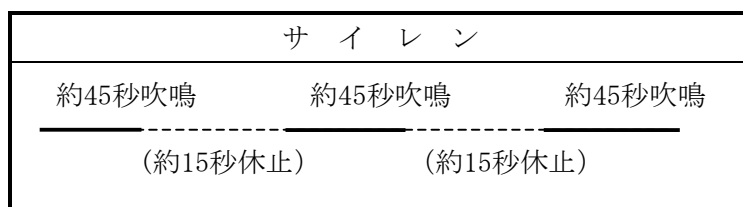
(1) 区は、都から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部署、区立施設及び防災関係機関に対し、庁内放送、有線電話、地域防災無線等にて伝達する。

(2) 区民に対しては、防災行政無線によるほか、警察署・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）、広報車等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

3 伝達事項（区及び警察署・消防署）

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
 - (2) 文京区の予想震度
 - (3) 防災対策の実施の徹底
 - (4) その他特に必要な事項
- (図) 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での混雑、電話の異常ふくそう等の混乱が予想される。これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による広報が行われるが、区及び関係防災機関においても所掌に応じた広報を実施する。

1 区

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容
- イ 区民がとるべき措置
- ウ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の方法

広報は地域防災無線（同報無線）及び広報車を活用するほか、区庁舎、区施設の玄関等に立看板等を掲げて行う。

〈広報文例 資料編 P 93 〉

2 警察署

(1) 帰宅ラッシュに伴う、駅等の混乱防止のための広報

(2) 道路交通の混乱防止のための広報

- ア 自動車利用の自粛
- イ 交通規制の実施要領
- ウ 道路の渋滞状況

(3) 警察署においては、広報車等を利用して警戒宣言とその内容の周知徹底を図る。

3 消防署

現場対応広報活動を実施する。

広報内容は、第2章第2節第1の1に準ずる。

4 都営地下鉄

駅長（指揮者）または列車乗務員は地震が発生した場合に地下という不安感から生じるパニック的な混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客及び乗客の動揺防止に努め、二次災害の発生を防ぐ体制を整えるとともに列車の運行状況を周知する。

5 東日本電信電話

電話の混乱防止のため、通話利用の制限を行った場合は、トーキー装置による混雑案内のほか、営業所の窓口にポスター等を掲示し、電話利用の自粛など、次の事項について周知する。

(1) 電話利用の自粛

防災関係機関及び報道機関等の重要な通話を確保するため、一般の電話の利用をさし控えてもらうよう周知する。

(2) 電話のかかり具合の周知

通話量が多くなり、電話がかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。この場合においては、電話のかかり具合を周知する。

(3) 緊急時の通話方法

電話がかかりにくくなっているときで、緊急に連絡が必要な場合は、灰色の公衆電話を利用するよう周知する。

6 水道局

警戒宣言発令中の広報については、当座の水の汲み置き要請を中心として、次の要領で実施するものとする。

(1) 広報内容

ア 水の汲み置き

飲料水は、ポリタンク、バケツ、その他の容器に、水洗便所用水など、その他の生活用水は浴槽等を利用し貯蔵すること。

イ 飲料水の水質について

汲み置きした水は、覆蓋等をかけ、汚れないよう配慮すること。また、すでに汲み置きしてある三角バケツ等の水は、新しい水に汲み替えること。

ウ 貯留水の流出防止について

貯留容器が転倒しないようにすること。また、貯留水の流出防止のため、蓋を固定すること。

(2) 広報方法

ア 都全域については、東京都災害対策本部を通じて、テレビ、ラジオ等の広報媒体を利用して実施する。

イ 支所、営業所は広報車を利用し、各所管区域内の路上広報を実施する。

ウ 指定給水装置工事事業者の協力を得て、広報内容を店頭等に掲示する。

第3節 消防・危険物対策

第1 消防対策

(1) 活動体制

警戒宣言発令時は、平常時の消防業務（災害活動を除く）を停止し、又は縮小し、次の措置をとる。

ア 震災消防活動部隊の編成強化

イ 関係消防機関への職員派遣

ウ 資器材及び緊急資器材の確保

- エ 見張警戒態勢の確保
- オ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- カ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- キ 事業所等から消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立

(1) 地震予知情報等の伝達方法

ア 消防機関への伝達経路

第3章第1節第2. 3. (1)に準じて伝達する。

イ 区民への伝達経路

第4章第2節に準じて伝達する。

伝達内容は第5章第1節による。

(2) 対応状況等情報の収集、伝達

警戒派遣所派遣隊、高所見張員、移動防災指導班等から各種情報を収集する一方、区、警察への派遣職員を通じ、情報の交換を行う。

(3) 区民（事業所を含む）に対するよびかけ

住民 に 対 す る 呼 び か け	情報の把握	テレビ、ラジオ、インターネット並びに警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水の確保
	危害防止	1. 家具類、ガラス等の安全確認 2. ブロック塀、門塀、看板等の倒壊、落下防止措置
事業 所 に 対 す る 呼 び か け	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止及び退社	1 劇場及び超高層ビル等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の中止または自粛 2 飲食店及び炉を使用する工場等多量の火気を使用する事業所に対する営業（操業）の中止または自粛 3 大型店舗、スーパーマーケット等に対する生活必需物資の継続販売及び病院、銀行等都民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業等の維持 4 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置
その他、消防計画等に定める事項の徹底		

第2 危険物対策

警戒宣言発令時の要請事項

1 石油類等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 〔小石川消防署〕 〔本郷消防署〕	次の措置を実施するよう指導する。 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止等資器材の点検、配置 3 緊急遮断装置の点検、確認 4 火気使用の制限または禁止 5 消火設備等の点検、確認
警察署 〔富坂警察署〕 〔大塚警察署〕 〔本富士警察署〕 〔駒込警察署〕	1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱、保管及び運搬の抑制 2 危険物施設等に対する関係情報の収集及び関係施設の視察
下水道局	1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁等の指令及び保管庫周辺への付近住民等の立ち入り厳禁する。 2 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを締める。 3 タンクローリーが貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する

2 危険物輸送

機 関	内 容
東京消防庁 〔小石川消防署〕 〔本郷消防署〕	1 出荷、受入を制限するかまたは停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

(3) 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 〔小石川消防署〕 〔本郷消防署〕	学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火または混合混触等による出火防止措置

第3 劇場、高層ビル等対策

劇場等不特定多数の者が集まる施設では、混乱防止及び安全確保のため下記の対応措置を講じさせる。

1 劇場、映画館等

- (1) 混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。
- (2) 施設利用者への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、的確な誘導を行うよう指導する。

2 高層ビル

- (1) ビル内の店舗については、営業の自粛を要請する。また、一般事務所については努めて平常通り営業するよう指導する。
- (2) 店舗等の利用者に対しては、ブロック毎に必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。
- (3) エレベーター（地震時管制運転装置付を除く）は運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第4節 警備・交通対策

第1 警備対策

警戒宣言発令に伴う混乱防止及び住民の不安除去のため、次の対策を講ずる。

- 1 警戒部隊の編成
- 2 警戒部隊の配備

混乱のおそれのある駅、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。

3 混乱防止活動

日常業務の処理のほか、次の点に重点をおき、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

- (1) 区内の実態把握に努める。
- (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。
- (3) 不安事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

1 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の

措置を講ずる。

- (1) 基本的方針
- (2) 強化地域方面へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- (3) 非強化地域方面から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- (4) 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

2 交通対策本部等の設置

判定会招集が決定された場合、警視庁交通管制センター内に交通対策連絡室が開設されるほか、警戒宣言発令と同時にこれを交通対策本部に切替え、総合的指揮体制を確立する。

3 運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

(1) 走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では、時速40km、一般道路（首都高速道路を含む）は時速20kmに減速すること。
- イ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。
- オ 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

(2) 駐車中の車両

- ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。
- ウ 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも、車両は使用しないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

- ア 警戒宣言が発せられてきたときは、つぎのような規制を行う
 - (ア) 環状7号線内側の道路（水戸街道以南は中川大橋から中川、新中川及び江戸川を結んだ線とする）では、都心方面に向かう車両は極力抑制する。
 - (イ) 環状7号線以遠の道路
 - 第一京浜国道、第二京浜国道、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線については、必要に応じ通行を制限する。
 - (ウ) 都県境から流入する車両
 - a 埼玉県、千葉県から流入する車両の走行は、抑制する。
 - b 神奈川県、山梨県境から流入する車両の走行は、混乱が生じない限り規制しない。
 - (エ) 都県境から流出する車両
 - a 神奈川県、山梨県方面へ向かう車両は原則として制限を行う。
 - b 埼玉県、千葉県方面へ向かう車両は制限しない。
 - (オ) 高速自動車道及び首都高速道路の都県境においては、前記(イ)及び(ウ)(エ)に準ずるほ

か、状況により車両の流入を制限する。

(4) 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略する。

イ 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査をし、確認を行う。

ウ 大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両であることの確認を行った場合は「緊急輸送車両確認証明書」及び「標章」の交付措置をとる。

第3 道路管理者のとりべき措置

1 区土木部

(1) 危険箇所の点検

緊急道路障害物除去路線を重点に、その他の崩壊のおそれのある擁壁、階段道路及び橋梁について緊急点検を実施し、保安態勢を確認して応急資機材の点検整備を行う。

(2) 工事中の道路についての安全対策

道路管理者施行の道路工事については、急施の小規模の維持補修工事を除いて中止する。工事箇所については、可能な限り仮復旧及び埋戻しの応急措置をし、原則的には一般の交通に開放する。

道路占用工事（上下水道、電気、電話、ガス等）の箇所については、緊急の安全対策工事（ガス漏れ、漏水等）を除いて中止させ、仮復旧して一般の交通に開放し、通行の確保を図る。

2 都建設局第一建設事務所

(1) 避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に危険箇所等の点検を実施する。

(2) 工事中の道路についての安全対策を実施する。

3 首都高速道路公団

警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。

(1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。

(2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。

(3) 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。

(4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないように安全上必要な措置を講ずる。

第5節 公共輸送対策

第1 都営地下鉄

1 警戒宣言が発令された当日

警戒宣言が発令されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延については、運転整理により対応するため一部列車の間引きを余儀なくされるので、輸送力は平常より減少する。

2 翌日以降

各線（浅草、三田、新宿、大江戸）別に、地震ダイヤにより減速運転を行う。

なお、地震ダイヤでは、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常時より減少する。

3 列車の運転中止

混乱防止に努めても、なお、旅客の協力が得られない駅等で混乱が発生した場合は、人命の安全確保の見地からやむを得ず運転を中止することがある。

第2 警察署

主要駅等の警備

警察署は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

鉄道機関

1 都営地下鉄各駅

2 営団地下鉄各駅

第6節 学校（園）・福祉施設等

第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた学校（園）では、直ちに職員会議を開いて、全教職員にこの旨伝達するとともに、各学校（園）の防災計画に基づく行動を起す。

1 在校時

(1) 警戒宣言が発せられたら直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校の措置をとる。

(2) 幼児・児童は、保護者又はあらかじめ届け出である代理人（以下「保護者」という）に引き渡して帰宅させる。生徒は、個々に帰宅させる。

(3) 幼児・児童の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。

引き渡すまでは、学校（園）で保護する。

(4) 生徒については、帰宅経路手段・所要時間・同伴者を確認して帰宅させる（交通事情を考慮する）。また、小中学校に設置されている心身障害学級の児童、生徒については、保護者に引き渡し、引き取りのない者については、幼稚園・小学校と同様、学校で保護する。

普通学級に在学する心身障害者も同様とする。

2 校外指導時

(1) 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・冬季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(2) 遠足、社会科見学等の場合は、その地の地元官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）と同様の措置により帰

宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが、危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。

(3) 電話のふくそうにより、学校や教育委員会と連絡がとれないことも予測されるが、極力連絡するように努力する。

3 学校（園）におけるその他の対応策

(1) 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。

(2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、また区から供給が受けられるように手配しておく。

(3) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のために必要な人員については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。

(4) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のためにとった措置等について、できるだけ早く教育委員会へ報告するようにする。

4 警戒宣言解除の連絡等

(1) 警戒宣言解除の情報は、区の災害対策本部の防災無線によって一斉に通知するほか、ラジオ・テレビの報道によって行うものとする。

(2) 解除後の授業再開の日時は、別に教育委員会から通知するところによる。

5 判定会招集時の幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が区の防災無線やラジオ・テレビ等により報道された後、判定会の結論がでるまでの間に授業を学級指導に切りかえる。そして、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項宣言解除後又は地震後の授業の再開等について説明し、幼児・児童・生徒の安全を図る指導にあたるとともに、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

6 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引きとりに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、判定会招集時は平常事業は中止し学級指導に切りかえ、児童・生徒に地震に対する対応について認識を与え帰宅の準備に入る。

その間、保護者に連絡をとり、引きとりに来校するよう通知する。

従って、そのような事態が起きても対応できるように、学校（園）は平素から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

判定会招集の報道を得た家庭は、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるよう連絡しておく。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校した場合、校長の責任において臨機の措置をとる。

第2 学校開放

1 事業実施前の場合の対応

学校長及び指導員に事業の中止について直ちに連絡するほか、区民に対する周知を図るため、中止の表示を行うほか、団体利用申込者に対してはできるかぎりの周知を図る。

2 事業実施中の場合の対応

直ちに事業中止の事情について説明を行い、正確な情報を伝達して速やかに帰宅させる措置をとる。

(1) 団体利用の場合においては、責任者に引率させて帰宅させるが、帰路途中においても同じ方向の者はできる限り複数で帰宅させる。

(2) 個人利用の場合、直ちに帰宅させるが、同じ方向の者は一緒に帰宅させるようにする。

この場合、保護者及び同伴者のいない幼児・低学年児童がいる場合は、自宅の方向別に班編成をして、高学年の児童・生徒等に引率させるようにする。

(3) (2)の方法によっても直ちに帰宅することが出来ない幼児等がいる場合は、保護者を確認し連絡して引き渡す。直ちに引き渡しの出来ない場合は、引き渡し完了までの間、安全に保護する措置をとる。

(4) 身体障害者が利用している場合の対応については、幼児・児童の場合と同様とする。

第3 保育園

(1) 伝達方法

判定会が招集された旨を継送電話連絡網で通報し、全園職員は全員待機、夜間休日等勤務時間外の連絡方法も同様とする。

(2) 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された時は、福祉部長より各園に通知し、園長は緊急連絡網にて保護者に連絡（混乱する場合もあるので文言を整理しておく）する。

なお、電話連絡が不能になる場合を考慮し、毎回の園だよりの中で、警戒宣言が発令された際には、連絡の有無にかかわらず、園児とともに速やかに帰宅するようPRする。

(3) 食料備蓄

ビスケット等のおやつを、1～2週間程度のローテーションの中に組み込み買い置きをしておく。

(4) 再開方法

警戒宣言解除の時間にもよるが翌日より再開

第4 児童館・学童クラブ

(1) 伝達方法

児童課は、判定会が招集された旨、FAX電話を利用した継走電話連絡網により各児童館、育成室に通報する。（一般電話は、保護者などの緊急応対用に空けておく。）

各児童館、育成室では直ちに全職員へ伝達し、全員待機する。夜間、休日等の勤務時間外は、緊急電話連絡網により連絡を行い、指示があるまで待機する。

来館（室）児童に対しては、地震に対する注意、安全指導を行う。

職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに区の防災無線、サイレン等に十分注意をする。

(2) 緊急体制への移行

判定会が招集された時点で、行事等全ての事業を中止し、来館（室）児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。職員は、館（室）内の安全点検、避難路の確保を行なうと同時に、児童に帰宅の準備をさせ全員を安全な場所に誘導する。

児童の引き取り確認名簿を備え、非常時持出し袋の用意と水の汲置きを行う。また、指示により、施設の入口に区からの広報内容を掲示する。

警戒宣言が発令された時点で、児童が来館（室）していない場合は、施設を閉鎖して、その旨を児童課長に報告し、職員は指示があるまで待機する。

館（室）外保育中に警戒宣言発令等の情報を知った場合、引率職員は地元官公署等からの確な情報収集を行うとともに、速やかに児童館（育成室）または児童課と連絡を取り、児童の安全確保を図りながら帰館（室）する。

(3) 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された場合は、部長より各館（室）へ通知するが、テレビ、ラジオ報道等により、先に情報を知った時点で対応を開始する。

発令時に在館（室）するすべての児童を保護者に引き渡せるよう手立てを講じる。

育成室では、児童台帳、出席簿及びあらかじめ保護者より提出されている警戒宣言発令時における送迎時間等の調査表を用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。児童館でも、登録簿、登録カードを用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。混乱が予想されるので、保護者への引き渡しに関する文言をあらかじめ整理しておく。

保護者が引き取りに来たときは、児童の引き取り確認名簿へ記入させ、確実に引渡しを行う。

なお、電話連絡が不能になる場合も考慮して、育成室では、防災のしおりの配布や警戒宣言発令時における送迎時間等調査表の提出のほか、育成室だよりなどで、警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず、速やかに児童を引き取るよう保護者への周知を徹底する。児童館でも、定期的に児童館だよりなかで同様の周知に努める。

各館（室）職員は、全児童の引き渡しが完了したら館（室）を閉鎖し、入口にその旨を掲示するとともに、児童課長へ報告する。

(4) 再開方法

警戒宣言解除後、施設の異常を点検し異常が無ければ、解除の時間にもよるが翌日より再開する。

第5 福祉センター

(1) 利用者について

警戒宣言発令と同時に全職員にこの旨を伝達し、館内放送により状況を説明するとともに、センターの利用を停止し、警戒宣言解除までは臨時休館措置をとる。

警戒宣言が発せられた後、障害者（児）及び来館者に対して直ちに帰宅させる。

障害者（児）及び一人で帰宅できない高齢者については、家族に連絡をとり、引き取りに来館するよう通知する。なお、帰宅にあたっては交通事情等を的確に把握し、利用交通機関の運行の変更等による混乱に陥ることがないように指示のうえ、職員の引率が必要と判断される者については、職員が同行して帰宅させる。

また、交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡のうえ、センターにて適宜措置する。

(2) 施設について

施設においては、会館利用者が退館した後、直ちに館内外を点検し、火気の使用を停止し、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止・消火器及び備品の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

臨時休館中の会館利用申込者に対して通知する。

職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

第6 授産場

- (1) 警戒宣言発令同時に作業を中止させる。
- (2) 原則として速やかに帰宅させるものとし、遠隔利用者については、利用交通機関の運行状況等を把握し、適切な指示を与え、帰宅させるものとする。
- (3) 全員帰宅後、直ちに閉場措置をとる。
- (4) 発注業者に対しても、閉場措置を通告する。
- (5) 警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、利用者、発注業者に通知し、利用を再開する。

第7 勤労福祉会館

1 防災体制の確立

自衛消防隊の編成をとるとともに、あらかじめ定められている役割分担に基づく隊員の配備及び適宜対応措置をとる。

2 情報の収集、伝達等

- (1) テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握
- (2) 利用者・職員及び委託業者等に対する迅速正確な情報の伝達
- (3) 施設内における混乱の防止
- (4) 利用者・職員及び委託業者等に対する安全の確保

3 施設利用の停止及び退館等

- (1) 利用者は直ちに退館させる。
- (2) 施設利用を停止し、警戒宣言が解除するまでは、臨時休館の措置をとる。

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物・薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危険防止

- (1) 設備器具等の転倒・落下防止措置

第8 保養所

1 防災体制の確立等

- (1) 自衛消防組織の確立
- (2) 非常用食料・飲料水・医薬品の備蓄
- (3) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- (4) 近隣の危険箇所及び避難場所の把握

2 警戒宣言に伴う対応措置

- (1) テレビ・ラジオ・所在市町村等により、必要な情報を正確に入手し、宿泊者等に迅速正確に伝達し混乱防止に留意する。

- (2) 窓ガラス等の落下防止を図る。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合解除までの間閉館とする。ただし、宿泊している者に対しては、地元官公署と連絡をとり、その地元対策本部の指示に従う。
- (4) 宿泊者の家族等への連絡は、区民施設係で行う。

第9 生涯学習館

1 施設等の対応

会館利用者及び講習・講座等の参加者に対し、館内放送等により中止に至る状況を説明し、正確な情報を伝達して安全に帰宅させる。

- (1) 団体利用の場合は責任者と十分な協議のうえ、同じ方向の場合は可能な限り複数で帰宅するよう指導する。
- (2) 個人利用者については、直ちに帰宅させるが、児童・生徒がいる場合は極力成人と一緒に帰宅するよう指導し、成人に協力要請を行う。
- (3) 会館利用者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備えて転倒、落下のおそれのある備品等について防止策を講ずるとともに、保安上必要な電気以外は電源を切り、火気の扱いについては特に注意する。
- (4) 臨時休館の場合は出入口に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の会館利用申込者（団体代表者）並びに講習、講座等参加申込者に対し可能な限り連絡する。
- (5) 閉館時（夜間・休館日）の場合は、館長は直ちに警備員に通報するとともに、あらかじめ指定した職員に連絡し、災害発生時に備えて随時出勤できるよう体制をとる。このため、平常時においても全職員に対して対応策を周知する。

2 措置の報告

前記1による対応措置をとったあと、直ちに社会教育課長に報告する。

第10 ふるさと歴史館

- 1 一般観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

(1) 一般観覧者への対応

ふるさと歴史館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者についてはできる限り集団で、安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者がいるときは、保護者を確認し、連絡のうえ引き渡すよう対応する。

(2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が発せられた場合は状況に応じて収蔵庫に収納する。

(3) 施設管理

一般観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電

気以外は電源を切り、転倒、落下のおそれのある物については除去する等の措置をするほか、火気の扱いについては、特に注意する。

(4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出動できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちに社会教育課長に報告する。

第11 体育施設

1 警戒宣言が発せられたときは、全ての事業を中止し閉館する。

(1) 付添いのある幼児・児童及び心身障害者については即時帰宅させる。付添いのない者についてはできる限り保護者に連絡し、保護者に引き渡す。付添いのない者で単身帰宅を申し出た者は、利用者の中の近隣者に同行させて帰宅の措置をとる。

(2) 宿泊事業（スキー講習会等）

実施前のときは、参加者に連絡をとり事業の中止を連絡する。実施中の場合は参加者に正しい情報を与え、地元官公署と十分な連絡をとり、その指示に従うとともに、区教育委員会とも連絡をとり、現況について報告をする。幼児・児童及び心身障害者については前記(1)と同様の措置をとる。

参加者の家族への周知は区教育委員会が行う。

(3) 発災に備え施設内の備品等の転倒、落下防止、薬品類による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

(4) 屋外運動場については区民の避難場所になるので備品類を定められた場所に格納しておくこと。

第12 図書館

1 判定会が招集されてから警戒宣言にいたる間の措置

(1) 閉館の措置をとり利用者に周知する。

ア 中学生以上の利用者は退館させる。この際一時に全員が退館することのないよう指導する。

イ 小学生以下の利用者については、できる限り保護者に連絡をとり、保護者に引き渡す等の方法をとる。

ウ 心身障害者が保護者同伴のときは他の者に優先して退館させるものとし、保護者同伴でない者については、保護者に連絡をとり引き渡す。

エ 前記イ、ウのとき、保護者に引き渡すことのできない場合は、保護者と連絡がとれ、引き渡し完了するまで、館にとどめておくこととし、必要に応じて給食等の措置をとる。

(2) 館内施設の準備

ア 備品の転倒防止等必要な措置をとる。

イ 重油等危険物の安全管理に十分注意し、発災の際、重油類等の流出による火災が発生す

ることがないようにする。

ウ 給食を行うこともあるので、態勢を整える。

エ 水・薬品の管理を行うこと。

オ 電動ドアは手動式に切りかえておくこと。

カ 窓ガラス等施設破損による被害がでないよう十分施設の点検を行い、簡単な補修工事を行うこと。

(3) 警戒宣言対応措置

ア 定められている連絡網により正確な情報を収集し、利用者に知らせること。

イ 館周辺の交通事情を調査すると同時に、鉄道、バス等の交通機関の状況についても把握すること。

ウ 前記1に記載のとおり児童及び心身障害者の保護については万全の措置をとる。

エ 混乱が発生しないよう利用者に対する「よびかけ」を十分行うこと。利用者の協力が必要な場合は協力を求める。

第13 教育センター

センター利用者及び事業等の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて、館内放送等により状況を説明し、正確な情報を伝達して安全に帰宅するよう指導する。

(1) 来所者への対応

団体利用の場合は、教師等責任者と十分な協議のうえ、同じ方向の場合は可能な限り複数で帰宅するよう指導する。

児童・生徒がいる場合は、高学年の児童等が引率して帰宅するよう指導するほか、来所中の成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

前記の方法によっても直ちに帰宅できない低学年の児童等がいるときは、保護者に連絡のうえ引き渡す。

(2) 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

(3) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の利用者等に対し可能な限り連絡をする。

第14 子育てひろば

(1) 利用者への対応

子育てひろば利用者に対し、直ちに休館措置をとることについての状況等正確な情報を伝達して安全に帰宅するよう指導する。

(2) 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

(3) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、子育てひろば利用者等に対し可能な限り連絡をする。

第7節 電話・電報対策

第1 判定会招集情報の報道開始後の混乱防止措置

1 電話利用激増に伴う異常ふくそうの防止措置及び各防災機関の通話確保の具体的措置

判定会招集の報道直後から、防災機関等の情報及び都民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合においては、防災機関等の重要な通話の確保を優先するとともに、可能な限り一般の通話をも確保することを基本に、次により措置を行うこととする。

(1) 確保する業務

- ア 防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- イ 該当公衆電話（緑色、灰色）からの通話
- ウ 非常緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び非常・緊急扱い電報

(2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

- ア 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ 店頭公衆電話からの通話
- ウ 100番通話（手動通話を含む）
- エ 一般電報の発信及び電話による配達
- オ 営業窓口
- カ 防災機関等からの緊急な要請への対応
 - ・故障修理
 - ・臨時電話、臨時専用線等の開通

〔注〕ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 判定会招集の報道以降、電報の取扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に、次により行う。

(1) 東京地域内から発信される電報

- ア 防災機関等の非常・緊急電報の取り扱いは確保する。
- イ 一般の電報は、強化地域外に向けて発信するものについては、遅延を承知するものだけに受け付ける。

(2) 東京地域内に着信する電報

可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。

第2 広 報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、一般の利用者に対し、次の事項についてテレビ・ラジオ及び地域の広報活動を通じて広報する。

1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段

（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む）

2 電報の受付及び配達状況

（遅延承知のものに限り取り扱うこと等利用制限の周知も含む）

3 支店等営業窓口における業務実施状況

4 利用者に対し協力を要請する事項

業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び特別災害用公衆電話の利用

あるいは通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等

5 街頭公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知

第3 防災措置の実施

防災に備え、次の準備警戒業務を実施する。

1 災害対策用機器等の点検準備

通信施設が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用機器等の点検整備を行うほか、出動体制を整える。

- (1) 非常用交換機装置類
- (2) 災害対策用無線機装置類
- (3) 工事用車両等
- (4) 応急復旧用ケーブル等各種資機材

2 工事中の施設の保安措置

警戒宣言の発令に伴い、原則として防災に関係しない工事は中止するが、この場合工事現場へ保安要員を配置するとともに、次の措置を行う。

- (1) 工事中施設の保安措置
- (2) 現用施設の支障防止
- (3) 可動物品の固定
- (4) 可燃物、危険物の安全装置
- (5) 工事中断後の保安対策

第8節 電気・ガス・上下水道対策

第1 電気

1 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。

2 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策組織の構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは速やかに事務所へ参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられたときは、必要な資材・工具・車両・無線等を確保整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する各号の予防措置を講ずる。

(1) 特別巡視及び特別点検

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視・特別点検及び配電設備等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、また東日本電信電話・鉄道・警察・消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を講ずる。

第2 ガス

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造・供給は継続する。

2 人員の確保と資機材点検

(1) 勤務時間内においては、地震防災応急対策に必要な要員を確保し、休日及び時間外においても予め定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検確保

通常保管されている支社倉庫・管材倉庫・その他から復旧工事に必要な資機材の数量の点検、整備を行う。

3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容

(1) 広報の内容

ア 警戒宣言・地震予知情報の伝達

イ 引き続きガスを供給していること

ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法

エ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法

オ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等

(2) 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。

イ テレビ・ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

4 施設等の保安措置

(1) 緊急遮断装置・放散設備・用水設備・保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確保を行う。

(2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

(3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

第3 上水道

警戒宣言発令中の広報は、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発生に備えるよう、次の内容の広報を行う。

1 当座の飲料水のくみ置き要請

2 地震発生後の避難に当たっての注意事項

3 地震発生後の広報等の実施方法

4 地震発生後における住民への注意事項

第4 下水道

1 危険物に対する保安措置

危険物のある処理場、ポンプ所においては、3交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2次非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

2 施設等の保安措置

(1) 施設の被害を最小限度にとどめ、汚水・雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すため、下記施設について巡視点検の強化及び整備を行う。

ア 管渠施設

イ ポンプ施設

(2) 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器の点検、整備をおこなう。

第9節 生活物資対策

区は、食料及び生活必需品の安定供給を確保するため次の措置を行う。

第1 営業の要請等

食料及び生活必需品を取り扱う百貨店・スーパーマーケット・小売店等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしめ・価格操作等を行わないよう要請する。

第2 連絡体制

商店街連合会、産業連合会に対し、警戒宣言が発せられた場合の連絡網として組織の中に非常災害時継送表を作成するよう要請する。

第10節 金融対策

区は、警戒宣言発令時においては、金融機関及び郵便局は出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼し、区民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送等により呼びかけを行い、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全を十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに達するとともに、その後の来店客にそなえて店頭はその旨を掲示する。

第1 文京区指定金融機関区役所内派出所における対応措置

文京区指定金融機関区役所内派出所の業務の円滑な遂行を確保し次の各号に掲げる措置をとらせる。

- 1 原則として平常通りの業務を行う。
- 2 緊急の場合に備え、災害見舞金・救援物資の調達等の支出を遅滞なく遂行できるよう必要な資金と体制を確保する。
- 3 派出所窓口の住民に対して、警戒宣言が発せられたことを直ちに周知するとともに、その旨を店頭に掲示する。

第2 区税等の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、区税の申告や納税、国民健康保険、国民年金の各届書の提出や保険料の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令中において、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、区税、保険料の減免及び納付期限の延長等に適切な措置を講ずる。
- 3 臨戸調査等により税務課職員が区内地域に外出中、警戒宣言が発令された場合は直ちに帰庁する。

第3 福祉資金貸付金の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、貸付金返済等の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令後引き続き、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、貸付金の償還免除及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第4 授産所受託加工料の対応措置

授産所受託加工料については、発注業者に対して納入通知書を発行しており、延納の場合には利子を徴収しているが、警戒宣言発令日以降、納期が到来する加工料については、延納があっても利子の徴収は行わない。

第11節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される指定地域については、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

第1 警戒宣言時における対応

- 1 危険が予測される地域
- 2 がけ地等で危険が予測される地域については、関係機関と協議して定める。
- 3 避難勧告は区長が行う。
- 4 避難所（原則として区立小中学校）開設に伴う対応措置

警察署は原則として危険地域から避難所までの避難に当たり、避難所においては区職員等に引継ぐものとする。

第12節 救援・救護対策

第1 給水態勢

1 応急態勢の確立

発災後に備え、北部第一支所においては本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材等の点検整備を行う。

第2 食糧等の配付態勢

1 配付態勢

区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送配付態勢をとる。

2 運搬計画

備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、東京都トラック協会文京支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に待機の態勢を要請する。

第3 協定に基づく米穀、非常用食糧等の準備態勢

- 1 区は、地震災害時における米穀の供給に関する協定に基づき、米穀小売商業組合文京支部に対して、精米の確保及び供給態勢をとるよう要請する。
- 2 区は、災害時における非常用食糧の供給に関する協定に基づき東京都麺類協同組合小石川支部・本富士支部・駒込支部に対して、非常用食糧の確保及び供給場所への納入態勢をとるよう要請する。

第4 医療救護態勢

1 医療班の編成準備

- (1) 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会に医療救護班の編成準備要請
- (2) 救護班携行器材の点検準備

2 助産救護体制の確保

- (1) 医師、看護師等の確保
- (2) 医療資器材の点検、補充
- (3) 助産収容体制の整備
- (4) 小石川、文京区両医師会に対する受入体制確保の要請

第5章 区民等のとるべき措置

文京区は「東海地震」が発生した場合、震度5強になると予想されている。

震度5強の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱及び被害は大幅に減少させることができる。

本章においては、区民、区民防災組織及び事業所が、平常時、判定会招集時及び警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 区民のとるべき措置

第1 平常時

1 日頃から出火の防止に努める。

(1) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

(2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検する。

2 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所におく。

3 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

(1) タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

(2) 家具の上に物を置かないようにする。

(3) 窓ガラスの古いパテは取替える。

(4) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板は落下しないよう措置をする。

4 ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

5 食糧や非常持出品を準備しておく。

(1) 家族が必要とする3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。

(2) 三角巾、ばんそうこうなどの医薬品を備蓄しておく。

(3) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

(4) ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を備える。

6 家族で対応措置を話し合っておく。

(1) 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取りきめておく。

(2) 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

7 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで。

1 情報に注意するとともに冷静に行動する。

(1) テレビ・ラジオ等の情報に注意する。

(2) あわてた行動をとらないようにする。

2 電話の使用を自粛する。

3 自動車の利用を自粛する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

1 情報の把握を行う。

(1) 区の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

(2) 区、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。

(3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。

2 火気の使用に注意する。

(1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

(2) 火気器具周辺の整理整頓を確認する。

(3) ガスメーターコックの位置を確認する。

(4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。

(5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

(6) 危険物類の安全防護措置を点検する。

3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。

4 家具の転倒防止措置を確認する。

棚の中の重い物をおろす。

5 ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープをはるなど付近に近よらせないような措置をとる。

6 窓ガラス等の落下防止をはかる。

(1) 窓ガラスに荷物用テープをはる。

(2) ベランダの植木鉢等を片付ける。

7 飲料水の汲み置きをする。

8 食料、医薬品、防災用品を確認する。

9 火に強くなるべく動きやすい服装にする。

10 電話の使用を自粛する。

11 自家用車の利用を自粛する。

(1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。

(2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。

(3) 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。

- 12 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近をさけ、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用はさける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

第2節 区民防災組織のとりべき措置

第1 平常時

- 1 組織の役割分担を明確にする。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- 3 区域内の危険箇所（がけ、ブロック塀等）を把握する。
- 4 情報の伝達体制を確認する。

第2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオの情報に注意する。
- 2 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 住民防災組織本部の設置を行う。
- 3 地区内住民に区民のとりべき措置（第6章第1節参照）を呼びかける。
- 4 消火ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 老人や病人の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとりべき措置

第1 平常時

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む）に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- 1 東京都及び文京区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件、（最寄りの駅、

建築構造及び周辺市街地状況等) 事業内容を考慮した実効性のあるものとする。

- 2 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- 3 責任者の在・不在・夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- 4 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- 5 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

第2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
この場合百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、いわゆる災害要援護者の安全確保に留意する。
- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食糧品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル、地下街等の店舗にあたっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ、必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な設備及び消防用設備等点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、都・区・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事、隧道工事および金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して安全を確認のうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

資 料 編

地域防災計画 資料編 目 次

条例例規等

【 条例例規 】

文京区防災会議条例	1
文京区防災会議運営規程	2
文京区防災会議委員名簿	3
文京区災害対策本部条例	4
文京区災害対策本部条例施行規則	4
文京区臨時災害対策本部要領	6
文京区議会地震等災害対策本部設置要綱	10
文京区判定会招集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢 の設置要綱	14
災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表	17
激甚災害指定基準	21
局地激甚災害指定基準	22
激甚法に定める事業及び関係局	23
東京都震災対策条例	24

【 区組織・無線 】

組織編成〈文京区災害対策本部組織図〉	34
区災害対策本部を中心とする無線系統図	36
屋外スピーカー設置場所一覧表	37

避 難

【 避難所 】

基本的な避難所開設の流れ	38
避難所運営本部組織図	39
避難所運営本部の事務分掌	40
避難所にあてる学校施設一覧表	41
避難所における耐震補強工事進捗状況	43

【 避難場所 】

避難場所及び割当地区	44
避難場所の割当地域（町会別）	45

備 蓄

【 備蓄物資 】

備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表	48
学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表	52
水防用備蓄資器材一覧	62

水害対策用土のう堆積場所一覧表	64
応急対策用資器材備蓄保有状況	65
警察・消防・水防資器材備蓄保有状況	65
被災直後に必要な品目の調達（予定）一覧表	66
庁有車車種別配置一覧	67
【 水 】	
区設貯水槽一覧表	68
協定井戸一覧表（民間）	69
協定井戸一覧表 （東京都豆腐商工組合文京支部・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部）	71
区有井戸一覧表	71

医 療

【 医療 】	
災害時医療救護班編成計画	72
災害用医療資器材等の整備状況	76
血液製剤の確保	78

危険箇所等資料

【 危険箇所等資料 】	
文京区地域危険度一覧表	79
急傾斜地危険箇所一覧	80
危険物製造所一覧表	81
放射性物質関係施設	81
毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業） 一覧表	81

判定会・気象関係等資料

【 判定会 】	
判定会招集・警戒宣言発令連絡報の伝達系統図	82
【 気象 】	
気象庁が行う注意報、警報等の種類及び発表基準	83
気象警報・通報指示系統図	86
【 地震関係 】	
震度 5 弱及び 5 強地域の被害状況等の程度	87
気象庁震度階級関連解説表	91
広報文例	93

関係様式

【 様式 】

水防活動報告表様式	94
被災世帯（事業所）調査票様式	95
り災証明申請書様式	99

その他資料

【 協定先 】

文京区協定先一覧表	101
-----------------	-----

【 連絡先 】

区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表	103
----------------------------	-----

文京区防災会議条例

〔昭和38年7月10日〕
〔 条 例 第 10 号 〕

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第16条第6項の規定により、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文京区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 助役、収入役、教育長及び区の職員
- (2) 東京都の知事の部内の職員
- (3) 東京都の経営する企業の職員
- (4) 警視庁の警察官
- (5) 東京消防庁の消防吏員
- (6) 消防団長
- (7) 陸上自衛隊第一師団の隊員
- (8) 指定地方行政機関の職員
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) その他特に必要があると認めたる者

- 6 前項の委員の総数は、55人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第5項に掲げる機関の職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年3月31日 条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年12月10日 条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月23日 条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年12月6日 条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

文京区防災会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、文京区防災会議条例（昭和38年7月10日条例第10号）第5条の規定に基づき、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記録しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の職名及び氏名
 - (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(委 任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和51年2月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

文京区防災会議委員名簿

平成15年7月現在

No.	所 属
1	区長
2	助役
3	収入役
4	教育長
5	企画政策部長
6	総務部長
7	区民部長
8	福祉部長
9	介護保険部長
10	保健衛生部長
11	都市計画部長
12	土木部長
13	資源環境部長
14	施設管理部長
15	学校教育部長
16	生涯学習部長
17	建設局第一建設事務所長
18	交通局水道橋駅務区長
19	水道局文京営業所長
20	下水道局北部第一管理事務所長
21	警視庁第五方面本部長
22	警視庁富坂警察署長
23	警視庁大塚警察署長
24	警視庁本富士警察署長
25	警視庁駒込警察署長

No.	所 属
26	東京消防庁第五消防方面本部長
27	東京消防庁小石川消防署長
28	東京消防庁本郷消防署長
29	小石川消防団長
30	本郷消防団長
31	陸上自衛隊第一師団の隊員
32	東京国道工事事務所万世橋出張所長
33	株式会社エヌ・ティ・ティサービス東京 東京東支店長
34	東京電力株式会社東京支店大塚支社長
35	東京ガス株式会社東部支店長
36	首都高速道路公団西東京管理局総務部長
37	帝都高速度交通営団後樂園駅務区長
38	文京区議会議長
39	文京区議会総務区民委員会委員長
40	文京区議会防災・交通対策調査特別委員会 委員長
41	文京区町会連合会会長
42	小石川医師会代表
43	文京区医師会代表
44	小石川歯科医師会代表
45	文京区歯科医師会代表
46	文京区薬剤師会代表
47	小石川郵便局長
48	本郷郵便局長

文京区災害対策本部条例

〔昭和38年7月10日〕
〔条例第11号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき文京区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部をおく。

- 2 部に部長をおく。
- 3 本部長室及び部に属すべき職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成8年6月26日 条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成14年12月6日 条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

文京区災害対策本部条例施行規則

〔昭和49年12月7日〕
〔規則第36条〕

文京区災害対策本部条例施行規則（昭和38年11月文京区規則第14号）の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、文京区災害対策本部条例（昭和38年7月文京区条例第11号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について文京区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議し、及び策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 水防その他の応急措置に関すること。

- (3) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (4) 警報の伝達及び警告に関すること。
- (5) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (6) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (7) 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
- (8) 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用の要請に関すること。
- (9) 警戒区域の設定の要請に関すること。
- (10) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (11) 東京都知事に対する応援等の要請に関すること。
- (12) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
- (13) 被災者の救出に関すること。
- (14) 応急公用負担等に関すること。
- (15) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (16) 部長会議の招集に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成等）

第3条 本部長室は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもつて構成する。

2 本部長は、法第23条第2項の規定により区長をもつて充てる。

3 副本部長は、助役、収入役及び教育委員会教育長をもつて充て、条例第3条第2項の規定による本部長の職務を代理する場合の順位は、助役、収入役、教育委員会教育長の順とする。

4 本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

(1) 文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部の部長、担当部長及び参事並びに施設管理部長、副収入役、保健所長、監査事務局長、議会事務局長、文京区教育局処務規則（平成4年3月文京区教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長及び参事

(2) 総務部防災課長、企画政策部広報課長及び総務部総務課長

5 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

第4条 以下略

文京区臨時災害対策本部要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に大雨、洪水、地震等の非常事態が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 前条の目的を達成するため、総務部長、区民部長及び土木部長（以下「三部長」という。）は、協議に基づき文京区臨時災害対策本部（以下「臨時本部」という。）を置く。

2 臨時本部は、文京区臨時水害対策本部及び文京区臨時地震対策本部をもって構成する。

(定義)

第3条 この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する被害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する程度のものをいう。

第2章 臨時水害対策本部

(臨時水害対策本部の組織)

第4条 文京区臨時水害対策本部（以下「水対本部」という。）は、水対本部室並びに総務部、区民部及び土木部をもって組織する。

(編成員)

第5条 水対本部は、総務部、区民部及び土木部の職員で、三部長があらかじめ指名した者（以下この章において「編成員」という。）をもって編成する。

2 前項の規定にかかわらず、水対本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めるときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

(職責)

第6条 水対本部室は、三部長をもって構成し、水対本部の事務を総括し、水対本部の編成員を指揮監督する。

2 三部長のいずれかの部長に事故があるときは、水対本部室があらかじめ指定した者が前項の職務を代理する。

3 前二項の職務権限は、原則として、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（昭和39年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）の規程による正規の勤務時間を超えた時間、勤務を要しない日及び休日（以下「夜間等」という。）においてのみ認められるものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(水対本部室の分掌事務)

第7条 水対本部室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部及び区民部が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。
- (2) 応急対策の方針に基づき、各部に指示を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水対本部内の他の部に属しないこと。

(部の分掌事務)

第8条 部の分掌事務は次のとおりとする。

総務部

- (1) 水対本部室の庶務に関すること。
- (2) 編成員の服務に関すること。
- (3) 平日の勤務時間外における庁舎内に待機する編成員の給食に関すること。
- (4) 災害関係情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 編成員の給食((3)に規定する給食を除く。)及び被服に関すること。
- (6) 東京都災害対策本部との連絡に関すること。
- (7) 区民への情報の伝達及び周知、問い合わせ等に関すること。

区民部

- (1) 地域活動センター等からの情報の収集及び伝達に関すること。

土木部

- (1) 災害現場における緊急措置に関すること。

(緊急配備)

第9条 水対本部の編成員は、夜間等において水対本部室から登庁の指示があったときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し水対本部の事務に従事しなければならない。

- 2 三部長は、第3条に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められ、水対本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、第15条に規定する各班の全部又は一部の編成員に登庁を指示し、指定した事務に従事させることができる。

(解除)

第10条 編成員は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領による執務義務を解除される。

- (1) 水対本部室が被害の状況等を勘案の上、水対本部の配備を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

第3章 臨時地震対策本部

(臨時地震対策本部の組織)

第11条 臨時地震対策本部（以下「震対本部」という。）に臨時地震対策本部長（以下「震対本部長」という。）及び臨時地震対策副本部長（以下「震対副本部長」という。）を置く。

- 2 震対本部は、震対本部室並びに本部班、情報班、救出・救護班、地域活動センター班及び避難所開設班をもって組織し、班に班長及び副班長を置く。

(編成員)

第12条 震対本部は、次に掲げる職員（以下この章において「編成員」という。）をもって編成する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員を除く。

- (1) 管理職 区内居住者及び本庁舎又は地域活動センターから5km以内の居住者
- (2) 一般職員 区内居住者及び本庁舎又は地域活動センターから4km以内の居住者

- 2 前項の規定にかかわらず、震対本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

(職責)

第13条 震対本部長は、震対本部の事務を総括し、震対本部の編成員を指揮監督する。

- 2 震対副本部長は、震対本部長を補佐し、震対本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 班長は、震対本部長の命を受け、班の事務を掌理し、副班長は班長を補佐し、班長に事故があると

きは、その職務を代理する。

4 前3項以外の編成員は上司の命を受けて事務に従事する。

5 震对本部長、震対副本部長及び班長は、第12条に掲げる管理職のうちから、区長があらかじめ指定する。

6 前各項の職務権限は、原則として、夜間等においてのみ認められるものとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(震对本部長室の構成及び分掌事務)

第14条 震对本部長室は、震对本部長、震対副本部長及び必要な編成員をもって構成し、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 情報班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。

(2) 応急対策の方針に基づき、各班に指示を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、震对本部の他の班に属しないこと。

(班の分掌事務)

第15条 班の分掌事務は、次のとおりとする。

本部班

(1) 編成員の給食、給水、保健及びその他従事者支援に関すること。

(2) 本部の庶務及び経理並びに庁舎の保全に関すること。

(3) 各班との連絡調整に関すること。

(4) 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。

(5) 他の班に属さない事項に関すること。

情報班

(1) 防災行政無線等による災害関係情報の収集及び指令等の伝達に関すること。

(2) 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 区民への情報の伝達及び周知、区民からの問い合わせ等に関すること。

(4) 報道機関との連絡調整に関すること。

救出・救護班

(1) 被災者の救出及び救護活動に関すること。

(2) 応急救護、医療、助産等に関すること。

(3) 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。

地域活動センター班

(1) 各地域活動センターの事業を行う地域の災害関係情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 各地域活動センターの事業を行う地域の救出及び救護活動に関すること。

避難所開設班

(1) 避難所における緊急措置に関すること。

(2) 避難所の開設及び管理並びに避難者の収容に関すること。

(震对本部の配備又は解除)

第16条 震对本部の編成員は、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し震对本部の職務に従事しなければならない。

(1) 文京区で震度5強以上の地震が発生したとき。

(2) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく地震防災対策強化地域判定会の召集があったことを知ったとき又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言の発令があったことを知ったとき。

(3) 前2号のほか、震对本部長室から登庁の指示があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、編成員は、この要領による事務を解除される。

(1) 震对本部長が被害の状況等を勘案の上、震对本部の配備を不要と認めたとき。

(2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

（編成員等以外の職員の義務）

第17条 震对本部の編成員以外の職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し災害対策本部が設置されるまでの間、震对本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員を除く。

(1) 文京区で震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) 文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、三部長の参集の指示があったとき。

（委任）

第18条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成6年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成8年5月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年2月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年5月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、各会派幹事長に諮り、これに協力するため必要と認めるときは、文京区議会内に本部を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡をとること。
- (2) 区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- (3) 被災地及び避難場所等の状況調査を行うこと。
- (4) 災害関連議会の運営の円滑化を図ること。

(本部)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総括する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、各会派幹事長、各常任委員会委員長及び防災・交通対策調査特別委員会委員長をもって充てる。
- 5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(議員の対応)

第5条 文京区議会議員は、区対策本部が設置されたときは、区対策本部又は本部（以下「本部等」という。）に対し、その安否及び居所又は連絡場所を明らかにすることにより、連絡態勢を確立するとともに、次条に定める事務に従事するものとする。

第6条 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。以下同じ。）の所掌事務は、次の期間に応じて定める。

- (1) 初動期 災害の発生した日（以下「発生日」という。）
- (2) 中期 発生日の翌日から、発生日から起算して7日目までの期間
- (3) 後期 発生日から起算して8日目以降の期間

2 文京区議会議員の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(班)

第7条 後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

- 2 各班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

- 5 班長、副班長及び班員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
 6 各班の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則……………略

別表第1 (第6条関係)

期 間	所 掌 事 務
初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中 期	1 本部等との情報交換に関すること。 2 被災地及び避難所等における調査に関すること。 3 被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 4 被災者に対する相談及び助言に関すること。 5 本部会議の開催に関すること。
後 期	1 第7条に規定する班による区対策本部への協力に関すること。 2 全員協議会の開催に関すること。 3 防災・交通対策調査特別委員会の開催に関すること。 4 被災地及び避難所等の視察に関すること。 5 区への要請に関すること。 6 国又は東京都等への要望等に関すること。 7 臨時会の開催に関すること。

別表第2 (第7条関係)

班 名	班 長	副 班 長	班 員
総務区民班	総務区民委員会委員長	総務区民委員会 副委員長	総務区民委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
厚生班	厚生委員会委員長	厚生委員会副委員長	厚生委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
建設班	建設委員会委員長	建設委員会副委員長	建設委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
文教班	文教委員会委員長	文教委員会副委員長	文教委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)

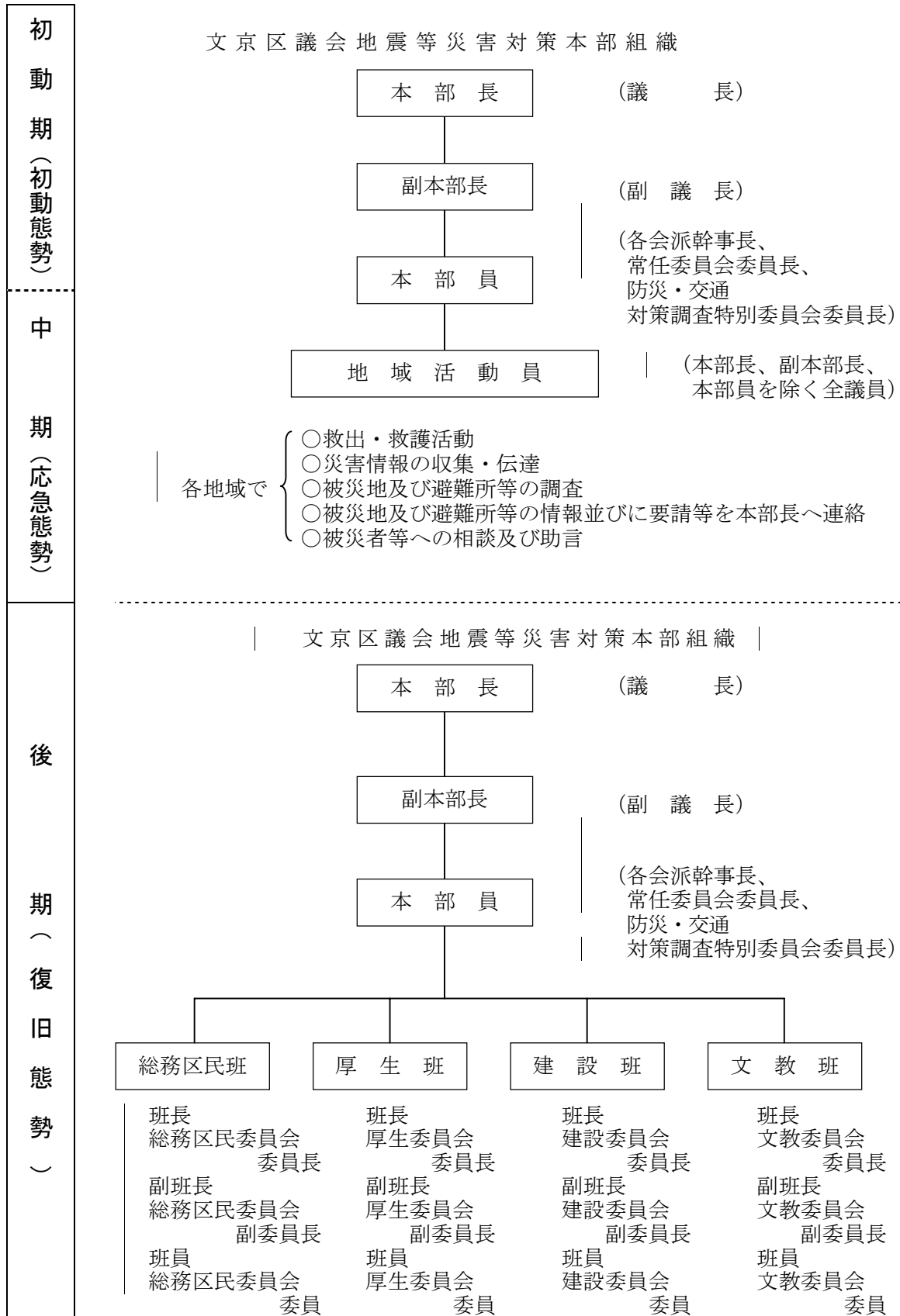
別表第3（第7条関係）

班名	所掌事務
総務区民班	文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号。以下「組織条例」という。）第2条に規定する企画政策部、総務部及び区民部並びに文京区役所組織規則（平成12年3月文京区規則第31号）第7条第2項に規定する施設管理部への協力に関すること。
厚生班	組織条例第2条に規定する福祉部、介護保険部及び保健衛生部への協力に関すること。
建設班	組織条例第2条に規定する都市計画部、土木部及び資源環境部への協力に関すること。
文教班	文京区教育局設置規則（昭和27年11月文京区教育委員会規則第1号）に規定する教育局への協力に関すること。

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕

防 災 対 応	
初 動 期	(1)各議員は、その安否を本部に連絡すること。 (2)各議員は、常にその居所または連絡場所を明らかにし、本部との連絡態勢を確立すること。 (3)各議員は、随時、本部よりの災害情報の提供を受けること。 (4)各議員は、各地域における救助活動等を行うこと。
中 期	(1)各議員は、随時、本部よりの正確で新しい情報の提供を受けること。 (2)各議員は、各地域における被災地及び避難所等での調査を行うこと。 (3)各議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報並びに要請事項等について、本部長への連絡を行うこと。 (4)各議員は、各地域における被災者に対する相談及び助言等を行うこと。 (5)防災・交通対策調査特別委員会を開催する。 (6)区対策本部へ要請を行う。
後 期	(1)全員協議会を開催する。 (2)各議員は、各班毎に区対策本部への協力を行うこと。 (3)防災・交通対策調査特別委員会を開催する。 (4)被災地及び避難所等の視察を行う。 (5)区へ要請を行う。 (6)国・東京都等へ要望等を行う。 (7)臨時会を開催する。

- { 初動期（初動態勢）…………… 発災1日目
 { 中期（応急態勢）…………… 発災後おおよそ1週間まで
 { 後期（復旧態勢）…………… 発災後おおよそ1週間以降



文京区判定会召集及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止を図るとともに、東海地震による被害を最小限に食い止めるため、文京区職員の非常配備態勢について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定会召集 気象業務法第11条の2に定める気象庁長官の任務の遂行にあたり、強化地域に係る大規模な地震の発生の恐れに関する判定を行うため、気象庁に設置された地震防災対策強化地域判定会を召集することをいう。
- (2) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(編成員)

第3条 この非常配備態勢の編成員は全職員とする。ただし、病弱者並びに中学生以下の子ども、介助者の必要な高齢者、病弱者及び障害者をかかえている職員は編成員から除く。

(編成員の構成)

第4条 非常配備態勢の編成員の構成は次のとおりとする。

- (1) 課長相当職以上の職員
- (2) 文京区災害時における臨時非常配備態勢の編成員（以下「臨時非常配備態勢の編成員」という。）
- (3) 上記以外の職員（以下「一般職員」という。）

(職 務)

第5条 この要綱に基づき非常配備態勢につく編成員の職務は、文京区地域防災計画「警戒宣言に伴う対応措置」に定めるところによる。

(非常配備態勢)

第6条 非常配備態勢は次のとおりとする。

- (1) 判定会召集から判定結果の出るまで

	勤務時間内に召集の場合		勤務時間外に召集の場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	勤務時間終了後は、判定結果がでるまで全員準備活動に入る。	判定会の召集を知ったときは、全員登庁して準備活動に入る。
一般職員	同上	同上	判定会の召集を知ったときは、第1班の職員は登庁して準備活動に入る。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	同上	判定会の召集を知ったときは、班長補佐以上の編成員は登庁して準備活動に入る。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 数時間以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	同上	1 第1班の職員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 第2班及び第3班の職員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは、登庁して災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	同上	1 班長補佐以上の編成員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 その他の編成員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは登庁して災害対策本部の業務に従事する。

イ 2、3日以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	1 勤務時間終了後は、翌日の午前8時30分まで第1班の職員が災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。	1 第1班の職員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は自宅で待機する。	1 班長補佐以上の編成員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 2日以後は、勤務時間終了後は全員自宅で待機する。

(解除)

第7条 次の各号に掲げる場合は、非常配備態勢を解除する。

- (1) 判定の結果警戒宣言が発せられない場合
- (2) 警戒解除宣言が発せられた場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行細則）

1. 救助の程度・方法及び期間

平成15年7月22日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本額 避難所設置費 100人1日当り 30,000円以内 2. 加算額 冬季（10月～3月） は別に定める額 3. 高齢者等で特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費加算可能 	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 規格 1戸当り 平均29.7㎡（9坪） を基準とする。 2. 限度額 1戸当り 2,468,000円以内 3. 「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとする。その規模及び設置費用は別に定める額とする。 	災害発生の日から20日以内 着工 （ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間延長あり）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区市町村相互間の対数の融通が可能 2. 供与期間2年以内 3. 都外からの輸送費は別枠とする。 4. 高齢者等で、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を「応急仮設住宅」として設置できることとする。この場合の「応急仮設住宅」の設置戸数は、被災者に提供される「福祉仮設住宅」の部屋数とする。
炊き出しその他による食品の供与	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者 3. 床下浸水で自宅において自炊不可能な者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1人1日当り 1,010円以内 2. 被災地から縁故先（遠隔地）等へ一時避難する場合3日以内支給可能 	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	食品供与のための総経費を述べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水、又は炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他、生活必需品の供与、又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 別記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
			1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す毎 に加算	
		全壊 流失	夏	17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200
			冬	28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400
		半壊 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
	冬	9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班……使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院、又は診療所……国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前、又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 （ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送日は別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 525,000円以内	災害発生の日から1か月以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住宅の全半壊（全半焼）、流失、床上浸水等により学用品を喪失、又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材の実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から1か月以内（教科書） 災害発生の日から15日以内（文房具及び通学用品）	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12才以上） 189,000円以内 小人（12才未満） 151,200円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者	1. 洗浄縫合消毒等1体 当り3,200円以内 2. 一時保存 ・既存建物…通常実費 ・既存建物以外…1体 当り 5,000円以内 ・ドライアイス…通常 実費 3. 検案 救護班以外は慣行料 金	災害発生の日 から10日以内 ただし、 厚生労働 大臣の承 認により 期間延長 あり	1. 検案は原則として 救護班 2. 輸送費、人件費は 別途計上
障 害 物 の 除 去	1. 自力では除去できな い者 2. 居室、炊事場、玄関 等に障害物が運びこ まれて生活に支障を きたしている場合	1 世帯当り 138,500円以内	災害発生の日 から10日以内 ただし、 厚生労働 大臣の承 認により 期間延長 あり	実情に応じ…区町村相 互間において対象数の 融通ができる。
輸送費及び 賃金職員等 雇 上 費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 災害にかかった者の 救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の 実費	救助の実施が 認められる期 間	

2. 従事命令を受けた者の実費弁償

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10 条第1号から第4号ま でに規定する者	1 人 1 日 当 り 医師、歯科医師 17,600円以内 薬剤師 12,100円以内 保健師、助産師、看護師 11,600円以内 土木技術・建築技術者 17,400円以内 大工、左官、とび 20,900円以内	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当及び旅 費は、別途東京都規則で 定める額

激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激 甚 災 害 と さ れ る 被 害 の 程 度
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5%を超える災害</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2%を超える災害</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる災害</p> <p>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる災害</p>
法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 2,000戸以上 一市町村の区域内で 200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 2 滅失住宅戸数が被災地全域で おおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で 400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど災害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
(公共施設災害関係) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置

激甚法に定める事業及び関係局（都総務局）

平成15年 5月

適用条項	事業名	関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉局 健康局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、授産施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 伝染病予防事業	健康局	
	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設
		下水道局	公共下水道、都市下水路
		港湾局	林業用施設（貯木場等）
		産業労働局 都市計画局	林業用施設、漁場
		総務局	上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	産業労働局	

東京都震災対策条例

平成12年12月22日

条例第 202号

東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 知事の責務（第2条一第7条）
- 第3節 都民の責務（第8条）
- 第4節 事業者の責務（第9条一第11条）

第2章 予防対策

- 第1節 震災に関する研究、公表等（第12条）
- 第2節 防災都市づくりの推進（第13条）
- 第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保（第14条一第23条）
- 第4節 火災の防止等（第24条一第31条）
- 第5節 防災広報及び防災教育（第32条・第33条）
- 第6節 防災組織（第34条一第37条）
- 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり（第38条）
- 第8節 ボランティアへの支援（第39条）
- 第9節 要援護者に対する施策（第40条）
- 第10節 防災訓練（第41条・第42条）
- 第11節 都民等の意見（第43条）

第3章 応急対策

- 第1節 応急体制等の整備（第44条一第46条）
- 第2節 避難（第47条一第51条）
- 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保（第52条）
- 第4節 帰宅困難者対策（第53条・第54条）

第4章 復興対策（第55条・第56条）

第5章 委任（第57条）

附則

（前文）

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域に

おける助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2節 知事の責務

（基本的責務）

第2条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）並びに第34条から第36条までの防災組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（都民及び事業者に対する指導等）

第3条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアに対する支援）

第4条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わな

ればならない。

(都民等への助成)

第5条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第6条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第7条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 都民の責務

第8条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食糧の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画の作成)

第10条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第 1 1 条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第 2 章 予防対策

第 1 節 震災に関する研究、公表等

第 1 2 条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第 1 項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第 2 節 防災都市づくりの推進

第 1 3 条 知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災都市づくりに関する施策の指針

二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三 重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第 1 項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第 3 節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第 1 4 条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第 1 5 条 知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第16条 知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物（公共施設等の安全の確保）

第18条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第19条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第20条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第21条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第22条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第23条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第24条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第25条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第26条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第27条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第28条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第9条の3の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第29条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第30条 知事は、消防法第2条第7項の危険物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第31条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第32条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第33条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育

に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第6節 防災組織

(防災市民組織)

第34条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第35条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第36条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第37条 知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第38条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節 都民等の意見

第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかななければならない。

第2節 避難

(避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必

要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第26条第1項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第4章 復興対策

(震災復興体制の確立)

第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第5章 委任

第57条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

組織編成〈文京区災害対策本部組織図〉

平成15年4月現在



中期シフト（2日目～1週間）

災害対策本部

[9. 災対建築部] 部長 都市計画部長 部長補佐 建築課長	9. 1	建築課	〔建物被害判定及び 危険度判定〕
	9. 2	地域整備課	
	9. 3	施設管理課（技術）	
[10. 災対土木部] 部長 土木部長 部長補佐 土木部管理課長	10. 1	管理課	〔被災者の救 出、道路啓 開、給水〕
	10. 2	道路課	
	10. 3	みどり公園課	
[11. 災対教育部] 部長 学校教育部長 部長補佐 学校教育部庶務課長	11. 1	庶務課	〔被災幼児、児 童及び生徒の 救護並びに教 育の臨時措置〕
	11. 2	指導室	
	11. 3	学校適正 配置担当課	
	11. 4	教育センター	

後期シフト（1週間後～）

災害対策本部

[1. 災对本部事務局] 部長 総務部長 部長補佐 防災課長	1. 1	防災課	〔災对本部の運営・ 統括〕
	1. 2	総務課	
[2. 災対情報部] 部長 企画政策部長 部長補佐 広報課長	2. 1	企画課（情報収集・伝達）	
	2. 2	新公共経営担当課	
	2. 3	財政課	
	2. 4	広報課	
	2. 5	情報政策課	
[3. 災対総務部] 部長 総務部長 部長補佐 副収入役 区議会事務局長 総務課長	3. 1	総務課	〔災对本部の庶務 ボランティア〕
	3. 2	職員課	
	3. 3	男女平等青少年課	
	3. 4	施設管理管理課（事務）	
	3. 5	収入役室	
	3. 6	選挙管理委員会事務局	
	3. 7	区議会事務局	
[4. 災対区民部] 部長 区民部長 部長補佐 区民課長	4. 1	区民課	〔り災証明、義 援金品受領〕
	4. 2	戸籍住民課	
[5. 災対生活部] 部長 福祉部長 部長補佐 資源環境部長	5. 1	経済課	〔食品及び生 活用品等給 与、義援金 品の配付、 環境保全〕
	5. 2	福祉課	
	5. 3	障害者福祉課	
	5. 4	高齢者福祉課	
	5. 5	環境対策課	
	5. 6	リサイクル清掃課	
	5. 7	文京清掃事務所	

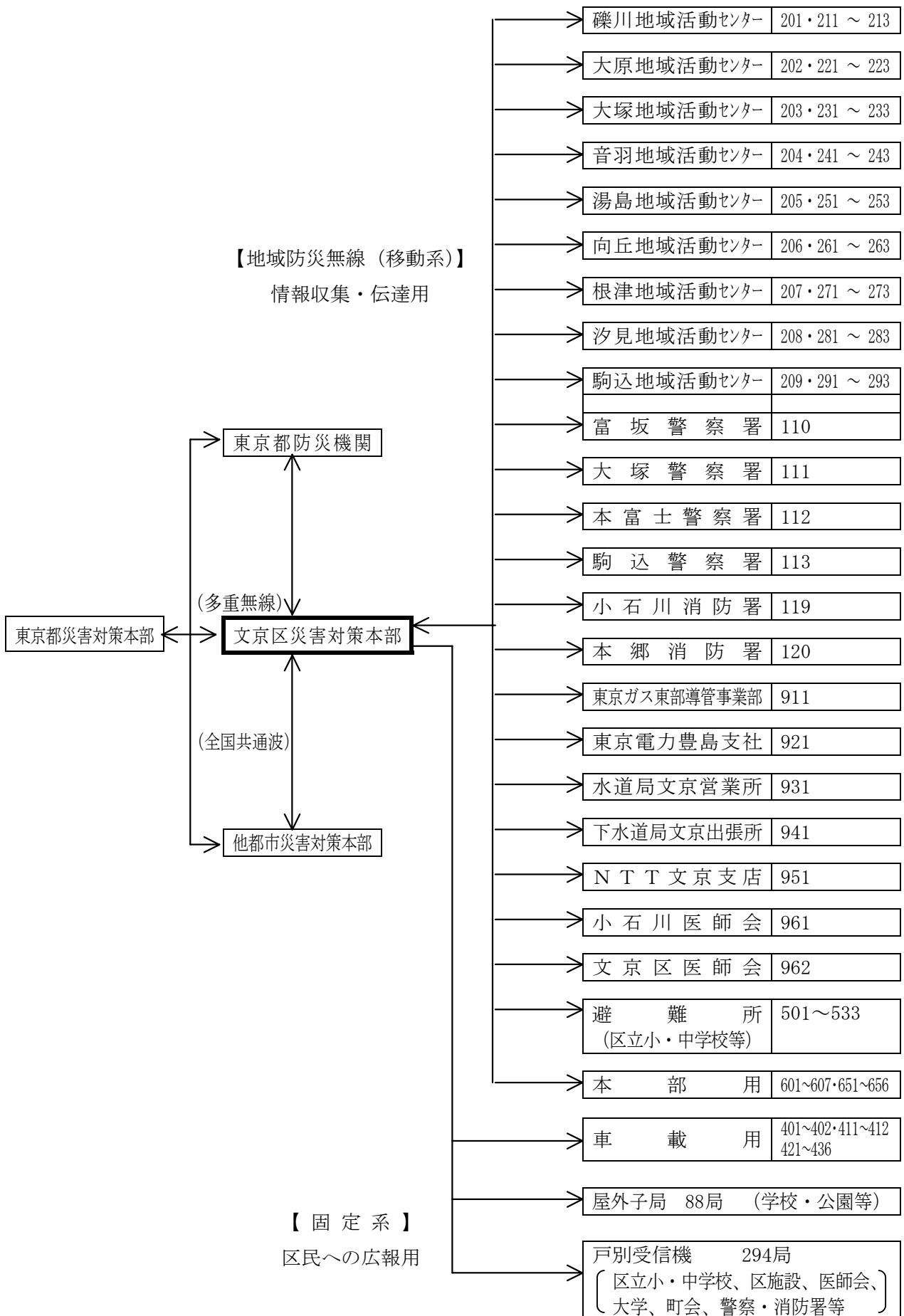
後期シフト（1週間後～）

災害対策本部

[6. 避難所運営部] 部長 介護保険部長 部長補佐 生涯学習部長	6. 1	介護 保険課	〔避難所の 運営・管理〕
	6. 2	国保年金課	
	6. 3	保育課	
	6. 4	児童課	
	6. 5	文化振興課	
	6. 6	スポーツ振興課	
	6. 7	生涯学習センター	
	6. 8	真砂中央図書館	
[7. 医療救護部] 部長 保健衛生部長 部長補佐 健康推進課長 保健予防課長	7. 1	健康推進課	〔医療及び 助産救護 医療機関 との連 絡調整〕
	7. 2	生活衛生課	
	7. 3	保健予防課	
	7. 4	健康センター	
	7. 5	小石川保健 サービスセンター	
	7. 6	本郷保健サービスセンター	
[8. 輸送部] 部長 総務部長 部長補佐 契約管財課長	8. 1	契約管財課	〔物資の輸送 車両の管理〕
	8. 2	税務課	
[9. 災対福祉部] 部長 福祉部長 部長補佐 監査事務局長	9. 1	保護課	〔災害弱者 対策、遺 体の收容〕
	9. 2	福祉センター	
	9. 3	学務課	
	9. 4	監査事務局	
[10. 災対復興部] 部長 都市計画部長 部長補佐 施設管理部長 計画調整課長	10. 1	計画調整課	〔応急仮設住 宅、復旧建 築業務及び 災害復旧 工事〕
	10. 2	指導課	
	10. 3	住宅課	
	10. 4	地域整備課	
	10. 5	建築課	
	10. 6	施設管理課（技術）	
[11. 災対土木部] 部長 土木部長 部長補佐 土木部管理課長	11. 1	管理課	〔災害復旧工 事、障害物 の除去及び がれきの処理〕
	11. 2	道路課	
	11. 3	みどり公園課	
[12. 災対教育部] 部長 学校教育部長 部長補佐 学校教育部庶務課長	12. 1	庶務課	〔被災幼児 児童及び生 徒の救護並 びに教育の 臨時措置〕
	12. 2	指導室	
	12. 3	学校適正 配置担当課	
	12. 4	教育センター	

区災害対策本部を中心とする無線系統図

(呼出番号)



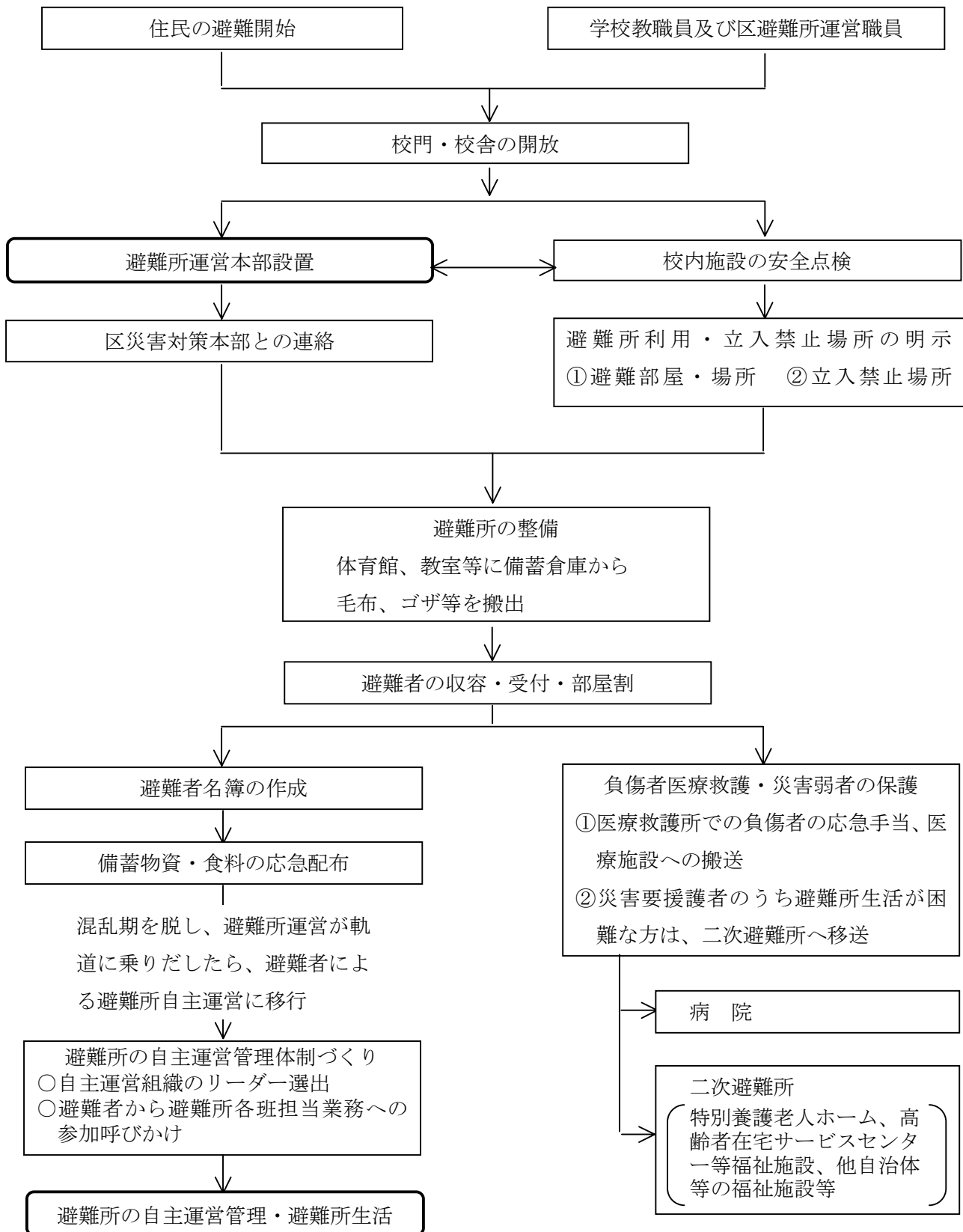
屋外スピーカー設置場所一覧表

平成15年9月現在

NO	設置場所	住所	NO	設置場所	住所
1	区役所庁舎	春日1-16-21	46	お茶の水公園横	湯島1-4
2	後楽公園	後楽1-6	47	湯島小学校	湯島2-28-14
3	警視庁飯田橋庁舎	後楽1-9-11	49	湯島ハイタウン	湯島4-6
4	小石川保健サービスセンター	春日1-9-21	50	㈱イジカン医療法人社団同友会	西片1-15-10
5	柳町小学校	小石川1-23-16	51	西片公園	西片2-3
6	礫川小学校	小石川2-13-2	52	誠之小学校	西片2-14-6
7	城北信用組合	小石川3-39-8	53	向丘一丁目児童遊園	向丘1-10
8	指ヶ谷小学校	白山2-28-4	54	向丘生涯学習館	向丘2-5-7
9	白山四丁目第2児童遊園	白山4-4	55	駒本小学校	向丘2-37-5
10	白山公園	白山5-31	56	弥生職員住宅	弥生2-9-10
11	明化小学校	千石1-13-9	57	根津小学校	根津1-14-3
12	林町小学校	千石2-36-3	58	汐見小学校	千駄木2-19-23
13	大原地域活動センター	千石4-1-2	59	須藤公園	千駄木3-4
14	宮下公園	千石4-23	60	千駄木児童遊園	千駄木5-17
15	駕籠町小学校	本駒込2-29-6	61	千駄木小学校	千駄木5-44-2
16	金富小学校	春日2-6-15	62	本駒込一丁目第2児童遊園	本駒込1-16
17	小石川四丁目児童遊園	小石川4-13	63	本駒込南児童館	本駒込3-11-14
18	小石川図書館	小石川5-9-20	64	第九中学校	本駒込3-28-9
19	水道端図書館	水道2-16-14	65	みずほ銀行動坂支店	千駄木4-7-8
20	小日向台町小学校	小日向2-3-8	66	富士前公園	本駒込5-17
21	教育センター	大塚1-9-22	67	神明北公園	本駒込5-67
22	第七中学校	大塚2-2-2	68	六義公園運動場	本駒込6-16-10
23	窪町小学校	大塚3-2-3	69	白山五丁目児童遊園	白山5-12
25	窪町東公園	大塚3-31	70	藍染保育園	根津2-34-15
26	大塚小学校	大塚4-1-7	71	太平洋(株)セメント	本郷4-8-17
27	大塚公園	大塚4-49	73	神明公園	本駒込4-13
28	青柳小学校	大塚5-40-18	74	根津二丁目第2児童遊園	根津2-13
29	大塚五丁目児童遊園	大塚5-16-19	75	筑波大学附属盲学校	目白台3-27-3
30	大塚児童館	大塚6-22-19	76	江戸川公園	関口2-1
31	水道寿会館	水道2-9-6	77	向丘二丁目児童遊園	向丘2-12
32	関口一丁目児童遊園	関口1-9-16	78	拓殖大学	小日向3-4-14
33	新江戸川公園	目白台1-1	79	日本女子大学	目白台2-8-1
34	目白台1-16遊び場	目白台1-16	80	日立病院	湯島3-5-7
35	関口台町小学校	関口2-6-1	81	東京大学工学部5号館	本郷7-3-1
36	音羽地域活動センター	目白台3-4-11	82	本駒込二丁目第2児童遊園	本駒込2-12
37	目白台三丁目児童遊園	目白台3-15	83	東京大学本部管理棟	本郷7-3-1
38	福祉センター	音羽1-22-14	84	古川橋(水防サリソ共用)	関口1-18
39	旧元町小学校	本郷1-1-19	85	小桜橋(水防サリソ共用)	水道1-4
40	壺岐坂通り	本郷1-21	86	白鳥橋(水防サリソ共用)	後楽2-23
41	本郷T Sビル	本郷2-38-16	87	隆慶橋(水防サリソ共用)	後楽2-7
42	J F Aハウス	本郷3-10	88	日火江戸川橋ビル	関口1-45
43	台町児童遊園	本郷5-13	89	小石川植物園管理棟	白山3-7-1
44	本郷消防署	本郷7-1-11	90	小石川植物園	白山3-7-1
45	東京大学	本郷7-3-1	91	グリーンコーポ第2	大塚5-11-1

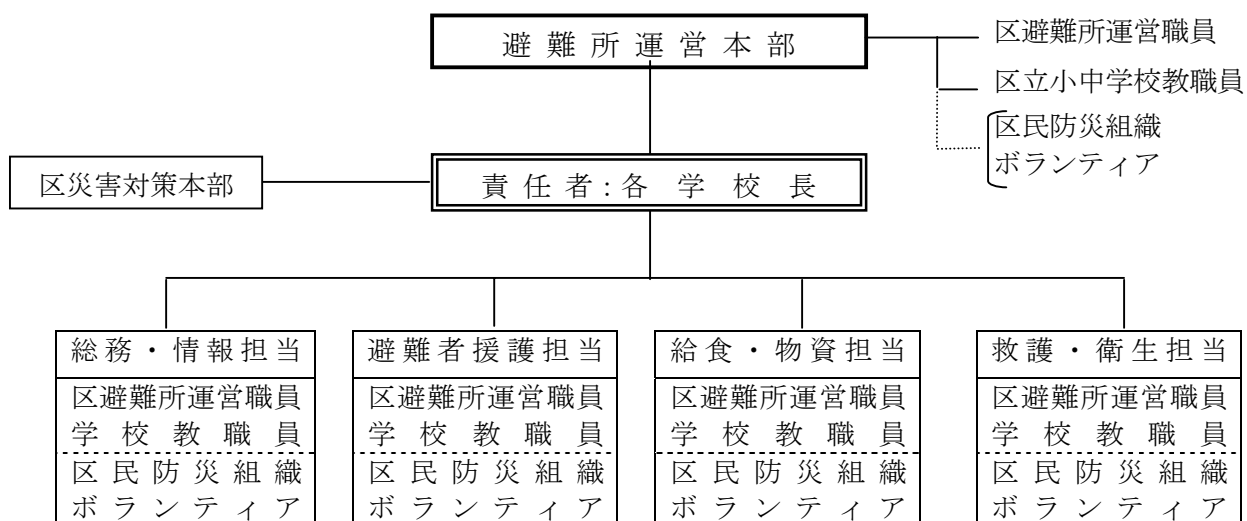
※設置子局数(屋外スピーカー) 88局(欠番24・48・72)

基本的な避難所開設の流れ（発災後から約1週間）

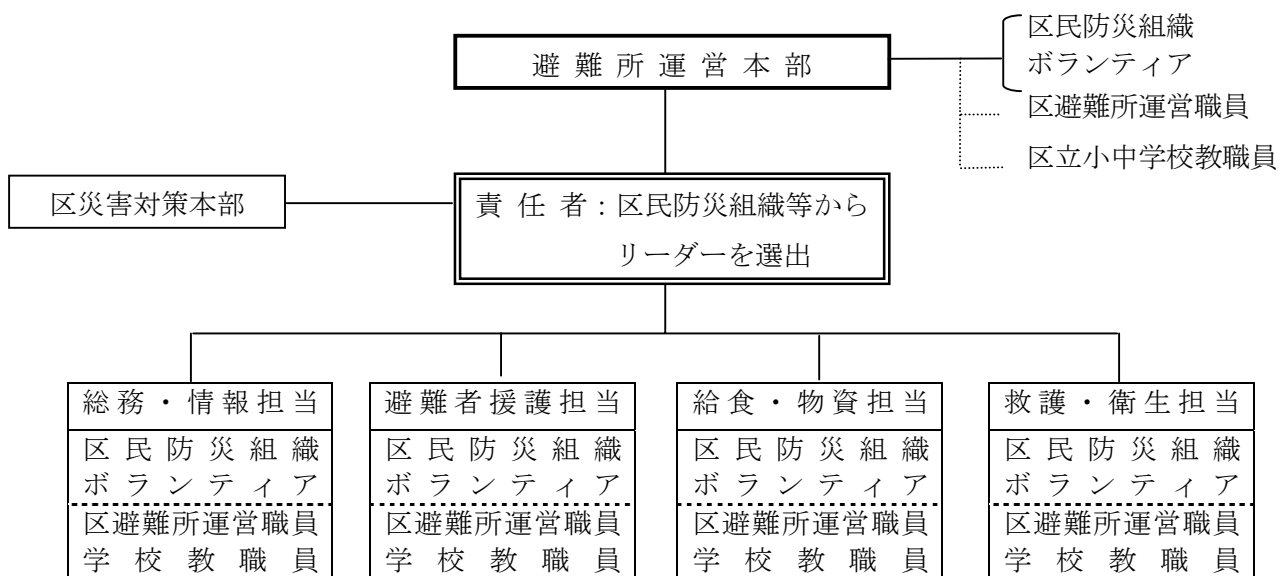


『避難所運営本部』組織図

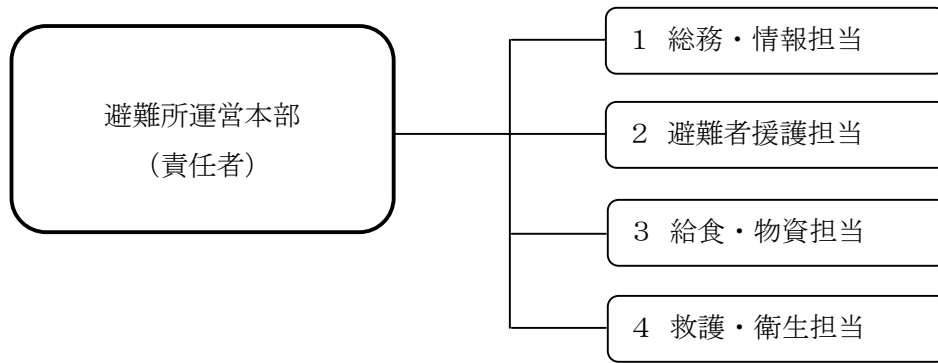
〔初動期～中期〕



〔後 期〕 ※自主運営組織へ移行



避難所運営本部の事務分掌



避難所運営本部の事務分掌の例

担 当	業 務 分 掌	業 務 内 容 (例示)
1 総務・情報担当	<input type="checkbox"/> 避難所運営の調整 <input type="checkbox"/> 情報の収集、提供 <input type="checkbox"/> 災害対策本部等との連絡調整	<input type="checkbox"/> 避難所運営本部の設置場所の決定 <input type="checkbox"/> 情報収集、整理、確認、提供 <input type="checkbox"/> 避難者名簿の整理、管理 <input type="checkbox"/> 区避難所運営部（避難所担当部）との連絡調整 <input type="checkbox"/> 避難所運営会議への支援
2 避難者援護担当	<input type="checkbox"/> 避難者の生活支援 <input type="checkbox"/> 区民防災組織、ボランティア等との連携	<input type="checkbox"/> 避難所に使用するスペース、立ち入り禁止区域の指定
3 給食・物資担当	<input type="checkbox"/> 生活物資の管理・配給	<input type="checkbox"/> 避難所専用の備蓄物資の管理、支給 <input type="checkbox"/> 避難物資の受け入れ、整理、管理、配給 <input type="checkbox"/> 飲料水の配給、確保 <input type="checkbox"/> 炊き出しへの支援
4 救護・衛生担当	<input type="checkbox"/> 避難者の救護 <input type="checkbox"/> 医療救護所への協力 <input type="checkbox"/> 清掃・衛生管理への支援	<input type="checkbox"/> 医療救護所配置場所の事前確認 <input type="checkbox"/> 医療救護所への協力（医療救護所が設置されない場合、又は設置されるまでの間の応急手当の実施） <input type="checkbox"/> 仮設トイレの確保、設置 <input type="checkbox"/> トイレ、ごみ集積場等の清掃、衛生管理の支援

避難所にあてる学校施設一覧表

施設名	所在地	電話	地盤高	収容人員		貯水能力	収容町会等
				一時	長期		
礪川小学校	文京区 小石川2-13-2	(3811)7276	高	人 3,740	人 1,870	t 18	富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、 表町町会、春日町三丁目町会
柳町小学校	小石川1-23-16	(3811)0068	低	4,800	2,400	15	初音町町会、小石川表町町会、柳町町会、 柳町中央町会、柳町三和会、 八千代町町会、南戸崎町会
指ヶ谷小学校	白山2-28-4	(3811)6005	低	4,960	2,480	12	戸崎町会、指ヶ谷町会、白山指ヶ谷町会、 白山町会、京華通自治会
林町小学校	千石2-36-3	(3946)0421	高	5,960	2,980	16	林町町会、丸山町会、大原町会
明化小学校	千石1-13-9	(3944)0366	高	6,280	3,140	16	原町町会、宮下町会、西原町会
青柳小学校	大塚5-40-18	(3947)2471	高	6,440	3,220	12	豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、 大塚坂下北町会、目白台二丁目町会
関口台町 小学校	関口2-6-1	(3947)2631	高	6,080	3,040	30	目白台豊川町会、高田老松町会、 関口町会、関口二・三丁目町会
小日向台町 小学校	小日向2-3-8	(3947)2371	高	4,360	2,180	15	小日向台町町会、茗荷谷町会
金富小学校	春日2-6-15	(3811)0066	普	4,640	2,320	20	春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、 水道端町会、西江戸川町会
窪町小学校	大塚3-2-3	(3946)8261	高	7,160	3,580	10	大塚窪町町会、氷川下町会 都営大塚アパート自治会
大塚小学校	大塚4-1-7	(3946)3421	普	3,880	1,940	2.7	大塚上辻町会、大塚仲町町会、 大塚四丁目協力会
湯島小学校	湯島2-28-14	(3813)6061	高	5,740	2,870	24	湯島一丁目町会、湯島会、新花会、 三組町会、妻恋会、湯島三丁目梅光会、 天梅会、三組弥生会、天一町会、天二町会、 天三町会、同朋町会、湯島切通町会、 湯島北町会、竜岡会、両門町会
誠之小学校	西片2-14-6	(3811)7171	高	8,640	4,320	18	西片町会、丸山福山町町会、 丸山新町町会、向丘一丁目上町会、 白山前町町会
根津小学校	根津1-14-3	(3822)4731	低	4,960	2,480	18	根津宮永町会、根津八重垣町会、 藍染町会、根津片町町会、 根津宮本町会、向ヶ岡弥生町会、 弥生一丁目町会
千駄木小学校	千駄木5-44-2	(3821)7168	高	7,000	3,500	40.5	上動五三会、動坂中町会、動坂町会
汐見小学校	千駄木2-19-23	(3827)7566	低	6,160	3,080	24	上千駄木町会、千駄木二丁目西町会
昭和小学校	本駒込2-28-31	(3944)0471	高	4,480	2,240	30	上富士町会、神明町会、(社)大和郷会

施設名	所在地	電話	地盤高	収容人員		貯水能力	収容町会等
				一時	長期		
駒本小学校	向丘2-37-5	(3827)5451	高	5,080	2,540	12	肴町町会、白山上自治会、蓬萊町会 浅嘉町会
駕籠町小学校	本駒込2-29-6	(3944)1471	高	4,640	2,320	12.5	駕籠町会、西丸町会、曙町会
本郷小学校	本郷4-5-15	(3813)7551	高	5,120	2,560	8	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、 田町町会、菊坂町会、菊和会、 本郷五丁目台町会、本郷五丁目町会、 本郷五丁目赤門前町会、本郷同四会
旧元町小学校	本郷1-1-19	(3813)7553	高	5,160	2,580	7.5	本郷三丁目南部会、元二親和会、 本郷二丁目元一会、本一町会
第一中学校	小石川5-8-9	(3811)7271	高	7,752	3,876	15	東御殿町会、白山御殿町睦会、久堅自治会、 久堅西町会、小石川五丁目互楽会
第三中学校	春日1-9-31	(3814)2544	高	5,750	2,860	15	春日町一・二丁目春睦会、春日一丁目仲睦会、 大門町会、春日一丁目大門町会、道和町会、 後楽町会、小石川自治会、春日礪川町会、 本郷一丁目アパート自治会
第五中学校	小日向2-16-15	(3947)2771	普	5,800	2,900	14 27	音六町会、音羽七和会、音八会、 音羽丸根町会、小日水町会、古川松ヶ枝町会、 関口一丁目南部会、関水町会
第六中学校	向丘1-2-15	(3814)6666	高	6,960	3,480	17	森町町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、 向丘一丁目中町会、東大農学部前自治会
第七中学校	大塚2-2-2	(3947)2681	高	5,000	2,500	12	東青柳町会、目白台雑司ヶ谷町会、 音一文化会、音二町会、音羽三和会、 音羽四丁目町会、音羽五丁目町会、 大塚一・二丁目町会
第八中学校	千駄木2-19-22	(3821)7128	低	6,240	3,120	12	千駄木二丁目東町会、 千駄木三丁目南部町会
第九中学校	本駒込3-28-9	(3821)7178	高	6,800	3,400	18	吉片町会、富士前町会、神明町上町会、 神明西部町会、本駒自治会
第十中学校	千石2-40-17	(3944)0371	高	7,040	3,520	17.5	原町西町会、上御殿町会、林町南町会
文林中学校	千駄木5-25-10	(3827)7671	高	5,760	2,880	15.6	千駄木東林町会、千駄木西林町会、 千駄木三丁目北町会
茗台中学校	春日2-9-5	(3811)2969	高	7,520	3,760	24	文京中央町会、久堅町民会、久堅親交会
本郷台中学校	本郷2-38-23	(3811)2571	高	4,720	2,360	32	弓一文化会、本郷二丁目弓二会、 本郷二・三丁目町会、 本郷三丁目金助町会、春木会、本富士町会
計				184,622	92,296	580.3	

避難所における耐震補強工事進捗状況

平成15年7月1日現在

施設名	所在地	工事完了年度
礪川小学校	小石川2-13-2	H12完了
柳町小学校	小石川1-23-16	S60体育館完了 一部校舎未完了
指ヶ谷小学校	白山2-28-4	H12完了
林町小学校	千石2-36-3	H2体育館完了 校舎未完了
明化小学校	千石1-13-9	H元完了
青柳小学校	大塚5-40-18	H3完了
関口台町小学校	関口2-6-1	H13完了
小日向台町小学校	小日向2-3-8	H12完了
金富小学校	春日2-6-15	S57改築
窪町小学校	大塚3-2-3	改築中
大塚小学校	大塚4-1-7	H10体育館完了 校舎未完了
湯島小学校	湯島2-28-14	H3改築
誠之小学校	西片2-14-6	H14完了
根津小学校	根津1-14-3	H2完了
千駄木小学校	千駄木5-44-2	H11完了
汐見小学校	千駄木2-19-23	S62改築
昭和小学校	本駒込2-28-31	H8改築
駒本小学校	向丘2-37-5	H13完了
駕籠町小学校	本駒込2-29-6	H11完了
本郷小学校	本郷4-5-15	H14改築
旧元町小学校	本郷1-1-19	未定

施設名	所在地	工事完了年度
第一中学校	小石川5-8-9	H10完了
第三中学校	春日1-9-31	H9完了
第五中学校	小日向2-16-15	H10一部校舎完了 体育館未完了
第六中学校	向丘1-2-15	H14体育館完了 校舎未完了
第七中学校	大塚2-2-2	H12校舎完了 体育館未完了
第八中学校	千駄木2-19-22	H14完了
第九中学校	本駒込3-28-9	H10一部校舎未完了 H12体育館完了
第十中学校	千石2-40-17	H10完了
文林中学校	千駄木5-25-10	H12完了
茗台中学校	春日2-9-5	H5改築
本郷台中学校	本郷2-38-23	校舎未完了 H12体育館完了

避難場所及び割当地区（平成14年12月）

避難場所	総面積（㎡） （有効面積）	避難計画人口（人）	文京区の割当地区町丁目
六 義 園	100,800 (51,900)	26,600 (文京区 26,600)	向丘2の一部、千駄木4、5の一部、本駒込1の一部、2～6
東 京 大 学	529,100 (269,500)	113,800 (文京区 113,800)	小石川1の一部、本郷2の一部、3、4の一部、5の一部、6、7、湯島1～4、西片1の一部、2、向丘1、2の一部、弥生1、2、根津1、2、千駄木1～3、5の一部、本駒込1の一部
後 楽 園 一 帯	402,400 (205,800)	139,200 〔 文京区 72,800 新宿区 66,400 〕	後楽1、2、春日1、2、小石川1の一部、2、3の一部、水道1、2、小日向1の一部、2の一部、4の一部、関口1の一部、本郷1、2の一部、4の一部、5の一部、西片1の一部
お茶の水女子大学一帯	259,400 (151,300)	36,100 (文京区 36,100)	小石川3の一部、4、5の一部、小日向1の一部、2の一部、3、4の一部、大塚1、2の一部、3の一部、4の一部、音羽1の一部
教育の森公園一帯	104,200 (56,000)	29,500 〔 文京区 15,900 豊島区 13,600 〕	小石川5の一部、千石1の一部、2の一部、3、4、大塚3の一部、4の一部
護 国 寺 一 帯	176,400 (80,700)	32,600 (文京区 32,600)	大塚2の一部、4の一部、5の一部、6、関口1の一部、2、3、目白台1～3、音羽1の一部、2
小 石 川 植 物 園	161,200 (50,400)	31,800 (文京区 31,800)	小石川1の一部、3の一部、白山1～5、千石1の一部、2の一部、西片1の一部
合 計	1,733,500 (865,600)	409,600 〔 文京区 329,600 その他 80,000 〕	

避難場所の割当地域（町会別）

場所	町 会 名
六 義 園	<p style="text-align: center;">14町会</p> <p>大原地域活動センター管内（2町会） 駕籠町会、（社）大和郷会</p> <p>駒込地域活動センター管内（12町会）－全町会 吉片町会、浅嘉町会、曙町会、上富士町会、上動五三会、動坂中町会、 動坂町会、富士前町会、神明町会、神明町上町会、神明西部町会、 本駒自治会</p>
東 京 大 学	<p style="text-align: center;">54町会</p> <p>湯島地域活動センター管内（30町会） 本一町会、本郷二・三丁目町会、本郷同四会、本郷五丁目町会、 本郷五丁目赤門前町会、春木会、本郷三丁目金助町会、本富士町会、 竜岡会、本郷二丁目元一会、本郷二丁目弓二会、本郷五丁目台町町会、 菊坂町会、菊和会、湯島一丁目町会、本郷三丁目南部会、湯島会、 新花会、三組町会、三組弥生会、湯島三丁目梅光会、妻恋会、天梅会、 天一町会、天二町会、天三町会、同朋町会、湯島切通町会、両門町会、 湯島北町会</p> <p>向丘地域活動センター管内（10町会） 森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、肴町町会、白山上自治会、 西片町会、蓬莱町会、向丘一丁目中町会、向丘一丁目上町会、 東大農学部前自治会</p> <p>根津地域活動センター管内（7町会）－全町会 根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、 根津宮本町会、向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会</p> <p>汐見地域活動センター管内（7町会）－全町会 千駄木二丁目東町会、千駄木二丁目西町会、上千駄木町会、 千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目南部町会、 千駄木三丁目北町会</p>

場所	町 会 名
お茶の水女子大学一帯	<p>10町会</p> <p>大原地域活動センター管内（1町会） 小石川五丁目互楽会</p> <p>大塚地域活動センター管内（9町会） 大塚一・二丁目町会、文京中央町会、久堅自治会、久堅町民会、 久堅親交会、久堅西町会、小日向台町町会、茗荷谷町会、大塚仲町町会</p>
教育の森公園一帯	<p>9町会</p> <p>大原地域活動センター管内（7町会） 林町町会、丸山町会、氷川下町会、大原町会、宮下町会、西丸町会、 西原町会</p> <p>大塚地域活動センター管内（2町会） 大塚窪町町会、都営大塚アパート自治会</p>
護国寺一帯	<p>22町会</p> <p>大塚地域活動センター管内（6町会） 豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、大塚上辻町会、 東青柳町会、大塚四丁目協力会</p> <p>音羽地域活動センター管内（16町会） 高田老松町会、目白台豊川町会、目白台雑司ヶ谷町会、音一文化会、 音二町会、音羽三和会、音羽四丁目町会、音羽五丁目町会、音六町会、 音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、関水町会、関口町会、 目白台二丁目町会、関口二・三丁目町会</p>

場所	町 会 名
後 楽 園 一 帯	<p>33町会</p> <p>礪川地域活動センター管内（19町会） 初音町町会、富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、 春日町一・二丁目春睦会、春日町三丁目町会、表町町会、小石川表町町会 柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、南戸崎町会、春日一丁目仲睦会、 大門町会、春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、小石川自治会、 春日礪川町会、本郷一丁目アパート自治会</p> <p>大塚地域活動センター管内（5町会） 春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会、</p> <p>音羽地域活動センター管内（3町会） 小日水町会、古川松ヶ枝町会、関口一丁目南部会</p> <p>湯島地域活動センター管内（6町会） 元二親和会、弓一文化会、上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、 田町町会</p>
小 石 川 植 物 園	<p>15町会</p> <p>礪川地域活動センター管内（6町会） 八千代町町会、戸崎町会、指ヶ谷町会、白山指ヶ谷町会、白山町会、 京華通自治会</p> <p>大原地域活動センター管内（7町会） 白山前町町会、原町町会、原町西町会、東御殿町会、白山御殿町睦会、 上御殿町会、林町南町会</p> <p>向丘地域活動センター管内（2町会） 丸山福山町町会、丸山新町町会</p>

備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表

平成15年7月1日現在

倉庫名		弥生	教育センター	駕籠町	ｽﾌﾟｰﾝｽﾞセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	学校	区役所	
所在地		弥生 2-9-10	大塚 1-9-22	本駒込 6-2-5	大塚 3-29-2	千駄木 3-42-4	目白台 3-18-7	大塚 5-40-15	小石川 5-40-21	32箇所 区立 小学校 21 中学校 11	春日 1-16-21	
面積	㎡	161.00	229.25	210.64	269.15	81.20	83.73	189.30	98.00		108.13	
完成年月日		S50.3	S55.3	S58.2	S61.10	S61.8	H3.5	H5.5	H12.4		1,582.80	H11.10
物資名	単位											合計
クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	51	205	50	113	100	10	247	50	2,850	68	3,744
	食	3,060	12,300	3,000	6,780	6,000	600	14,820	3,000	171,000	4,080	224,640
アルファーム	食		7,600	3,000	1,500					56,000	900	69,000
おかゆ・(1缶16食)	缶	2	2	2	2	2	2	2	2	162	2	180
	食	32	32	32	32	32	32	32	32	2,592	32	2,880
おかゆ用容器	個									9,000		9,000
副食(缶詰:鯖・鮭)	缶		1,004	1,004	1,004	480		740	340	22,214	2,012	28,798
乾燥野菜	袋	200			250					5,750	100	6,300
シチュー(野菜) 1箱=6缶×20食	箱	17	210	33	24	10	10	27	10	594	10	945
	食	2,040	25,200	3,960	2,880	1,200	1,200	3,240	1,200	71,280	1,200	113,400
シチュー(チキ) 1箱=6缶×20食	箱	17	210	33	24	10		27	10	621	10	962
	食	2,040	25,200	3,960	2,880	1,200		3,240	1,200	74,520	1,200	115,440
シチュー(フィッシュ) 1箱=6缶×20食	箱		134	30	24	10		27	10	595	10	840
	食		16,080	3,600	2,880	1,200		3,240	1,200	71,400	1,200	100,800
水(1.5ℓ)	本	40	40		120	40	40	40	80	2,640		3,040
梅干(10kg)	樽	1			12			3	2	33	4	55
食塩(1kg)	kg	50	10	25	21			5		165	61	337
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	15	14	52	9	4	20	10	132		260
	個	48	180	168	624	108	48	240	120	1,584		3,120
安全ローソク (1箱180本入)	箱		3			1		4		97		105
	本		540			180		720		17,460		18,900
ローソク	本	595	148	550	360						234	1,887
懐中電灯	本										265	265
ラジオ付ライト	個	3	3	3	14	3				99		125
ヘッドランプ	個	15	15	15	75					495		615
乾電池(単3)	本	88	88	88	1,848	28				2,904		5,044
マッチ	箱	40	20	60	30	20	20	120	40	640	10	1,000
固形燃料	個										60	60
毛布	枚	417	1,550	1,540	140	1,470	520	3,920	450	27,640	740	38,387
床敷物	ゴザ	枚		1,270	1,000	65		1,050	1,000	21,110	185	25,680
	マット	枚	1,400	300			1,500	400	320	4,000		7,920
	カーペット	枚							1,500	2,010		3,510
保温衣具	枚				2,295					6,650		8,945
タオル	枚	2,000	5,960	2,460	9,500	1,000	2,000	6,200	2,000	65,260	200	96,580
コンパクトタオル	本							8,800				8,800
ポリバケツ	個		34	50	4			30		250		368
布バケツ	個										82	82
給水袋(3ℓ)	袋	3,600	1,900	850	1,600	1,800		2,830	1,200	29,700		43,480

倉庫名		弥生	教育センター	駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	学校	区役所	
給水袋 (20ℓ)	袋	150		50	670		150	1,000	300	3,700		6,020
給水1t槽タケ	基		6	5	10				1	55		77
給水バック製造装置	台			1	1							2
車載式2t給水槽	基										11	11
ろ過器	台	1	1								1	3
簡易ろ過器	台	6			5		1	1	1	33		47
五徳セット (鉄・缶切り等)	個	12	6		4			12	18	199		251
缶切り	個		12							160		172
ティッシュペーパー	箱	168	30		96	30	170	60	30	930		1,514
紙コップ	個	8,000	8,000		101,000	8,000	8,000	8,000	8,000	240,000	9,000	398,000
紙皿	枚						600		1,000	28,400	2,000	32,000
スプーン	本				10,000		3,000					13,000
割りばし	膳	10,000		10,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	330,000	15,000	425,000
ラップ	箱				294					1,554		1,848
ゴミ袋 (90ℓ)	枚	100	100	100	200	100	100	200	100	3,300	100	4,400
簡易便器	個	110								966		1,076
便器用収納袋	袋	4,800	4,800	4,800	4,800	10,080	4,800	10,080	10,080	30,720		84,960
組立式便器 (小)	台	1	4		3		2					10
組立式便器 (大)	台	1	2		2		1	4		55		65
簡易便器 (障)	台		1		2			2				5
スベア便槽	個				1					40		41
簡易トイレ用テント	張				2					65		67
テント	張		3		7					19	2	31
大型テント	張									19		19
リヤカー	台	3	13	1	16	2	1	3		48	1	88
レスキューカー	台		3	5	11	1	2	2		24	1	49
投光機 (大型)	台	1	1	2	3							7
投光機一式	発電機		2	1			1			33	11	48
	三脚		2	1	3		1	1		33	11	52
	ハロゲン	1	2	1	2		1			33	11	51
	コードリール	1	2	5	1		1			33	11	54
炊出し用PP袋	袋	32,000	32,000	32,000	280,000	32,000	32,000	32,000	32,000	516,000	32,000	1,052,000
バーナー炊出し用セット	バーナー		2	3	1		3			25	1	35
	発電機						2			25	6	33
	灯油					1				26	3	30
	コードリール									25		25
釜	式			2	2		2			54		60
炊き出し用プレート	台				10					12	1	23
ガスバーナー	台										1	1
調理レンジセット	台		3	1	5			6		26	2	43
ガリソ安全缶 (10ℓ)	缶	1		1	1					32	29	64
オイル (10)	缶	2	2		24	2	2	2	2	33	11	80
巻取器 (コードリール)	台	5			21				4		6	36
携行ガスコンロ	個	19		20	54		40		20	660	4	817

倉庫名		弥生	教育センター	駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	学校	区役所	
コンロ用ボンベ	本	54		60	102		120		60	1,980	48	2,424
三角巾	枚		220		800			1,000		3,305	1,280	6,605
包帯 (1袋40巻)	袋									99		99
ガーゼ (1袋12巻)	袋									33		33
さらし	反	60	60		90	60	60	60	60	990	50	1,490
粉ミルク	缶									224	224	448
哺乳びん	本				780					320		1,100
おむつ	個	400			600		2,000					3,000
子供用おむつ	枚	300	1,400	200	2,400			300		8,600		13,200
大人用おむつ	枚							300		7,800		8,100
コンパクト肌着	枚							2,000				2,000
生理用品	個	1,000			163,000					59,000		223,000
担架	架		1	1	5	2				33	2	44
折り畳み式ベッド	台	21	3		7		7			177		215
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	15	15	15	480	15	615
軍手	双				750			50		1,610		2,410
ケブラー手袋	双				20					230		250
防塵マスク	個				70					320		390
防水シート	枚	100	140	200	110	200	100	280	200	3,300	60	4,690
拡声器 (小)	個	2		2	7	2			2	66	4	85
拡声器 (大)	個										22	22
ジャッキ (7t)	台	1	1							28	3	33
ジャッキ (4t)	台	1			3					33	6	43
エアジャッキ (6t)	台	1			6				1	33		41
モンキーレンチ	丁									12		12
バール	本				34				5	165	1	205
スコップ	本				35				5	165	1	206
のこぎり (替刃式)	本				1				3	98	18	120
のこぎり (折込式)	本		1		9				2	66		78
ボルトクリッパー	本				9				5	165	6	185
ロープ (20m)	本	10		10	19	10	10	10	10	320	5	404
ロープ (10m)	本	10		10	20	10	10	10	10	320	5	405
弁慶 (万能斧)	個				7					64	3	74
小弁慶	個				2				2	64		68
台車	台	1	1	1	9	1	1	3	1	59	2	79
掃除機	台		2		4			1		56	1	64
洗面器	個	200	100		1,719	200	200	300	200	2,700		5,619
ホーロー式洗面器	個				105					235		340
ネジリッコ	箱		70		730			50	20	2,130	100	3,100
マディングテープ	箱									330		330
ビニール袋	枚				300				250	6,500	1,000	8,050
ビニール手袋	組				1,900					8,500	100	10,500
給水袋 (10ℓ)	袋				900							900
旗	式									33	15	48

倉庫名		弥生	教育センター	駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	学校	区役所	
腕章	個									2,880		2,880
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組				15					530		545
※ビックテント	張							2				2
※男性肌着(M)	着				400							400
※男性肌着(L)	着				400							400
※女性肌着(M)	着				400							400
※女性肌着(L)	着				400							400
●釜	台				4		9		7			20
●災害救助天幕	張				3							3
●折りたたみ寝台	台										8	8
●テント	張		3	7	1				2			13
※クラッカー	箱				340							340
	食				23,800							23,800

※物資は、7・8・10年度都からの委託物資 ●物資は、9・10・11・12年度日赤からの委託物資

保健衛生部管理物資

倉庫名		弥生	教育センター	駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	学校	区役所	合計
医療資材セット	式	1			1						1	3

※セット1組の名称・内容品の品目は：資料編 P76 参照

地域活動センター保管備蓄物資(平成7年3月から保管)

地域活動センター名		礪川	大原	大塚	音羽	向丘	湯島	根津	汐見	駒込	合計
主食クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	食	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,080
アルファ米	食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	900
シチュー	缶	6	6	6	6	6	6	6	6	6	54
投光機一式	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	三脚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	ハロゲン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	コートリール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
ガソリン・安全缶	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
オイル(1ℓ)	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
拡声器(大)	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
水(1.5ℓ)	本	48	48	48	48	48	48	48	48	48	432
ボール	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
スコップ	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
のこぎり(替刃式)	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
弁慶(大型)	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

※備蓄物資地区別一覧表：地域活動センターの備蓄物資は区役所総個数に含まれている。

学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

平成15年7月1日現在

学校名		礪川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
所在地		小石川 2-13-2	小石川 1-23-16	白山 2-28-4	千石 2-36-3	千石 1-13-9	大塚 5-40-18	関口 2-60-1
面積		m ² 64.00	64.00	38.61	14.71	64.00	10.00	64.00
物資名								
クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	100	100	100	50	100	50	100
	食	6,000	6,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000
アルファ米	食	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000	2,000
おかゆ (1缶16食)	缶	5	5	5	5	5	5	5
	食	80	80	80	80	80	80	80
おかゆ用容器	個	272	272	272	272	272	272	272
副食 (缶詰: 鯛・鮭)	缶	1,004	560			612	1,004	1,004
乾燥野菜	袋	200	200	200		200	100	200
シチュー (野菜) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22		22	22	22
	食	2,640	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640
シチュー (キノ) 1箱=6缶×20食	箱	23	23	23		23	23	23
	食	2,760	2,760	2,760		2,760	2,760	2,760
シチュー (フリース) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22		22	22	22
	食	2,640	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640
水 (1.5ℓ)	本	80	80	80	80	80	80	80
梅干 (10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩 (1kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱180本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	540	540	540	540	540	540	540
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
乾電池 (単3)	本	88	88	88	88	88	88	88
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20
毛布	枚	1,000	1,000	1,000	150	1,000	150	1,000
床敷物	ゴザ	枚	1,000	1,000	160	1,000	160	
	マット	枚						
	カーペット	枚	1,005					1,005
保温衣具	枚	150	50	1,000	50	350	200	150
タオル	枚	1,960	2,000	2,000	1,500	1,960	1,440	1,960
ポリバケツ	個	10	10			10	10	10
給水袋 (3ℓ)	袋	1,200	1,200	300	300	900	300	1,200
給水袋 (20ℓ)	袋	150	150			150		150
給水1t槽タンク	基	2	2	2		2	2	2
簡易ろ過器	台	1	1	1	1	1	1	1
五徳セット (鉄・缶切り等)	個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り	個	10	10			10		10
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	30	30	30	30
紙コップ	個	8,000	8,000	8,000	2,000	8,000	8,000	8,000
紙皿	枚	1,000	1,200			1,200		1,000
割りばし	膳	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ラップ	箱	56	26	56	56	56	56	56
ごみ袋 (90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100
簡易便器	個	30	30	30	30	30	30	30
便器用収納袋	袋	1,200	600	1,200	600	1,200	600	1,200
組立式便器 (大)	台	2	2	2		2		2
スペア便槽	個	2	2			2		2
簡易トイレ用ネット	張	2	2	2	2	2	2	2
テント	張		1		1	1	2	
大型テント	張	1	1	1				1
リヤカー	台	2	2	1		2	2	2
レスキューカー	台	1	1	1		1	1	1
一 投 式 機	発電機	1	1	1	1	1	1	1
	三脚	1	1	1	1	1	1	1
	ハロゲン	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1

学 校 名		礪川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
バーナー 発電機 灯油 コードリール	組	1	1			1		1
		1	1			1		1
		1	1	1		1		1
		1	1			1		1
釜	式	2	2	2		2		2
炊き出し用プレート	台					1		
調理レンジセット	台	1	1	1		1		1
ガソリン安全缶 (100)	缶	1	1	1	1	1	1	1
オイル (10)	缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	60	60	60
三角巾	枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯 (1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ (1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
粉ミルク	缶	7	7	7	7	7	7	7
哺乳びん	本	10	10	10	10	10	10	10
子供用おむつ	枚	300	300	300	100	300	300	300
大人用おむつ	枚	300	300	300		300	300	300
生理用品	個	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000	2,000	2,000
担 架	架	1	1	1	1	1	1	1
折り畳み式ベッド	台	7	7	5		7		7
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	15	15
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケプラー手袋	双	10	10	10		10	100	
防塵マスク	個	10	10	10	10	10	10	10
防水シート	枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器 (小)	個	2	2	2	2	2	2	2
ジャッキ (7t)	台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ (4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
エアジャッキ (6t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁				1	1	1	1
バール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり (替刃式)	本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり (折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ (20m)	本	10	10	10		10	10	10
ロープ (10m)	本	10	10	10		10	10	10
弁慶 (万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	1	2	2	1	2
掃除機	台	2	2	2		2		2
洗面器	個	100	100	100		100		100
ホーロー式洗面器	個	10	5	10		10		10
ネジリッコ	箱	80	80	80	80	80	30	80
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章	個	100	100	100	100	100	100	100
ゼッケン (白・赤・青・黄)	組	20	10	40	40	40		40

学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

平成15年7月1日現在

学校名		小日向町小	金富小	窪町小	大塚小	湯島小	誠之小	根津小
所在地		小日向 2-3-8	春日 2-6-15	大塚 3-2-3	大塚 4-1-7	湯島 2-28-14	西片 2-14-6	根津 1-24-3
面積		m ² 64.00	34.00	24.10	10.00	60.35	47.92	64.00
物資名								
クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	100	50		50	150	100	100
	食	6,000	3,000		3,000	9,000	6,000	6,000
アルファ米	食	2,000				3,000	2,000	2,000
おかゆ (1缶16食)	缶	5	5	5	5	5	5	5
	食	80	80	80	80	80	80	80
おかゆ用容器	個	272	272	272	272	420	272	272
副食 (缶詰: 鯛・鮭)	缶	1,004	1,004			750	500	500
乾燥野菜	袋	200	200	100	100	300	200	200
シチュー (野菜) 1箱=6缶×20食	箱	22				33	22	22
	食	2,640				3,960	2,640	2,640
シチュー (キノ) 1箱=6缶×20食	箱	23				35	22	23
	食	2,760				4,200	2,640	2,760
シチュー (フリソ) 1箱=6缶×20食	箱	22				33	23	22
	食	2,640				3,960	2,760	2,640
水 (1.5ℓ)	本	80	80	80	80	120	80	80
梅干 (10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩 (1kg)	kg	5	5	5	5	8	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	6	4	4
	個	48	48	48	48	72	48	48
安全ローソク (1箱180本入)	箱	3	2	3	3	5	3	3
	本	540	360	540	540	900	540	540
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	4	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	23	15	15
乾電池 (単3)	本	88	88	88	88	132	88	88
マッチ	箱	20	20		20	30	20	20
毛布	枚	1,000	550	400	150	1,500	1,000	1,000
床敷物	ゴザ	枚	1,000	560	400	1,500	1,000	
	マット	枚						1,000
	カーペット	枚						
保温衣具	枚	150	250	100	250	150	150	150
タオル	枚	2,000	2,000	3,000	1,500	3,000	2,000	2,000
ポリバケツ	個	10				15	10	10
給水袋 (3ℓ)	袋	1,200	300	300	300	1,800	1,200	1,200
給水袋 (20ℓ)	袋	150				250	150	150
給水1t槽タンク	基	2	1		1	3	2	2
簡易ろ過器	台	1	1	1	1	2	1	1
五徳セット (鉄・缶切り等)	個	6	6	6	6	10	6	6
缶切り	個					5		10
ティッシュペーパー	箱	30	30		30	45	30	30
紙コップ	個	8,000	8,000	2,000	2,000	12,000	8,000	8,000
紙皿	枚	1,000	1,000			2,000	1,000	1,000
割りばし	膳	10,000	10,000	10,000	10,000	15,000	10,000	10,000
ラップ	箱	56	56	56	56	84	56	56
ごみ袋 (90ℓ)	枚	100	100	100	100	150	100	100
簡易便器	個	30	30	30	30	30	30	30
便器用収納袋	袋	1,200	1,200	600	600	1,560	1,200	600
組立式便器 (大)	台	2	2			3	2	2
スベア便槽	個					3		2
簡易トイレ用ネット	張	2	1	2	2	3	2	2
テント	張					1	1	
大型テント	張	1				1	1	1
リヤカー	台	2	1			3	2	2
レスキューカー	台	1				1	1	1
一 投 式 機	発電機	1	1	1	1	1	1	1
	三脚	1	1	1	1	1	1	1
	ハロゲン	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1

学 校 名		小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	湯島小	誠之小	根津小
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	8,000	16,000	24,000	16,000	16,000
バーナー 発電機 灯油 コードリール	組	1				1	1	1
		1				1	1	1
		1				1	1	1
		1				1	1	1
釜	式	2	2			2	2	2
炊き出し用プレート	台					1	1	1
調理レンジセット	台	1				2	1	1
ガソリン安全缶 (100)	缶	1	1	1	1	1	1	1
オイル (10)	缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	30	20	20
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	90	60	60
三角巾	枚	100	100	100	100	160	100	100
包帯 (1袋40巻)	袋	3	3	3	3	6	3	3
ガーゼ (1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	45	30	30
粉ミルク	缶	7	7	7	7	7	7	7
哺乳びん	本	10	10	10	10	10	10	10
子供用おむつ	枚	300	100	100	200	500	300	300
大人用おむつ	枚	300			200	500	300	300
生理用品	個	2,000	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000	2,000
担 架	架	1	1	1	1	1	1	1
折り畳み式ベッド	台	7	5			9	7	7
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	15	15
軍手	双	50	50	50	50	100	50	50
ケブラー手袋	双	10				10	10	10
防塵マスク	個	10	10	10	10	10	10	10
防水シート	枚	100	100	100	100	150	100	100
拡声器 (小)	個	2	2	2	2	3	2	2
ジャッキ (7t)	台	1	1	1		2	1	1
ジャッキ (4t)	台	1	1	1	1	2	1	1
エアジャッキ (6t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁	1		1	1			1
バール	本	5	5	5	5	7	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	7	5	5
のこぎり (替刃式)	本	3	3	3	3	4	3	3
のこぎり (折込式)	本	2	2	2	2	3	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	7	5	5
ロープ (20m)	本	10	10	10	10	15	10	10
ロープ (10m)	本	10	10	10	10	15	10	10
弁慶 (万能斧)	個	2		2	2	3	2	2
小弁慶	個	2		2	2	3	2	2
台車	台	2	1	1	1	3	2	2
掃除機	台	2	2		2	3	2	2
洗面器	個	100		100		150	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10		10	10	10
ネジリッコ	箱	80	80	10	30	120	80	80
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	250	500	250	250
旗	式	1	1	1	1	2	1	1
腕章	個	100	100	100	100	200	100	100
ゼッケン (白・赤・青・黄)	組	10				40	20	10

学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

平成15年7月1日現在

学 校 名		千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小	旧元町小
所 在 地		本郷 5-44-2	千駄木 2-19-23	本駒込 2-28-31	向丘 2-37-5	本駒込 2-29-6	本郷 4-5-15	本郷 1-1-19
面 積		m ² 64.00	64.00	64.00	30.00	54.00	83.00	24.53
物 資 名								
クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	100	100	100	50	100	100	50
	食	6,000	6,000	6,000	3,000	6,000	6,000	3,000
アルファ米	食	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
おかゆ (1缶16食)	缶	5	5	5	5	5	6	5
	食	80	80	80	80	80	96	80
おかゆ用容器	個	272	272	272	272	272	272	272
副食 (缶詰: 鯛・鮭)	缶	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004	368
乾燥野菜	袋	200	200	200	150	200	200	100
シチュー (野菜) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22		22	22	22
	食	2,640	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640
シチュー (キノ) 1箱=6缶×20食	箱	23	23	23		23	23	23
	食	2,760	2,760	2,760		2,760	2,760	2,760
シチュー (フリソ) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22		22	22	22
	食	2,640	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640
水 (1.5ℓ)	本	80	80	80	80	80	80	80
梅干 (10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩 (1kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱180本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	540	540	540	540	540	540	540
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
乾電池 (単3)	本	88	88	88	88	88	88	88
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20
毛布	枚	1,000	1,000	1,000	440	1,000	1,000	550
床敷物	ゴザ	枚	1,000	1,000	1,000	460	1,000	550
	マット	枚				1,000		
	カーペット	枚						
保温衣具	枚	150	300	400	300	150	150	150
タオル	枚	2,000	2,000	1,960	2,000	2,000	2,000	2,000
ポリバケツ	個	10	10	10	10	10	10	10
給水袋 (3ℓ)	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	900	1,200	300
給水袋 (20ℓ)	袋	150	150	150	50	150	150	150
給水1t槽タケ	基	2	2	2	2	2	1	2
簡易ろ過器	台	1	1	1	1	1	1	1
五徳セット (鉄・缶切り等)	個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り	個	10				10		10
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	30	30	30	30
紙コップ	個	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
紙皿	枚	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
割りばし	膳	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ラップ	箱	56	56	26	56	26	56	56
ごみ袋 (90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100
簡易便器	個	30	30	30	30	30	30	30
便器用収納袋	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	600	600
組立式便器 (大)	台	2	2	2	1	2	2	
スベア便槽	個	2		2	2	2	2	
簡易トイレ用ネット	張	2	2	2	2	2	2	2
テント	張	1	1	1	1			
大型テント	張	1	1	1		1		
リヤカー	台	2	2	2	2	1	2	
レスキューカー	台	1	1	1	1	1	1	
一 投 式 機	発電機	1	1	1	1	1	1	1
	三脚	1	1	1	1	1	1	1
	ハロゲン	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1

学 校 名		千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小	旧元町小
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
バーナー 発電機 灯油 コードリール	組	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1
釜	式	2	2	2	2	2	2	2
炊き出し用プレート	台				1		1	
調理レンジセット	台	1	1	1	1	1	1	
ガソリン安全缶 (100)	缶	1	1	1	1	1	1	1
オイル (10)	缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	60	60	60
三角巾	枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯 (1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ (1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
粉ミルク	缶	7	7	7	7	7	7	7
哺乳びん	本	10	10	10	10	10	10	10
子供用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	100
大人用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	
生理用品	個	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000
担 架	架	1	1	1	1	1	1	1
折り畳み式ベッド	台	7	7	7	5	7	7	
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	15	15
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋	双				10		10	
防塵マスク	個	10	10	10	10	10	10	10
防水シート	枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器 (小)	個	2	2	2	2	2	2	2
ジャッキ (7t)	台	1	1	1	1			1
ジャッキ (4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
エアジャッキ (6t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁			1			1	
バール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり (替刃式)	本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり (折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ (20m)	本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ (10m)	本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶 (万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	2	2	2	2	1
掃除機	台	2	2	2	2	2	2	2
洗面器	個	100	100	100	100	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	5	15	
ネジリッコ	箱	80	80	80	80	80	80	70
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章	個	100	40	100	100	100	100	100
ゼッケン (白・赤・青・黄)	組	10		20	40	10	10	

学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

平成15年7月1日現在

学校名		一中	三中	五中	六中	七中	八中	九中
所在地		小石川 5-8-9	春日 1-9-31	小日向 2-16-15	向丘 1-2-15	大塚 2-2-2	千駄木 2-19-22	本駒込 3-28-9
面積		64.00	64.00	14.40	40.00	40.00	64.00	64.00
物資名								
クラッカー 1箱=6缶×10食	箱	100	100	50	100	100	100	100
	食	6,000	6,000	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000
アルファ米	食	2,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000
おかゆ(1缶16食)	缶	5	5	5	5	5	5	5
	食	80	80	80	80	80	80	80
おかゆ用容器	個	272	272	272	272	272	272	272
副食(缶詰:鯛・鮭)	缶	1,004	1,004		1,004	1,004	1,004	1,004
乾燥野菜	袋	200	200		200	200	200	200
シチュー(野菜) 1箱=6缶×20食	箱	22	22		22	22	22	22
	食	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640	2,640
シチュー(キノ) 1箱=6缶×20食	箱	23	23		23	23	23	23
	食	2,760	2,760		2,760	2,760	2,760	2,760
シチュー(フリソ) 1箱=6缶×20食	箱	22	22		22	22	22	22
	食	2,640	2,640		2,640	2,640	2,640	2,640
水(1.5ℓ)	本	80	80	80	80	80	80	80
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱180本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	540	540	540	540	540	540	540
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
乾電池(単3)	本	88	88	88	88	88	88	88
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20
毛布	枚	1,000	1,000	250	1,000	1,000	1,000	1,000
床敷物	ゴザ	枚	1,000		260	1,000	500	1,000
	マット	枚		1,000				
	カーペット	枚						
保温衣具	枚	150	100	300	150	150	100	150
タオル	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,980
ポリバケツ	個	10	10		10	10	10	10
給水袋(3ℓ)	袋	1,200	1,200	300	1,200	900	900	1,200
給水袋(20ℓ)	袋	150	150		150	150	150	150
給水1t槽タケ	基	2	2		2	2	2	2
簡易ろ過器	台	1	1	1	1	1	1	1
五徳セット(鉄・缶切り等)	個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り	個	10			10	10	10	
ティッシュペーパー	箱	30	30		30	30	30	30
紙コップ	個	8,000	8,000	2,000	8,000	8,000	8,000	8,000
紙皿	枚	1,000	1,000		1,200	1,200	1,000	1,000
割りばし	膳	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ラップ	箱	56	26	56	26	56	26	26
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100
簡易便器	個	30	30	30	30	30	30	30
便器用収納袋	袋	600	1,200	600	1,200	600	1,200	1,200
組立式便器(大)	台	2	2	2	2	2	2	2
スベア便槽	個	2			2	2	2	
簡易トイレ用ネット	張	2	2	2	2	2	2	2
テント	張		2		1	1	1	1
大型テント	張	1	1				1	1
リヤカー	台	2	2		1	1	2	2
レスキューカー	台		1			1	1	1
一 投 式 機	発電機	1	1	1	1	1	1	1
	三脚	1	1	1	1	1	1	1
	ハロゲン	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1

学 校 名		一中	三中	五中	六中	七中	八中	九中
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	12,000	16,000	16,000	16,000	16,000
バーナー 炊出し用 セット	組	バーナー	1	1		1	1	1
		発電機	1	1		1	1	1
		灯油	1	1		1	1	1
		コードリール	1	1		1	1	1
釜	式	2	2		2	2	2	
炊き出し用プレート	台	1	1			1	1	
調理レンジセット	台	1	1		1	1	1	
ガソリン安全缶 (100)	缶	1	1	1	1	1	1	
オイル (10)	缶	1	1	1	1	1	1	
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	60	60	
三角巾	枚	90	100	100	100	100	105	100
包帯 (1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ (1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
粉ミルク	缶	7	7	7	7	7	7	7
哺乳びん	本	10	10	10	10	10	10	10
子供用おむつ	枚	300	300	100	300	300	300	300
大人用おむつ	枚	300	300		300	300	300	200
生理用品	個	2,000	2,000	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000
担 架	架	1	1	1	1	1	1	1
折り畳み式ベッド	台	7	7		7	5	7	7
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	15	15
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケプラー手袋	双		10			10	10	
防塵マスク	個	10	10	10	10	10	10	10
防水シート	枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器 (小)	個	2	2	2	2	2	2	2
ジャッキ (7t)	台	1	1	1			1	1
ジャッキ (4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
エアジャッキ (6t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁				1			
バール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり (替刃式)	本	3	3	3	2	3	3	3
のこぎり (折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ (20m)	本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ (10m)	本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶 (万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	1	2	2	2	2
掃除機	台	2	2		2	2	2	2
洗面器	個	100	100		100	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	5	10	5	10	10	10	
ネジリッコ	箱	80	80	10	30	80	80	30
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章	個	40	100	40	40	40	100	100
ゼッケン (白・赤・青・黄)	組	20	20	10	10	10	20	20

学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

平成15年7月1日現在

学校名		十中	文林中	茗台中	本郷台中	合計
所在地		千石 2-40-17	千駄木 5-25-10	春日 2-9-5	本郷 2-3-23	小学校21校 中学校11校
面積		m ² 64.00	49.50	39.35	72.33	1582.80
物資名						
クラッカー	箱	100	100	100	150	2,850
1箱=6缶×10食	食	6,000	6,000	6,000	9,000	171,000
アルファ米	食	2,000	2,000	2,000	3,000	56,000
おかゆ(1缶16食)	缶	5	5	5	6	162
	食	80	80	80	96	2,592
おかゆ用容器	個	272	272	272	420	9,000
副食(缶詰:鯛・鮭)	缶			1,004	852	22,214
乾燥野菜	袋	200	200	200	300	5,750
シチュー(野菜) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22	33	594
	食	2,640	2,640	2,640	3,960	71,280
シチュー(キノ) 1箱=6缶×20食	箱	23	23	23	35	621
	食	2,760	2,760	2,760	4,200	74,520
シチュー(フィリス) 1箱=6缶×20食	箱	22	22	22	33	595
	食	2,640	2,640	2,640	3,960	71,400
水(1.5ℓ)	本	80	80	80	120	2,640
梅干(10kg)	樽	1	1	1	2	33
食塩(1kg)	kg	5	5	5	7	165
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	6	132
	個	48	48	48	72	1,584
安全ローソク (1箱180本入)	箱	3	3	3	3	97
	本	540	540	540	540	17,460
ラジオ付ライト	個	3	3	3	5	99
ヘッドランプ	個	15	15	15	22	495
乾電池(単3)	本	88	88	88	132	2,904
マッチ	箱	20	20	20	30	640
毛布	枚	1,000	1,000	1,000	1,500	27,640
床敷物	ゴザ	枚	1,000	900	1,500	21,110
	マット	枚	1,000			4,000
	カーペット	枚				2,010
保温衣具	枚	50	300	150	300	6,650
タオル	枚	2,000	2,000	2,000	3,000	65,260
ポリバケツ	個	10	10		5	250
給水袋(3ℓ)	袋	900	900	300	1,800	29,700
給水袋(20ℓ)	袋	150	150		250	3,700
給水1t槽タンク	基	2	3	1	1	55
簡易ろ過器	台	1	1	1	1	33
五徳セット(鉄・缶切り等)	個	6	6	6	9	199
缶切り	個	10	10		15	160
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	45	930
紙コップ	個	8,000	8,000	8,000	12,000	240,000
紙皿	枚	1,200	1,200	1,000	1,000	28,400
割りばし	膳	10,000	10,000	10,000	15,000	330,000
ラップ	箱	26	56	26	60	1,554
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	150	3,300
簡易便器	個	30	30	30	36	966
便器用収納袋	袋	600	600	1,200	960	30,720
組立式便器(大)	台	2	2	2	3	55
スペア便槽	個	2	2	2	3	40
簡易トイレ用ネット	張	2	2	2	3	65
テント	張		1		1	19
大型テント	張	1	1		1	19
リヤカー	台	1	2	1	2	48
レスキューカー	台	1	1	1	1	24
一 投 式 機	発電機	1	1	1	2	33
	三脚	1	1	1	2	33
	ハロゲン	1	1	1	2	33
	コードリール	1	1	1	2	33

学 校 名		十中	文林中	茗台中	本郷台中	合 計
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	16,000	24,000	516,000
セーバー 炊出し用 セット	バーナー	1	1	1	2	25
	発電機	1	1	1	2	25
	灯油	1	1	1	2	26
	コードリール	1	1	1	2	25
釜	式	2	2	2	4	54
炊き出し用プレート	台	1	1			12
調理レンジセット	台	1	1	1	1	26
ガソリン安全缶 (100)	缶	1	1	1	1	32
オイル (10)	缶	1	1	1	2	33
携行ガスコンロ	個	20	20	20	30	660
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	90	1,980
三角巾	枚	100	100	100	150	3,305
包帯 (1袋40巻)	袋	3	3	3	3	99
ガーゼ (1袋12巻)	袋	1	1	1	2	33
さらし	反	30	30	30	45	990
粉ミルク	缶	7	7	7	7	224
哺乳びん	本	10	10	10	10	320
子供用おむつ	枚	300	300	100	400	8,600
大人用おむつ	枚	300	300		300	7,800
生理用品	個	2,000	2,000	1,000	3,000	59,000
担 架	架	1	1	1	2	33
折り畳み式ベッド	台	7	7	5	10	177
ヘルメット	個	15	15	15	15	480
軍手	双	50	10	50	50	1,610
ケブラー手袋	双					230
防塵マスク	個	10	10	10	10	320
防水シート	枚	100	100	100	150	3,300
拡声器 (小)	個	2	2	2	3	66
ジャッキ (7t)	台	1	1	1	1	28
ジャッキ (4t)	台	1	1	1	1	33
エアジャッキ (6t)	台	1	1	1	2	33
モンキーレンチ	丁		1			12
バール	本	5	5	5	8	165
スコップ	本	5	5	5	8	165
のこぎり (替刃式)	本	3	3	3	5	98
のこぎり (折込式)	本	2	2	2	3	66
ボルトクリッパー	本	5	5	5	8	165
ロープ (20m)	本	10	10	10	15	320
ロープ (10m)	本	10	10	10	15	320
弁慶 (万能斧)	個	2	2	2	3	64
小弁慶	個	2	2	2	3	64
台車	台	2	2	2	3	59
掃除機	台	2	1	2	2	56
洗面器	個	100	100		150	2,700
ホーロー式洗面器	個	5	5	5	5	235
ネジリッコ	箱	10	10	80	100	2,130
メンディングテープ	箱	10	10	10	20	330
ビニール袋	枚	200	200	200	300	6,500
ビニール手袋	組	250	250	250	500	8,500
旗	式	1	1	1	1	33
腕章	個	100	100	40	40	2,880
ゼッケン (白・赤・青・黄)	組		40	10	10	530

水 防 用 備 蓄 資 器 材 一 覧

平成15年4月現在

品 名	呼称	規 格	道 路 課 地下倉庫	同 心 町 土木詰所	江 戸 川 水防倉庫	千 駄 木 土木詰所	そ の 他 の 倉 庫	合 計
所 在 地			春日 1-16-21 ビッケンター 地下3階	春日2-9-5	関口2-2	千駄木 3-20		
土 の う 袋	枚	ビニロン製48×62	9,600	1,000	4,000	5,100	12,000	31,700
ト ラ ロ ー プ	巻	9mm×200m	18	2	2	2	2	26
鉄 線	kg	2.8mm×25kg	25	0	50	25	0	100
釘	kg	9cm 4kg	0	1	2	0	0	3
〃	kg	15cm 4kg	0	1	2	0	0	3
ス コ ッ プ	丁	大スコ	85	92	30	50	30	287
〃	丁	角スコ	97	100	30	100	20	347
〃	丁	剣スコ	100	36	30	85	145	396
お の	丁		4	4	4	4	0	16
と び 口	本		3	2	2	2	0	9
つ る は し	丁		36	11	58	23	0	128
排 水 ポ ン プ	台		7	0	0	0	10	17
S P パ イ ル	本		375	400	275	300	0	1,350
か け や	丁		8	10	7	8	0	33
の こ ぎ り	丁		5	3	3	5	0	16
ペ ン チ	丁		6	2	4	4	0	16
鎌	丁		4	4	4	3	0	15
バ ー ル	本		6	6	8	7	0	27
ワ イ ヤ ー カ ッ タ ー	丁		3	0	0	1	0	4
し の	丁		5	10	5	10	0	30
有 刺 鉄 線	巻		0	0	2	0	0	2
げ ん の う	丁		36	29	39	57	0	161
ビ ー ニ ー ル シ ー ト	枚	ブルー 3.6m×5.4m	34	10	2	2	2	50
〃	枚	グリーン3.6m×5.4m	4	0	3	6	0	13
土 留 鋼 鉄	枚		50	10	60	50	0	170
な た	丁		3	2	2	4	0	11
塩 化 カ ル シ ュ ム	袋		0	635	0	0	0	635
一 輪 車	台		1	0	0	0	0	1

品名	呼称	規格	道路課 地下倉庫	同心町 土木詰所	江戸川 水防倉庫	千駄木 土木詰所	その他 の倉庫	合計
スノーダンプ	台		0	23	0	0	0	23
滑車	台	木製	0	0	0	0	2	2
滑車	台	金属製	0	0	0	0	2	2
リヤカー	台		0	0	0	0	2	2
チェーンはしご	台		0	0	0	0	2	2
箱ジョレン	台		0	0	0	0	4	4
長柄スコップ	丁		0	0	0	0	4	4
万能	丁		0	0	0	0	4	4
排水ポンプ車	両		10	0	0	0	10	20
土留パイル	本		68	20	50	38	0	176
大ハンマー	丁		2	2	2	1	0	7
手袋	双	軍手	148	120	120	120	0	508
〃	双	滑り止め付き	60	0	0	0	0	60
ゴム手袋	双		72	0	0	0	0	72
ポリバケツ	個	10ℓ	16	0	0	0	0	16
大ボール	丁		3	1	2	1	0	7
投光機	台		5	0	0	0	0	5
発電機	台		2	1	0	0	0	3

水害対策用土のう堆積場所一覧表

平成15年4月現在

番号	土のう堆積場所箇所	袋数	備考
1	関口一丁目 江戸川橋バス停横	200	
2	関口一丁目 華水橋右岸高速道路下	800	
3	関口一丁目 掃部橋右岸高速道路下	200	
4	関口一丁目 古川橋右岸高速道路下	500	
5	水道二丁目 石切橋左岸下流植込地内	800	
6	水道一丁目 中ノ橋左岸上流植込地内	200	
7	後楽二丁目 白鳥橋下流左岸歩道上（護岸に接する部分）	450	
8	後楽二丁目 隆慶橋上下流左岸歩道上（護岸に接する部分）	1,800	
9	後楽一丁目 後楽園横断歩道橋下	1,100	
10	大塚四丁目 健生病院前歩道上	400	
11	小石川一丁目 八千代横断歩道橋下歩道上	600	
12	後楽一丁目 小石川運動場	200	
13	千駄木二丁目 都（一建）管理用地	250	
14	根津一丁目 八重垣第一児童遊園内	400	
15	根津二丁目 根津二丁目児童遊園内	150	
計		8,050	

応急対策用資器材備蓄保有状況

消防非常用救護資器材（小石川・本郷）

平成15年5月現在

品名	数量	品名	数量
担架	30基	巻軸包帯	0個
三角巾	3,000個	救急絆創膏	108包
創面消毒剤	48個	梯状副子	720本
救急包帯	中	直剪刀	48丁
	小	軽便洗眼器	120個
滅菌ガーゼ	3,600包	携行かん（ポリタンク20・）	12個

警察・消防・水防資器材備蓄保有状況

平成15年5月現在

倉庫名	所在地	麻袋	ツルハシ	スコップ	掛矢	のこぎり 鋸	なた 鉋	ペンチ
富坂警察署倉庫	小石川 2-14-2	50	4	8	1	7	2	
大塚警察署倉庫	音羽 2-12-26	80	4	11	1	1	2	
本富士警察署倉庫	本郷 7-1-7	50	5	35	6	11	3	4
駒込警察署倉庫	本駒込2-28-18	10	10	20	6	10	2	4
小石川消防署倉庫	白山 3-3-1	400	19	103	14	2	3	3
本郷消防署倉庫	本郷 7-1-11	600	12	60	14	5	2	4
計		1,190枚	54丁	237丁	42個	36個	14個	15個

被災直後に必要な品目の調達（予定）一覧表（都福祉局等）

品名	必要数量	調達（予定）数量			調達（予定）先			配付基準	
		即時	1週間以内	計	名称	所在地	連絡先		
即席めん	2,090,000食	2,090,000	0	2,090,000	(社)日本即席食品工業協会	千代田区神田小川町2-5 ビクトリアレインボービル	(3865)0811	1人1食	
食パン	2,090,000食 (696,670斤)	2,090,000	0	2,090,000	東京都パン協同組合連合会	台東区元浅草2-6-7	(3843)2131	1人1食 (1斤の13)	
毛布類	2,110,000枚	170,000	300,000	470,000	西川産業(株) 大野リビング(株)	中央区日本橋富沢町8-8 豊島区西池袋1-21-3	(3664)8161 (3971)2485	1人1枚	
作業服	527,500組	0	80,000	80,000	東京ユニホーム製造卸協同組合	台東区蔵前4-3-4	(3851)8810	4人に1組	
肌着	2,110,000組	110,000	2,000,000	2,110,000	日本ニット卸商組合外1組合	中央区東日本橋浜町2-11-2 メゾン日本橋10F	(3662)4787	1人1組	
運動靴	527,500足	527,500	0	527,500	東京シューズ卸商業組合	台東区雷門2-19-17 雷一ビル	(3845)2684	4人に1足	
石鹸	2,110,000個	1,000,000	1,110,000	2,110,000	日本鹸洗剤工業組合	中央区日本橋茅場町2-6-8	(3667)6969	1人1個	
ちり紙類	トイレットペーパー	2,110,000巻	2,110,000	0	2,110,000	東京紙商家庭紙同業会	中央区日本橋浜町2-42-10 紙商保健会館	(3669)5171	1人に1巻
	ティッシュペーパー	2,110,000箱	2,110,000	0	2,110,000	〃	中央区日本橋浜町2-42-10 紙商保健会館	〃	1人に1箱
おむつ	大人用	745,580枚	745,580	0	745,580	〃	中央区日本橋浜町2-42-10 紙商保健会館	〃	1人に1枚
	乳幼児用	304,844枚	304,844	0	304,844	〃	中央区日本橋浜町2-42-10 紙商保健会館	〃	1人に1枚
タオル	530,500本	30,500	500,000	530,500	東京タオル卸商業組合	中央区日本橋人形町3-4-5 日本タオル会館5F	(3663)3584	1人1本	
生理用品	3,183,000個	3,183,000	0	3,183,000	東京医療用品卸協同組合	中央区日本橋本石町4-5-10 本石ビル3F	(3241)6681	1人5個 (10歳~50歳)	
ビニール袋 (家庭用)	527,500枚	27,500	500,000	527,500	東京ビニール商業協同組合	台東区柳橋2-22-13 東京プラスチック会館	(3861)6596	4人に1枚	
鍋	527,500個	100,000	427,500	527,500	東京金物連合卸商業協同組合	中央区日本橋浜町2-37-8	(3661)6061	4人に1個	
ヤカン	527,500個	110,000	417,500	527,500	〃	〃	〃	4人に1個	
包丁	527,500丁	150,000	377,500	527,500	東京刃物工業協同組合外1組合	台東区寿2-4-8 妙見屋ビル206号	(3841)3873 関	4人に1個	
まな板 (プラスチック)	527,500個	1,000	526,500	527,500	日本プラスチック日用品工業組合	中央区銀座2-3-5 三木ビル	(3651)8778	4人に1個	
バケツ (プラスチック)	527,500個	12,300	515,200	527,500	〃	〃	〃	4人に1個	
食器類 (プラスチック)	2,110,000組	17,500	2,092,500	2,110,000	〃	〃	(3561)8778	1人1組	
マッチ (小箱)	527,500個	100,000	427,500	527,500	(社)ダイドー東京店	江東区新大橋2-3-7	(3634)4006	4人に1組	
ローソク	527,500本	527,500	0	527,500	田安商事(社)	市川市鬼越1-2-2	0473(34)3833	4人1本	
敷物類 (ビニール)	2,110,000枚	100,000	2,010,000	2,110,000	東京ビニール商業協同組合	台東区柳橋2-22-13 東京プラスチック会館	(3861)6596	1人1枚	

庁有車車種別配置一覧

平成15年4月現在

部 名 車 種 名		企	総	区	福	介	保	都	土	資	施	学	生	議	計
		画	務	民	祉	護	健	市	木	源	設	校	涯	会	
		政	部	部	部	保	衛	計	部	環	管	教	学	事	
		策	部	部	部	険	生	画	部	境	理	育	習	務	
		部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	局	
自動車類	乗 用 車	1	4			1			1	1		1		1	10
	(ライト)バン					3				1					4
	ワゴン		6	1											7
	軽四輪車					10	2		1	10					23
	トラック								8						8
	特殊用途自動車※		1		2					20					23
	ショベルローダー								1						1
	計	1	11	1	2	14	2		11	32		1		1	76
自転車類	原付自転車					1			13						14
	自 転 車			1	53	26	22	2	17	30	29	6	31		217
	計			1	53	27	22	2	30	30	29	6	31		231
その他	リヤカー								2				5		7
	一 輪 車								3						3
	計								5				5		10

(注：特殊用途自動車は起震車、リフト付バス、塵芥車)

区設貯水槽一覽表

31カ所（容量40m³）

	名 称	所 在 地	備 考
1	本郷五丁目児童遊園	本 郷 5 - 22	
2	千駄木三丁目第2児童遊園	千駄木 3 - 12	
3	千石四丁目児童遊園	千 石 4 - 40	
4	白山五丁目児童遊園	白 山 5 - 12	
5	白山二丁目児童遊園	白 山 2 - 7	
6	西片二丁目児童遊園	西 片 2 - 19	
7	白山一丁目児童遊園	白 山 1 - 29	
8	本駒込一丁目第2児童遊園	本駒込 1 - 16	
9	根津二丁目児童遊園	根 津 2 - 22	
10	関口一丁目児童遊園	関 口 1 - 9	
11	白山一丁目第2児童遊園	白 山 1 - 27	
12	白山二丁目第2児童遊園	白 山 2 - 25	
13	根津二丁目第2児童遊園	根 津 2 - 13	
14	千駄木児童遊園	千駄木 5 - 17	
15	森川町児童遊園	本 郷 6 - 10	
16	水道一丁目児童遊園	水 道 1 - 6	
17	関口三丁目公園	関 口 3 - 2	
18	向丘一丁目児童遊園	向 丘 1 - 10	
19	千石一丁目児童遊園	千 石 1 - 24	
20	後楽公園	後 楽 1 - 6	水道水循環式
21	新江戸川公園	目白台 1 - 1	井戸水循環式
22	六義公園	本駒込 6 - 16	水道水循環式
23	神明都電車庫跡公園	本駒込 4 - 35	水道水循環式
24	大塚公園	大 塚 4 - 49	水道水循環式
25	駒込公園	本駒込 3 - 18	
26	文京宮下公園	千 石 4 - 23	
27	新大塚公園	大 塚 1 - 8	
28	林町児童遊園	千 石 1 - 6	
29	小石川四丁目児童遊園	小石川 4 - 13	
30	江戸川公園	関 口 2 - 1	井戸水循環式
31	千駄木公園	千駄木 5 - 43	

1カ所（容量20m³）

	名 称	所 在 地	備 考
1	須藤公園	千駄木 3 - 4	

協定井戸一覽表

平成15年4月1日

番号	名 称	所有者名	井戸所在地
1	龍 閑 寺	今 井 正 昭	春日2-6-12
2		北 詰 三 郎	春日2-12-6
3		三 井 依 子	春日2-26-3
4		萩 原 繁 三	小石川1-16-4
5		丸 山 しげ子	小石川3-6-12
6	真 珠 院	石 井 道 彦	小石川3-7-4
7	善 光 寺	宮 田 広 昭	小石川3-17-8
8		広 瀬 泰 正	小石川3-26-10
9		河 合 君 枝	小石川4-6-3
10		佐々木 惟 雄	小石川4-7-9
11	慈 照 院	村 瀬 道 仙	小石川4-12-6
12	福 原 宅 横	光 円 寺	小石川4-12-14
13		嶺 岸 光	小石川4-13-8
14	奈 良 宅 裏	青 山 昌 雄	小石川4-13-13
15	善 仁 寺	青 山 昌 雄	小石川4-13-19
16		青 山 昌 雄	小石川4-13-19
17	宗 慶 寺	本 多 浄 道	小石川4-15-17
18		神 谷 英 子	小石川4-16-24
19		渡 辺 昭 典	白山1-9-3
20		青 柳 巴	白山1-11-14
21		矢 代 か ず	白山1-16-2
22		滝 沢 直 助	白山2-17-3
23		滝 沢 直 助	白山2-17-3
24		野 村 恵 一	白山2-29-1
25		石 川 貢	白山2-38-14
26		板 倉 勝 己	白山4-16-9
27		小 淵 恒 代	白山4-37-17
28		鈴 木 寛	白山5-8-11
29	心 光 寺	清 水 龍 光	白山5-36-5
30	一 行 院	八 木 季 生	千石1-14-11

番号	名 称	所有者名	井戸所在地
31		中 尾 一 雄	千石1-19-18
32		志 村 喜 美 子	千石1-24-23
33		戸 谷 ミ サ ノ	千石2-8-18
34		伊 藤 忠 雄	千石2-31-9
35		江 澤 竹 治	千石4-42-13
36	日 輪 寺	土 蔵 利 考	小日向1-4-18
37		近 藤 秋 二	小日向2-1-7
38		板 寺 一 太 郎	小日向2-1-6
39	藤 寺 (伝明寺)	佐 武 宣 邦	小日向4-3-11
40		金 子 庄 一	大塚1-1-13
41		鈴 木 鉱 一	大塚1-1-20
42		濱 野 昭 二	大塚2-10-9
43		内 野 一 夫	大塚3-7-14
44	高 源 院	木 下 純 一	大塚3-8-4
45		石 井 春 雄	大塚3-15-5
46		大久保恵津子	大塚3-15-6
47		黒 須 栄 三	大塚3-17-2
48		松 田 智	大塚4-17-10
49		井 上 和 子	大塚4-19-10
50		川 口 晴 彦	大塚4-40-4
51	善 心 寺	鈴 木 昭 吾	大塚5-2-7
52		杉 山 元 一	大塚5-15-6
53		阪 上 栄 司	大塚5-15-15
54		梅 田 清 美	大塚5-19-13
55		松 本 長 次	大塚5-18-26
56		藤 井 か ず	大塚5-21-2
57		五 木 田 明	大塚6-3-2
58		高 橋 正	大塚6-22-16
59		池 森 国 雄	大塚6-37-2
60		尾 崎 郁 次	関口1-6-10

番号	名 称	所有者名	井戸所在地
61		山 中 晃 一	目白台1-5-1
62		堀 井 隆 造	目白台2-5-17
63		駒 周 一	目白台2-7-18
64		興 津 矩 雄	目白台2-10-2
65		戸 張 謙 二	目白台2-10-15
66		河 村 廣 計	目白台2-10-18
67		永 島 仁	目白台3-13-14
68		黒 岩 道 友	目白台3-15-2
69	今宮神社	菊 地 岩 男	音羽1-4-4
70		長谷川 保 夫	音羽2-3-6
71		島 村 勝 之	本郷1-20-6
72		諸 井 勝之助	本郷4-9-27
73		木 村 幸一郎	本郷4-23-18
74		長 谷 川 清	本郷4-30-4
75		楠 富 子	本郷4-31-9
76		竹 川 信 農	本郷4-32-9
77		永 瀬 邦 子	本郷5-9-5
78		松 岡 博 一	本郷5-28-5
79	喜 福 寺	今 井 一 路	本郷5-29-13
80	永野宅私道上	堀 江 忠	湯島3-8-10
81		堀 江 忠	湯島3-13-5
82	心 城 院	醍 醐 賢 隆	湯島3-32-4
83	願 行 寺	羽 田 芳 隆	向丘2-1-5
84	西 教 寺	村 松 賢 雄	向丘2-1-10
85	海 蔵 寺	久 貝 貫 一	向丘2-25-10
86	光 源 寺	島 田 昭 博	向丘2-38-22
87		和 田 清 司	千駄木4-5-10
88		長谷川 昭 洋	千駄木4-9-6
89	養 昌 寺	高 木 隆 孝	本駒込1-20-17
90	南 谷 寺	森 岡 玄 生	本駒込1-20-20

番号	名 称	所有者名	井戸所在地
91		中 村 修	本駒込2-10-9
92	大 運 寺	高 木 誘 道	本駒込2-18-12
93	円 通 禅 寺	来 山 泰 龍	本駒込2-19-8
94	江 岸 寺	来 馬 輝 雄	本駒込2-26-15
95	徳 源 院	今 枝 睦 昌	本駒込3-7-14
96	常 徳 寺	長谷川 信 康	本駒込3-7-16
97		長谷川 信 康	本駒込3-7-16
98		高 橋 み き	本駒込3-9-4
99		小 神 武	本駒込3-11-8
100		三 澤 泰 勝	本駒込6-8-5
101		穴 原 光 興	本駒込6-17-21
102		小石川植物園	白山3-7
103		森ビル	後楽1-4

協定井戸一覧表

平成15年4月1日

(豆腐組合)

番号	屋 号	氏 名	住 所
1	丸山豆腐店	丸山勝利	小石川4-17-21
2	上 総 屋	細井房枝	千石2-27-7
3	中島豆腐店	中島利夫	千石4-1-5
4	小林豆腐店	小林秀雄	小日向3-7-3
5	尾 張 屋	宮城 演	大塚5-13-3
6	浅井商店	浅井恒夫	大塚5-16-14
7	古藤田豆腐店	古藤田汎達	本郷1-25-4
8	上 田 屋	倉島英二	本郷4-33-11
9	高田豆腐店	高田トミ子	本郷6-25-9
10	河原豆腐店	河原タキ	湯島3-33-1
11	た け や	熊谷正吾	弥生1-6-3
12	越 後 屋	桜井 増雄	根津2-29-4
13	た け や	石島 健	千駄木5-5-19
14	た け や	高橋八郎	本駒込1-3-16
15	美 乃 屋	野沢嘉一郎	本駒込5-24-1

(浴場組合)

番号	浴 場 名	氏 名	住 所
1	歌舞伎湯	飯嶋政男	小石川3-12-1
2	かねき湯	木下信久	小石川5-31-4
3	富士見湯	浦西康友	白山1-3-5
4	鏡 湯	齊藤 宏	白山1-25-1
5	白山浴場	戸波恵之助	白山2-7-1
6	光 楽 湯	安部正彦	白山2-29-9
7	おとめ湯	中谷清吉	千石3-31-12
8	大 黒 湯	岡嶋武夫	大塚3-8-6
9	大 正 湯	川口信行	大塚5-25-18
10	君 の 湯	川上セキ	大塚6-10-9
11	豊川浴泉	岡嶋三郎	目白台1-13-1
12	月 の 湯	山田泰江	目白台3-15-7
13	浴場熱海	小西一郎	音羽1-26-14
14	ビュッフェ日成	平井正一	本郷4-17-9
15	菊 水 湯	宮本ひろ子	本郷4-30-16
16	山 の 湯	今井勇孝	根津1-22-17
17	宮 の 湯	鈴木良一	根津2-19-8
18	鶴 の 湯	中島キミエ	千駄木5-32-2
19	富久の湯	村西富子	千駄木5-41-5
20	日 の 出 湯	高木 瑛	本駒込5-33-1

区有井戸一覧表

平成15年4月1日

	名 称	所 在 地	備 考
1	六 義 公 園	本駒込6-16	
2	大 塚 公 園	大 塚4-49	
3	新 江 戸 川 公 園	目白台1-1	
4	弥 生 備 蓄 倉 庫	弥 生2-9-10	
5	清 和 公 園	本 郷4-22	
6	江 戸 川 公 園	関 口2-1	動力深井戸
7	神 明 車 庫 跡 公 園	本駒込4-35	
8	本 郷 五 丁 目 児 童 遊 園	本 郷5-22	
9	須 藤 公 園	千駄木3-4	
10	駕 籠 町 公 園	本駒込2-10	

災害時医療救護班編成計画 （平成15年7月）

災害が発生し、避難所を設置する場合、各医師は下表により担当の避難所に自主的に参集し、医療救護活動を行う。

※災害が発生し、避難所を設置する場合とは、地震等により発生した火災が延焼拡大し、人命への危険が高いときや、家屋の倒壊によって一時的に避難する必要がある場合をいう。

なお、個々の避難所設置状況把握については、各医師が行うものとする。

医師会

本 部	役 職	氏 名	住 所	電 話
小石川医師会 小石川5-6-9-301 TEL3947-0411 FAX3947-0916	会 長	松平 隆光	関口1-15-9	3267-4077
	副会長	瀬戸山 璋	大塚6-37-5	3947-5622
	副会長	浅野 芳雄	春日2-10-18	3816-3151
文京区医師会 千駄木1-13-9 TEL3823-2216 FAX3823-5586	会 長	後藤 博一	千駄木1-20-7-202	3821-3839
	副会長	福地 孝	本駒込4-30-2	3821-1431
	副会長	飯田 晃	本郷2-32-12	3811-4952

歯科医師会

本 部	役 職	氏 名	住 所	電 話
小石川歯科医師会 小石川5-5-6 羽鳥ビル5F TEL3941-0050 FAX3941-3560	部長(会長)	橋本 健	小石川4-20-5	TEL3811-3994 FAX3811-3994
	副部長	笹川 俊雄	小石川1-7-7	TEL3811-0302 FAX3811-8484
	副部長	柴田 芳樹	目白台3-7-5	TEL3941-8250 FAX3941-8250
文京区歯科医師会 本郷5-29-13 赤門ビル308 TEL3812-9627 FAX3815-2988	部長(会長)	佐藤 晃一	本郷4-1-3-2F	TEL3816-2850 FAX3816-2856
	副部長	鈴木 愛三	千駄木3-50-12-104	TEL3828-2573 FAX3828-2574
	副部長	北村 正	湯島1-7-9-201	TEL3235-0565 FAX3267-8814

薬剤師会

本 部	役 職	氏 名	住 所	電 話
文京区薬剤師会 本郷3-41-9 TEL5802-6831 FAX5684-1655	会 長	一瀬 信介	西片2-25-8	3811-4451
	副会長	須藤 栄一	白山1-20-17	3911-3334
	副会長	木下 博史	大塚4-1-15	3941-3551
	副会長	井上 登	千駄木5-49-4	3828-8177

柔道接骨師会

本 部	役 職	氏 名	住 所	電 話
東京都柔道接骨師会文京支部	支部長	関口 勝夫	白山1-18-11	3814-2124
	副支部長	坂本 恒夫	向丘1-6-8	3816-7995
	副支部長	市原 功	関口1-28-11	3204-7537

避難所救護班

〔小石川地区〕

学校名	医師氏名 【氏名：昼間・診療時間 帯のみの医師】	歯科医師氏名	班との 連絡	薬剤師氏名	柔道接骨師 氏名
礪川小学校	浅野 芳雄 豊田 安治 岩瀬 和泉 馬場 茂樹	青柳 政敏 池田 宗彦 高木 勝憲 高橋 道義 信森 道生	3	田中 祥雅 井瀬 宏子 今井 琴絵	
柳町小学校	井上 博士 井上 博和 寺田 文夫	河野 正勝 笹川 俊雄 照井 梯三 富澤 一浩 富澤 直一 三浦 和雄	3	井瀬 明夫 岡崎 正毅 臼田 克枝	宮原 剛
指ヶ谷小学校	長谷川 利郎 遠藤 輝男 河路 渡 中地 享	高瀬 大典 土居 喬 土居 浩 廣野 敬	7	須藤 栄一 秋本 芳美 大田 一成	関口 勝夫 戸田 宗弘
林町小学校	岩崎 英 千葉 三朗 菅原 博子	飯島 皓 飯島 善浩 神田 剛 佐野 美穂子 二階堂 鋼輝	7	若菜 茂二 野田 範子 森岡 久美子	
明化小学校	伊藤 新次朗 大久保 和子 三輪 敏彦 西川 裕 保坂 泰夫	市田 忠 今井 芳長 堅石 廣和 中崎 裕 船崎 透 渡邊 和明	5	水野 聡美 須藤 まゆみ 薄井 由紀枝	
青柳小学校	友成 正紀 直居 卓 瀬戸山 璋	梅谷 和代 大原 久子 鈴木 昌之 鈴木 康夫 千葉 幹男 西村 健	6	引間 邦子 原山 佳樹 大村 貴子	
関口台町小学校	小川 博 蘇原 寛泰 友成 博 笠原 敬二 佐野 信昭 高橋 守	赤司 幸勇 伊藤 英俊 入野 和夫 三井 一弘 山口 学 吉田 孝	6	渡辺 恵吉 本田 好江 原山 美穂	市原 功
小日向台町小学校	清原 富士子 藤原 陽子 良田 夕里子 守谷 林太郎	朝比奈 光子 大江 陽一郎 大島 佑之 鈴木 則雄 福本 博	4	松寿 ハタエ 清水 義雄 小林 御幸	永島 伸郎
金富小学校	須田 均 新島 佐 横室 紀子 田中 盛久	河江 信 斎藤 季夫 出口 雅之 出口 忍 星合 実	3	内藤 茂男 仲川 明子 黒崎 千恵子	
窪町小学校	中澤 正博 永井 博典 松本 正雄 仙頭 正四郎	岡野 薫 加賀谷 昇 竹内 千恵 戸田 尚子 三森 紀夫 山本 益重	5	織田 啓靖 木下 昌代 井田 真紀	斉藤 勝信
大塚小学校	斉藤 勝之 大橋 孝治 安田 大吉	石川 晃史 石川 雅昭 坂井 孝郎 坂井 和雄 野村 茂樹 山崎 耕三 山崎 真弘	5	木下 博史 知久 直美 酒井 紀美子	
駕籠町小学校	赤池 洋 山崎 正一 渋谷 潔	稲田 勝紀 勝見 和枝 北林 博 北村 佳久 小島 敬一	7	久保田 軍蔵 石和 志保 小森 彩	虎澤 俊貴 瀧澤 一裕
第一中学校	福島 文典 松浦 本 植田 尚樹	佐藤 勇 佐藤 文彦 竹内 弘 渡辺 正篤	5	酒井 一男 片田 良輔 石渡 啓子	
第三中学校	内山 通子 弓 幸史 関 直樹 高野 紀子	青柳 美佐子 北矢 光世 矢崎 稔也 渡邊 文秀	3	田村 公子 田中 とし子 木下 和子	滑田 孝
第五中学校	松平 隆光 松平 喜美子 加勢田 美恵子 中原 秀彦 中原 千恵子	伊藤 隆 長谷川 信彦 望月 厚 山縣 量一	4	高橋 文男 甲斐田 房子 吉田 あづさ	
第七中学校	上田 和夫 内海 裕美 青木 幹泰 中村 良延	金子 守 小家 公 佐久間 暁美 志賀 昭二 志賀 泰昭 永井 正之	6	大場 荘介 小野沢 三枝子 野田 宏江	
第十中学校	近藤 和喜夫 水間 宏 堅石 廣	今堀 忠男 西井 達哉 西井 日出子 藤沢 幸三郎 山川 克己	7	伊豆田 格 樋田 正敏 萩原 恭一	
茗台中学校	三橋 堯 坂田 修一 森 蘭子 浅野 文一 藤岡 正勝	有本 富英 國枝 正人 時岡 寛子 仲宗根 松夫 橋本 健 橋本 八朗	3	須永 裕二 木下 暢子 小川 美恵子	

避難難所救護班

〔本郷地区〕

学校名	医師氏名 【氏名：昼間・診療時間 帯のみの医師】	歯科医師氏名 (◎学校歯科医)	班との 連絡	薬剤師氏名	柔道接骨師 氏名
湯島小学校	奥田 晃三 菰原 廣光 大森 暢久 山野 みどり	大塚 博太 渡辺 晋 李 泰興	◎川又 邦夫 石神 栄隆 佐藤 正孝	戸田 哲司 大島 夏生 吉川 光一	岩井 健二
誠之小学校	中村 宏 石川 舜一	新村 三枝子 大橋 誠	◎松岡 隆司 榎 一紀 北浦 光昭	古米 聡美 徳重 信之 吉村 加代子	坂本 恒夫
根津小学校	猪狩 正昭 金沢 博俊	細部 高英 山道 博	◎辻村 利美 小泉 和浩 前島 伸一郎	石川 隆章 新井田 直子 平野 良枝	
千駄木小学校	高木 知里 丹羽 明 原本 富雄	田中 源一 橋本 宏	◎馬場 剛 森 俊一 内藤 良二	山本 三恵子 井上 登 清水 晴江	千北 貞二
汐見小学校	後藤 博一 佐藤 雅康	齋藤 裕 小泉 勇	◎鈴木 嗣雄 近藤 寿哉 岩波 行紀	依田 多聞 山本 学 塙 幸枝	山本 諭
昭和小学校	奥山 英二 武藤 二郎 松田 春甫	川内 康裕 加藤 裕昭	◎丸山 記久麿 藤田 良治 醍醐 宏和	倉本 香 佐々木 珠美 大山 美穂	
駒本小学校	馬場 隆 岩澤 博俊	森田 達郎 羽鳥 浩	◎高橋 健二 安東 治家 小滝 昇	松田 宏子 堀川 三枝子 板垣 ひとみ	加藤 康成
本郷小学校	坂口 義信 熊谷 みどり	山田 美也子 山崎 瑞樹	◎雨宮 正樹 須川 直機 平井 基之	加藤 三千尋 岡田 精二 石田 和雄	青山 誠司
旧元町小学校 (桜蔭学園)	飯田 晃 太田 陽一	松本 純治 馬淵 茂樹	三羽 敏夫 木本 徹 渡部 康男	丸山 英雄 篠田 隆 大槻 均	
第六中学校	西岡 隆文 江川 知子	濱島 関郎 谷部 正浩	◎佐藤 晃一 松田 由紀子 吉野 徹	高木 孝純 平山 英子 小林 尚	
第八中学校	熊本 基 吉行 俊久	田代 真一 藤原 信禎	◎田中 久雄 正嶋 世紀 中島 宏治	福富 達夫 関口 ルミ子 坂本 絢子	
第九中学校	加藤 一富 福地 孝	齋藤 靖 紙谷 節夫	◎佐藤 友二 秋山 正則 福德 幸司	岩楯 新司 釜島 公子 福富 由紀子	松本 敏彦
文林中学校	岩瀬 一 渡邊 泰	森谷 茂樹	◎松原 真 山田 省吾 鈴木 愛三	古米 弘幸 早田 奈美 矢野 順美	
本郷台中学校	相田 尚文 金 吉男	一宮 和夫 伊達 実	◎石原 忍 大野 博史 小谷 武夫	小倉 孝允 雨宮 昌男 岡本 健	永井 秀雄

避難場所救護班【医師会】

避 難 場 所	巡 回 ち ゅ う
六義園	昭和小学校
東京大学	第六中学校 湯島小学校
後樂園一帯	第三中学校
お茶の水女子大学一帯	第七中学校
教育の森公園一帯	窪町小学校
護国寺一帯	青柳小学校
小石川植物園	第十中学校 明化小学校

避難場所救護班【歯科医師会】（○：班長）

班	避 難 場 所	氏 名
1	六義園	○松原 真 高橋 健二 森 俊一 福徳 幸司
2	東京大学	○田中 武久 石原 忍 小川 洋一 木本 徹 北村 正 小泉 和浩 近藤 寿哉 馬場 剛 松本 重之
3	後樂園一帯	○渡邊 文秀 望月 厚 高木 勝憲 榎 一紀 呉 清彦 三羽 敏夫
4	お茶の水女子大学一帯	○山川 克巳 朝比奈 光子 信森 道生
5	教育の森公園一帯	○船崎 透 仲宗根 松夫 國枝 正人
6	護国寺一帯	○志賀 泰昭 高橋 義一 野村 茂樹 山口 学
7	小石川植物園	○藤沢 幸三郎 渡辺 正篤 中崎 裕

災害用医療資器材等の整備状況

第1 災害用医療資材セット（通称7点セット）

1 セット1組の名称・内容品の品目数

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
蘇 生 セ ッ ト	1	35	
創 傷 セ ッ ト	1	18	
熱 傷 セ ッ ト	1	15	
骨 折 セ ッ ト	3	14	1、2、3号箱
輸 血 ・ 輸 液 セ ッ ト	2	20	1、2号箱
緊 急 医 薬 品 セ ッ ト	1	26	
雑 品 セ ッ ト	1	18	

2 整備組数

3組

3 設置場所

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 文京区役所備蓄倉庫（春日1-16-21） | 1組 |
| (2) 文京スポーツセンター備蓄倉庫（大塚3-29-2） | 1組 |
| (3) 弥生備蓄倉庫（弥生2-9-10弥生職員住宅） | 1組 |

第2 救急医療セット（通称JM-8）

1 セット1組の名称・内容品の品目数

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
蘇 生 セ ッ ト	2	44	1、2号箱
創傷・耳鼻科眼科セット	1	29	
熱 傷 セ ッ ト	1	19	
骨 折 セ ッ ト	1	20	
輸 液 ・ 助 産 セ ッ ト	1	20	
補 充 セ ッ ト	1	25	
救 急 医 薬 品 セ ッ ト	1	37	

2 整備組数

3組

3 保管場所

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 健康センター（春日1-16-21） | 1組 |
| (2) 小石川保健サービスセンター（春日1-9-12） | 1組 |
| (3) 本郷保健サービスセンター（千駄木5-20-18） | 1組 |

第3 救急外科セット

1 セット1組の名称・内容品の品目数

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
救 急 外 科 セ ッ ト	2	44	1、2号箱

2 整備組数

6組

3 保管場所

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 小石川医師会事務所（小石川5-6-9） | 3組 |
| (2) 文京区医師会事務所（千駄木1-13-9） | 1組 |
| (3) 大塚診療所（湯島3-31-6） | 1組 |
| (4) 堀越医院（千駄木3-47-8） | 1組 |

第4 テント及び担架等

1 品名及び整備数

テント6張、担架6架、小型発電機3機、照明器具6個、回転警告灯3個

2 保管場所

- | | | | |
|--------------------|---|---|--------------|
| (1) 文京区役所備蓄倉庫 | } | 各 | テント2張、担架2架 |
| (2) 文京スポーツセンター備蓄倉庫 | | | 発電機1機、照明器具2個 |
| (3) 弥生備蓄倉庫 | | | 警告灯1個 |

第5 医療救護班員用被服等整備

1 品名及び整備数

医師用	上衣	61着	帽子	61着	ヘルメット	61個
	腕章	170枚				
看護師用	上衣	15着	帽子	15着	ヘルメット	15個
歯科医師用	腕章	170枚				
薬剤師用	腕章	130枚				
接骨師用	腕章	30枚				

2 保管場所

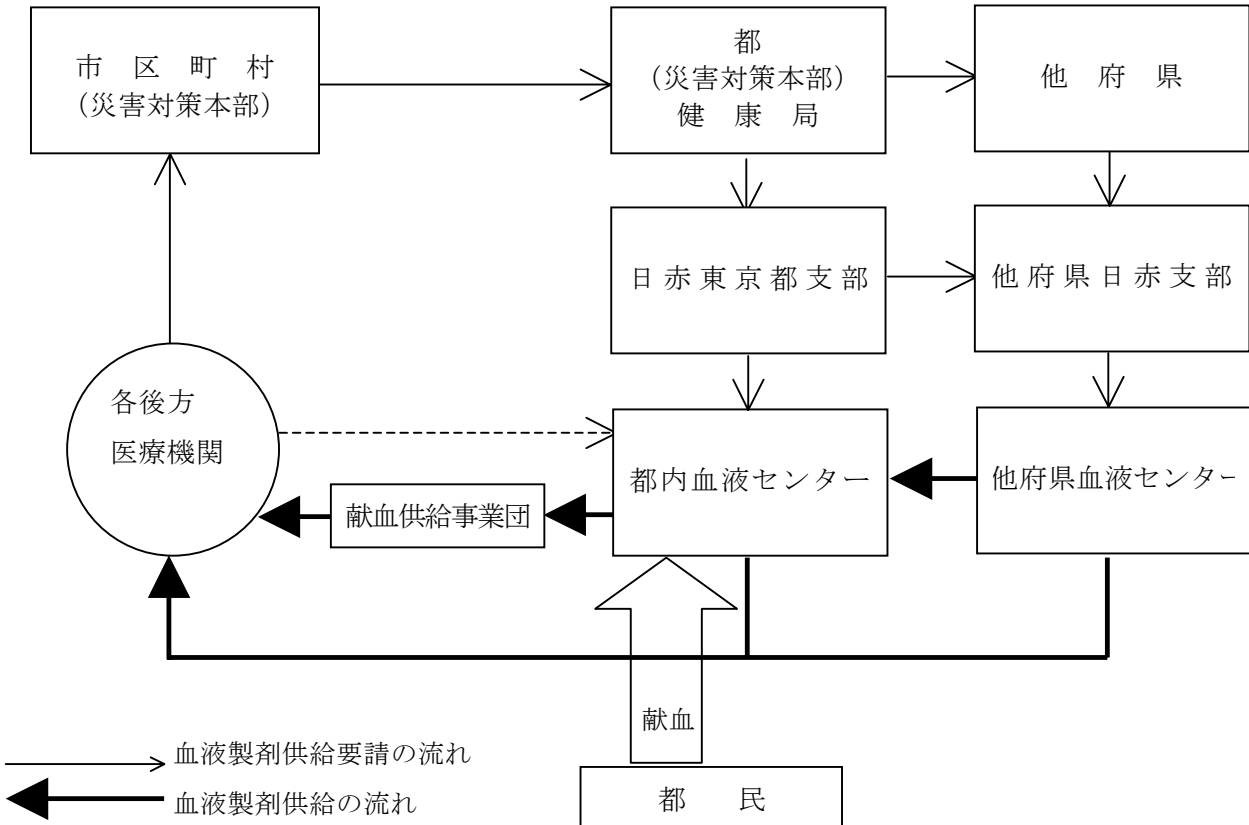
医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会で保管

血液製剤の確保

ア 各機関の対応

機 関 名	内 容
都 健 康 局	都健康局長は、市区町村長から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給方を要請する。
日赤東京都支部	<p>災害発生後、速やかに都内各血液センターの被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）を中心に状況に応じた血液製剤確保体制をとる。</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）、都内各血液センターが献血供給事業団と密接な連携の下に供給を行う。</p> <p>(2) 被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。</p> <p>(3) 不足する場合は、他道府県支部（血液センター）に応援を依頼し、都外からの血液製剤導入によりその確保を図る。</p> <p>2 その他</p> <p>血液製剤の都外からの輸送等については日赤で行うほか、状況により都をはじめ各機関の協力を要請する。</p>
献血供給事業団	<p>災害発生後、速やかに、都内各事業団支所の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給体制をとる。</p> <p>1 応急対策</p> <p>都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、本部、都内各支所が日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び都内各血液センターと密接な連携のもとに行う。</p> <p>2 その他</p> <p>血液製剤の都外からの輸送等について、都、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び都内各血液センターから要請があった場合は協力して行う。</p>

イ 血液製剤の供給体制



文京区地域危険度一覧表（第5回東京都地域危険度測定調査） 平成14年12月

町名	町丁目	建物倒壊危険度		火災危険度		避難危険度		総合危険度		特性評価
		順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	
大塚	1丁目	4,026	1	975	3	4,383	1	3,330	1	AAA
	2丁目	3,838	1	843	3	4,434	1	3,201	1	AAA
	3丁目	3,237	1	701	3	4,249	1	2,824	1	AAA
	4丁目	1,350	2	239	4	2,386	2	1,037	3	ABA
	5丁目	2,760	2	219	4	4,480	1	2,497	2	ABA
	6丁目	2,071	2	94	4	3,195	1	1,586	2	ABA
音羽	1丁目	1,303	2	1,491	2	914	3	923	3	AAA
	2丁目	1,736	2	352	4	3,213	1	1,568	2	ABA
春日	1丁目	4,202	1	1,997	2	4,402	1	3,852	1	AAA
	2丁目	2,904	1	1,354	2	1,882	2	1,922	2	AAA
小石川	1丁目	949	3	585	3	1,757	2	770	3	AAA
	2丁目	2,237	2	617	3	2,707	2	1,662	2	AAA
	3丁目	2,129	2	182	4	1,508	2	974	3	ABA
	4丁目	3,092	1	1,553	2	1,015	3	1,720	2	AAA
	5丁目	2,720	2	1,612	2	1,633	2	1,860	2	AAA
後楽	1丁目	4,049	1	4,544	1	4,459	1	4,633	1	AAA
	2丁目	220	4	28	5	3,283	1	850	3	BBA
小日向	1丁目	3,036	1	2,679	2	2,117	2	2,659	2	AAA
	2丁目	2,632	2	2,026	2	2,078	2	2,173	2	AAA
	3丁目	731	3	983	3	2,532	2	1,139	3	AAA
	4丁目	2,778	2	1,766	2	2,638	2	2,380	2	AAA
水道	1丁目	677	3	453	3	958	3	344	4	AAA
	2丁目	94	4	143	4	528	3	56	5	BBA
関口	1丁目	792	3	419	3	308	4	189	4	AAB
	2丁目	4,317	1	3,736	1	1,955	2	3,595	1	AAA
	3丁目	3,949	1	1,436	2	2,008	2	2,468	2	AAA
千石	1丁目	690	3	481	3	1,453	2	519	3	AAA
	2丁目	714	3	447	3	2,644	2	961	3	AAA
	3丁目	1,006	3	1,153	3	1,986	2	1,103	3	AAA
	4丁目	316	4	189	4	719	3	122	4	BBA
千駄木	1丁目	763	3	3	5	1,716	2	465	3	ABA
	2丁目	304	4	7	5	1,663	2	302	4	BBA
	3丁目	524	3	356	4	674	3	201	4	ABA
	4丁目	487	3	191	4	648	3	149	4	ABA
	5丁目	440	3	24	5	919	3	161	4	ABA
西片	1丁目	1,629	2	1,827	2	2,076	2	1,652	2	AAA
	2丁目	1,404	2	1,307	2	2,991	1	1,739	2	AAA
根津	1丁目	447	3	381	3	3,374	1	1,128	3	AAA
	2丁目	3	5	12	5	1,699	2	241	4	BBA
白山	1丁目	490	3	221	4	1,280	2	311	4	ABA
	2丁目	423	3	332	4	3,188	1	1,023	3	ABA
	3丁目	1,643	2	2,538	2	4,667	1	3,098	1	AAA
	4丁目	727	3	703	3	3,231	1	1,296	2	AAA
	5丁目	1,328	2	210	4	1,274	2	599	3	ABA
本駒込	1丁目	576	3	808	3	1,357	2	559	3	AAA
	2丁目	1,130	3	559	3	2,856	1	1,250	2	AAA
	3丁目	806	3	673	3	1,313	2	585	3	AAA
	4丁目	533	3	802	3	1,023	3	428	3	AAA
	5丁目	560	3	731	3	2,255	2	859	3	AAA
	6丁目	1,776	2	2,414	2	4,506	1	3,022	1	AAA
本郷	1丁目	1,746	2	754	3	2,757	2	1,545	2	AAA
	2丁目	1,271	2	836	3	872	3	657	3	AAA
	3丁目	1,213	2	1,720	2	1,424	2	1,180	2	AAA
	4丁目	739	3	646	3	2,443	2	975	3	AAA
	5丁目	346	4	323	4	2,916	1	874	3	BBA
	6丁目	689	3	566	3	3,299	1	1,255	2	AAA
	7丁目	4,339	1	2,743	2	4,396	1	4,152	1	AAA
向丘	1丁目	542	3	64	5	2,073	2	536	3	ABA
	2丁目	735	3	420	3	2,512	2	903	3	AAA
目白台	1丁目	3,638	1	341	4	1,650	2	1,701	2	ABA
	2丁目	2,637	2	197	4	1,075	3	1,003	3	ABA
	3丁目	2,353	2	178	4	2,504	2	1,448	2	ABA
弥生	1丁目	1,870	2	1,081	3	4,578	1	2,526	2	AAA
	2丁目	1,569	2	56	5	3,968	1	1,678	2	ABA
湯島	1丁目	2,010	2	2,086	2	796	3	1,390	2	AAA
	2丁目	700	3	947	3	984	3	521	3	AAA
	3丁目	1,003	3	939	3	875	3	603	3	AAA
	4丁目	1,479	2	661	3	3,167	1	1,570	2	AAA

特性評価

AAA...相対的に危険度の低い町、AAB...避難に困難を伴う町、ABA...火災に注意すべき町、BAA...建物倒壊に注意すべき町、ABB...火災と避難に注意すべき町、BAB...建物倒壊と避難に注意すべき町、BBA...建物倒壊と火災に注意すべき町、BBB...建物倒壊、火災、避難の全てに注意すべき町

急傾斜地危険箇所一覽

平成13年度東京都調査による

自然斜面（12箇所）

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾 斜度 (度)	高さ (m)
1	目白台 1-18	48	40	6
2	〃 1-20	83	35	11
3	関口 2-10	210	45	10
4	春日 2-8	75	45	6
5	白山 2-3	135	45	8
6	〃 5-7	276	35	5
7	西片 2-7	71	45	6
8	千駄木 1-11	194	35	8
9	弥生 2-20	174	45	8
10	〃 2-11	144	55	12
11	大塚 5-40	90	50	7
12	大塚 5-20	95	45	7

人工斜面（33箇所）

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾 斜度 (度)	高さ (m)
1	目白台 1-8	107	85	6
2	〃 3-26	41	80	7
3	関口 2-1	378	30	19
4	大塚 1-10	228	80	6
5	〃 2-3	129	70	11
6	〃 5-16	152	90	6
7	音羽 1-10	57	85	5
8	〃 1-6	132	80	6
9	小日向 2-22	99	85	7
10	〃 2-16	78	80	6
11	〃 2-17	112	60	13
12	春日 1-9	137	85	7
13	〃 2-4	203	85	6
14	〃 2-21	117	85	7
15	〃 2-16	75	50	10
16	千石 2-16	261	80	10
17	小石川 2-19	81	60	10
18	〃 3-17	119	45	7
19	白山 1-34	216	85	6
20	〃 2-19、20	125	85	8
21	〃 5-24	125	85	5
22	本郷 1-1~3	113	85	6
23	〃 1-5	123	85	8
24	〃 1-33	176	85	7
25	〃 6-12	110	85	6
26	西片 1-13、14	189	60	10
27	〃 2-14	132	85	7
28	千駄木 2-19	201	85	8
29	〃 3-4	95	30	6
30	〃 3-11	113	85	8
31	湯島 3-5	189	80	8
32	〃 3-19	134	85	8
33	〃 3-28	41	85	5

※危険箇所とは下記の条件（建設省基準）を満たす箇所
所で網羅的にリストアップしたものです。

- ①がけ地の傾斜度が30度以上であること
- ②がけ地の高さが5m以上であること
- ③周辺に人家が5戸以上又は公共建物があること

危険物製造所等一覧表

平成15年4月1日現在

区分	製造所	貯蔵所							取扱所					製造所等合計			
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	営業所	給油所	取扱所				販売取扱所	一般取扱所	
											自動車	家用					船舶航空機
												自	鉄				
件数	0	43	0	2	50	84	0	0	29	6	0	0	11	32	257		

放射性物質関係施設（22カ所）

平成15年4月1日現在

区分	教育機関	研究機関	医療機関	その他の機関	計
件数	12	8	6	4	30

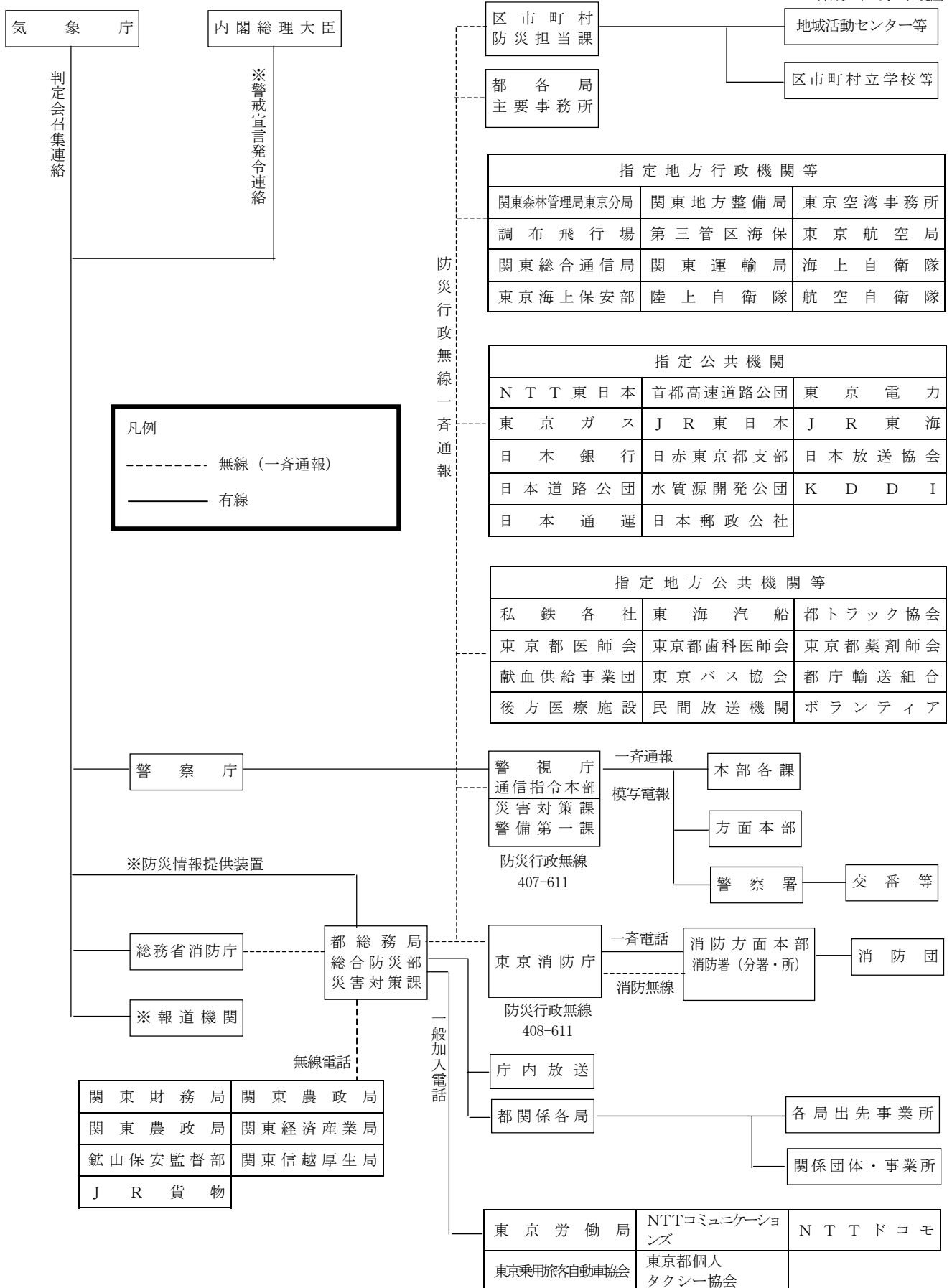
毒劇物製造業同輸入業同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表

平成15年4月1日現在

区分	製造業	輸入業	販売業	めっき業	計
件数	1	0	1	3	5

判定会招集・警戒宣言発令連絡報の伝達系統図

(平成15年4月1日現在)



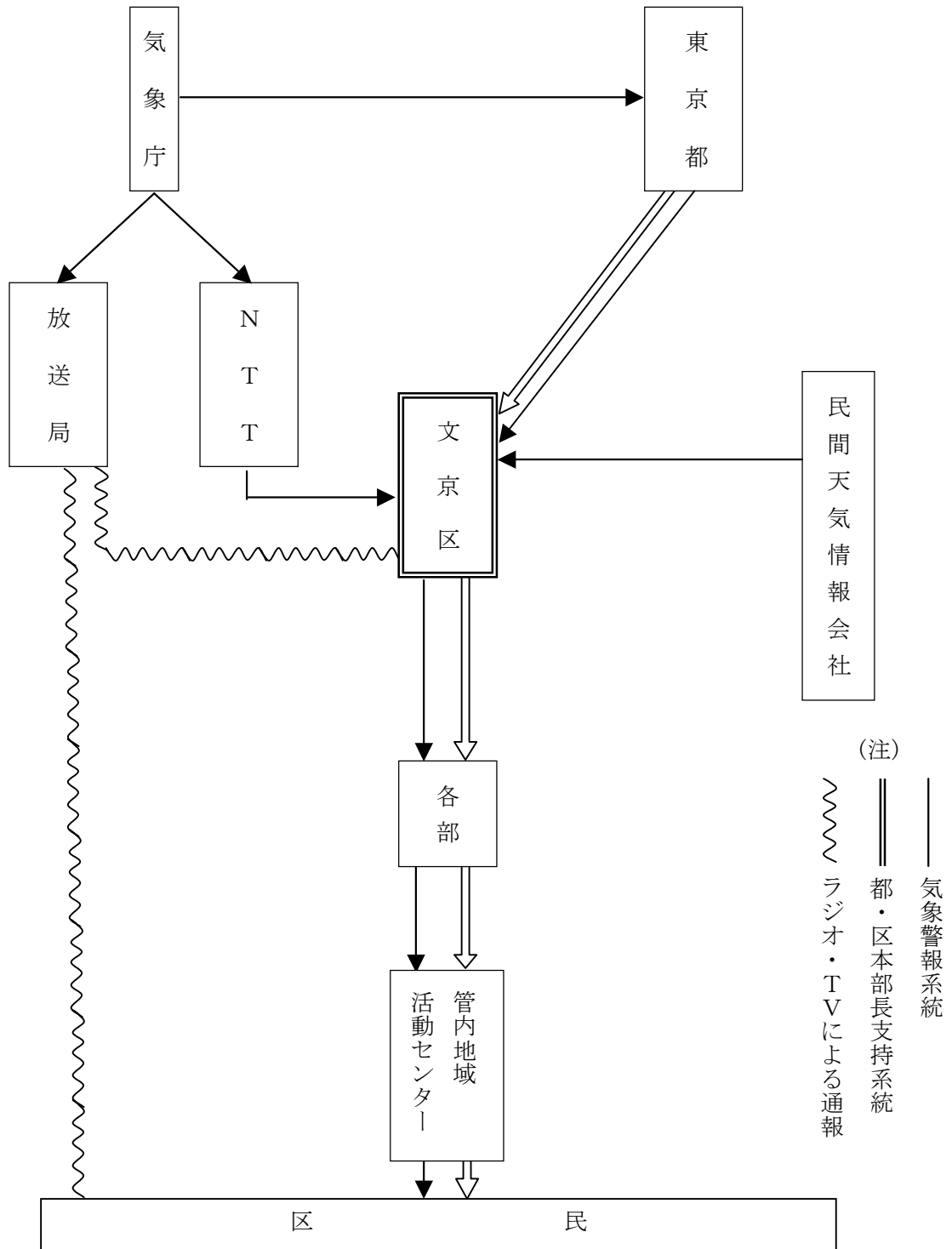
※・・・警戒宣言発令連絡の時

種 類		地 域	発 表 基 準				
注 意 報	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき、具体的には次の条件に該当する場合					
		東 京 地 方	潮位が、東京湾平均海面（T P）上2.0m（A P上3.1m）以上と予想した場合				
	波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東 京 地 方	有義波高が1.5m以上と予想した場合				
	※ 浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想した場合					
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
			1 時 間 雨 量	3 時 間 雨 量	2 4 時 間 雨 量		
	東 京 地 方	23区東部 23区西部 多摩南部 多摩北部	30mm以上	70mm以上	130mm以上		
		多摩西部	50mm以上	90mm以上	180mm以上		
警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東 京 地 方	平均風速が25m/s以上と予想した場合				
	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東 京 地 方	平均風速が25m/s以上で雪を伴うと予想した場合				
	気 象 警 報	大 雨 警 報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
					1 時 間 雨 量	3 時 間 雨 量	2 4 時 間 雨 量
			東 京 地 方	23区東部 23区西部 多摩南部 多摩北部	50mm以上、ただし、総雨量80mm以上	90mm以上	200mm以上
				多摩西部	70mm以上	120mm以上	250mm以上
	大 雪 警 報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東 京 地 方	24時間降雪の深さが20cm以上（ただし、多摩西部では30cm以上）と予想した場合				
※ 地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合						
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
	東 京 地 方	潮位が、東京湾平均海面（T P）上3.0m（A P上4.1m）以上と予想した場合					
波 浪 警 報	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
	東 京 地 方	有義波高が3.0m以上と予想した場合					
※ 浸 水 警 報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合						

種 類		地 域	発 表 基 準			
警 報	洪 水 警 報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には次の条件に該当する場合				
			1 時 間 雨	3 時 間 雨 量	24 時 間 雨 量	
		東 京 地 方	23区東部 23区西部 多摩南部 多摩北部	50mm以上、た だし、総雨量80mm 以上	90mm以上	200mm以上
			多摩西部	70mm以上	120mm以上	250mm以上
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度発現する短時間の激しい雨を観測した場合					
		1 時 間 雨 量				
		東 京 地 方	100mm			

- (注) ア 発表基準欄に記載した数値は、東京都における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定め
たものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- イ ※印の注意報、警報は標題を出さずに、気象注意報、警報に含めて行う。
- ウ *印は、気象官署の値であることを示す。
- エ 気象庁が使用する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面 (TP) と荒川工事基準面 (AP)
を併用する。また、伊豆諸島南部においては八丈島平均海面 (MSL) を使用する。なお、TPは、AP上1.13
mであるが、実用上は1.1mとして取扱う。

気象警報・通報指示系統図



震度 5 弱及び 5 強地域の被害状況等の程度

区 分		震 度 5 弱	震 度 5 強
人間 に与える 影響	起きている人の 感覚と心理	ほとんどの人が物がこすがりたいと感じる。	ほとんどの人が恐怖を感じあるいは目まいがする。
	眠っている人	ほとんどの人が驚いて飛び起きる。	1. 一瞬何が起ったのかわからず、茫然とする。 2. ベッドから転げ落ちることがある。
	人々の行動	1. かなり多くの人が屋外へ走り出そうとする。 2. その場で立ちすくむ者もある。	1. 直立困難になり、物につかまらないうと歩けない。 2. 階段を降りるのはほとんど不可能となる。 3. 物こぶつかって動けない。 4. かなり多くの子どもが泣き騒ぐ。
建	木造家屋	1. 柱・梁等の継手の破損する家がわずかに生ずる。 2. しっくい壁でひびが入りわずかに落ちる。 3. 老朽家屋かなり破損し、傾くものも生ずる。 4. 瓦はかなりくずれする。 5. しっくい天井は一部にはくりの生ずることがある。	1. 柱・梁等の継手に破損やゆるみの生ずることがある。 2. 羽目板がはずれることがある。 3. 土台のずれる家がわずかに出る。 4. 老朽家屋、屋根の重い家一階に壁や柱の少ない建物等では、かなり破損し、中には倒れるものもある。 5. かなり多くのしっくい壁でひびが入り、大壁は落ちることがある。 6. 瓦は、ずれることが多く、中には落ちるものもある。 7. しっくい天井は、かなり落ちる。
	鉄筋コンクリート造	1. かなりゆれる。 2. きしみ音とともにモルタル壁などに亀裂が入りコンクリート壁にも小さな亀裂が入ることもある。 3. 天井については、木造家屋の記述に準ずる（以下同じ）。	1. 設計・施工の悪いものは鉄筋が露出したり、座屈するものもあり、部分破壊するものもある。 2. 壁のタイルなどの化粧材で落ちるものが生ずる。
物	レンガ造・石造・ ブロック造 ※	無筋の壁体が、わずかに転倒する。	外壁がくずれたり、亀裂が入るなど破壊が生じ、かなり崩壊する。
	戸、障子、窓ガラス	1. 木製の戸は、はずれることもあるが、ガラスの割れることは少ない。 2. ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスに、割れて落ちるものがある。 3. 障子が破れることがある。	1. 開き戸は、変形し、開かなくなることがある。 2. 鉄筋の扉、シャッターは変形により開かなくなることがある。 3. 戸、障子は外れ、破損することがある。 4. 窓ガラスは枠ごとはずれることがある。 5. ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスは、かなり多く破損落下する。 6. ビルのゴムパッキンを使用したハメ殺し窓や、ハメ殺し以外のものでも少しのガラスが破損落下する。

※ 組積造、補強コンクリートブロック造で建築基準法施行令に従って施工されたものは、鉄筋コンクリート造に準ずる耐震性をもつ。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
付 属 構 造 物	エレベーター	カウンターウェイトがはずれたり、配線やワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。	カウンターウェイトがはずれたり配線やワイヤーが巻きつき、運転不能となることがかなりある。
	看板等	取付の悪いものは落ちることがある。	1. 取付の悪いものはかなり落ちる。 2. 外壁のタイルは、剥離落下するものがある。
	煙突・高架水そう等	1. レンガ製の煙突は、上部が崩れるものがある。 2. 煙突こびり割れが生じ、まれに折損する。 3. 屋上の鉄骨架台上的高架水そうは、破損するものもある。	1. 煙突に折損するものが少し出る。 2. 屋上の鉄骨架台上的高架水そうはかなり破損する。
	塀	1. ブロック塀で、鉄筋のないもの、基礎の弱いものは、くずれたり倒れることがある。 2. 大谷石塀は倒れるものもある。	1. ブロック塀で、鉄筋の少ないもの、基礎の弱いものは倒れるものが多い。 2. 施工の悪い大谷石塀はほとんど倒れる。
屋 内 の 収 容 物	家具	1. 机やロッカーなどが移動することがある。 2. タンス・細長い家具・テレビ・クーラーで倒れたり、ずれたりするものもある。 3. 机・家具の引出しがとび出すことがある。	1. 重い家具も移動し倒れるものもある。 2. タンス・細長い家具・テレビなど倒れるものが増える。 3. 冷蔵庫・ピアノが倒れることがある。
	置物等	1. 安定な花瓶なども倒れることがある。 2. 電話の受話器がはずれることがある。 3. 人形ケースなど固定の悪いものは落下する。	1. 電話の受話器ははずれることが多い。 2. 多くのものが倒れたり、ずれ動き、家具などの上からは落ちる。
	絵・額・振り時計	1. 取付の悪いものはかなり落ちる。 2. ほとんどの振り時計が止まる。	1. 取付の悪いものはほとんど落ちる。 2. 振り時計はすべて止まる。
	電灯・シャンデリア等の吊下物	1. 取付の悪い蛍光灯の球が落下する。 2. チェーン吊りの蛍光灯で落ちるものがある。 3. 寺の鐘が鳴ることもある。	1. シャンデリアやチェーン吊りの蛍光灯は、激しくゆれ、天井こぶつかうなどしてかなり落下する。 3. 寺の鐘が激しく動く。
	書棚・陳列棚 自動販売機 (屋外のものも含む)	1. 書棚から本がかなり落ちる。 2. 陳列棚の酒ビンや薬局の薬品、塗料店の品物がかなり落ちる。 3. 棚のものがかなり落ちる。 4. 自動販売機で足場の悪いものははずれたり倒れたりする。	1. 陳列棚の酒ビンや薬局の薬品、塗料店の品物がほとんど落ちる。 2. 棚のものがほとんど落ちる。 3. 自動販売機はかなり倒れる。
火 気 使 用 機 具	ガスコンロ・ガステーブル等	台上にあるガスコンロ、ガステーブルは移動したり、落ちたりするものがある。	1. ガスコンロ、ガステーブルはかなり移動したり落ちたりする。 2. ガス湯沸器で取付の悪い壁式のものも落ちるものがある。 3. 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものは倒れるものがある。 4. 営業用のガスレンジなどにも移動したり転倒したりするものがある。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
火 気 使 用 機 具	ガ ス ス ト ー ブ 石 油 ス ト ー ブ	1. 石油ストーブの対震自動消火装置がかなり作動する。 2. ガスストーブ・電気ストーブで転倒するものがある。	1. 石油ストーブの対震自動消火装置が作動する。 2. 円筒型で重心の高い石油ストーブは転倒する。 3. ポット型石油ストーブの燃料そうが転倒する。 4. ガスストーブ・電気ストーブはかなり転倒する。
	L・P・Gボンベ	1. 鎖止めのないもの、鎖止めの弱いものは転倒する。 2. 細長いボンベで鎖止めの位置が高すぎるものは抜けだして倒れるものがある。	1. 細長いボンベで鎖止めの良いものも壁体ごと倒れるものがある。 2. 細長いボンベで鎖止めの位置が高いものは抜けだしてかなり倒れる。
交 通 機 関 等	鉄 道	1. 運転手の多くが地震だと気づき、在来線及び地下鉄は運転を一時見合わせる。 2. 盛土で地盤の悪い所では、かなり亀裂が生ずる。	1. 盛土で地盤の悪い所では沈下が生ずる。 2. 切取斜面で落石などが、かなり生ずる。
	自 動 車	1. 車輪がパンクしたような感じがする。 2. ハンドルを取られるような感じがする。 3. 前方の道路が波打つ感じがする。 4. 停車中の車が動くことがある。	1. 四輪が同時にパンクしたようになり、ハンドルを取られて運転が困難となる。 2. 停車中の車両が移動し、駐車間隔が狭いと互いにぶつかることがある。
	自 転 車	よるけて自転車の運転が困難となる。	自転車の運転ができない。
屋 外 の 構 造 物	道 路	1. 盛土道路の路肩の部分にひびが入ることがある。 2. 急斜面にある道路が損壊することがある。	1. 盛土道路では、大きな地割れが入ったり、路肩が崩れることがある。 2. 石畳は相互に押し合い、かなり多くのすき間やつき上げを生ずる。 3. 傾斜面の道路は、土砂崩れなどによる損壊を生ずることがある。
	橋	レンガ造、無筋コンクリート橋脚に亀裂が生ずることがある。	1. 橋の取付部分に段差が生じたり盛土の路肩部分が崩れることがある。 2. 木造の橋は被害を生ずる。 3. レンガ造、無筋コンクリート橋脚に切断、相対ずれ、の生ずることがある。
	電 柱 ・ 電 線 等	1. 電線が大きくゆれる。 2. 小範囲で停電する場合がある。	1. 看板の落下などにより電線が断線する場合がある。 2. 一部の地域で停電する場合がある。
	墓 石	1. 石灯籠がかなり倒れる。 2. 墓石は回転したり、ずれたりして、不安定なものも倒れる。	1. セメントで固定したものは、ほとんど移動するか回転する。 2. 記念碑等は台石上でずれたり、回転し、倒れるものもある。 3. 鳥居はかなり破損する。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
そ の 他	地 下 埋 設 管	1. 水道管で、鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がわずかに生ずる。 2. ガス管で、配管接続部にゆるみを生ずることがある。	1. 地割れ部分や、異なった地盤の境目では、水道鉄管の継手部のぬけ出しや破損・折損がかなり生じガス管でも配管接続部に破損が生ずることがある。 2. 地盤の良い所でも、水道鉄管の破損が生ずることがあり、ガス管の配管接続部にゆるみを生ずることがある。 3. 一部の地域で、断水を生じ、ガスの供給を停止することがある。
	擁 壁	排水孔の無い石積みものは、崩れたり、はらんだりするものがある。	1. 地盤の悪い所の石積みものは、崩れたり、はらみ出すものが多い。 2. コンクリートのものでも普段から前かがみのものには、被害を受けるものがある。
	地 変	1. 山地や崖地などで落石を生ずることがある。 2. 宅地造成地などの盛土や傾斜地にやや大きな亀裂を生ずることがある。 3. 水田に液状化現象が起こり、噴砂、噴泥が生ずることがある。	1. 平らな地面にも亀裂を生ずることがある。 2. 軟弱な地盤の所で、陥没・地すべりが生ずる。 3. 地盤によって、多少の液状化現象が起こり、水や砂や泥の噴出が生ずる。 4. 山地では落石・山崩れが多く起こる。
	プ ール ・ 池 ・ 湖 水 ・ 井 戸 等	1. 池や湖水の泥が攪乱され水がにごる。 2. 池・河川・湖が波立って岸に波のあとが残る。 3. プールの水が少し溢れ出る。 4. 井戸の水位が変化することが多い。 5. 泉の湧出量が変わり、あるいは出始めたり涸れたりする。	1. 池・プールの水が大きく溢れ出る。 2. 井戸の水位の変化が多く井戸水が涸れたり、水が出始める。 3. 泉の湧出量が変わり、出始めたり、涸れたりすることが多い。

被害などの量を示す副詞・形容詞の使用については、一定の目安として次のようにしています。

- (用 語 の 使 い 方)
- ・まれに…………… 1%以下
 - ・わずかに…………… 数%以下
 - ・少し…………… 10%前後
 - ・かなり…………… 30%前後
 - ・多く…………… 50%前後
 - ・かなり多く…………… 70%前後
 - ・ほとんど…………… 80～90%
 - ・すべて…………… 100%

・ものも (が) } ある…… 震度階に特徴的に現れ始めるといった程度の現象で、上記のように現象を量的に表現できかねる場合。
 ・ことも (が) }

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ラ イ フ ラ イ ン	地 盤 ・ 斜 面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している、揺れに気付く人があ				
	4.5							

計測震度	震度階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地 盤 ・ 斜 面
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を 図ろうとする。一部の人は、 行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、 棚にある食器類、書棚の本が 落ちることがある。座りの悪い 置物の多くが倒れ、家具が 移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることが ある。電柱が揺れるの がわかる。補強されていない ブロック塀が崩れることが ある。道路に被害が生じることが ある。	耐震性の低い住宅では、 壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、 壁などに亀裂が生じるもの がある。	安全装置が作動し、ガスも 遮断される家庭がある。まれに 水道管の被害が発生し、断水 することがある。 〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じ ることがある。山地で落石、 小さな崩壊が生じることが ある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。 多くの人が、行動に支障 を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の 多くが落ちる。テレビが台から 落ちることがある。タンスなど 重い家具が倒れることがあ る。変形によりドアが開か ない。	補強されていないブ ロック塀の多くが崩れる。据 付けが不十分な自動販売機 が倒れることがあ る。多くの墓石が倒れる。自 動車の運転が困難となり、	耐震性の低い住宅では、 壁や柱がかなり破損した り、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、 壁、梁、柱などに大きな 亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、 壁などに亀裂が生じるもの がある。	家庭などにガスを供給する ための導管、主要な水道管に 被害が発生することがあ る。 〔一部の地域でガス、水道の 供給が停止すること	
5.5	6弱	立っていることが困難に なる。	固定していない重い家具の 多くが移動、転倒する。開か なくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタ イルや窓ガラスが破損、落 下する。	耐震性の低い住宅では、 転倒するものがある。耐 震性の高い住宅でも、壁 や柱が破損するものがある。	耐震性が低い建物では、 壁や柱が破壊するもの がある。耐震性が高い建物 でも壁、梁、柱などに大 きな亀裂が生じるもの がある。	家庭などにガスを供給する ための導管、主要な水道管に 被害が発生する。 〔一部の地域でガス、水道の 供給が停止し、停電 することもある。〕	地割れや山崩れなどが発 生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、 はわないと動くことが できない。	固定していない重い家具 のほとんどが移動、転倒 する。戸が外れて飛ぶこ とがある。	多くの建物で、壁のタ イルや窓ガラスが破損、落 下する。補強されてい ないブロック塀のほとん どが崩れる。	耐震性の低い住宅では、 倒壊するものが多い。耐 震性の高い住宅でも、壁 や柱がかなり破損する ものがある。	耐震性の低い建物では、 倒壊するものがある。耐 震性の高い建物でも、壁 や柱が破壊するものが かなりある。	ガスを地域に送るための 導管、水道の配水施設に 被害が発生することがあ る。 〔一部の地域で停電する。 広い地域でガス、水道の 供給が停止することがあ る。〕	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自 分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく 移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁の タイルや窓ガラスが破損、 落下する。補強されてい るブロック塀も破損する ものがある。	耐震性の高い住宅でも、 傾いたり、大きく破壊す るものがある。	耐震性の高い住宅でも、 傾いたり、大きく破壊す るものがある。	〔広い地域で電気、ガス、 水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべり や山崩れが発生し、地形 が変わることもある。

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

*この震度階級関連解説表は平成8年10月から適用するものである。

広報文例

1. 警戒宣言が発せられたときの文京区長コメント案文

こちらは文京区災害対策本部長です。ただいま内閣総理大臣から、東海地震に係る警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の文京区の予想震度は、5強から弱程度であり、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることもありますので、火元や危険物の管理、家具の固定も行ってください。

ただいま区、警察、消防署などの防災機関は、災害対策本部を設置し、混乱の防止と被害を最小限にとどめるための対策に努力しています。

誤報にまどわされることなくラジオ、テレビ等の報道に注意し、落ち着いて行動するようにお願いします。

2. 警戒宣言が発せられたときの東京都知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震に係る「警戒宣言」が発せられています。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

3. 警戒宣言及び国民に対する呼びかけ

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等の異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

強化地域内の居住者、潜在者及び事業所は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ちついて行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

地震予知情報のくわしい内容については、気象庁長官に説明させますがラジオ、テレビに注意してください。

内閣総理大臣

水 防 活 動 報 告 表

〈 速 報 版 〉

水防管理団体・ 建設事務所名				平成	年	月	日現在
担当部所連絡先	部	課	Tel	報告者			
	係		Fax				
水防活動実施箇所	左 川 岸 右 地先						
地名・住所	区 市 町 村						
活動日時	自	月	日	時	～	至	月 日 時
出動人員	職 員		消 防 団		そ の 他		
	人		人		人		
水防活動の概 況および工法	工 法						
	延 長		m				
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の状況			
					水防関係者の死傷状況		
通 信 欄							

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設局河川部防災課にFAXで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

建設局河川部防災課 Tel 03-5320-5431

FAX 03-5388-1534

被災世帯（事業所）調査票

		地域活動センター		町 会 名		
被災世帯（事業所）住所		丁目 番 号				荘 方
世帯主氏名及び事業所名・代表者名		世帯主氏名			電話 ー	
		事業所名			代表者	
災害の原因・被災年月日		1. 水害 2. 震火災 3. その他 ()			年 月 日	
建 物 の 用 途		1. 住家のみ 2. 事業所のみ 3. 住家・事業所併用				
被害状況	住 家	形態	1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分	程度	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等 () 3. 半壊（焼） 6. なし	
	事 業 所	形態	1. 事務所 4. 倉庫 2. 店舗 5. その他 3. 工場 ()	程度	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等 () 3. 半壊（焼） 6. 地階浸水（床上扱）	
世帯構成員 本人からの聴取		男	女	計	左の うち	小学生 中学生
住民票の有無	有 無	世帯構成	単身世帯 普通世帯 複数世帯 (世帯)			
世帯人員 ※救助上法適用のみ	氏 名	続柄	年令	小・中学校名	学年	人的被害
						死 者 名
						行方不明 名
						重 傷 名
						軽 傷 名
						特 記 事 項
					学年 年	
備考						
救の 護 物給 資 等与	種別	見舞金	特別見舞金	生活必需品	学用品	
	月日	/	/	/	/	
	額等	¥	¥			
	受領印	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
調査 月日	年 月 日		調査員 氏 名	課	町会等 立会人	

被災世帯調査総括表

年 月 日 水 害
震 火 災

(住家のみ用)

地域活動センター	町会	区 分	床上・床下 全壊(焼)・半壊(焼)
----------	----	--------	----------------------

番 号	住 所				世 帯 主	単 身 普 通 の 別	被 害 員	小・中学生		救 護 物 資 等 の 給 与						備 考		
	丁目	番	号	荘 方				小	中	見舞金額	特別見舞金額	生活必需品	学用品					
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
小 計					世帯		人											

(※見舞金は額を記入)

被災事業所調査
 総括表

年 月 日 水災害
 震火災

(事業所のみ)

地域活動センター	町会	区	床上・床下
		分	全壊(焼)・半壊(焼)

番号	所在地			事業所名	代表者名	形態	見舞金額	備考
	丁目	番	号					
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
						事・店・工 倉・他()		
小計				事業所				

年 月 日 水 害
震 火 災

被災世帯調査総括表（住家・事業所併用 判定基準 3 - 1）

地域活動センター	町会
----------	----

番号	住 所			事業所名 代表者名 (世帯主名)	被災程度		単身 普通別	見舞金の 適用区分	被災人員 (事業所 除く)	小・中学生		救護物資等の給与							
	丁目	番	号		住家	事業所				小	中	見舞金額	特別見舞金額	生活必需品	学用品				
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住 住 事 上 下 上											
小	計				全 半 無 上 下	全 半 上 下 地	単	住上	世										
							普	住下	世										
							事上	世											

り災証明申請書

被災世帯（事業所）住所	文京区 丁目 番 号	荘方											
世帯主氏名及び事業所名・代表者名	世帯主氏名												
	事業所名	代表者名											
り災場所	文京区 丁目 番 号												
災害の原因・被災年月日		年 月 日											
建物の用途	1. 住家のみ 2. 事業所のみ 3. 住家・事業所併用												
り 災 状 況	住家	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>形態</th> <th>程度</th> </tr> <tr> <td>1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分</td> <td>1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. なし</td> </tr> </table>	形態	程度	1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. なし							
	形態	程度											
	1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. なし											
	事業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>形態</th> <th>程度</th> </tr> <tr> <td>1. 事務所 4. 倉庫 2. 店舗 5. その他 3. 工場（ ）</td> <td>1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. 地階浸水（床上扱）</td> </tr> </table>	形態	程度	1. 事務所 4. 倉庫 2. 店舗 5. その他 3. 工場（ ）	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. 地階浸水（床上扱）							
形態	程度												
1. 事務所 4. 倉庫 2. 店舗 5. その他 3. 工場（ ）	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等（ ） 3. 半壊（焼） 6. 地階浸水（床上扱）												
人	死者 名. 行方不明 名. 重傷 名. 軽傷 名.												
世帯人員 (り災した者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">氏 名</td> <td style="width: 33%;">氏 名</td> <td style="width: 33%;">氏 名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	氏 名	氏 名	氏 名									
氏 名	氏 名	氏 名											
備考													

太線の中のみ記入してください。 ※世帯人員欄は必要の場合のみ記入してください。

上記のとおりり災したことを証明願います。

年 月 日

住所
申請者 氏名

文京区長 様

発行枚数	枚
------	---

り 災 証 明 書

被災世帯（事業所）住所	文京区			丁目	番	号	荘方
世帯主氏名及び事業所名・代表者名	世帯主氏名						
	事業所名			代表者名			
り 災 場 所	文京区			丁目	番	号	
災害の原因・被災年月日						年	月 日
建 物 の 用 途	1. 住家のみ 2. 事業所のみ 3. 住家・事業所併用						
り 災 状 況	住 家	形 態	1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分	程 度	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等 （ ） 3. 半壊（焼） 6. なし		
	事 業 所	形 態	1. 事務所 4. 倉 庫 2. 店 舗 5. その他 3. 工 場 （ ）	程 度	1. 全壊（焼） 4. 床上浸水等 7. その他 2. 流失 5. 床下浸水等 （ ） 3. 半壊（焼） 6. 地階浸水（床上扱）		
	人	死者 名. 行方不明 名. 重傷 名. 軽傷 名.					
	世帯人員 (り災した者)	氏 名	氏 名	氏 名			
備 考							
<p>上記のとおり災したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">文京区長</p>							

文京区協定先一覧表

種別	NO	内 容	協 定 先	締結年月日
食料	1	米穀供給に関する協力協定	東京都米穀小売商業組合文京支部	昭和54年12月7日
	2	麺類等の提供に関する協定	東京都麺類協同組合 小石川支部・本富士支部・駒込支部	昭和55年4月21日
水	3	教育の森公園内給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都水道局	昭和60年5月31日
	4	井戸使用に関する協定	民間協定井戸所有者	昭和51年～
	5		東京大学大学院理学系研究科 (小石川植物園)	平成12年2月1日
	6		森ビル(株)	平成12年7月31日
	7	豆腐商工組合所有井戸使用に関する協定	東京都豆腐商工組合文京支部	平成10年4月14日
	8	公衆浴場業所有井戸の使用に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 文京支部	平成10年4月15日
医療・保健	9	医療救護活動についての協定	小石川・文京区医師会	昭和51年12月15日
	10	歯科医療救護活動についての協定	小石川・文京区歯科医師会	平成8年11月5日
	11	薬剤師班の派遣・医療品の確保等救護活動についての協定	文京区薬剤師会	平成8年11月5日
	12	柔道接骨師会の応急救護に関する協定	(社)東京都柔道接骨師会文京支部	平成12年6月22日
	13	医療機器等の供給に関する協定	商工組合東京医療機器協会	平成9年1月13日
	14	水害時における消毒車両供給協定	サンレイ、みすず興業、よしだ消毒、みくに科学	昭和62年10月1日
応急対策活動	15	障害物の除去等応急対策に関する協定	文京区災害対策建設協力会	昭和54年2月1日
	16		東京都印刷工業組合文京支部	平成8年11月6日
	17		東京都製本工業組合文京・本郷支部	
	18	施設の復旧・仮設施設の設置等に関する協定	東京都管工事工業協同組合 文京支部	平成13年8月1日
輸送	19	貨物自動車供給協定	東京都トラック協会文京支部	昭和55年10月21日
	20	赤帽軽自動車の協力協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	平成8年3月7日
燃料供給	21	灯油及び固形燃料等の供給に関する協定	東京都燃料小売商業組合 小石川支部・本郷支部	昭和55年4月21日
	22	石油類等の供給に関する協定	東京都石油商業組合文京支部	平成8年10月31日
施設利用	23	災害時の施設設備の利用に関する協定	(財)文京区地域・文化振興公社	平成8年3月15日
連絡	24	緊急連絡用車両の使用及び臨時郵便差出箱の設置等に関する協定	小石川・本郷郵便局	平成9年11月1日
ボランティア	25	ボランティアの活動に関する協定	(社)文京区社会福祉協議会	平成12年6月23日
法律相談	26	特別法律相談に関する協定	文京法曹会	平成13年3月26日

種別	NO	内 容	協 定 先	締結年月日
葬祭用品	27	葬祭用品の供給に関する協定	全東京葬祭業連合会 東京都葬祭業協同組合	平成13年8月1日
	28		(社) 全日本冠婚葬祭互助協会	
一時避難場所	29	一時避難場所に関する協定	東京都立向丘高等学校	平成11年5月7日
	30		東京学芸大学 (竹早小学校・竹早中学校)	平成13年10月17日
トイレ	31	仮設トイレ確保に関する協定	東海リース㈱	平成14年12月2日
他自治体との相互協力	32	特別区相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	平成8年2月16日
	33	相互応援に関する協定	茨城県石岡市	平成8年8月8日
	34		新潟県北魚沼群湯之谷村	平成8年8月23日
	35	大型汎用電子計算機の相互支援体制に関する協定	千代田区、江東区、大田区、杉並区、北区、板橋区、足立区	平成9年8月1日

区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表

平成15年7月1日

機 関 名	代表電話	正 連 絡 先		副 連 絡 先		宿 日 直 室 等 の 電 話
		部 課 係 名	電 話	部 課 係 名	電 話	
文 京 区 役 所	(3812)7111	総務部防災課	(5689)6850	総務部防災課	(5803)1179	(3812)7111 (5803)1199 【0時～5時】
文 京 区 教 育 委 員 会	(3812)7111	庶務課庶務係	(5803)1291			
小石川保健サービスセンター	(3813)5656	健康相談係	(3813)5656			
本郷保健サービスセンター	(3821)5106	健康相談係	(3821)5106			
文 京 清 掃 事 務 所	(3813)6661	管理係	(3813)6661			
総 務 局 総 合 防 災 部	(5388)2454	防災対策課				(5388)2459 (5320)7620 災害時 (5388)2456
水 道 局 文 京 営 業 所	(3815)6911	庶務係	(3815)6911			(3815)6911
下水道局北部第一管理事務所	(5820)4341	庶務課庶務係	(5820)4345	文京出張所	(3946)9506	
都・建設局第一建設事務所	—	工事課	(3542)1291	補修課	(3542)3721	
警 視 庁 第 五 方 面 本 部	(5840)0110		(5840)0110	庶務係	(5840)0110	(5840)0110
富 坂 警 察 署	(3817)0110	警備課	(3817)0110	警務課	(3817)0110	(3817)0110
大 塚 警 察 署	(3941)0110	警備課	(3941)0110	警務課	(3941)0110	(3941)0110
本 富 士 警 察 署	(3818)0110	警備課	(3818)0110	警務課	(3818)0110	(3818)0110
駒 込 警 察 署	(3944)0110	警備課	(3944)0110	警務課	(3944)0110	(3944)0110
東京消防庁第五消防方面本部	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	(3590)0119
小 石 川 消 防 署	(3812)0119	警防課	(3812)0119	予防課	(3812)0119	(3812)0119
本 郷 消 防 署	(3815)0119	警防課	(3815)0119	予防課	(3815)0119	(3815)0119
株式会社NTTサービス東京 東 京 東 支 店	(5688)9102	事業運営部 総務担当	(5688)9102	NTT-ME東京 東支店	(3819)8473	
東 京 電 力 株 式 会 社 東 京 支 店 大 塚 支 社		総務グループ	(4346)2212			(3918)1123
東京ガス株式会社東部支店	(3633)4993	総務広報部	(3633)4993			(0570)002211
交 通 局 水 道 駅 務 区	(3815)7068		(3815)7068			
首都高速道路公団 西 東 京 管 理 局 総 務 部	(3264)8201	総務課	(3264)8201			(3264)9080 交通管制室
帝都高速度交通営団 後 楽 園 駅 務 区	(3812)1722		(3812)1711			
小 石 川 郵 便 局	(3815)7153	総務課				
本 郷 郵 便 局	(5689)0303	総務課				

文京区地域防災計画（平成15年度修正）

平成15年10月発行

編集発行 文京区防災会議

事務局 文京区総務部防災課
〒112-0003 文京区春日一丁目16番21号
☎（5803）1179（ダイヤルイン）

有償頒布価格 830円

印刷番号 G0103009



資源有効利用のため再生紙を使用しています。